又各監獄署の看守採用試驗規則は左の如くである。

第一條　看守ハ試驗ノ上採用スヘキモノトス但左ニ記載スル者ハ此ノ限ニアラス

一　曾テ判任官以上ノ職ヲ奉シタル者
二　看守精勤證書ヲ有スル者
四　陸軍兵卒ニシテ現役滿期トナリ又ハ戰時召集ヲ解除セラレ下士適任證書ヲ有スル者

第二條　看守志願者ハ品行方正年齡二十一年以上四十五年未滿ニシテ徵兵ニ相當セス且ツ左ノ諸項ニ抵觸セサルモノタルヘシ

一　重罪ノ刑又ハ重禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ同上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シ單ニ監視ニ付セラレタル者及輕禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期後五年ヲ經過セサル者但壹法ニ依リ處刑セラレタル者亦之ニ準ス
二　賭博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタル者
三　看守巡査懲罰例又ハ官吏懲戒例ニ依リ免職セラレ二年ヲ經過セサル者
四　身分不相應ノ負債アル者又ハ家資分散者タルノ宣告ヲ受ケ未タ復權ヲ得サル者又ハ從前身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者
五　酒癖アル者又ハ暴行ノ癖アル者

第三條　看守體格ノ檢查ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

一　體質善良ナル者卽チ左ニ記載スル等ノ缺所ナキ者
四肢完具セサル者但執筆把握ニ差支ヘサル指ノ萎小彎屈強直等ノ類ハ此限ニアラス
胸腔機關及腹內臟器若クハ皮膚病較著ノ疾病アル者但較著ノ疾病ニアラサルモ全身諸機關ノ機能衰滅ノ者亦同シ
傳生物畸形等容貌體勢醜惡ナル者
二　身幹五尺以上ニシテ胸圍大約身長ノ半ニ等シク呼吸綽長ノ差一寸以上ノ者（二十四年司法省訓令第八號ヲ以テ本號中改正）
三　兩眼共視力三分ノ二以上ニシテ辨色力完全ノ者
四　聽力六尺ノ距離ニ於テ低語ヲ聽識シ得ル者
五　言語應答明瞭ニシテ充分ノ發聲ニ堪ユル者
六　精神完全ナル者卽チ精神病及神經病（鬱憂癲狂癡獃及舞踏病癲癇等ノ病）ナキ者

第四條　看守技藝ノ試驗ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

一　刑法、刑事訴訟法、裁判所構成法、監獄則、監獄則施行細目　等ノ大要ニ通スル者
二　普通往復文及申告書ヲ作リ得ル者
三　加減乘除ヲ爲シ得ル者
四　普通ニ楷書又ハ行書ヲ書キ得ル者

◉官吏分限

文官分限

凡そ帝國政府に任用せらるゝ文官は、明治三十二年三月勅令第六十二號『文官分限令』の規定に依りて、其の免官退官等を分限せらる。但し親任式を以て任ぜらるゝ官吏幷に公使、秘書官は分限令に依らざるものである。其の免官の場合は

一　不具廢疾に因り又は身體若くは精神の衰弱に因り職務を執るに堪へざる時
二　傷痍を受け若くは疾病に罹り其の職に堪へざるに因り又は自己の便宜に因り免官を願出たる時
三　官制又は定員の改正に因り過員を生じたる時

又休職となる場合は

一　懲戒令の規定に依り懲戒委員會の審査に附せられたる時
二　刑事事件に關し告訴若くは告發せられたる時
三　官制又は定員の改正に依り過員を生じたる時
四　官廳の事務都合に依り必要なる時

而して休職を命ぜられたる者は、其の俸給の三分一を給せられる。

陸海軍將校分限

陸海軍將校は、修身官であるから、其の停年又は事故に依つて豫後備に入ると雖も、修身、其の官を保有し、其の制服を着し、其の官に對する禮遇を受けるのである。而して陸海軍將校が、其の分限を失ふことある場合は左の通りである。

一　本人の請願を許容し其の官を免ぜられたる時
二　日本人たるの分限を失ひたる時
三　重罪の刑に處せられたる時
四　剝官の宣告を受けたる時
五・禁錮に處せられ其の官を失ひたる時
六　武官たるの本分に背き勅裁に依り免官となりたる時

而して其の後備に入り休職給を受くる場合は、各階級に應じ異同あるも、概して文官と大差はない。

◉官吏服務

官吏服務規律

官吏は人民の上に立ち、其の事務を執る可き樞要の地位にあれば、隨つて服務に對しては一定の規律を守り、公明正大、偏頗なきを要す、然れば特別に服務規律なるものを設けて、威權の濫用を警めてある。

▲官吏服務規律（二十年七月勅令第三十九號）

第一條　凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ對シテ忠順勤勉ヲ主トシ法律命令ニ從ヒ各其職務ヲ盡スヘシ

第二條　官吏ハ其職務ニ付本屬長官ノ命令ヲ遵守スヘシ但其命令ニ對シ意見ヲ述ルコトヲ得

第三條　官吏ハ職務ノ內外ヲ問ハス廉耻ヲ重シ貪汚ノ所爲アルヘカラス

第四條　官吏ハ己ノ職務ニ關スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同樣トス

裁判所ノ召喚ニ依リ證人又ハ鑑定人トシテ爲リ職務上ノ祕密ニ就キ訊問ヲ受クルトキハ本屬長官ノ許可ヲ得タル件ニ限リ供述スルコトヲ得

第五條　官吏ハ私ニ職務上未發ノ文書ヲ關係人ニ漏示スルコトヲ禁ス

第六條　官吏ハ本屬長官ノ許可ナクシテ擅ニ職務ヲ離レ及職務上居住ノ地ヲ離ルルコトヲ得ス

第七條　官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ營業會社ノ社長又ハ役員トナルコトヲ得ス

第八條　官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其職務ニ關シ慰勞又ハ謝儀又ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ直接ト間接トヲ問ハス總テ他人ノ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス

官吏外國ノ君主又ハ政府ヨリ授與セントスル所ノ勳章榮賜俸給並贈遺ヲ受クルニハ天皇陛下ノ裁可ヲ要ス

第九條　左ニ揭ケタル者ト直接ニ關係ノ職務ニ居ルノ官吏ハ其製造ヲ受クルコトヲ得ス

一　官廳ノ工事ヲ請負フ者
一　官廳ノ爲替方又ハ出納ヲ引受ケ者
一　官廳ノ補助金ヲ受ケル起業者
一　官廳ノ用品ヲ調達スル者
一　官廳ト諸般ノ契約ヲ結フ者

第十條　凡ソ上官タル者ハ職務ノ內外ヲ問ハス所屬官吏ヨリ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス

第十一條　官吏竝ニ其家族ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ直接ト間接トヲ問ハス商業ヲ營ムコトヲ得ス

第十二條　官吏ハ取引相場會社ノ社員タルコトヲ得ス及間接ニ相場商業ニ關係スルコトヲ得ス

第十三條　官吏ハ本屬長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ本職ノ外ニ給料ヲ得テ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス

第十四條　浪費シテ產ヲ破リ其分ニ應セサル負債ヲ爲ス者ハ過失ノ一タルヘシ

第十五條　官吏ハ私立郵船會社又ハ私立鐵道會社ヨリ無賃乘船無賃乘車切符ヲ受クルコトヲ得ス

第十六條　凡ソ局長所長其他一部ノ長ハ各所屬官吏ヲ監督シ其過失若シ懲戒處分ヲ行フノ區域ノ內ニ在ラサル者ハ之ヲ訓告スルコトヲ務ムヘシ若シ懲戒處分ヲ要スト認ムルトキハ事狀ヲ具シテ之ヲ本屬長官ニ稟告スヘシ其情ヲ知リ隱蔽シテ稟告セサル者亦過失タルコトヲ免レス

第十七條　本紀律ハ高等官判任官及俸給ヲ得テ公務ヲ奉スルモノニ適用ス

五等親

一等親	父母	養父母	夫	子	養子			
二等親	祖父母	嫡母	繼母	伯叔父母	兄弟姉妹	夫の父母	妻	妾
	姪孫	子の婦						
三等親	曾祖父母	伯叔父の婦	夫の姪		從父兄弟姉妹	異父兄弟姉妹		
	夫の祖父母	夫の伯叔父姑	庶子	姪の婦	繼父			
四等親	高祖父母	從祖々父姑	從祖伯叔父姑	兄弟の妻	夫の兄弟姉妹			
	再從兄弟姉妹	外祖父母	舅姨	前夫の子	兄弟の孫	從父兄弟の子	外甥	曾孫孫の婦
五等親	妻の父母	姑の子	舅姨の子	玄孫	外孫	女婿	從父兄弟姉妹は兄弟の子相呼て從父姉とし長者を兄と曰ひ少者を弟と曰ふ	
	從祖々父姑は	祖父の弟兄姉妹を謂ふ						
	從祖伯叔父姑は	從祖々父の子を謂ふ卽ち父の從兄弟姉妹なり						
	再從兄弟姉妹は	從祖伯叔父の子を謂ふ						
	舅姨は	母の兄弟を舅と曰ひ姉妹を姨と謂ふ						

服忌令

高祖父母	服	三十日	忌	十日				
母方	服忌無之							
曾祖父母	服	九十日	同	二十日				
母方	服忌無之							
祖父母	服	百五十日	同	三十日				
母方	同	九十日	同	二十日				
父母離別の祖父母	同	九十日	同	二十日				
父母	同	十三ケ月	同	五十日				
養父母	同	百五十日	同	三十日				
繼父母	同	三十日	同	十日				
離別の父母	同	十三ケ月	同	五十日				
夫父母	同	百五十日	同	三十日				
生母	同	十三ケ月	同	五十日				
庶孫	同	七日	同	三日				
曾孫男女	同	七日	同	三日				
父方伯叔父母の子	服無忌之							
從母兄弟姉妹								
母方伯叔母の子								
姉妹の子								
異父母兄弟姉妹の子	同	三十日	忌	十日				
嫡母	服	三十日	忌	十日				
父方伯叔父母	同	九十日	同	二十日				
父の姉異父兄弟姉妹	同	七日	同	三日				
母方伯叔父母	同	三十日	同	十日				
夫	同	十三ケ月	同	五十日				
妻	同	九十日	同	二十日				
兄弟姉妹	同	九十日	同	二十日				
異父兄弟姉妹	同	三十日	同	十日				
從父兄弟姉妹	同	七日	同	三日				
嫡子	同	九十日	同	二十日				
養子女	同	三十日	同	十日				
庶子女子	同	三十日	同	十日				
兄弟の子	同	七日	同	三日				
嫡孫	同	三十日	同	十日				
外孫	同	三十日	忌	十日				
外曾孫	同	九十日	同	二十日				
玄孫	同	七日	同	三日				

外玄孫　同

七歳未満の者（父母は慶應三日）八歳の春より雙方服忌有之）

父母は養實の區別無之但養子は其實方忌服定式の半を減し又父も養子其身も養子なれば父の實方服忌然之累喪の事

父の服忌未た終らす母の喪に遇ふ時は母死去の日より十三ヶ月の服五十日の忌たる可し重忌の内に輕忌ありて其忌日數終れは別に忌を受くるに及はす殘る日數あれは其日數の忌を受く可し

闕喪の事

父母は國を隔て日月を經て喪を聞くと雖も聞く日を以て始とす其日より十三ヶ月の服五十日の忌を受くへし其餘の親戚は聞く日より殘る日數の服忌を受くへし忌の日數過て聞く時は一日の忌なり服忌終て聞く亦同し

各廳執務時間（二十五年十一月閣令第六號）

各官廳執務時間自今左ノ通リ改正ス

九月十一日ヨリ十月三十一日迄
午前八時ヨリ午後四時ニ至ル

十一月一日ヨリ翌年二月末日迄
午前九時ヨリ午後四時ニ至ル

三月一日ヨリ七月十日迄
午前八時ヨリ午後四時ニ至ル

七月十一日ヨリ九月十日迄
午前八時ヨリ午十二時ニ至ル
但土曜日日曜日ハ從前ノ通

地方ノ狀況又ハ總務ノ性質上止ムヲ得サルモノニ限リ主務大臣ハ閣議ヲ經テ右時間ノ繰替ヲ爲スコトヲ得

事務繁劇ノ場合ニ於テハ上官ノ指揮ニ依リ晝夜ニ撿ハラス執務スヘシ

休暇日（明治六年一月第二號布告）

自今休暇左ノ通被定候事（六年第二百二十一號布告ヲ以テ六月二十八日ヨリ三十日マテノ休暇ヲ取消シ九年太政官第二十七號達ヲ以テ一六休暇ヲ廢止シ日曜日ヲ以テ休暇ト爲ス）

一月一日ヨリ三日迄「六月二十八日ヨリ三十日迄」十二月二十九日ヨリ三十一日迄

毎月休暇「是迄ノ通」

「但大ノ月三十一日ハ休暇ニ非ス」

△太政官達（明治九年三月第二十七號）　院省使廳府縣

從前一六休暇ノ處來ル四月ヨリ日曜日ヲ以テ休暇ト被定候條此旨相達候事

但土曜日ハ正午十二時ヨリ休暇タルヘキ事

△年中祭日祀日等ノ休暇日（明治六年十月第三百四十四號布告）

年中祭日祀日等ノ休暇日左ノ通候條此旨布告候事

元始祭　一月三日
新年宴會　一月五日
孝明天皇祭　一月三十日
紀元節　二月十一日
神武天皇祭　四月三日
神嘗祭　十月十七日
天長節　十一月三日
新嘗祭　十一月二十三日
春季皇靈祭　春分日
秋季皇靈祭　秋分日

◉官吏懲戒

文官懲戒令（三十二年三月勅令第六十三號）

第一章　總則

第一條　親任式ヲ以テ敍任スル官及法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外官吏ハ本令ニ依ルニ非サレハ懲戒ヲ受クルコトナシ

第二條　官吏ノ懲戒ヲ受クヘキ場合左ノ如シ
一　職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ
二　職務ノ內外ヲ問ハス官職上ノ威權又ハ信用ヲ失フヘキ所爲アリタルトキ

第三條　懲戒ハ左ノ如シ
一　免官
二　減俸
三　譴責

第四條　免官ノ處分ヲ受ケタル者ハ其ノ官職ヲ失ヒタル日ヨリ二年間官職ニ就クコトヲ得ス

免官ノ處分ヲ受ケ其ノ情重キ者ハ位記ヲ返上セシム

第五條　減俸ハ一月以上一年以下年俸月割額若ハ月俸ノ三分一以下ヲ減ス

第六條　勅任官ノ免官及減俸ハ懲戒委員會ノ議決ヲ具シ內閣總理大臣之ヲ奏請シ奏任官ノ免官ハ懲戒委員會ノ議決ヲ具シ內閣總理大臣ヲ經テ本屬長官之ヲ奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行フ

奏任官ノ減俸及判任官ノ免官及減俸ハ懲戒委員會ノ議決ニ依リ本屬長官之ヲ行フ

譴責ハ本屬長官之ヲ行フ

第七條　懲戒ニ付セラルヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ對シ懲戒委員會ヲ開クコトヲ得ス

懲戒委員會ノ議決前懲戒ニ付スヘキ者ニ對シ刑事訴追ノ始マリタルトキハ事件ノ判決ヲ終ハルマテ懲戒委員會ノ開會ヲ停止ス

第二章　懲戒委員會

第八條　懲戒委員會ヲ分テ文官高等懲戒委員會及文官普通懲戒委員會トス

第九條　文官高等懲戒委員會ハ高等官ノ懲戒ヲ議決シ文官普通懲戒委員會ハ判任官ノ懲戒ヲ議決ス

第一款　總則

第十條　文官高等懲戒委員會ハ委員長一人委員六人ヲ以テ組織ス

第十一條　委員長ハ樞密顧問官ノ中ヨリ委員ハ行政裁判所長官、勅任行政裁判所評定官、勅任官判事及其ノ他ノ勅任文官ノ中ヨリ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス

委員會ニ豫備委員六人ヲ置キ前項ノ例ニ依リ之ヲ命ス

第十二條　委員會ハ委員長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

委員會ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス

第十三條　委員長事故アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス委員中事故アルトキ又ハ闕員アルトキハ委員長ハ豫備委員ノ中ヨリ代理ヲ命ス

第十四條　委員及豫備委員ノ任期ハ三年トス

委員及豫備委員中闕員アリテ補闕ノ爲任命セラレタル者ハ前任者殘任期間在任ス

第十五條　委員長及委員ハ左ノ事項ニ該當スルトキハ之ヲ免ス

一　其ノ官職ヲ失ヒタルトキ

二　委員會所在地以外ニ任所ヲ轉シタルトキ

第十六條　委員會ニ幹事一人ヲ置ク

第十七條　幹事ハ高等官ノ中ヨリ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス

第十八條　幹事ハ委員ノ命ヲ受ケ委員會ノ議事ヲ準備シ庶務ヲ統理ス

第十九條　委員會ニ書記三人ヲ置ク

第二十條　書記ハ判任官ノ中ヨリ委員長之ヲ命ス

第二十一條　書記ハ幹事ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第三款　文官普通懲戒委員會

第二十二條　文官普通懲戒委員會ハ左ノ各官廳ニ之ヲ置ク

一　内閣
一　樞密院
一　各省
一　朝鮮總督府
一　臺灣總督府
一　關東都督府
一　鐵道院
一　會計檢査院
一　行政裁判所
一　醫視廳
一　北海道廳
一　樺太廳
一　府縣
一　貴族院事務局
一　衆議院事務局

前項ノ外各省大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ所轄官廳ニ文官普通懲戒委員會ヲ置クコトヲ得

第二十三條　委員長ハ各官廳ノ長官ヲ以テ之ニ充ツ但シ内閣ニ在テハ法制局長官、樞密院ニ在テハ書記官長、各省ニ在テハ次官、朝鮮總督府ニ在リテハ政務總監、臺灣總督府關東都督府ニ在テハ民政長官、鐵道廳ニアリテハ副總裁ヲ以テ是ニ充ツ

委員ハ二人乃至六人トシ當該官廳高等官ノ中ヨリ本屬長官之ヲ命ス但シ内閣ニ在テハ當勤局、法制局及内閣所屬高等官ノ中ヨリ之ヲ命ス

特別ノ事情アルトキハ上級官廳ノ高等官ヲ以テ下級官廳ノ委員ニ充ツルコトヲ得

第二十四條　委員會ハ委員長及委員二人以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第二十五條　委員長事故アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス

第二十六條　委員會ハ書記二人ヲ置ク

第二十七條　書記ハ委員長所屬官廳ノ判任官ノ中ヨリ委員長之ヲ命ス

第二十八條　書記ハ委員長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第三章　懲戒手續

第二十九條　本屬長官ハ所部ノ官吏ニシテ懲戒ニ當ルヘキ所爲アリト思料スルトキハ證憑ヲ具ヘ書面ヲ以テ懲戒委員ノ審査ヲ要求スヘシ

第三十條　前條ノ要求アリタルトキハ委員長ハ期日ヲ定メテ委員會ヲ招集スヘシ

委員ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ本人ノ出頭ヲ命スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ本人所屬官廳ヨリ本官相當ノ旅費ヲ給スヘシ

第三十一條　委員會ニ於テ議決ヲ爲シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ本屬長官ニ覆申スヘシ

第三十二條　委員ハ自己又ハ其ノ親族ニ關スル事件ノ會議ニ參與スルコトヲ得ス

第三十三條　委員會ノ審査手續ハ委員會之ヲ定ム

附則

第三十四條　高等官試補ハ高等官ニ準シ判任官見習ハ判任官ニ準シ本令ヲ適用ス

第三十五條　本令ハ明治三十二年四月十日ヨリ施行ス

官吏懲戒例ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

陸軍懲罰令（明治四十一年十二月軍令陸第十八號）

第一章　總則

第一條　陸軍軍人ニシテ其ノ本分ニ背キ軍事ノ定則ニ違ヒ其ノ他軍紀ヲ害シ風紀ヲ紊リ陸軍刑法ノ罪ニ該ラサル者アルトキハ本令ニ依リ之ヲ懲罰ス

陸軍刑法以外ノ法令ノ刑ニ處セラレタル軍人ハ軍事ノ必要ニ依リ更ニ本令ニ依リ懲罰スルコトヲ得

第二條　本令ハ左ノ各號ノ者ニ之ヲ適用ス

一　陸軍ノ現役ニ在ル者但シ未タ入營セサル者及歸休兵ヲ除ク

二　召集中ノ在鄉軍人

三　召集ニ依ラス部隊ニ在リテ陸軍軍人ノ勤務ニ服スル在鄉軍人

四　志願ニ依リ國民軍隊ニ編入セラレ服務中ノ者

五　陸軍所屬ノ學生、生徒但シ各部依托學生同生徒ヲ除ク

六　第二號及第三號ニ記載シタル者ノ外現ニ服役上ノ義務履行中又ハ陸軍軍人ノ身分ヲ表彰シ得ヘキ服裝ヲ爲ス在鄉軍人

第三條　陸軍刑法第十條乃至第十三條ノ規定ハ海軍所屬者ニ關スルモノヲ除クノ外本令ニ之ヲ準用ス

第四條　第二條第一號乃至第五號ニ該當スル者犯行アリテ未タ懲罰處分ヲ經ス其ノ職務ヲ去リ又ハ除隊若ハ召集解除ト爲リタル場合ト雖必要ニ依リ特ニ之ヲ懲罰スルコトヲ得但シ兵役ヲ免レタル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テハ第六條ノ罰目ヲ科ス

第二章　罰目

第五條　第二條第一號乃至第五號ノ者ニ科スヘキ罰目左ノ如シ

將校
一　重謹慎
二　輕謹慎
三　譴責

下士
一　免官
二　重營倉
三　輕營倉
四　禁足
五　譴責

兵卒
一　降等
二　重營倉
三　輕營倉
四　若役
五　禁足

第六條　第二條第六號ノ者ニ科スヘキ罰目左ノ如シ

將校
一　禮遇停止
二　譴責

下士
一　免官
二　譴責

兵卒
一　降等
二　譴責

第七條　重謹慎輕謹慎ハ各其ノ日數一日以上三十日以内トシ勤務ニ服スルコト居宅外ニ出ツルコト及外人ト接見スルコトヲ禁ス但シ輕謹慎ニ處セラレタル者ハ聯隊長及之ト同等以上ノ罰權ヲ有スル上官之ニ演習教育等ノ爲特ニ出場ヲ命スルコトヲ得

重謹慎輕謹慎ニ處セラレタル者ハ罰期間重謹慎ニ在リテハ俸給十分五、輕謹慎ニ在リテハ俸給十分二ヲ減ス

第八條　免官ハ其ノ官ヲ免シ一等卒ト爲シ降等ハ一階級ヲ下ス

第九條　重營倉ハ其ノ日數一日以上三十日以内トシ營倉ニ錮シ寢具ヲ貸與セス飯、湯及鹽ノミヲ給シ演習及教育ノ場合ヲ除クノ外勤務ニ服スルコトヲ禁ス但シ三日ノ内一日ハ寢具ヲ貸與シ輕營倉ニ處セラレタル者ト同一ノ糧食ヲ給スルモノトス

氣候風土疾病等ニ依リ必要アルトキハ聯隊長及之ト同等以上ノ罰權ヲ有スル上官竝獨立、分屯者ハ分遣セル軍隊ノ長ハ重營倉ニ處セラレタル者ニ對シ特ニ寢具ノ使用ヲ許スコトヲ得

第十條　輕營倉ハ其ノ日數一日以上三十日以内トシ營倉ニ錮シ演習及教育ノ場合ヲ除クノ外勤務ニ服スルコトヲ禁ス

第十一條　重營倉輕營倉ニ處セラレタル者ハ罰期間左ノ例ニ依リ俸給ヲ減ス

重營倉　營內居住者ニ在リテハ十分八、營外居住者ニ在リテハ十分五

輕營倉　營內居住者ニ在リテハ十分五、營外居住者ニ在リテハ十分二

第十二條　禁足及苦役ハ各其ノ日數一日以上六十日以內トス

第十三條　禁足ハ勤務、演習及教育ノ場合ヲ除クノ外營內居住者ハ營外ニ、營外居住者ハ居宅外ニ出ツルコトヲ禁ス

第十四條　苦役ハ營內居住者ニ科シ勤務、演習及教育ノ場合ヲ除クノ外營外ニ出ツルコトヲ禁シ營內ノ雜役ニ服セシム

第十五條　譴責ハ犯行ヲ糺シ將來ヲ戒飭スルモノトス

第十六條　禮遇停止ハ一月以上一年以內トシ召集ノ場合ヲ除クノ外陸軍制服ノ着用ヲ禁シ軍人待遇ヲ停止スルモノトス

第十七條　罰目ハ之ヲ併科セサルモノトス　但シ免官及降等ハ之ヲ重營倉ニ附加スルコトヲ得

第三章　罰權

第十八條　師團長及之ト同等以上ノ權アル軍隊ノ長ハ部下ニ對シ本令ニ規定スル一切ノ罰目ヲ科スルノ權ヲ有ス

第十九條　旅團長聯隊長並獨立、分屯若ハ分遣セル軍隊ノ長タル將官及佐官ハ免官ヲ除クノ外部下ニ對シ一切ノ罰權ヲ有ス

第二十條　大隊長及獨立、分屯若ハ分遣セル軍隊ノ長タル大尉ハ部下ニ對シ左ノ罰權ヲ有ス

一　士官准士官ニ對シテ十日以內ノ重譴愼輕譴愼並譴責

二　下士ニ對シテ二十日以內ノ重營倉輕營倉、四十日以內ノ禁足並譴責

三　兵卒ニ對シテ三十日以內ノ重營倉輕營倉並六十日以內ノ苦役、禁足

第二十一條　中隊長及獨立、分屯若ハ分遣セル軍隊ノ長タル中尉ハ部下ニ對シ左ノ罰權ヲ有ス

一　士官准士官ニ對シテ譴責

二　下士ニ對シテ十日以內ノ重營倉輕營倉、二十日以內ノ禁足並譴責

三　兵卒ニ對シテ二十日以內ノ重營倉輕營倉並四十日以內ノ苦役、禁足

第二十二條　第十八條乃至第二十一條以外ノ各長官ハ左ノ各號ニ依リ部下ニ對シ罰權ヲ有ス

一　師團長ト同等以上ノ權アル將官ハ師團長ノ罰權

二　前號以外ノ將官同相當官ハ旅團長ノ罰權

三　大中佐同相當官ヲ以テ充ツヘキ職ニ在ル者並獨立ノ職ニ在ル少佐同相當官ハ聯隊長ノ罰權

四　前號ノ外少佐同相當官ヲ以テ充ツヘキ職ニ在ル者並獨立ノ職ニ在ル大尉同相當官ハ大隊長ノ罰權

五　前號ノ外大尉同相當官ヲ以テ充ツヘキ職ニ在ル者並獨立ノ職ニ在ル中少尉同相當官ハ中隊長ノ罰權

第二十三條　臨時ノ部下ニ對スル上官ノ罰權ハ第十八條乃至第二十二條ノ規定ニ依ル

第二十四條　患者ヲ收容スル衞生機關ノ長官ハ下士以下ノ患者ニ對シ部下ニ對スル同一ノ罰權ヲ有ス

第二十五條　東京衞戍總督、衞戍司令官、要塞司令官及警備隊司令官其ノ他一地域ニ於ケル陸軍ノ秩序ヲ維持シ警備ニ任スル司令官ハ其ノ職權ニ基ク命令規則ニ對スル犯行者アルトキハ下級官等ノ軍人ニ對シ部下ニ對スルト同一ノ罰權ヲ有ス

第二十六條　師團長、聯隊區司令官、警備隊長司令官及警備隊區司令官ハ其ノ所管內ニ現住スル在鄉軍人ノ犯行ニ對シ第六條ノ罰目ヲ科スルノ權ヲ有ス　但シ上長官以上ノ懲罰、士官准士官ノ禮遇停止及下士ノ免官ハ師團長其ノ他ハ聯隊區司令官、警備隊司令官又ハ警備隊司令官ニ於テ之ヲ懲罰スルモノトス

第二十七條　上級職務心得勤ノ者及二官等ヲ通シテ充ツルコトヲ得ル職ニ在ル下級者ノ罰權ハ上級官等ノモノニ同シ

三官等以上ヲ通シテ充ツルコトヲ得ル職ニ在ル者ノ罰權ハ其ノ官等相當ノモノトス

第二十八條　將校相當官ノ部下ニ屬スル各兵科將校ノ犯行ハ該上官ノ具申ニ基キ其ノ長官タル將官又ハ各兵科將校之ヲ懲罰スルモノトス

第二十九條　直屬上官ニ非サル長官　部下ノ犯行ヲ現認シタルトキハ直ニ自己ノ權限ニ依リ之ヲ懲罰スルヲ例トス　此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ受罰者ノ直屬上官ニ通知スヘシ

第三十條　上官ニシテ自己ノ權限以上ノ處分ヲ要スル犯行者アルトキハ先ツ其ノ權限ニ依リ之ヲ懲罰シ意見ヲ附シテ自己ノ直屬上官ニ申報スヘシ

第三十一條　懲罰處分ヲ爲シタル各上官ハ其ノ直屬上官ニ申報シ受罰者臨時ノ部下ナルトキハ仍受罰者ノ直屬上官ニ通報スヘシ

受罰者在鄉軍人ニシテ官公吏ナルトキハ前項ノ外之ヲ本人所屬ノ官公署ニ通報スヘシ

第三十二條　前二條ノ申報ヲ受ケタル上官ハ必要ニ應シ其ノ權限ニ依リ懲罰期間ヲ增加シ又ハ免官、降等ヲ附加スルコトヲ得　但シ加罰ノ日數ヲ通算シ第七條第九條第十條第十二條第十六條ノ期間ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十三條　上官ハ部下ノ懲罰處分及其ノ執行ヲ監督スヘシ　其ノ懲罰處分ニシテ本令ノ規定ニ反スルモノアルトキハ其ノ罰目罰期ヲ變更シ若ハ懲罰處分ヲ取消スコトヲ得

第四章　處罰

第三十四條　免官、降等ハ應刑罰懲罰ノ處分ヲ受ケ仍改悛ノ狀ナキ者ニ科スルヲ例トス

第三十五條　重譴愼重營倉ハ故意ニ係ル犯行ニ科シ輕譴愼輕營倉ハ過失ニ係ル犯行ニ科スルヲ例トス

第三十六條　懲罰處分ヲ爲スニハ犯行ノ事實ヲ審査シ其ノ弊害ノ程度、犯行ノ情狀其ノ他受罰者ノ性行等ヲ斟酌シ罰ヲ定ムヘシ

第三十七條　懲罰處分ヲ爲スニハ犯行ヲ指摘シ口頭ヲ以テ其ノ懲罰ヲ言渡スヘシ若シ犯行者ノ所在地遠隔スルトキハ言渡書ヲ作リ之ヲ其ノ直屬上官ニ送付シ同官之ヲ諭聞スヘシ　但シ直屬上官在ラサルトキハ本人ニ送付スルモノトス

前項懲罰ノ言渡ハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ部隊中ニ公示スルモノトス　但シ犯行ノ情狀ニ依リ其ノ必要ヲ認メサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十八條　懲罰ノ言渡ニハ受罰者將校ナルトキハ其ノ直屬上官若ハ受罰者ト同官等以上ノ者、受罰者下士以下ナルトキハ其ノ上級者若ハ同級者ヲ陪列セシムルヲ例トス

第三十九條　懲罰ハ言渡後直ニ之ヲ執行ス　但シ勤務其ノ他ノ必要ニ依リ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止スルコトヲ得

前項猶豫又ハ停止ノ日數ハ懲罰期間ニ算入セス

第四十條　戰時又ハ事變ノ場合ニハ戰罰ノ儘服務セシムルコトヲ得　但シ其ノ服務日數ハ懲罰期間ニ之ヲ算入ス

第四十一條　重營倉輕營倉ニ處セラレタル者ハ其ノ所屬部隊ノ營倉ニ錮シ所屬部隊ニ營倉ナキトキハ附近ニ在ル部隊ノ營倉又ハ憲兵隊ノ留置所ニ錮スルモノトス

第四十二條　懲罰執行中疾病ニ罹リタルトキハ醫師ノ診斷ヲ受ケ　水火等ノ災害ニ際シテハ防救運徒スルコトヲ得

疾病中ノ者ハ診斷ノ結果ニ依リ懲罰ノ執行ヲ停止スルコトヲ得　但シ其ノ停止日數ハ懲罰期間ニ算入ス

第四十三條　犯行者ニシテ轉職又ハ轉隊ノ際　既ニ懲罰言渡ヲ受ケタル者ハ執行ノ後出發セシメ未タ言渡ヲ受ケサル者ハ舊上官ノ移牒ニ依リ新上官之ヲ懲罰スヘシ　但シ第三十九條但書及第四十條ノ場合ニ在リテハ戴罰ノ儘轉職又ハ轉隊セシムルコトヲ得

第四十四條　轉職又ハ轉隊シタル者ノ舊所管ニ於ケル犯行發覺シタルトキハ新舊上官協議シ新上官之ヲ懲罰スヘシ

前項ノ規定ハ臨時他ノ部下ニ入リタル者ノ犯行ニ之ヲ準用ス

第四十五條　免官、降等ニ處セラレタル者又ハ懲罰執行中ノ者特ニ功績、勤勞アルトキ若ハ改悛ノ狀顯著ナルトキハ其ノ官階ヲ復シ又ハ其ノ懲罰ノ執行ヲ減免スルコトヲ得　但シ官階ヲ復スルノ手續ハ任官若ハ進級ノ例ニ依ル

第四十六條　懲罰ノ執行ヲ終リタルトキハ受罰者ヲシテ將來ノ改悛ヲ誓言セシムヘシ

雜則

第四十七條　犯行ヲ審理スル場合ニ於テ犯行者ヲ營倉ニ留置シ又ハ其ノ勤

務ヲ停止スルコトヲ要スルトキハ其ノ罰權ヲ有スル上官之ヲ命シ該上官在ラサルトキハ犯行者ヨリ上級ノ者假ニ之ヲ命スルコトヲ得

第四十八條　懲罰期間ノ計算ニハ執行ノ初日ハ時間ニ拘ラス一日トシテ算入シ重營倉輕營倉ノ解錮ハ其ノ期間滿了ノ翌日午前ニ於テ之ヲ行フ

第四十九條　軍人ニシテ軍紀風紀ニ有害ナル行爲アルトキ之ヲ現認シタル上級者ハ訓誡制止シ尚懲罰ニ處スルノ必要アリト認メタルトキハ本人所屬ノ上官ニ申告スヘシ

第五十條　停處ノ懲罰ハ其ノ官等及身分ニ應シ將校下士兵卒ニ準シ第五條ノ罰目ヲ準用ス

附則

本令施行ノ期日ハ陸軍大臣之ヲ定ム

海軍懲罰令（明治四十一年九月勅令第二百三十九號）

第一章　總則

第一條　本令ハ海軍軍人ニ之ヲ適用ス

第二條　海軍軍屬ハ海軍軍人ニ準ス但シ勅任官及同待遇者ハ將官ニ、奏任官及同待遇者ハ上長官及士官ニ、判任官及同待遇者ハ准士官ニ、其ノ他ノ者ハ卒ニ同シ

第三條　海軍軍屬ニハ文官懲戒令ヲ適用セス但シ免官處分ヲ爲スヘキ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　本令ハ刑ヲ定メタル法令ニ依リ論スヘキ場合ニ之ヲ適用セス刑事裁判手續中ノ事件ニ付亦同シ

第五條　海軍軍人ト稱スルハ海軍ノ高等武官、候補生、准士官及下士卒ニシテ左ニ記載シタル者ヲ謂フ

一　現役ニ在ル者但シ召集中ニ非サル歸休兵ヲ除ク

二　豫備役、後備役ニ在リ召集中ノ者

第六條　海軍軍屬ト稱スルハ海軍文官、同待遇者及宣誓シテ海軍ノ勤務ニ服スル者ヲ

第七條　長官ト稱スルハ海軍軍令部長、鎭守府司令長官、艦隊司令官長、司令長官ヲ置カサル艦隊ノ首席司令官要港部司令官ヲ謂フ

海軍大臣ニ直屬シ且部下ニ隷屬ヲ有スル諸官ハ之ヲ長官ト看做ス

第八條　所轄長ト稱スルハ海軍大臣又ハ長官ニ直屬スル各廳ノ長、海軍省局長、艦隊司令官、防備隊司令官、艦長、工作船指揮官、諸隊司令、軍法會議上席主理ヲ謂フ

海軍次官ハ海軍大臣官房所屬職員、外國駐在員及外國留學生ニ對シ、臺灣總督府海軍參謀長及海軍病院船軍醫長ハ各其ノ部下ニ對シ之ヲ所轄長ト看做ス

第二章　犯行

第九條　左ニ掲クル行爲アリタルトキハ其ノ故意ニ出ツルト過失ニ出ツルトヲ問ハス之ヲ懲罰ス

一　服從ノ道ニ違ヒタルトキ

二　職務ノ權限ヲ誤リタルトキ

三　成規ニ違ヒタル處置ヲ爲シタルトキ

四　上申、下達其ノ他定期アル事件ヲ稽延シタルトキ

五　命令ヲ誤リ又ハ之ヲ誤リ傳ヘタルトキ

六　擅ニ職役ヲ離レ又ハ職役ニ就カサルトキ

七　擅ニ滯在スヘキ地ヲ離レタルトキ

八　徵召ノ命ヲ受ケ故ナク到著ノ期限ニ後レタルトキ

九　酩酊シテ事ヲ省セサルトキ

十　艦船ヲ毀損シタルトキ

十一　艦船ヲ衝突、坐礁其ノ他ノ危險ニ付シタルトキ

十二　官物ヲ毀損、亡失、傷害又ハ汚損シタルトキ

十三　官物ヲ濫用シタルトキ

十四　艦船、兵器、機關、建築、土木ノ設計又ハ工事ヲ誤リタルトキ

十五　兵器、糧個其ノ他物品ノ調製、保存、運搬又ハ供給ノ方法ヲ誤リタルトキ

十六　濫ニ銃砲ヲ發射シ又ハ爆發物ヲ使用シタルトキ

十七　火氣ノ取扱ヲ亂暴ニシタルトキ

十八　暴行、脅迫、鬪爭又ハ侮辱ノ行爲アリタルトキ

十九　詐僞ニ渉ル言語又ハ行爲アリタルトキ

二十　給與又ハ貸與ヲ受ケタル物品ヲ濫ニ貸借シ又ハ其ノ定數ヲ缺キタルトキ

二十一　擅ニ艦船内ニ商貨ヲ積載シタルトキ

二十二　秘密ヲ漏泄セムトシタルトキ

二十三　監督又ハ指導ノ道ヲ失ヒタルトキ

二十四　職務上ノ地位ヲ利用シ私利ヲ圖リタルトキ

二十五　禮法ニ違ヒタルトキ

二十六　制規又ハ命令ニ違ヒタル服裝ヲ爲シタルトキ

二十七　前諸號ノ外戰務ヲ怠リ若ハ職役上ノ義務ニ背キ又ハ紀律ニ違ヒ若ハ威嚴、信用ヲ失フヘキ行爲アリタルトキ

第三章　懲罰

第十條　懲罰ハ左ノ如シ

一　謹愼

二　拘禁

三　禁足

第十一條　謹愼ハ准士官以上ニ、拘禁及禁足ハ下士卒ニ之ヲ科ス但シ拘禁ハ之ヲ軍屬ニ適用セス

第十二條　謹愼ハ六十日以内トシ勤務ヲ停メ居宅内又ハ艦船其ノ他勤務ノ場所ニ屏居謹愼セシム

第十三條　拘禁ハ三十日以内トシ演習及教育ノ外勤務ヲ停メ一室ニ閉鎖ス

第十四條　禁足ハ六十日以内トシ勤務ノ外艦船、官衙、團隊又ハ居宅ヲ出ツルコトヲ禁ス

第四章　懲罰權限

第十五條　分隊長、驅逐艦長、艇長及海軍用船監督官ハ部下ノ下士卒ニ對シ十五日以内ノ拘禁又ハ三十日以内ノ禁足ヲ科ス

所轄長ハ前項懲罰權者ノ權限ニ屬スル場合ヲ除クノ外部下海軍軍人ヲ懲罰ス

長官ハ所轄長ノ部下ニ屬スル者ヲ除クノ外部下海軍軍人ヲ懲罰ス

海軍大臣ハ長官及所轄長ノ部下ニ屬セサル海軍軍人ヲ懲罰ス

第十六條　海軍大臣又ハ長官ハ臨時ニ編成シタル部隊ヲ指揮スル者ヲシテ所轄長ニ等シキ懲罰權ヲ行ハシムルコトヲ得

第十七條　長官ハ部下ノ海軍軍人ニシテ他ノ懲罰權者ニ屬セサル者ニ對シ部下ノ將校、同相當官ノ中ヨリ指定シタル者ヲシテ所轄長ニ等シキ懲罰權ヲ行ハシムルコトヲ得

第十八條　所轄長ハ其ノ部下ニ分隊長ヲ置カサル場合ニ於テ部下ノ將校、同相當官ノ中ヨリ指定シタル者ヲシテ分隊長ニ等シキ懲罰權ヲ行ハシムルコトヲ得

第十九條　將官及同相當官ハ海軍大臣ノ旨ヲ承ケ之ヲ懲罰ス

第二十條　懲罰スヘキ犯行アリタル者其ノ處分ヲ受ケスシテ所屬ヲ變更シタルトキハ現所屬ノ懲罰權者之ヲ懲罰ス

第二十一條　懲罰權ヲ有スル者其ノ部下ノ犯行ニ關係シ自ラ懲罰ヲ受クヘキ事由アリト思料スルトキハ懲罰權ヲ行フコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於ケル懲罰ハ直上ノ懲罰權者之ヲ行フ

第五章　懲罰手續

第二十二條　謹愼ノ處分ハ言渡書ヲ作リ之ヲ交付スヘシ

第二十三條　拘禁又ハ禁足ノ處分ハ書面ヲ作リ之ヲ言渡スヘシ

分隊所屬ノ下士卒ニ對スル拘禁又ハ禁足ノ處分ハ下士ニ在リテハ其ノ分隊下士ノ列前ニ於テ、卒ニ在リテハ其ノ分隊下士卒ノ列前ニ於テ之ヲ言渡スヘシ

前項ノ規定ハ分隊所屬ニ非サル下士卒ニ對スル拘禁又ハ禁足ノ處分ニ之ヲ準用ス

第二十四條　懲罰ハ各犯行ニ付之ヲ科ス

第二十五條　長官ハ部下ノ將官及同相當官ニ懲罰スヘキ犯行アリト思料スルトキハ事由書ニ證憑ヲ添ヘ海軍大臣ニ具申スヘシ

第二十六條　分隊長及分隊長ニ等シキ懲罰權ヲ行フ者ハ部下ノ犯行其ノ權限以外ノ懲罰ニ該ルト認ムルトキハ意見ヲ付シテ所轄長ニ具申スヘシ

第二十七條　第二十條ノ場合ニ於テハ憲所屬ノ懲罰權者ニ移牒スヘシ

前項ノ事由書ニハ懲罰ノ程度ニ付意見ヲ付スヘシ

第二十八條　第二十一條第一項ノ場合ニ於テハ懲罰權者ハ其ノ事由ヲ直上ノ懲罰權者ニ具申スヘシ

第二十九條　准士官以上ノ懲罰ハ海軍大臣ニ、下士卒ノ懲罰ハ所屬長官ニ之ヲ報告スヘシ

第六章　懲罰執行

第三十條　演習、事變其ノ他已ムヲ得サル必要アル場合ニ於テハ謹愼ニ處セラレタル者ヲシテ勤務ニ服セシムルコトヲ得

第三十一條　拘禁ハ其ノ一日ヲ禁足二日ニ換ヘ執行スルコトヲ得

第三十二條　懲罰權者ハ受罰者改悛ノ情顯著ナリト認ムルトキハ懲罰ノ執行ヲ免除スルコトヲ得

第三十三條　拘禁中必要アルトキハ戒具ヲ用ヰルコトヲ得

第三十四條　拘禁中ハ毎日一時間以上三時間以內運動ヲ爲サシムヘシ但シ雜役又ハ教練ヲ以テ運動ニ換フルコトヲ得

第三十五條　受罰ノ初日ハ時間ヲ論セス全一日トシテ之ヲ計算ス

拘禁ノ解止ハ罰期終了ノ翌日午前ニ於テ之ヲ行フ

第三十六條　懲罰處分ヲ受ケタル者逃亡其ノ他ノ理由ニ依リ執行ヲ受ケサルトキハ其ノ日數ヲ懲罰期間ニ算入セス

附　則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

懲罰スヘキ犯行ハ本令施行以前ニ係ルモノト雖本令ニ依リ之ヲ處分ス

恩給給與

官吏恩給及遺族扶助

官吏は其の一身を國家に捧げ、他の營利事業を爲す能はざるものである。卽ち前項の如く、分限令または懲戒令等に依つて、悉く束縛を受くる者なれば、國家は之れに酬ゆるの策をとり、一定の年限間、職に在りたる者に對し、恩給を與ふるの制度がある。又その遺族にして、一朝不幸に際會したる時、僅に泣くの慘なからしめむ爲め國家は官吏の遺族を扶助して、官吏をして後顧の憂なからしめるのである。左に其規定の全條を揭げて置かう。

（軍人に關する恩給手續は第三類に揭ぐ）

▲官吏恩給法（明治二十三年六月法律第四十三號）

第一條　文官判任以上ノ者退官シタルトキハ此法律ノ規定スル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條　在官滿十五年以上ノ者左ニ揭クル事項ノ一ニ當ルトキハ終身恩給ヲ給ス

一　年齡六十歲ヲ超エ退官ヲ許シタルトキ

二　傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ其職ニ堪ヘス退官ヲ許シタルトキ

三　憲官褒詔若クハ官廳事務ノ伸縮又ハ非職滿期ニ依リ退官シタルトキ

第三條　左ノ揭クル事項ノ一ニ當ル者ハ前條ノ年限ニ滿タサルモ終身恩給ヲ給シ尙其最下金額十分ノ七マテノ增加恩給ヲ給ス

公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘス退官シタルトキ

二　公務ニ依リ健康ニ有害ナル感動ヲ受クルヲ願ミルコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲メニ疾病ニ罹リ一肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ニシテ其職務ニ堪ヘス退官シタルトキ

第四條　滿五年以上國務大臣ノ職ニ在ル者退官シタルトキハ第二條ノ制限ニ拘ハラス恩給ヲ給ス

第五條　恩給ノ年額ハ退官現時ノ俸給ト在官年數トニ依リ之ヲ定ム卽チ在官滿十五年以上十六年未滿ニシテ退官シタル者ノ恩給年額ハ俸給年額ノ二百四十分ノ六十トシ十五年以後滿一年毎ニ二百四十分ノ一ヲ加ヘ滿四十年ニ至テ止ム但在官四十年以上ノ者ニ給スヘキ恩給ハ四十年ノ額又十五年未滿ノ者ニ給スヘキ恩給ハ十五年ノ額トス

非職滿期ニ由テ退官シタル者ノ恩給ハ其在職最終ノ俸額ニ依テ之ヲ算定ス

交際官及領事官貿易事務官等ノ俸給ハ其官等ニ對スル普通文官ノ俸額ニ依テ之ヲ算定ス

兼官ニ依テ受クル加俸ハ恩給年額ヲ算定スルニ當リ之ヲ除算スヘシ

恩給年額國位未滿ノ數ハ國位ニ滿タシム

第六條　恩給ヲ受ケ又ハ恩給ヲ受ケスシテ退官シタル者在官中ノ公務ニ起因スル傷痍疾病引續キ重症ニ趨キタルトキハ其事由ヲ詳悉シ左ノ期限內ニ申出レハ查覈ノ上相當ノ恩給ヲ給ス

一　一肢ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ者ハ退官後二箇年

二　一肢ヲ亡シ或ハ二肢ノ用ヲ失ヒ又ハ兩眼ヲ盲シ若クハ二肢ヲ亡シ若クハ之ニ準スヘキ者ハ退官後三箇年

第七條　在官年數ハ判任官以上初任ノ月ヨリ起算シ退官ノ月ヲ以テ終リトス

明治四年八月以前ヨリ任官セラレタル者ハ同年同月ヨリ起算ス但本項ニ揭クル者退官スルトキハ明治四年七月以前ノ勤務ニ對シテハ同年同月ノ現官等ニ相當スル月俸ノ半額ヲ以テ在官年數ノ一箇年ニ當テ其年數ニ應スル金額ヲ一時支給ス

第八條　左ニ揭クル月數及日數ハ在官年數中ニ算入スヘシ

一　判任以上出仕官ニ在ルノ日數

二　武官ヨリ文官ニ轉シタル者又ハ軍人恩給ヲ受ケスシテ現役ヲ退キタル後文官ニ任シタル者ハ其現役中ノ日數

三　從軍年加算ノ年月

四　非職及休職中ノ日數

五　退官ノ後再ヒ任官シタル者ハ前在官ノ月數

六　宮內官ヨリ文官ニ轉シタル者又ハ恩給ヲ受ケスシテ宮內官ヲ退キタル後文官ニ任シタル者ハ宮內判任官以上在官中ノ月數

第九條　左ニ揭クル月數及日數ハ在官年數中ヨリ除算ス

一　年齡二十歲未滿者ノ在官月數

二　高等官試補及判任官見習中ノ月數

三　郡區判任官ヲ除クノ外政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官職ニ在ル月數及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官職ニ在ル月數（三十三年法律第十號ヲ以テ本號中改正）

四　御用掛雇等外出仕勤仕ノ月數

五　第八條第二ニ揭クル者ニ在テハ軍人恩給法ニ依リ除算スヘキ日數

六　自己ノ便宜ニ依リ退官シタル後又ハ懲戒處分若クハ刑事裁判ニ依リ免官シタル後再ヒ任官シタル者ニ在テハ其前官ノ月數

第十條　文官ニシテ從軍シタル者ハ軍人恩給法ノ算則ニ照シテ其從軍年ヲ加算ス

第十一條　恩給ヲ受クル者再ヒ官ニ就キ滿一年以上在官シタル後退官シタルトキハ左ノ區別ニ依リ恩給ヲ給ス

一　退官現時ノ俸給前後相同シカラサルトキハ前官年數ヲ後官ノ年數ニ通算シ後官ニ對スル恩給額ト前ノ恩給額トヲ比較シ其多キ方ヲ給ス

二　退官現時ノ俸給前後相同シキトキハ在官年數ニ依リ恩給ヲ増加ス但前官十五年未満ニシテ恩給ヲ受ケタル者ニ在テハ前後通算シテ十六年以上ニ至ラサレハ増加セス

第十二條　恩給ヲ受クル者重罪ノ刑ニ處セラレ若クハ日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキニ恩給ヲ剥奪ス左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ其間恩給ヲ停止ス

一　判任以上ノ官ニ任シ政府ヨリ俸給ヲ受クルトキ　但商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官職ニ在ルトキハ此限ニアラス

二　公權ヲ停止セラレタルトキ

第十三條　年齢未タ六十歳ニ至ラスシテ自己ノ便宜ニ依リ退官シタル者又ハ懲戒處分若クハ刑事裁判ニ依リ免官シタル者ハ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

法令ヲ以テ設立シタル議會ノ議員及東京市京都市大阪市北海道ノ區長トナリタルノ故ヲ以テ退官シタル者ハ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ハス（三十三年法律第十號ヲ以テ本項改正）

第十四條　郡區判任官ヲ除クノ外政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官吏及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏並高等官試補判任官見習ハ恩給ヲ受クルノ權ナキモノトス（同上）

商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏並ニ高等官試補判任官見習ニシテ公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ此法律第三條ニ該當スル者ニ限リ退官又ハ罷官現時ノ恩給四分ノ一ヲ終身支給スルコトヲ得

第十五條　恩給支給ノ期ハ退官ノ翌月ヨリ始マリ死亡ノ月ヲ以テ終ルモノトス

第十六條　恩給ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル後七箇年内ニ請求セサレハ其權利ヲ抛棄シタルモノトス（四十三年四月法律第六十號ヲ以テ改正）

第十七條　恩給ノ支給ハ本屬長官ノ證明ニ依リ恩給局ノ審査ヲ經テ内閣總理大臣之ヲ裁定ス

行政上ノ處分ニ因リ恩給ニ關スル權利ヲ障害セラレタリトスル者ハ六箇月以内ニ恩給局ニ具申シテ裁決ヲ請フコトヲ得其裁決ニ服セサル者ハ一箇年以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但左ノ事件ニ關シテハ恩給ノ裁決ハ終審確定ノモノトス

一　傷痍疾病ノ原因及其輕重

二　職務ニ堪ユルト否ラサルト

第十八條　恩給ハ竇買讓與質入書入スルコトヲ得ス　又貢借ノ抵償トシテ差押フルコトヲ得ス

第十九條　明治十七年達官吏恩給令ニ依リ恩給ヲ受ケタル者ハ總テ其恩給令ニ依ルヘシ但其權利消滅及停止ハ此法律ニ依ル

第二十條　此法律施行前ニ退官シタル者ノ恩給ハ明治十七年達官吏恩給令ニ依ルヘシ但法律施行ノ日ヨリ三箇年内ニ請求セサレハ之ヲ受クヘキ權利ヲ抛棄シタルモノトス

第二十一條　此法律ハ明治二十三年七月一日ヨリ施行ス從前ノ命令ニシテ此法律ニ牴觸スルモノハ總テ廢止ス

▲官吏恩給法施行規則（明治二十三年七月閣令第三號）

第一章　恩給ノ請求

第一條　官吏恩給法第二條第三條第六條及ヒ第七條第二項第十四條第二項ニ依リ恩給ヲ受クヘキ者ハ恩給請求書ヲ退官當時ノ本屬廳ノ長官ニ差出スヘシ廢官歴廳ニ當リタルトキハ其事務ノ引繼ヲ受ケタル官廳ノ長官ニ差出スヘシ

第二條　官吏恩給法第四條ニ依リ恩給ヲ受クヘキ者ハ恩給請求書ヲ内閣總理大臣ニ差出スヘシ

第三條　恩給請求書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　在官中履歴書

二　戸籍謄本（四十三年三月閣令第三號ヲ以テ改正）

但官吏恩給法第十四條第二項ニ掲ケタルハ之ヲ添附スルニ及ハス

第四條　公務ノ爲メ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ恩給ヲ請求スル者ハ前條ニ掲クル書類ノ外左ノ書類ヲ以テ其事實ヲ證明スヘシ　官吏恩給法第六條ニ依リ恩給ヲ請求スル者亦同シ

一　現認證書又ハ之ヲ證スル公文ノ寫若クハ口供書

二　醫師ノ診斷書

第五條　恩給ノ請求ヲ受ケタル各廳長官ハ査覈ノ上請求ノ理由アリト認ムルトキハ請求書ノ在官年數及恩給額計算書ヲ作リ證據書類ヲ添ヘ内閣總理大臣ヘ差出スヘシ

第六條　内閣ニ於テ前條ノ請求ヲ許可シタルトキハ恩給證書ヲ作リ本屬廳ヲ經テ本人居住地ノ地方廳ヘシテ之ヲ下附セシム　但一時ノ支給ニ係ルモノハ辭令書ヲ用ユ恩給證書若クハ辭令書ヲ下附シタルトキハ内閣ハ其旨ヲ郵便貯金局ニ通報スヘシ（同上改正）

第二章　恩給ノ支給

第七條　恩給ハ其年額ヲ四分シ四月七月十月一月ニ於テ其前三箇月分ヲ支給ス但權利消滅若クハ停止ノトキ及一時支給ノ金額ハ期月ニ拘ハラス之ヲ支給ス（二十七年閣令第五號ヲ以テ條中追加及四十三年閣令第三號ヲ以テ條中削除）

恩給支給ニ關スル手續ハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依ル（四十三年閣令第三號追加）

第八條　（四十三年閣令第三號ヲ以テ削除）

第九條　（同上）

第十條　官吏恩給法第十二條ニ當リタル者ノ恩給支給ノ終始ハ左ノ各項ニ依ルヘシ

一　重罪ノ刑ニ處セラレタルトキハ確定裁判ノ宣告ヲ受ケル日「刑法ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ裁判確定ノ日」日本臣民タルノ分限ヲ失ヒタルトキハ其失ヒタル日ヲ以テ支給ヲ終ル（同上改正）

二　判任官以上ニ任シ政府ヨリ俸給ヲ受クルトキハ俸給ノ支給ヲ始ムル日ノ前日ヲ以テ支給ヲ終リ退官シタルトキハ俸給ノ支給ヲ終リタル日

三　公權ヲ停止セラレタルトキハ確定裁判ノ宣告ヲ受ケル日「刑法ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ裁判確定ノ日」ヲ以テ支給ヲ終リ刑ノ執行終リタル日ノ翌日又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ支給ヲ始ム（同上）

第十一條　官吏恩給法第七條第二項ニ掲クル月俸トハ明治四年六月東京淺草米廩ノ平均相場ニ依リ當時ノ官祿一箇月分ニ相當スル金額トス

第十二條　官吏恩給法第三條ニ掲クル最下金額十分ノ七ヨリ增加恩給ノ差等ハ左ノ如シ

第一項　兩眼ヲ盲シ若クハ二肢以上ヲ亡シタルトキ　十分ノ七

第二項　前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ　十分ノ七

第三項　一肢ヲ亡シ若ハ二肢ヲ失ヒタルトキ　十分ノ六

第四項　前項ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ　十分ノ五

第五項　一眼ヲ盲シ若クハ一肢ノ用ヲ失ヒタルトキ　十分ノ四

第六項　前項ニ準スヘキ傷痍疾病ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ　十分ノ三

傷痍疾病ノ等差ハ明治十八年達文官傷痍疾病等差例ニ依ル

第三章　恩給ノ停止

第十三條　恩給ヲ受クル者重罪若クハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケ若ハ之ヲ取消サシタルトキハ確定裁判ノ宣告ヲ爲シタル裁判所ヨリ之ヲ郵便貯金局ニ通知スヘシ（四十三年閣令第三號改正）

第十四條　官吏恩給法第十二條第二項ノ第一ニ當ル者アルトキハ其任用シタル官廳ヨリ郵便貯金局ニ通知スヘシ解任シタルトキモ亦同シ但此通知書ニハ俸給ノ支給ヲ始ムル日（解任ノトキハ支給ヲ終リタル日）ヲ付記スヘシ（同上改正）

第十五條　恩給ヲ受クル者死去シタルトキハ其遺族ヨリ最寄郵便局ヲ經テ郵便貯金局ニ届出ツヘシ其遺族ニシテ扶助料ヲ受クヘキ權利ナキトキハ死去ノ届出ヲ爲スト同時ニ恩給證書ヲ返納スヘシ（四十一年十二月閣令第五號及同上改正）

第十六條　郵便貯金局ニ於テ第十三條若クハ第十四條ノ通知又ハ第十五條ノ届出ヲ受ケタルトキハ之ヲ内閣恩給局ニ通知スヘシ（四十三年閣令第三號改正）

死亡又ハ權利消滅ノ爲メ返納スヘキ恩給證書ハ地方廳ニ於テ之ヲ收メ内

閣恩給局ニ送附スヘシ

第四章　雑　則

第十七條　水火災盗難等ニ由リ恩給證書ヲ亡失シタル者ハ恩給支給郵便局ヲ經テ郵便貯金局ニ届出ヘシ（四十三年閣令第三號改正）

郵便貯金局ニ於テ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其事實ヲ調査シ亡失ノ事由ヲ具シテ内閣恩給局ニ申出ヘシ此場合ニ於テ恩給局ハ恩給證書ノ謄本ヲ作リ郵便貯金局及恩給支給郵便局ヲ經テ本人ニ下付スヘシ（同上）

前項恩給證書ノ謄本ハ恩給證書ト同一ノ效力アルモノトス

第十八條　恩給ヲ受クル者改氏名シタルトキハ其ノ届書ニ恩給證書及戸籍謄本ヲ添ヘ恩給支給郵便局ヲ經テ郵便貯金局ニ届出ヘシ郵便貯金局ハ恩給證書ノ裏面ニ其ノ事實ヲ記載シ局長署名捺却ノ上恩給支給郵便局ヲ經テ本人ニ下付シ其ノ旨ヲ内閣恩給局ニ通知スヘシ（同上追加）

第十九條　明治十七年達官吏恩給令ニ依リ恩給ヲ受クル者左ノ場合ニ於テハ本則ニ依ル

一　死去又ハ權利消滅又ハ停止ノトキ

二　恩給證書ヲ亡失シタルトキ

三　改名シタルトキ（二十七年閣令第五號及四十三年同令第三號ヲ以テ改正）

第二十條　官吏恩給法第二十條ニ依リ恩給ヲ請求スル者ハ本則ニ依ルヘシ（四十三年閣令第三號ヲ以テ削除）

第二十一條　附則（四十三年閣令第三號追加）

本令ハ明治四十三年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

▲官吏遺族扶助法（明治二十三年六月法律第四十四號）

第一條　文官判任官以上ノ者左ニ掲クル事項ノ一ノ當ルトキハ其遺族ハ此法律ノ規定スル所ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス　但第二條ノ納金ヲナスヘキ義務ナキ者ノ遺族ハ此ノ限ニ在ラス

一　在官十五年以上ノ者死去シタルトキ

二　在官十五年未滿ノ者公務ノ爲メ死去シタルトキ

三　恩給ヲ受クル者死去シタルトキ

第二條　文官判任以上ノ者ハ其俸給ノ百分ノ一ヲ國庫ニ納ムヘシ

第三條　交際官及領事貿易事務官等其俸給普通文官ヨリ多額ナルトキハ普通文官ノ俸給ニ依リ少額ナルトキハ現ニ受クル所ノ俸給ニ依リ第二條ノ納金ヲ爲スヘシ

郡判任官ヲ除クノ外政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官吏及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏ハ第二條ノ納金ヲ要セス（三十二年法律第十六號三十三年法律第十一號ヲ以テ改正）

第四條　寡婦扶助料年額ハ亡失ノ受ケタル若クハ受クヘキ恩給年額三分ノ一トス

公務ノ爲メ受ケタル傷痍ニ原因シテ死去シ又ハ非常ノ勞動及困苦ヲ忍ヒ勤務ニ從事シ爲メニ發病死去シ又ハ公務ニ依リ傳染病者ニ接シ該病罹ニ感染シテ死去シ又ハ戰地ニ於テ若クハ公務旅行中流行病ニ罹リ死去シタル者ノ寡婦扶助料ハ亡夫ノ俸給ニ對シ官吏恩給法第五條ニ依リ算出シタル恩給年額三分ノ二トス

扶助料年額圓位未滿ノ數ハ圓位ニ滿タシム

第五條　寡婦ナキトキ又ハ扶助料ヲ受クル寡婦死去シ若クハ權利消滅シタルトキハ其扶助料ヲ孤兒ニ給ス

第六條　孤兒扶助料ハ數子アルトキハ家名繼襲者ニ給シ戸主ニ非サル者ノ孤兒ニ在テハ長子ニ給ス其繼襲者及長子ノ死去シ若クハ權利消滅シ若クハ支給期限ノ滿ツルトキハ順次年少者ニ轉給スルモノトス　但家名繼襲者ヲ除ク外男子ヲ先ニシ女子ヲ後ニス

第七條　恩給ヲ受ケタル者ノ寡婦ニシテ其夫退官後結婚シタル者ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得

第八條　此法律ニ於テ孤兒トハ年齡二十歲未滿ノ男女子ニシテ未タ結婚セサル者ヲ云フ但男女子ノ家名繼襲者ニ限ル

扶助料ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ給ス

第九條　扶助料ヲ受クヘキ寡婦及孤兒ナク若クハ扶助料ヲ受ケタル寡婦及孤兒戸籍ヲ去リ若クハ死去シ若クハ權利消滅シタルトキハ父母又ハ祖父母ヲシテ其孤兒ニ代リ扶助料ヲ受ケシムルコトヲ得

第十條　扶助料ヲ受クル者死去シタルトキハ其遺族ハ此法律ノ規定スル所ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス　但第二條ノ納金ヲナスヘキ義務ナキ者ノ遺族ハ此ノ限ニ在ラス

一　在官十五年以上ノ者死去シタルトキ

二　在官十五年未滿ノ者公務ノ爲メ死去シタルトキ

三　恩給ヲ受クル者死去シタルトキ

第二條　文官判任以上ノ者ハ其俸給ノ百分ノ一ヲ國庫ニ納ムヘシ

第三條　交際官及領事貿易事務官等其俸給普通文官ヨリ多額ナルトキハ普通文官ノ俸給ニ依リ少額ナルトキハ現ニ受クル所ノ俸給ニ依リ第二條ノ納金ヲ爲スヘシ

郡判任官ヲ除クノ外政府ヨリ俸給ヲ受ケサル官吏及商業ヲ營ムコトヲ得ヘキ官吏ハ第二條ノ納金ヲ要セス（三十二年法律第十六號三十三年法律第十一號ヲ以テ改正）

第四條　寡婦扶助料年額ハ亡失ノ受ケタル若クハ受クヘキ恩給年額三分ノ一トス

公務ノ爲メ受ケタル傷痍ニ原因シテ死去シ又ハ非常ノ勞動及困苦ヲ忍ヒ勤務ニ從事シ爲メニ發病死去シ又ハ公務ニ依リ傳染病者ニ接シ該病罹ニ感染シテ死去シ又ハ戰地ニ於テ若クハ公務旅行中流行病ニ罹リ死去シタル者ノ寡婦扶助料ハ亡夫ノ俸給ニ對シ官吏恩給法第五條ニ依リ算出シタル恩給年額三分ノ二トス

扶助料年額圓位未滿ノ數ハ圓位ニ滿タシム

第五條　寡婦ナキトキ又ハ扶助料ヲ受クル寡婦死去シ若クハ權利消滅シタルトキハ其扶助料ヲ孤兒ニ給ス

第六條　孤兒扶助料ハ數子アルトキハ家名繼襲者ニ給シ戸主ニ非サル者ノ孤兒ニ在テハ長子ニ給ス其繼襲者及長子ノ死去シ若クハ權利消滅シ若クハ支給期限ノ滿ツルトキハ順次年少者ニ轉給スルモノトス　但家名繼襲者ヲ除ク外男子ヲ先ニシ女子ヲ後ニス

第七條　恩給ヲ受ケタル者ノ寡婦ニシテ其夫退官後結婚シタル者ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得

第八條　此法律ニ於テ孤兒トハ年齡二十歲未滿ノ男女子ニシテ未タ結婚セサル者ヲ云フ但男女子ノ家名繼襲者ニ限ル

扶助料ハ之ヲ受クヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ給ス

第九條　扶助料ヲ受クヘキ寡婦及孤兒ナク若クハ扶助料ヲ受ケタル寡婦及孤兒戸籍ヲ去リ若クハ死去シ若クハ權利消滅シタルトキハ父母又ハ祖父母ヲシテ其孤兒ニ代リ扶助料ヲ受ケシムルコトヲ得

第十條　扶助料ヲ受クル者死去シタルトキハ其遺族ハ此法律ノ規定スル所ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有ス　但第二條ノ納金ヲナスヘキ義務ナキ者ノ遺族ハ此ノ限ニ在ラス

一　在官十五年以上ノ者死去シタルトキ

二　在官十五年未滿ノ者公務ノ爲メ死去シタルトキ

アルトキハ寡婦ニ相當スル扶助料ノ全額ヲ其父母又ハ祖父母ニ終身給スルコトヲ得

其扶助料ハ先ツ父ニ給シ其父存在セサルトキ若クハ權利消滅シタルトキハ母ニ給ス母ヨリ祖父ニ祖父ヨリ祖母ニ轉給スルハ順次此例ニ依ル

第十一條　扶助料ヲ受クヘキ寡婦孤兒又ハ父母祖父母ナクシテ死去シタル者ノ戸籍内ニ在ル二十歲未滿又ハ廢疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハサル兄弟姉妹アリ之ヲ給養スル者ナキトキハ寡婦ニ相當スル扶助料一箇年分ヨリ少カラス五箇年分ヨリ多カラサル金額ヲ人員ニ拘ハラス一時限リ其兄弟姉妹ニ給スルコトヲ得

第十二條　扶助料ハ之ヲ受クヘキ權利ノ生シタル日ヨリ三箇年内ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

第十三條　扶助料ハ賣買讓與貸入書入スルコトヲ得ス　又負債ノ抵當トシテ差押フルコトヲ得ス

第十四條　扶助料ヲ受クルノ權利ハ左ノ時ヨリ消滅ス

一　寡婦死去又ハ婚嫁シ若クハ戸籍ヲ去リタル月ノ翌月

二　孤兒死去又ハ婚嫁シ又ハ他家ノ養子女トナリ又ハ年齡二十歲ニ滿チタル月ノ翌月

三　父母祖父母死去シ又ハ戸籍ヲ去リタル月ノ翌月

第十五條　孤兒二十歲ニ滿ツルモ廢疾若クハ不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハス他ニ給養スル者ナキトキハ寡婦扶助料ノ三分ノ一ヲ其孤兒ニ各終身給スルコトヲ得　但一戸籍内ニ寡婦ト同額ノ扶助料ヲ受クル者アルトキハ其間之ヲ給セス

第十六條　扶助料ヲ受クル者日本臣民タル分限ヲ失ヒ若クハ重罪ノ刑ニ處セラレタルトキハ扶助料ノ支給ヲ廢ス

公權ヲ停止セラレタルトキハ其間支給ヲ停止ス

扶助料ヲ受クル者公權停止中ハ其轉給ヲ受クヘキ者ニ之ヲ給ス

第十七條　在官十五年未滿ノ者在官中公務ノ故ニアラスシテ死去シタルトキハ其遺族ニ一時扶助金ヲ給ス

前項ノ扶助金ハ在職最終ノ俸給年額百分ノ一ヲ在官年數ニ乘シタル額ト

ス但一年未滿ノ在官月數ハ計算セス

第十八條　扶助料ノ支給ハ地方長官ノ申牒ニ依リ恩給局ノ審査ヲ經テ内閣總理大臣之ヲ裁定ス

行政上ノ處分ニ因リ扶助料ニ關スル權利ヲ障害セラレタリトスル者ハ六箇月以内ニ恩給局ニ具申シテ裁決ヲ請フコトヲ得　其裁決ニ服セサル者ハ一箇年以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十九條　明治十七年達官吏恩給令ニ依リ扶助料ヲ受ケタル者及恩給ヲ受ケタル者ノ遺族扶助料ハ總テ其恩給令ニ依リ扶助料ヲ受クル者ニ準ス

此法律ニ依ル

第二十條　此法律ハ明治二十三年七月一日ヨリ施行ス

▲官吏遺族扶助法施行規則（明治二十三年七月閣令第四號）

第一章　扶助料ノ請求

第一條　官吏遺族扶助法第一條第一第二及第十七條ニ當ル者アリタルトキハ本屬廳ヨリ死者ノ履歴書ヲ其遺族ニ下付スヘシ　遺族ハ之ヲ以テ扶助料又ハ一時扶助金請求ノ證ト爲スヘシ

第二條　官吏遺族扶助法第一條第三ニ當ル者ノ遺族ハ其恩給證書ヲ以テ扶助料請求ノ證ト爲スヘシ

第三條　官吏遺族扶助法第四條第二項ニ當ル者アリタルトキハ本屬廳ニ於テ事實ヲ查覈シ其傷痍若クハ疾病ノ公務ニ起因シタル證據トナルヘキ書類及醫師ノ診察ヲ爲サシメタル場合ニ於テハ其診斷書ヲ併セテ其遺族ニ下付スヘシ遺族ノ之ヲ以テ扶助料請求ノ證ト爲スヘシ

第四條　扶助料ヲ受クル者死去シ若クハ權利消滅シ若クハ支給期限ノ滿チタルトキ其扶助料ノ轉給ヲ請フ者ハ前者ノ扶助料證書ヲ以テ請求ノ證ト爲スヘシ

第五條　公權停止ニ因リ扶助料ノ轉給ヲ受クヘキ者ハ確定裁判ノ宣告書竝ニ其事由ヲ詳記シ廢疾不具ニシテ産業ヲ營ムコト能ハサル者ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ扶助料ヲ

請求スヘシ

第七條　扶助料ノ請求書ハ請求者署名シ（後見人アレハ其後見人連署スヘシ）親族二名親族ナキトキハ居住地ノ戸主二名連署シ市町村長ノ奥印ヲ受ケ第一條乃至第六條ニ揭ケル書類ノ外市町村長ノ證明シタル戸籍謄書ヲ添附シ地方長官ニ差出スヘシ

第八條　扶助料ノ請求ヲ受ケタル地方長官ハ査覈ノ上扶助料年額ノ計算書ヲ作リ證據書類ヲ添ヘ内閣總理大臣ニ差出スヘシ

内閣ニ於テ之ヲ許可シタルトキハ扶助料證書ヲ作リ地方廳ヲシテ之ヲ本人ニ下付セシム但一時ノ支給ニ依ルモノハ辭令書ヲ用ユ

扶助料證書若クハ辭令書ヲ下付シタルトキハ内閣ハ其旨ヲ郵便貯金局ヘ通報スヘシ（四十三年三月閣令第四號ヲ以テ改正）

第二章　（同上削除）

第九條　（同上）

第三章　扶助料ノ支給及停止

第十條　扶助料ノ支給ハ官吏恩給法施行規則第七條及第十條第一第三ノ例ニ依ル（同上改正）

第十一條　扶助料ヲ受クル者死去シ若クハ權利消滅若クハ支給期限ノ滿チタルトキハ地方廳ニ於テ扶助料ノ支給ヲ廢シ其旨ヲ内閣恩給局ニ通知スヘシ（同上）

前項ノ場合ニ於テ扶助料ノ轉給ヲ受クヘキ者ナルトキハ郵便貯金局ニ於テ其扶助料證書ヲ收メテ内閣恩給局ニ送付スヘシ（同上）

第十二條　扶助料ヲ受クル者重罪ノ刑ニ處セラレ若クハ公權ヲ停止セラレタルトキハ官吏恩給法施行規則第十三條及第十五條ノ例ニ依ル（同上）

第十三條　郵便貯金局ニ於テ第十二條ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ官吏恩給法施行規則第十六條ノ例ニ依ル（同上）

雜則

第十四條　水火災盜難等ニ依リ扶助料證書ヲ亡失シタルトキ及扶助料ヲ受クル者改氏名ヲ爲シタルトキハ官吏恩給法施行規則第十七條及第十八條ノ例ニ依ル

第十五條　明治十七年達官吏恩給令ニ依リ扶助料ヲ請求スル者ハ本則ニ依ルヘシ同令ニ依リ扶助料ヲ受クル者ハ左ノ場合ニ於テ本則ニ依ル

一　死去又ハ權利消滅又ハ停止ノトキ

二　恩給證書ヲ亡失シタルトキ

三　改氏名シタルトキ（二十七年閣令第六號　四十三年閣令第四號ヲ以テ改正）

第十六條　市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ本規則ニ依リ市町村長ノ爲スヘキ職務ハ區戸長ニ於テ之ヲ行フヘシ

附　則（四十三年三月閣令第四號）

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

▲官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則

（明治二十九年三月法律第三十六號）

第一條　地方稅支辨ノ俸給ヲ受ケタル郡區長ノ在官月數ハ官吏ノ恩給及遺族扶助ニ關スル在官年數中ニ算入ス

第二條　明治二十三年七月一日以後ニ退官シタル文官判任以上ノ者ニシテ地方稅支辨ノ俸給ヲ受ケタル郡區長在官中ノ月數ヲ除算シ恩給ヲ受ケ若ハ之カ爲恩給ヲ受ケサリシ者ニハ其ノ月數ヲ算入シ恩給ヲ增加シ又ハ新ニ之ヲ給スルコトヲ得

第三條　第二條ニ相當スル者在官中又ハ退官ノ後死去シ其遺族ニシテ扶助料若ハ一時扶助金ヲ受ケ又ハ之ヲ受ケサリシ者ニハ第一條ニ依リ算定シタル恩給年額若ハ在官年數ニ依リ其ノ扶助料若ハ一時扶助金ヲ增加シ又ハ新ニ之ヲ給スルコトヲ得

第四條　第二條、第三條ニ依リ新ニ恩給又ハ扶助料ヲ受クル者ハ左ノ方法ニ依リ最後ニ受ケタル退官賜金又ハ一時扶助金ノ一部ヲ返納セシム

新ニ受クヘキ恩給又ハ扶助料年額ニ其ノ退官又ハ死去以後新ニ恩給又ハ扶助料ヲ受クル日ニ至ルマテノ年數ヲ乘シ月數ハ其ノ月割額ヲ加ヘ退官賜金一時扶助金ヲ其ノ純額ニ對照シ若超過アルトキハ其ノ超過額ヲ新ニ受クヘキ恩給又ハ扶助料中ヨリ控除ス

第五條　恩給ヲ受クル者郡判在官ニ任用セラレタルトキハ其ノ間恩給ヲ停止ス（三十三年法律第十二號ヲ以テ條中改正）

第六條　第二條、第三條ニ依リ給スル恩給及扶助料ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ起算シテ之ヲ給ス

第七條　第二條、第三條ニ依リ受クヘキ恩給、扶助料又ハ一時扶助金ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ一箇年内ニ請求セサレハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

第八條　此ノ法律ニ於テ特別ノ規程ヲ設ケサルモノハ總テ官吏遺族扶助法ノ例ニ依ル

第九條　此ノ法律ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

▲官吏恩給法及官吏遺族扶助法施行規則

（明治二十九年三月閣令第二號）

第一條　官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則第二條ニ依リ恩給ノ增加ヲ受ケ若クハ新ニ恩給ヲ受ケントスル者ハ恩給請求書ヲ退官當時ノ本屬廳ノ長官ニ差出スヘシ但廢官廢廳ニ當リタルトキハ其ノ事務ノ引繼ヲ受ケタル官廳ノ長官ニ差出スヘシ

第二條　官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則第三條ニ依リ扶助料又ハ一時扶助金ノ增加ヲ受ケ若クハ新ニ之レヲ受ケントスル者ハ其ノ請求書ヲ居住地ノ地方長官ニ差出スヘシ

第三條　恩給又ハ扶助料若クハ一時扶助金ノ請求書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　在官中ノ履歷書

二　市町村長ノ證明シタル戸籍謄

但恩給ヲ請求スル者ニ在リテハ其ノ退官當時ノ戸籍謄扶助料若クハ一時扶助金ヲ請求スル者ニ在リテハ元官吏タリシ者死亡當時ノ戸籍謄及明治二十九年四月一日現在ノ戸籍トス

三　官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則施行前ニ恩給又ハ扶助料若クハ一時扶助金ヲ受ケタル者ニ在リテハ證書若クハ辭令書

第四條　第一條ニ依リ新ニ恩給ノ請求ヲ受ケタル各廳長官ハ官吏恩給法施行規則第五條ニ揭ケル計算書ノ外退官當時給與シタル退官賜金ノ調書ヲ添附スヘシ

第五條　恩給ヲ受ケタル者ヲ郡區書記ニ任用シ若クハ解任シタルトキハ官吏恩給法施行規則第十條第十四條及第十六條ヲ準用ス但從來任用シタル者ハ直ニ本條ノ手續ヲ爲スヘシ

第六條　本規則ニ於テ特別ノ規程ヲ設ケサルモノハ總テ官吏恩給法施行規則及官吏遺族扶助法施行規則ノ例ニ依ル

内國旅費規則

（明治四十三年六月十七日勅令第二百七十四號）

第一條　官吏公務ニ依リ本邦内ヲ旅行スルトキハ本令ニ依リ旅費ヲ支給ス

第二條　旅費ハ鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料、食卓料、赴任手當及移轉料ノ八種トシ別表ニ定ムル所ニ從ヒ順路ニ依リテ之ヲ支給ス但シ公務ノ都合ニ依リ順路ニ依リテ旅行シ難キ場合ニ於テハ其ノ現ニ經過シタル通路ニ依ル

第三條　鐵道旅行ニハ鐵道賃、水路旅行ニハ船賃、陸路旅行ニハ車馬賃ヲ支給ス

鐵道又ハ水路ニ依ラサル旅行ハ之ヲ陸路旅行トス

第四條　宿泊料ハ夜數ニ應シ日當ハ日數ニ應シテ之ヲ支給ス

水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セス但シ官用ノ船舶ニ依リテ旅行スル場合ニ於テ官ヨリ賄ヲ爲ササルトキハ食卓料ヲ支給ス

第五條　旅費ヲ支給ニ關シテハ旅行日數ハ出張地ニ於ケル滯在日數及途中已ムヲ得サル事由ノ爲要シタル日數ヲ除クノ外鐵道旅行ハ二百哩、水路旅行ハ百海里、陸路旅行ハ十二里ニ付一日ノ割合ヲ以テ通算シタル日數ヲ超過スルコトヲ得ス但シ一日未滿ノ端數ハ之ヲ一日トス

第六條　赴任ノ場合ニ於テハ別ニ移轉料及舊任地又ハ居住地ヨリ新任地ニ至ル鐵道賃、船賃及車馬賃ノ額ニ相當スル赴任手當ヲ支給ス

第七條　官用ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ鐵道賃、船賃、車馬賃ヲ

支給ス

第八條　陸路六里未滿、鐵道四十八哩未滿、水路三十海里未滿ノ旅行ニ在リテハ公務ノ都合ニ依リ宿泊シタル場合ヲ除クノ外其ノ支給スヘキ日當ハ定額ノ半額トス

一旅行ニシテ陸路、鐵道又ハ水路ニ亙ルトキハ鐵道ハ八哩、水路ハ五海里ヲ以テ陸路一里ト看做シ前項ノ規定ヲ準用ス

第九條　在勤廳所在地ノ市區町村内ノ出張ニシテ遠距離ニ渉ルトキハ定額半額以内ノ日當ヲ支給スルコトヲ得

第十條　私事ノ爲任地又ハ居住地以外ニ滯在スル者轉任ヲ命セラレ又ハ新ニ任用セラレ滯在地ヨリ赴任スル場合ニ於テハ滯在地ヨリ新任地ニ至ル旅費額カ舊任地又ハ居住地ヨリ新任地ニ至ル旅費額ヨリ多キトキハ舊任地又ハ居住地ヨリ新任地ニ至ル旅費ヲ支給ス

前項ノ規定ハ私事ノ爲任地以外ニ滯在スル者滯在地ヨリ旅行スル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條　新ニ任用スル爲召喚セラレタル者ニハ官吏赴任ノ例ニ準シ新官相當ノ旅費ヲ支給ス

第十二條　特別ノ事情ニ依リ定額ノ鐵道賃、船賃又ハ車馬賃ヲ以テ其ノ實費ヲ支拂シ難キ場合ニ於テハ實費額ヲ支給スルコトヲ得

第十三條　鐵道賃、船賃又ハ車馬賃ハ各其ノ路程ヲ合算シテ之ヲ支給ス但シ定額ヲ異ニスルモノニ付テハ各別ニ之ヲ通算ス

通算上一哩、一海里又ハ一里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス

第十四條　年度又ハ日ニ依リテ旅費ヲ區分計算スルノ必要アル場合ニ於テハ其ノ區分判明ナラサルトキハ最近ノ到達地ニ著シタル日ヲ以テ其ノ路程ヲ區別シ通算ス

第十五條　旅行中退官、退職、休職又ハ非職ト爲リタル者ニハ舊任地ニ至ル前官又ハ本官相當ノ旅費ヲ支給ス但シ刑事裁判又ハ懲戒處分ニ依リテ失官シ又ハ免官セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テハ第五條ニ定メタル旅程ノ割合ヲ以テ計算シタル日數ニ依リ旅費ヲ支給ス

旅行中死亡シタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ準シ旅費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給ス

第十六條　事務引繼殘務調理等ノ爲退官者ニ旅行ヲ命スルトキハ前官相當ノ旅費ヲ支給ス

第十七條　所管大臣ハ測量土木工事等ノ爲現場ヲ巡廻スル官吏又ハ常時旅行ヲ要スル官吏ニ關シ特ニ其ノ旅費額ヲ定メ月額又ハ日額ヲ以テ之ヲ支給スルコトヲ得

所管大臣ハ旅費ノ定額ヲ減シ又ハ旅費ノ全部若ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第十八條　武官、陸海軍文官、鐵道事務ニ從事スル官吏及警察官ノ旅費ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ別ニ之ヲ定ム

第十九條　雇員其ノ他本令ニ規定ナキ者ノ旅費ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シ本令ニ準シテ之ヲ定ム

第二十條　當分ノ內朝鮮臺灣又ハ樺太內ノ旅行ニ限リ所管大臣大藏大臣ト協議シテ旅費ノ定額ヲ增加スルコトヲ得（四十三年九月勅令第三百九十一號ヲ以テ改正）

第二十一條　當分ノ內朝鮮臺灣又ハ樺太在勤二年以上ニシテ退官、退職、休職又ハ非職ト爲リ三十日以內ニ同地出發歸鄉スル者ニハ前官又ハ本官相當ノ旅費ヲ支給スルコトヲ得但シ刑事裁判若ハ懲戒處分ニ依リ失官シ若ハ免官セラレ又ハ自己ノ便宜ニ依リ退官若ハ退職シタル者ハ此ノ限ニ在ラス（同上改正）

前項ノ旅費ニ關シテハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

在職中死亡シタルトキハ第一項ノ例ニ準シ旋費ニ相當スル金額ヲ遺族ニ支給スルコトヲ得

第二十二條　樺太ニ赴任スル者及十一月ヨリ翌年二月ニ至ル期間內ニ樺太ニ出張スル者ニハ當分ノ內支度料ヲ支給スルコトヲ得其ノ額ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附則

本令ハ明治四十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前勅任ヲ命セラレ、新ニ任用セラレ若ハ新ニ任用スル爲召喚セラレタル場合又ハ退官、退職、休職、非職ト爲リ若ハ死亡シタル場合ニ關シテハ舊令ニ依ル

（別表）

旅費額

等級	鐵道賃	船賃	車馬賃	宿泊料	日當	食卓料	移轉料
	一哩二仕	海里二仕	一里二仕	一夜二仕	一日二仕	一夜二仕	
一等	親任官	六錢	七錢五十錢	六圓	四圓	二圓	百圓以內
二等	勅任官	五錢	六錢四十錢	三圓五十錢	二圓五十錢	一圓七十錢	七十圓以內
三等	奏任官六等以下	五等以上四錢	五錢三十錢	二圓五十錢	二圓	一圓三十五錢	三十五圓以內
四等	判任官六級俸以下	五級俸以上三錢	四錢二十五錢	一圓五十錢	一圓	一圓三十五錢	三十圓以內
		三錢	四錢二十五錢	一圓五十錢	一圓	九十錢	三十圓以內

高等官官等俸給令（明治四十三年三月二十六日勅令第百三十四號）

第一條　親任式ヲ以テ敍任スル官ヲ除クノ外高等官ヲ分テ九等トス親任式ヲ以テ敍任スル官及一等官二等官ヲ勅任官トシ三等官乃至九等官ヲ奏任官トス

第二條　奏任官ノ任免及敍等ハ內閣總理大臣之ヲ奏薦シ其ノ各省及各省所屬ノ官廳ニ屬スルモノハ內閣總理大臣ヲ經由シテ主任大臣之ヲ奏薦ス

第三條　高等官ノ官等ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表第一表ニ依ル

官制上他ノ官ニ在ル者ヲ以テ兼任セシムル官ニシテ別ニ官等ヲ定メサルモノハ本官ノ官等ニ依ル

第四條　初メテ高等文官ニ任セラルル者ノ官等ハ六等以下トス

高等文官ニシテ退官シタル者再ヒ高等文官ニ任セラルル場合ニ於テハ其ノ官等ハ前官ノ官等以下トス但シ前官等在職年數二年ヲ超エタル者ハ前官ノ官等ニ一等ヲ進ムルコトヲ得

前官ノ官等七等以下ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス陞シテ六等官ニ至ルコトヲ得

第五條　高等文官ハ別ニ進級ノ例ヲ定メタルモノ及七等以下ノモノヲ除キ在職二年ヲ超ユルニ非サレハ陞敍スルコトヲ得ス

第六條　親任式ヲ以テ敍任スル官、內閣書記官長、特命全權公使及辨理公使ニ任セラルル場合ニ於テハ前二條ノ規定ヲ、文官任用令第一條第四項ノ規定ニ依リ勅任文官ニ任用セラルル場合ニ於テハ第四條ノ規定ヲ適用セス

第七條　親任式ヲ以テ敍任スル文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

內閣總理大臣	年俸　一萬二千圓
各省大臣 朝鮮總督	年俸　八千圓
拓殖局總裁 鐵道院總裁 臺灣總督 關東都督	年俸　七千五百圓
樞密院議長 特命全權大使 朝鮮總督府政務總監	年俸　六千圓
樞密院副議長 樞密顧問官	年俸　五千五百圓 年俸　五千圓
第八條　勅任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ 會計檢査院長 行政裁判所長官	年俸　六千圓

朝鮮總督府法務總監	年俸	三千圓
朝鮮總督府警務總監		
朝鮮總督府財務總監		
朝鮮總督府內務局長		
朝鮮總督府學務局長		
朝鮮總督府殖產局長		
朝鮮總督府鐵道局長		
朝鮮總督府遞信局長		
朝鮮總督府專賣局長		
朝鮮總督府法院長		
朝鮮總督府高等法院檢事長		
朝鮮總督府覆審法院檢事長		
朝鮮總督府地方法院檢事正		
朝鮮總督府地方法院長		
朝鮮總督府鐵道事務長		
朝鮮總督府鐵道局副總裁		
朝鮮總督府遞信局副總裁		
朝鮮總督府專賣局副總裁		
朝鮮總督府內務局參事官		
朝鮮總督府學務局參事官		
朝鮮總督府殖產局參事官		
朝鮮總督府鐵道局參事官		
朝鮮總督府遞信局參事官		
朝鮮總督府專賣局參事官		
朝鮮總督府法院判官		
朝鮮總督府檢事		
朝鮮總督府地方土地調查局副總裁		
朝鮮總督府鐵道局技師	年俸 三千四百圓	
朝鮮總督府遞信局技師		
朝鮮總督府專賣局技師		
朝鮮總督府內務局屬	年俸 二千四百圓	
朝鮮總督府學務局屬		
朝鮮總督府殖產局屬		
朝鮮總督府鐵道局屬		
朝鮮總督府遞信局屬		
朝鮮總督府專賣局屬		
朝鮮總督府法院書記		
朝鮮總督府檢事局書記		
朝鮮總督府地方法院書記		
朝鮮總督府鐵道局書記		
朝鮮總督府遞信局書記		
朝鮮總督府專賣局書記		
朝鮮總督府通譯生	年俸 千二百圓	
朝鮮總督府鐵道局通譯生		
朝鮮總督府遞信局通譯生		
朝鮮總督府專賣局通譯生		
朝鮮總督府鐵道局雇員	年俸 千二百圓	
朝鮮總督府遞信局雇員		
朝鮮總督府專賣局雇員		
朝鮮總督府鐵道局傭員	年俸 千二百圓	
朝鮮總督府遞信局傭員		
朝鮮總督府專賣局傭員		

朝鮮總督府內務局書記官長	年俸	五千圓
朝鮮總督府學務局書記官長		
朝鮮總督府殖產局書記官長		
朝鮮總督府鐵道局書記官長		
朝鮮總督府遞信局書記官長		
朝鮮總督府專賣局書記官長		
朝鮮總督府內務局長		
朝鮮總督府學務局長		
朝鮮總督府殖產局長		
朝鮮總督府鐵道局長		
朝鮮總督府遞信局長		
朝鮮總督府專賣局長		
朝鮮總督府參事官		
朝鮮總督府各局長		
朝鮮總督府事務總長		
朝鮮總督府專賣局長		
朝鮮總督府遞信局長		
朝鮮總督府鐵道局長		
朝鮮總督府法院檢事		
朝鮮總督府地方法院長		
朝鮮總督府檢事正		
朝鮮總督府地方法院檢事		
朝鮮總督府地方法院判官		
朝鮮總督府地方法院檢事		
朝鮮總督府地方法院書記官長		
朝鮮總督府地方法院檢事局書記官長		
朝鮮總督府地方法院書記	年俸 三千四百圓	
朝鮮總督府地方法院檢事局書記		
朝鮮總督府地方法院通譯生	年俸 千二百圓	
朝鮮總督府地方法院檢事局通譯生		
朝鮮總督府地方法院雇員	年俸 千二百圓	
朝鮮總督府地方法院檢事局雇員		
朝鮮總督府地方法院傭員	年俸 千二百圓	
朝鮮總督府地方法院檢事局傭員		
朝鮮總督府鐵道局書記	年俸 千二百圓	
朝鮮總督府鐵道局通譯生		
朝鮮總督府鐵道局雇員	年俸 千二百圓	
朝鮮總督府鐵道局傭員	年俸 千二百圓	
朝鮮總督府鐵道局技手	年俸 千二百圓	
朝鮮總督府鐵道局書記	年俸 千二百圓	
朝鮮總督府鐵道局通譯生		
朝鮮總督府鐵道局雇員	年俸 千二百圓	
朝鮮總督府鐵道局傭員	年俸 千二百圓	
朝鮮總督府鐵道局技手	年俸 千二百圓	

ノハ高等官三等以下トス

第十四條　別表第二表第一號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相當スル諸官左ノ如シ

内閣書記官
内閣總理大臣秘書官
法制局參事官
賞勳局書記官
拓殖局書記官
拓殖局總裁秘書官
馬政局書記官
鐵道院參事
鐵道院總裁秘書官
樞密院書記官
樞密院議長秘書官
各省參事官
各省大臣秘書官
各省書記官
商務官
内務事務官
國債局書記官
專賣局部長
專賣局參事
大藏省臨時建築部事務官
稅務監督局長
理事
主理
帝國圖書館長
山林局書記官
水產局書記官
特許局事務官
林務官（大林區署長タル者）
鑛山監督署長
製鐵所書記官
日本大博覽會事務官
郵便貯金局書記官
遞信管理局書記官
朝鮮總督府參事官
朝鮮總督府秘書官
朝鮮總督府書記官
朝鮮總督府取調局書記官
朝鮮總督府醫務官
朝鮮總督府專賣局長
朝鮮總督府工業傳習所長
朝鮮總督府鐵道局參事
朝鮮總督府通信局書記官
朝鮮總督府土地調查局書記官
朝鮮總督府稅關長
朝鮮總督府道事務官
朝鮮總督府府尹
臺灣總督府參事官
臺灣總督府秘書官
臺灣總督府警視
臺灣總督府專賣局事務官
臨時臺灣糖務局事務官
臺灣總督府土木部事務官
關東都督府參事官
關東都督府秘書官
關東都督府事務官

關東都督府通信管理局長
行政裁判所評定官
貴族院書記官
衆議院書記官

第十五條　別表第二表第一號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相等セサル諸官左ノ如シ

判事
檢事
帝國大學書記官
檢查官
會計檢查院書記官
朝鮮總督府判事
朝鮮總督府檢事
臺灣總督府醫院醫長
臺灣總督府醫學校教授、
臺灣總督府法院判官
臺灣總督府法院檢察官
臺灣總督府稅關長
臺灣總督府醫院長
關東都督府醫院醫長
關東都督府法院判官
關東都督府法院檢察官
樺太廳事務官
樺太廳醫院長
警視廳警視（警視總監官房主事、第一部長、第二部長タル者）
警視廳警察醫長
北海道廳事務官

第十六條　別表第二表第二號ニ依リ其俸給官等ニ相當スル諸官左ノ如シ

統計局審查官
恩給局審查官
鐵道院副參事
造神宮主事
稅關事務官
稅關監視官
稅務監督官
專賣局主事
醸造試驗所事務官
千住製絨所事務官
監獄事務官
視學官
統計事務官
林務官
鑛山監督署事務官
製鐵所事務官
農務局事務官
郵便貯金局事務官
遞信管理局事務官
通信事務官
電氣事務官
朝鮮總督府事務官
朝鮮總督府取調局事務官
朝鮮總督府鐵道局副參事
朝鮮總督府通信事務官
朝鮮總督府營林廠事務官
朝鮮總督府平壤鑛業所事務官
臺灣總督府視學官
臺灣總督府稅務官
臺灣總督府稅關事務官

臺灣總督府稅關監視官
臺灣總督府鐵道部事務官
臺灣總督府通信事務官
關東都督府通信事務官

第十七條　別表第二表第二號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相當セサル諸官左ノ如シ

朝鮮總督府事理官
朝鮮總督府地方法院及地方法院支院檢事
朝鮮總督府高等法院檢事
朝鮮總督府高等法院檢事兼判事
朝鮮總督府高等法院判事
朝鮮總督府水產講習所教授
朝鮮總督府特許局審查官
朝鮮總督府保險事務官
京都帝國大學醫科大學附屬醫院藥局長
帝國大學司書官
帝國大學書生監
帝國大學事務官
文部屬俸
帝國美術學校教授
海軍通譯官
陸軍通譯官
陸軍屬俸
陸軍編修
稅務官（横濱、神戸、長崎及函館ノ稅務監督ヲ除ク）
稅關鑑定官
稅關監視（海防本部長及方面監察官ヲ除ク）
北海道廳支廳長
北海道廳警視（警察部所屬ノ者）
樺太廳警視（警察署長ヲ除ク）
樺太廳醫院醫員
關東都督府醫院藥局長
關東都督府醫院醫員
關東都督府典獄
關東都督府翻譯官
關東都督府警視
關東都督府事務官
臺灣總督府醫院藥局長
臺灣總督府醫院醫員
臺灣總督府港務檢疫醫官
臺灣總督府港務檢疫官
臺灣總督府翻譯官
臺灣總督府編修官
臺灣總督府警視
臺灣總督府總事務官
臺灣總督府專賣局翻譯官
臺灣總督府醫學校教授助教授
臺灣總督府醫學校令監
臺灣總督府典獄
朝鮮總督府通譯官
朝鮮總督府裁判所通譯官
朝鮮總督府裁判所書記長
臺灣總督府法院通譯
臺灣總督府法院書記長

第二十條　別表第二表第四號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相當セサル諸官左ノ如シ

鐵道院參事補
專賣局主事補
帝國圖書館司書官
林務官補

臺灣總督府典獄
臺灣總督府及司獄官
臺灣總督府鐵道部獄務所令監
臺灣總督府醫學校教授助教授
臺灣總督府醫學校令監
臺灣總督府專賣局翻譯官
臺灣總督府總事務官
臺灣總督府醫院醫官
臺灣總督府編修官
臺灣總督府翻譯官
臺灣總督府港務檢疫官
臺灣總督府港務檢疫醫官
臺灣總督府醫院醫官
臺灣總督府醫院藥局長
關東都督府警視
關東都督府翻譯官
關東都督府典獄
關東都督府醫院醫員
關東都督府醫院藥局長
北海道廳支廳長
北海道廳警視（警察署長ヲ除ク）
樺太廳警視（警察部所屬ノ者）
樺太廳醫院醫員
樺太廳支廳長
保險事務官
特許局審查官
水產講習所教授
高等海員審判所審判官
地方法院及地方法院支院檢事
高等海員審判所事理官
高等海員審判所審判官
朝鮮總督府醫院藥局長
朝鮮總督府通譯官
朝鮮總督府事務官

第十八條　別表第二表第三號ニヨリ其ノ俸給官等ニ相當スル官左ノ如シ（四十三年九月勅令第三百七十七號ヲ以テ改正）

第十九條　別表第二表第三號ニ依リ其ノ俸給官等ニ相當セサル諸官左ノ如シ

陸軍監獄長
海軍監獄長
典獄
副檢查官
朝鮮總督府警視
朝鮮總督府勸業局事務官
朝鮮總督府印刷局事務官
朝鮮總督府臨時土地調查局事務官
朝鮮總督府醫院教官
朝鮮總督府稅關事務官
朝鮮總督府稅關監視官
朝鮮總督府稅關鑑定官
朝鮮總督府移出牛檢疫所檢定官
朝鮮總督府港務官
朝鮮總督府典獄
朝鮮總督府通譯官
朝鮮總督府事務官

臺灣總督府法務事官
臺灣總督府警察官及司獄官練習所教官
臺灣總督府防疫事務官
臺灣總督府防疫醫官
臺灣總督府稅關鑑定官
警視（北海道廳警視（消防本部長及方面監察官ヲ除ク）
北海道廳支廳長（函館支廳長ヲ除ク）

關東都督府法院通譯官
樺太廳通譯官
北海道廳事務官補
北海道廳警視
府縣事務官補
府縣警視

第二十二條　別表第二表第五號ニ依ル諸官左ノ如シ

各廳技師
統計局技師
陸軍教授
海軍教授
林業技師
通信技師
文部省直轄諸學校教授
東北帝國大學農科大學附屬大學豫科、土木工學科、林學科、水產學科教授
臨時教員養成所教授
商船學校教授
朝鮮總督府通信技師
朝鮮總督府醫院醫官
臺灣總督府通信技師
關東都督府通信技師

第二十三條　別表第二表第一號、第二號及第五號ニ依ル職員ハ一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ功績アル者ニ限リ五百圓以內ノ年功加俸ヲ給シ其ノ第二號ニ依ル職員ニ在リテハ高等官三等ニ陞敍スルコトヲ得

第三號及第四號ニ依ル職員ハ一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ功績アル者ニ限リ三百圓以內ノ年功加俸ヲ給シ第三號ニ依ル者ニ在リテハ高等官四等ニ、第四號ニ依ル者ニ在リテハ高等官五等ニ陞敍スルコトヲ得

第五號ニ依ル諸官及奏任技術官ハ各廳事務ノ繁閑ニ依リ俸給最低額以下ヲ給スルコトヲ得

第二十四條　在外公館職員タル高等文官ノ年俸ハ別ニ定ムルモノノ外別表第四表ニ依ル但シ高等官三等ニ敍セラレタル領事及貿易事務官ノ年俸ハ三千圓トス

第二十五條　前數條ニ依ルモノヲ除クノ外高等文官ノ年俸ハ別表第五表ニ依ル但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條　左ニ揭ル諸官ニシテ一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リ功績アル者ハ五百圓以內ノ年功加俸ヲ給スルコトヲ得

稅關長
帝國大學各分科大學教授
府縣事務官

第二十七條　千住製絨所長、朝鮮總督府各局長、朝鮮總督府營林廠長、朝鮮總督府平壤鑛業所長及朝鮮總督府道長官ニシテ高等官三等ニ在ル者ノ年俸ハ三千圓トス（四十三年九月勅令第三百七十七號ヲ以テ改正）

第二十八條　領事又ハ貿易事務官ニシテ三年以上高等官四等ニ在リ功績アル者ハ高等官三等ニ陞敍スルコトヲ得

島司、郡長又ハ府縣立師範學校長ニシテ一級俸ヲ受ケ在職五年以上ニ至リタルトキハ島司、郡長ニハ特ニ千八百圓ヲ、府縣立師範學校長ニハ特ニ二千五百圓ヲ給スルコトヲ得其ノ五年以上高等官五等ニ在リ功績アル者ハ特ニ高等官四等ニ陞敍スルコトヲ得

第二十九條　司法大臣カ八箇所以內ニ於テ特ニ指定シタル監獄ノ典獄ニハ別ニ二百圓以內ノ加俸ヲ給ス

第三十條　陸海軍武官ノ俸給ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

現役武官ニシテ高等文官タル者其ノ武官トシテ受クヘキ俸給額カ文官トシテ受クヘキ俸給額ヨリ多キトキハ武官ノ俸給額ヲ其ノ所屬廳ニ於テ給スルコトヲ得

第三十一條　高等文官死亡シタルトキハ在職最終年俸三分ノ一ヲ其ノ遺族ニ給ス

前項遺族ト稱スルハ官吏遺族扶助法ノ定ムル所ニ依ル

終身官ハ其ノ在職中死亡シタル者ニ限リ前二項ノ規定ヲ適用ス

第三十二條　俸給ハ十二分シテ每月之ヲ支給ス

第三十三條　俸給ハ新任增俸減俸トモ總テ發布ノ翌日ヨリ計算ス

休職又ハ待命ヲ命セラレ、年俸全額ヲ給セサル場合ハ減俸ト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第三十四條　廢官退官退職及死亡ノトキハ年俸ヲ月割計算トシテ當月分ノ全額ヲ給ス

第三十五條　休職廢官退官ノ者事務引繼殘務調理ノ爲特ニ命ヲ受ケ事務ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ間仍從前ノ年俸ヲ給ス

第三十六條　病氣ノ爲執務セサルコト九十日ヲ超ユル者及私事ノ故障ニ依リ執務セサルコト三十日ヲ超ユル者ハ俸給ノ半額ヲ減ス但シ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ服忌ヲ受クル者及特旨ニ依リ賜暇休養スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三十七條　俸給支給ニ關スル細則ハ大藏大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

明治二十四年勅令第九十六號
明治二十四年勅令第九十八號
府縣立師範學校長官等及俸給令
明治二十七年勅令第十八號
明治二十九年勅令第百六十一號
技術官俸給令
明治三十二年勅令第九十四號
明治三十二年勅令第百二十八號
明治三十二年勅令第二百六十八號
在外公館職員官等令
陸軍所屬特別文官俸給令
警視總監高等官俸給令
明治三十三年勅令第二百五十九號
帝國圖書館高等官官等俸給令
臺灣總督府職員官等俸給令
港務部高等官俸給令
典獄俸給令
北海道廳高等官俸給令
地方高等官俸給令
統監府及理事廳高等官官等令
關東都督府職員官等給與令
明治四十年勅令第二十八號
樺太廳職員官等給與令
統監府所屬官醫技師官等給與令
統監府營林廠職員官等給與令
明治四十年勅令第百四號
統監府特許局職員官等俸給令
關東都督府中學校職員官等俸給令
旅順工科學堂高等官官等俸給令
統監府司法廳職員官等給與令
統監府裁判所書記長、統監府裁判所通譯官、統監府裁判所書記、統監府裁判所通譯生及統監府監獄職員官等給與令
統監府警視廳部官等給與令

本令施行ノ際現ニ左表上欄ノ俸給額ヲ受クル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ官等ニ拘ラス各其ノ相當下欄ノ俸給額又ハ之ニ相當スル級俸ヲ給スルモノトス

現行俸給	改正俸給
五、〇〇〇円	六、〇〇〇円
四、五〇〇	五、五〇〇

ノ外特ニ勅令ヲ以テ定メタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二條　文官ハ親任官、勅任官、奏任官及判任官ニ分ツ

第三條　親任官ハ特ニ親任ノ式ヲ以テ任ス

第四條　勅任官ハ勅ヲ以テ任ス

第五條　奏任官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ任ス

第六條　判任官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ任ス

第七條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第八條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第九條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第十條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第十一條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第十二條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第十三條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第十四條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第十五條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第十六條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第十七條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第十八條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第十九條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第二十條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第二十一條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第二十二條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第二十三條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第二十四條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第二十五條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第二十六條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第二十七條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第二十八條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第二十九條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第三十條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第三十一條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第三十二條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第三十三條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第三十四條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第三十五條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第三十六條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第三十七條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第三十八條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第三十九條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第四十條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第四十一條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第四十二條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第四十三條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第四十四條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第四十五條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第四十六條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第四十七條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第四十八條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第四十九條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第五十條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第五十一條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第五十二條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第五十三條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第五十四條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第五十五條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第五十六條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第五十七條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第五十八條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第五十九條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第六十條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第六十一條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第六十二條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第六十三條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第六十四條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第六十五條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第六十六條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第六十七條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第六十八條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第六十九條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第七十條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第七十一條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第七十二條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第七十三條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第七十四條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第七十五條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第七十六條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第七十七條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第七十八條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第七十九條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第八十條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第八十一條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第八十二條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第八十三條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第八十四條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第八十五條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第八十六條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第八十七條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第八十八條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第八十九條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第九十條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第九十一條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第九十二條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第九十三條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第九十四條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第九十五條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第九十六條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第九十七條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第九十八條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第九十九條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

第百條　文官ハ其ノ職務ニ關シ上官ノ命令ヲ受ケ之ヲ監督ス

（第一表）

文武高等官官等表

勅任										奏任									
一等										二等									
閣								樞密院		閣								樞密院	
內閣總理大臣	外務大臣	樞密顧問官	樞密院副議長	樞密院議長	鐵道院總裁	拓殖局總裁	管勳局總裁	法制局長官	內閣書記官長	內閣總理大臣	外務大臣	樞密顧問官	樞密院副議長	樞密院議長	鐵道院副總裁	拓殖局副總裁	管勳局總裁	法制局參事官	內閣書記官長
									印刷局長										印刷局長
									統計局長										統計局長
									法制局長官										同上
									拓殖局部長										拓殖局部長
									鐵道院理事										鐵道院理事
									同上										同上
									政務局長										政務局長

奏任										判任									
三等										四等									
四等										五等									
五等										六等									
六等										七等									
七等										八等									
八等										九等									
九等																			

| 內閣 | 省務 | | |

| 文 | | |

		日本大博覽會事務總長　上
		日本大博覽會事務官　同
遞信	遞信大臣	上
	遞信次官	同　上
	通信局長	同
	電氣局長	同
	管船局長	同
	經理局長	同
	遞信省參事官	同
	郵便貯金局長	同
	航路標識管理所長	同
省	南船學校長	同
	遞信管理局長	同
	檢查官	同
會計檢查院	會計檢查院長	上
	會計檢查院部長	同　上
行政裁判所	行政裁判所長官	同
	行政裁判所評定官	同　上
朝鮮	朝鮮總督	上
	總務部長官	同　上
	內務部長官	同　上
政務總監	度支部長官	同　上
	農商工部長官	同　上

鮮總督	司法部長官	同　上
	取調局長官	同　上
	人事局長	同　上
	外事局長	同　上
	會計局長	同　上
	地方局長	同　上
	學務局長	同　上
	司稅局長	同　上
	司計局長	同　上
	殖產局長	同　上
	商工局長	同　上
	參事官	同　上
	中樞院書記官長	同　上
	中樞院書記官	同　上
	中樞院通譯官	同　上
		同　上
		同　上
		同　上
		同　上
督	警務官	同　上
	營林廠長	同　上
	平壤鑛業所長	同　上
	醫院長	同　上

| 府 | | |

（第二表）

奏任文官俸給表

級	俸	第一號	第二號	第三號	第四號	第五號
一級		三、〇〇〇圓	二、五〇〇圓	二、〇〇〇圓	一、五〇〇圓	一、〇〇〇圓
二級		二、七〇〇	二、三〇〇	一、七〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇
三級		二、五〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	一、一〇〇	八五〇
四級		二、三〇〇	一、七〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	七五〇
五級		二、一〇〇	一、五〇〇	一、一〇〇	八五〇	六〇〇
六級		一、九〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	七五〇	五五〇
七級		一、七〇〇	一、一〇〇	八五〇	六〇〇	五〇〇
八級		一、五〇〇	一、〇〇〇	七五〇	五五〇	
九級		一、三〇〇	八五〇	六〇〇	五〇〇	
十級		一、一〇〇	七五〇	五五〇		
十一級		一、〇〇〇	六〇〇	五〇〇		
十二級		八五〇	五五〇			
		七五〇				

（第三表）

奏任文官俸給相當表

官等 / 號數	第一號	第二號	第三號
三等	一級	一級	
四等	二級	一級	
五等	四級	二級	一級
六等	六級	四級	二級
七等	八級	六級	四級
八等	九級	八級	六級
九等		九級	八級

（第一表）

奏任文官年俸表

級 / 俸	第一號	第二號	第三號	第四號	第五號
一級	三、〇〇〇圓	二、五〇〇圓	二、〇〇〇圓	一、五〇〇圓	一、〇〇〇圓
二級	二、七〇〇	二、三〇〇	一、七〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇
三級	二、五〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	一、一〇〇	八五〇
四級	二、三〇〇	一、七〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	七五〇
五級	二、一〇〇	一、五〇〇	一、一〇〇	八五〇	六〇〇
六級	一、九〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	七五〇	五五〇
七級	一、七〇〇	一、一〇〇	八五〇	六〇〇	五〇〇
八級	一、五〇〇	一、〇〇〇	七五〇	五五〇	
九級	一、三〇〇	八五〇	六〇〇	五〇〇	
十級	一、一〇〇	七五〇	五五〇		
十一級	一、〇〇〇	六〇〇	五〇〇		
十二級	八五〇	五五〇			
	七五〇				

（第四表）

在外公館奏任職員年俸表

官名＼官等	三等	四等	五等	六等	七等
總領事 公使館一等書記官 領事官	二一級 三、〇〇〇円 二、七〇〇	一一級 二、七〇〇円 三二級級 二、五〇〇 二、二〇〇	円	円	円
公使館二等書記官		一一級 二、七〇〇 三二級級 二、五〇〇 二、二〇〇	二一級 二、二〇〇 三二級級 二、〇〇〇 一、七〇〇		
領事 貿易事務官		三二一級 二、七〇〇 級級級 二、五〇〇 二、二〇〇	二一級 二、二〇〇 三二級級 二、〇〇〇 一、七〇〇	一級 一、七〇〇 三二級級 一、五〇〇 一、二〇〇	一級 一、二〇〇 五四三二級級級級 一、一〇〇 一、〇〇〇 七八五〇 五五〇〇
公使館三等書記官			二一級 二、二〇〇 三二級級 二、〇〇〇 一、七〇〇	一級 一、七〇〇 三二級級 一、五〇〇 一、二〇〇	
領事官補				三二一級 一、七〇〇 級級級 一、五〇〇 一、二〇〇	一級 一、二〇〇 五四三二級級級級 一、一〇〇 一、〇〇〇 七八五〇 五五〇〇
公使館一等通譯官				一級 一、七〇〇 三二級級 一、五〇〇 一、二〇〇	
公使館二等通譯官 副領事					一級 一、二〇〇 五四三二級級級級 一、一〇〇 一、〇〇〇 七八五〇 五五〇〇

（第五表）

官名＼級俸	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級	十三級	十四級
神戸税関長	三、七〇〇円	三、〇〇〇円	二、七〇〇円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大阪、門司税関長	三、〇〇〇	二、七〇〇	二、五〇〇	二、一〇〇										
帝国大学各分科大学教授	二、五〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇	一、五〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇						
帝国大学各分科大学助教授	一、一〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	八五〇	七五〇	六五〇	五五〇	四五〇						
史料編纂官	二、七〇〇	二、五〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、七〇〇	一、六〇〇	一、五〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	八五〇	七五〇	六五〇
文部省直轄諸学校長（東京盲唖学校長ヲ除ク）	三、七〇〇	三、〇〇〇	二、七〇〇	二、五〇〇	二、二〇〇									
東京盲唖学校長	三、二〇〇	二、七〇〇	二、二〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇							
文部省直轄諸学校教諭	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八五〇	七五〇	六五〇						
陸地測量師	三、八〇〇	三、四〇〇	三、〇〇〇	二、六〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	八五〇	七五〇	六五〇

逓信管理局長 商船学校長 鉄路標識管理所長	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇									
朝鮮総督府中学校長	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇	一〇〇〇					
朝鮮総督府中学校教諭 朝鮮総督府農林学校教諭	一一一〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇	一〇〇〇	八五〇	七五〇				
台湾総督府医学校長	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇										
台湾総督府中学校長 台湾総督府高等女学校長 台湾総督府国語学校長	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇	一〇〇〇					
台湾総督府技師 台湾総督府中学校教諭 台湾総督府国語学校教諭 台湾総督府高等女学校教諭	一一一〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一一〇	一一〇〇	八五〇	七五〇				
台湾総督府測候所技師	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一一〇	一一〇〇	八五〇	七五〇					
旅順工科学堂教授	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇	一一〇〇	一〇〇〇	八五〇	七五〇	七〇〇		
関東都督府中学校長 関東都督府高等女学校長	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇	一〇〇〇					
関東都督府中学校教諭 関東都督府高等女学校教諭	一一一〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇	一〇〇〇	八五〇	七五〇				
関東都督府逓信局技師	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇	一〇〇〇	八五〇	七五〇			
関東都督府観測所技師	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一一〇	一一〇〇	八五〇	七五〇					
府県事務官	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇						
港務官	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一一〇	一一〇〇	八五〇	七五〇					
港務医官 港務獣医官	三〇〇〇	二一〇〇	二一〇〇	一一一〇	二〇〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇	一〇〇〇	八五〇	七五〇	
島司 郡長	一一〇〇	一一一〇	一一一〇	一一〇〇	八五〇	七五〇							
府県立師範学校長	一一一〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一〇〇	一一一〇	一一〇〇						

〔参照〕

明治二十四年（七月二十七日官報）勅令第九十六號、樞密院議長副議長顧問官庶記官長書記官長総督府秘書官長同属官年俸ノ件、同第九十八號、行政裁判所長官庶記官等年俸ノ件、同二十七年（二月十五日官報）勅令第十八號、裁判所書記官等ニ關スル件、同二十九年（五月二日官報）勅令第十一號、会計検査院高等官年俸ニ關スル件、同三十二年（三月三十一日官報）勅令第九十四號、傳染病研究所職員官等俸給ノ件、同（四月十日官報）勅令第百二十八號、衆議院議員歳費ニ關スル件、同（六月十五日官報）勅令第百六十八號、商船学校職員俸給ノ件、同三十三年（六月四日官報）勅令第二百五十九號、工業試験所長ヶ月俸給ノ件、同四十年（三月十二日官報）勅令第二十八號、鑛業警察官吏及鑛業事務官等俸給ノ件、同（三月三十一日）勅令第百四十號、北海道廳府縣及鑛業事務官庶務ノ件、同（三月十二日官報）勅令第百四十二號、判任官俸給令ヲ改正ス

◀判任官俸給令（明治四十三年三月二十六日勅令第百三十五號）

第一條　判任官ノ月俸ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外別表ニ依ル

第二條　陸海軍准士官及下士ハ判任トシ其ノ月俸ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第三條　判任文官ハ每級在職一年以上ニ至ラサレハ增給スルコトヲ得ス但シ六俸以下ノ級俸ヲ有スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　判任文官ニシテ一級俸ヲ受ケ五年ヲ超エ事務繁劇優等ナル者ハ特ニ二百弐拾圓迄ヲ給スルコトヲ得

第五條　判任文官ノ俸給ハ月俸四拾圓未滿ノ者ニ限リ級俸ヲ定メ之ヲ支給スルコトヲ得但各所定ノ最低俸給額ニ達セサル者ニ適用スヘキ金額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　各廳技手ハ判任トシテ各廳事務ノ繁閑ニ依リ別表最低俸給額以下ノ俸給ヲ給スルコトヲ得

第七條　關東都督府、北海道廳、府縣及鑛業事務官庁ノ判任官庶務ニ從事スル者ニ對シテハ別表最低俸給額以下ノ俸給ヲ給スルコトヲ得但シ逓信管理局、鉄路管理所、税務署、専売局書記及朝鮮総督府鉄路標識事務ニハ別表最低俸給額以下ノ俸給ヲ給スルコトヲ得但シ逓信管理局、鉄路管理所、税務署、専売局書記及朝鮮総督府鉄路標識事務ニ從事スル者ニ對シテ

通譯ハ此ノ限ニ在ラス（四十三年九月勅令第三百七十八號ヲ以テ改正）

道廳及府縣視學ノ月俸ハ別表九級俸以上トス

第八條　稅關監吏、朝鮮總督府稅關監吏、臺灣總督府稅關監吏及臺灣總督府稅務吏ノ月俸ハ拾貳圓以上四拾圓以下トス（同上改正）

第九條　警部補、臺灣總督府警部補、關東都督府警部補及樺太廳警部補ノ月俸ハ拾五圓以上參拾圓以下トス

第十條　望樓手、森林主事ノ月俸ハ拾貳圓以上參拾圓以下トス

第十一條　左ニ掲クル者ノ月俸ハ拾圓以上參拾圓以下トス

郵便貯金局書記補

遞信管理局書記補

通信書記補

朝鮮總督府通信書記補（同上改正）

臺灣總督府通信手

關東都督府通信書記補

第十二條　前四條ノ判任文官最上級俸ヲ受ケ三年ヲ超エ事務練熟優等ナル者ハ特ニ月額五圓以內ヲ加給スルコトヲ得

第十三條　判任官死亡シタルトキハ在職最終月俸三月分ヲ其ノ遺族ニ給ス

前項遺族ト稱スルハ官吏遺族扶助法ノ定ムル所ニ依ル

第十四條　月俸ハ每月下旬之ヲ支給ス

前項ノ外俸給ノ支給ニ關シテハ高等官等俸給令ノ例ニ依ル

第十五條　俸給支給ニ關スル細則ハ大藏大臣之ヲ定ム

附　則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

明治二十六年勅令第百八十二號

明治三十一年勅令第三百十五號

明治三十二年勅令第百六十四號

明治三十二年勅令第二百五十七號

明治三十二年勅令第三百七十二號

臺灣總督府警部補俸給令

明治三十六年勅令第二百六十三號

明治三十九年勅令第二百十六號

明治三十九年勅令第二百三十號

明治四十年勅令第百六十二號

本令施行ノ際現ニ左表上欄ノ級俸又ハ俸給額ヲ受クル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ各其ノ相當下欄ノ級俸又ハ俸給額ヲ給スルモノトス

現行俸給	改正俸給
一級俸	一級俸
二級俸	二級俸
三級俸	三級俸
四級俸	四級俸
五級俸	五級俸
六級俸又ハ三十五圓	四十三圓
三十圓以下	現俸ニ七圓ヲ加ヘタル額
二十七圓以下	現俸ニ六圓ヲ加ヘタル額
二十三圓以下	現俸ニ五圓ヲ加ヘタル額
十九圓以下	現俸ニ四圓ヲ加ヘタル額
十五圓以下	現俸ニ三圓ヲ加ヘタル額
十一圓以下六圓以上	現俸ニ二圓ヲ加ヘタル額

在勤加俸、在勤俸ハ前項上欄ノ額ニ算入セス

舊俸給令ニ依ル一級俸ヲ受クル年數ハ第四條ノ年數ニ通算ス

本令施行ノ際舊俸給令ニ依リ特別俸ヲ受クル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ月額百圓ヲ受クモノトス

舊俸給令ニ依リ五級俸以上ノ各級ニ於テ經過シタル年數ハ第三條ノ年數ニ通算ス

本令施行ノ際舊俸給令ノ五級俸以上ヲ受クル者第三項ノ對當級俸以下ノ級俸ヲ給セラレタル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

現ニ最低額以下ノ俸給ヲ受クル各廳技手及休職中ノ者ノ俸給額ハ從前ノ額ニ依ル

地方稅ノ支辨ニ屬スル判任文官ノ俸給ハ從前ノ例ニ依ル　但シ臺灣總督府小學校教諭及臺灣總督府公學校教諭ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

（別表）

級俸	月額
一級俸	九十五圓
二級俸	七十五圓
三級俸	六十五圓
四級俸	五十五圓
五級俸	五十圓
六級俸	四十五圓
七級俸	四十圓
八級俸	三十五圓
九級俸	三十圓
十級俸	二十五圓

〔參照〕

明治二十六年（十月三十一日官報）勅令第百八十二號ハ警視監、北海道總府縣及監獄判任官俸給額ニ關スル件、同三十一年（十月二十二日官報）同第三百十五號ハ稅務監督局屬、稅務署屬及專賣局書記ノ俸給ニ關スル件、同三十二年（四月二十二日官報）同第百六十四號ハ稅關監吏俸給ノ件、同年（六月十五日官報）同第二百五十七號ハ視學俸給ノ件、同年（八月十四日官報）同第三百七十二號ハ臺灣總督府稅關監吏俸給ノ件、同三十六年（十二月五日官報）同第二百六十三號ハ森林主事俸給ノ件、同三十九年（八月八日官報）同第二百十六號ハ月俸三十圓未滿ノ判任官ノ俸給ニ關スル件、同年（八月三十日官報）同第二百三十號ハ關東都督府通信書記補ノ俸給ニ關スル件、同四十年（四月三十日官報）同第百六十二號ハ臺灣總督府通信手俸給ノ件ナリ

◉褒章勳章

褒章

褒章は自己の危きを顧ず他人の生命を救助たる者、又は孝子、順孫、節婦、義僕にして、其の德行の特に卓絶の者。又は學術、幷に技藝上の發明、改良、著述、教育、衞生、慈善、防疫の事業、又は學校、病院などの建設、及び道路、河渠、堤防、橋梁の修築、田野の開墾、森林

の栽培、水産の繁殖、其他農商工業の發達に關して公衆の利益を興して、其の成績が著名の者。又は公共の事務に勉勵して、顯著なる效果を收めた者を表彰する爲に與へるものであつて、其の種類は左の通りである。

紅綬褒章　　綠綬褒章　　藍綬褒章

勳章

勳章は軍事、行政、其他國家に對する勳績及び功勞ある者を賞する爲に與ふる所の表彰である。

▲寶冠章

勳一等ヨリ勳八等ニ至ル婦人ノ勳勞アル者ニ賜フ

章　寶冠ト竹櫻ノ形ヲ以テ飾ル

綬　地黃色雙線紅色

▲勳一等旭日桐花大綬章

旭日大綬章ノ上級トス勳勞アル者ニ賜フ

章　旭日ト桐花ノ形ヲ以テ飾ル

綬　地紅色雙線白色

▲瑞寶章

勳一等ヨリ勳八等ニ至ル勳勞アル者ニ賜フ

章　鏡珠ノ形ヲ以テ飾ル

綬　地淡藍色雙線橙黃色

▲大勳位菊花章頸飾

頸飾ハ大勳位ニ敍セシ者ニ特別之ヲ賜フ

菊花菊葉ノ形ト明治二字篆文ヲ以テ飾ル

金鵄勳章

金鵄勳章は、武功拔群の者に賜はる勳章であつて、功一級より功七級に分たれ、左の年金が附屬して居る。日清日露の戰役には、戰功によつて此勳章を受けた者が多い。

功一級	千五百圓
功二級	千　圓
功三級	七百圓
功四級	五百圓
功五級	三百圓
功六級	二百圓
功七級	百圓

◉宮中儀式上席次表

一宮中儀式上ノ席次ハ左表ニ依リ其次第ヲ定ム

但職務上ニ關スルモノニアラス

一同等中ノ順次ハ任補ノ日ヲ以テ之ヲ定ム若シ其任補ノ日同シキ時ハ前官ノ席次ニ據ル

但爵香間錦鷄間祇候ハ爵位勳ノ內其高キヲ以テ席次ヲ有爵有勳者ハ從前ノ例ヲ以テ席次ス

一同等中ニテ官職ヲ轉スルコトアルトモ初メテ其等ニ進ミタル日ヲ以テ席次ヲ定ム

一宮中儀式上ノ席次ハ左表ニ依リ其次第ヲ定ム

但職務上ニ關スルモノニアラス

一同等中ノ順次ハ任補ノ日ヲ以テ之ヲ定ム若シ其任補ノ日同シキ時ハ前官ノ席次ニ據ル

一廢官辭職ノ後三十日以內ニ更ニ前官ト同等ノ官ニ任補ノ輩ハ尙ホ前席ヲ保ツコトヲ得

一官職ヲ降リタル者ハ現官同等中ノ首座トス

但親任ヨリ一等ニ一等ヨリ二等ニ降リタルモノハ同等中特別席ノ次席トス

一特ニ席次ヲ定メラルル者ハ此條項ノ限リニアラス

	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等
大勳位	勳勞ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス								
內閣總理大臣									
各大臣 樞密院議長	任官ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス								
陸軍大將 海軍大將	任官ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス								
樞密顧問官	任官ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス								
侍從長 侍從武官長		任補ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス							
侯爵		勳勞ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス							
		高等官一等	任補ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス						
		式部長官 行政裁判所長官 大審院長 會計檢查院長	任補ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス						
		高等官二等	任補ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス						
		爵位勳ノ內其高キヲ以テ席次ス	爵位勳ノ內其高キヲ以テ席次ス						
		錦鷄間祇候 侍從武官	同上						
		伯爵	任補ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス						
		勳二等旭日章	勳勞ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス						
			高等官三等	任補ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス					
				高等官四等	任補ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス				
					高等官五等	任補ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス			
					奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル各公立學校長教諭ハ其任補ノ前後ヲ以テ席次ス				
						高等官六等	任補ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス		
						奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル各公立學校長教諭ハ其任補ノ前後ヲ以テ席次ス			
							高等官七等	任補ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス	
							雅樂部副長 奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル各公立學校長教諭及師範學校教諭ハ其任補ノ前後ヲ以テ席次ス		
								高等官八等	任補ノ以前ヲ以テ後ノ席次ス
								雅樂部副長 奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル各公立學校長教諭及師範學校教諭ハ其任補ノ前後ヲ以テ席次ス	
									高等官九等

内閣各大臣（四十四年三月）

内閣總理大臣	陸軍大將正二位大勳位功三級伯爵	桂　太郎	勳一等
兼大藏大臣			
陸軍大臣	陸軍大將正三位勳一等功一級子爵	寺内正毅	勳一等
外務大臣	正三位勳一等伯爵	小村壽太郎	勳一等
海軍大臣	海軍中將正三位勳一等功二級男爵	齋藤　實	勳一等
内務大臣	正三位勳一等法學博士男爵	平田東助	勳一等
農商務大臣	陸軍歩兵中將正三位勳一等男爵	大浦兼武	勳一等
遞信大臣	從三位勳一等男爵	後藤新平	勳一等
文部大臣	從三位勳二等	小松原英太郎	勳二等
司法大臣	從三位勳三等子爵	岡部長職	勳三等

樞密顧問官（四十四年三月）

議長	公爵	山縣有朋	勳一等
副議長	伯爵	東久世通禧	勳一等
顧問官	從二位勳一等伯爵	松方正義	勳一等
同	伯爵	樺山資紀	勳一等
同	子爵	福岡孝弟	勳一等
同	伯爵	芳川顯正	勳一等
同	男爵	細川潤次郎	勳一等
同	子爵	河瀨眞孝	勳一等
同	子爵	中牟田倉之助	勳一等
同	男爵	大鳥圭介	勳一等
同	男爵	九鬼隆一	勳一等
同	男爵	高崎正風	勳一等
同	子爵	杉孫七郎	勳一等
同	從三位勳二等	蜂須賀茂韶	勳二等
同	子爵	高島鞆之助	勳二等
同	子爵	伊東巳代治	勳二等
同	子爵	黒田清綱	勳二等
同	男爵	西德二郎	勳二等
同	子爵	金子堅太郎	勳二等
同	子爵	末松謙澄	勳二等
同	子爵	清浦奎吾	勳二等
同	男爵	南部甕男	勳二等
同	男爵	加藤弘之	勳二等
同	子爵	青木周藏	勳二等
同	男爵	都筑馨六	勳二等
同	伯爵	香川敬三	勳二等
同	男爵	牧野伸顯	勳二等
同	男爵	松平正直	勳二等
同	子爵	三浦梧樓	勳二等
同	男爵	船越衛	勳三等

第三類　陸軍

第一章　陸軍

◉帝國の陸軍

帝國の陸軍は、明治五年十二月、詔を下させ給ひ、其の往昔の制度に服せられたのである。今茲に其の詔勅を拜すれば

朕惟フニ古昔我邦縣郡制ヲ爲シ全國ノ壯丁ヲ募リ以テ軍團ヲ設ケ國家ヲ扞衞ス固ヨリ兵農ノ分チ無シ中世ニ至ルニ及ヒ兵權武門ニ歸ス是ニ於テ兵農始メテ分レ而シテ封建ノ形全ク成ル戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ此際ニ當リ海陸ノ兵制モ亦時ニ從ヒ宜シキヲ制セサル可カラス今本邦ノ古制ヲ推原シ海外ノ兵式ヲ參酌シ以テ全國募兵ノ法ヲ立テ國家保護ノ基ヲ鞏メント欲ス百官有司其レ朕カ意ヲ體セヨ

とあつて、今日の徵兵令によれる陸海軍制度は、全く往昔に復つたのである。而して陸軍の編成その他の諸規則は主として其の當時强兵の聞え高かつた獨逸の式を採用されたもので、是れが漸次日本化して、今は全く純日本式の大陸軍と成つた。殊に三十七八年戰役に於いては、世界列强中の最强國と謳はれた露西亞と戰つて、大勝利を得た結果、日本陸軍の長所の何れにあるやてふ考へを有つて、歐米各國から、其の編成組織制度を研究に來る者が多い。併し其は單に組織のみに固る譯でなく、一大精神の存するからである。今茲には其の因つて來る精髓の、多くを語る可き紙數を有さないから、遺憾ながら簡單に説明して置かう。

尚む可き武士道

帝國陸海軍の長所は、云ふ迄もなく(一)規律の嚴正なる事(二)技術の巧妙なる事(三)軍人の勇敢なる事等は、主なる條件には相違ないが、尙ほ其の上に、他國民の眞似ることの出來ない一個の大精神がある。是れ即ち忠君愛國の精神である。我國民が常に君に忠にして國家を愛すると云ふことは、啻に軍事のみでなく、何れの方面にも發展されつゝあるが、就中軍事に對し一朝國家の安危存亡と云ふ時に方つては、遺憾なく其の動きを發揮するのである。此の國民の精神が軍事的活動に依つて現はるゝ處のものを、號けて武士道と云ふのである。殊には二千五百有餘年、萬世一系渝ることなき皇室を戴だける六千萬同胞は、大命一度下る秋に於ては、國民みな兵、その農商工の別なく、君の爲に死せんを希ふのである。國の爲に死せんと欲するのである。此の場合に於て決して自己または子孫を思ふのではない、啻義勇奉公の念のみである。蓋し彼の傭兵制度を執る國民などが、思ひも及ばぬ點であらう。斯かる貴重の大精神が、上は將校より下は一兵卒に至る迄、充滿して居るのであるから、世界各國の軍事學者の垂涎するも無理ではない、輓近米國に於ての軍事的一大警鐘として著されたホーマーリー氏の「無智の勇氣」の一節に曰く『蓋し富は、戰鬪艦を造るに必要なれども、之れと戰鬪するに必要ならず。武器を買ふことを得れども、勇氣は購ふことを得ず。彈藥は製造すれども、愛國心は製造する能はず。』云々と論じて居る。戰鬪に於て必要なるものは勿論武器彈藥ではあるが、之れを使用する軍人の勇氣と愛國心とは、更に更に必要なものである。

幸に我が帝國軍人は、武士道の精髓を握り、忠君愛國の至誠に於いて、世界に冠絶して居るのであるから、國民たる者は斯の如く富にて購ない能はざる貴重なる大精神をして、益〻旺盛ならしめむ爲には、軍人の後援たる可き思想を常に忘れてはならぬ。更に進んで明治十五年一月四日、軍人一般に下し賜はつたる勅語を拜することとしやう。

軍人に賜りたる勅諭（明治十五年一月四日）

我國ノ軍隊ハ世々天皇ノ統率シ給フ所ニゾアル。昔神武天皇躬ヅカラ大伴物部ノ兵ドモヲ率ヒ、中國ノマツロハヌモノドモヲ討チ平ゲ給ヒ高御座ニ即カセラレテ、天下シロシメシ給ヒシヨリ二千五百有餘年ヲ經ヌ。此間世ノ樣ノ移リ換ルニ隨ヒテ、兵制ノ沿革モ亦屢ナリキ。古ハ天皇躬ヅカラ軍隊ヲ率キ給フ御制ニテ、時アリテハ皇后皇太子ノ代ラセ給フコトモアリツレド大凡兵權ヲ臣下ニ委ネ給フコトハナカリキ。中世ニ至リテ文武ノ制度皆唐國風ニ倣ハセ給ヒ、六衞府ヲ置キ左右馬寮ヲ建テ防人ナド設ケラレシカバ、兵制ハ整ヒタレドモ、打續ケル昇平ニ狃レテ朝廷ノ政務モ漸ク文弱ニ流レケレバ、兵農オノヅカラ二ニ分レ古ノ徵兵ハイツトナク壯兵ノ姿ニ變リ、遂ニ武士トナリ、兵馬ノ權ハ一向ニ其武士ドモノ棟梁タル者ニ歸シ、世ノ亂ト共ニ政治ノ大權モ亦其手ニ落チ、凡七百年ノ間武家ノ政治トハナリヌ。世ノ樣ノ移リ換リテ斯クナレルハ人力モテ挽回スベキニアラズトハイヒナガラ、且ハ我國體ニ戻リ且ハ我祖宗ノ御制ニ背キ奉リ、淺間シキ次第ナリキ。降リテ弘化嘉永ノ頃ヨリ、德川ノ幕府其政衰ヘ、剩外國ノ事ドモ起リテ其侮ヲモ受ケヌベキ勢ニ迫リケレバ、朕ガ皇祖仁孝天皇、皇考孝明天皇イタク宸襟ヲ惱シ給ヒシコソ恭クモ又惶ケレ、然ルニ朕幼クシテ天津日嗣ヲ受ケシ初、征夷大將軍其政權ヲ返上シ、大名、小名其版籍ヲ奉還シ、年ヲ經ズシテ海內一統ノ世トナリ、古ノ制度ニ復シヌ。是文武ノ忠臣良弼アリテ、朕ヲ補翼セル功績ナリ。歷世祖宗ノ

專蒼生ヲ憐ミ給ヒシ御遺澤ナリトイヘドモ、併我臣民ノ其心ニ順逆ノ理ヲ辨ヘ、大義ノ重キヲ知レルガ故ニコソアレ。サレバ此時ニ於テ兵制ヲ更メ、我國ノ光ヲ耀サント思ヒ、此十五年ガ程ニ陸海軍ノ制ヲバ今ノ樣ニ建定メヌ。夫兵馬ノ大權ハ朕ガ統ブル所ナレバ、其司ヲコソ臣下ニハ任スナレ。其大綱ハ朕親之ヲ攬リ、肯テ臣下ニ委ヌベキモノニアラズ。子々孫々ニ至ルマデ篤ク斯旨ヲ傳ヘ、天子ハ文武ノ大權ヲ掌握スルノ義ヲ存シテ、再中世以降ノ如キ失體ナカランコトヲ望ムナリ。朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルゾ。サレバ朕ハ汝等ヲ股肱ト賴ミ、汝等ハ朕ヲ頭首ト仰ギテゾ、其親ハ特ニ深カルベキ。朕ガ國家ヲ保護シテ上天ノ惠ニ應ジ、祖宗ノ恩ニ報イマキラスル事ヲ得ルモ、得ザルモ、汝等軍人ガ其職ヲ盡スト、盡サヾルトニ由ルゾカシ。我國ノ稜威振ハザルコトアラバ、汝等能ク朕ト其憂ヲ共ニセヨ。我武維揚リテ其榮ヲ耀サバ、朕汝等ト其譽ヲ偕ニスベシ。汝等皆其職ヲ守リ、朕ト一心ニナリテ力ヲ國家ノ保護ニ盡サバ我國ノ蒼生ハ永ク大平ノ福ヲ受ケ、我國ノ威烈ハ大ニ世界ノ光華トモナリヌベシ。朕斯モ深ク汝等軍人ニ望ムナレバ、猶訓諭スベキ事コソアレ。イデヤ之ヲ左ニ述ベン

一、軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスベシ。　凡生ヲ我國ニ稟クルモノ誰カハ國ニ報ユルノ心ナカルベキ。況シテ軍人タラン者ハ此心ノ固カラデハ物ノ用ニ立チ得ベシトモ思ハレズ。軍人ニシテ報國ノ心堅固ナラザルハ、如何程技藝ニ熟シ、學術ニ長ズルモ、猶偶人ニヒトシカルベシ。其隊伍モ整ヒ、節制モ正クトモ、忠節ヲ存セザル軍隊ハ、事ニ臨ミテ烏合ノ衆ニ同カルベシ。抑國家ヲ保護シ、國權ヲ維持スルハ、兵力ニアレバ兵力ノ消長ハ、是國運ノ盛衰ナルコトヲ辨ヘ、世論ニ惑ハズ、政治ニ拘ラズ、只々一途ニ己ガ本分ノ忠節ヲ守リ、義ハ山嶽ヨリモ重ク、死ハ鴻毛ヨリモ輕シト覺悟セヨ其操ヲ破リテ、不覺ヲ取リ汚名ヲ受クルナカレ。

一、軍人ハ禮儀ヲ正クスベシ。　凡軍人ニハ上、元帥ヨリ、下一卒ニ至ルマデ、其間ニ官職ノ階級アリテ統屬スルノミナラズ、同列同級トテモ停年ニ新舊アレバ、新任ノ者ハ舊任ノモノニ服從スベキモノゾ。下級ノモノハ上官ノ命ヲ承ルコト、實ハ直ニ朕ガ命ヲ承ル義ナリト心得ヨ。己ガ隷屬スル所ニアラズトモ、上級ノ者ハ勿論、停年ノ己ヨリ舊キモノニ對シテハ、總ベテ敬禮ヲ盡スベシ。又上級ノ者ハ下級ノモノニ向ヒ、聊モ輕侮驕傲ノ振舞アルベカラズ。公務ノ爲ニ威嚴ヲ主トスル時ハ格別ナレドモ、其外ハ務メテ懇ニ取扱ヒ、慈愛ヲ專一ト心掛ケ、上下一致シテ王事ニ勤勞セヨ。若軍人タルモノニシテ禮儀ヲ紊リ、上ヲ敬ハズ、下ヲ惠マズシテ、一致ノ和諧ヲ失ヒタランニハ、啻ニ軍隊ノ蠹毒タルノミカハ、國家ノ爲ニモユルシ難キ罪人ナルベシ。

一、軍人ハ武勇ヲ尙ブベシ。　夫武勇ハ我國ニテハ古ヨリイトモ貴ベル所ナレバ我國ノ臣民タランモノ、武勇ナクテハ叶フマジ。況シテ軍人ハ戰ニ臨ミ、敵ニ當ルノ職ナレバ片時モ武勇ヲ忘レテヨカルベキ。サハアレ武勇ニハ大勇アリ小勇アリテ同カラズ、血氣ニハヤリ粗暴ノ振舞ナドセンハ、武勇トハ謂ヒ難シ。軍人タランモノハ、常ニ能ク義理ヲ辨ヘ能ク膽力ヲ練リ、思慮ヲ殫シテ事ヲ謀ルベシ。小敵タリトモ侮ラズ、大敵タリトモ怯レズ、己ガ武職ヲ盡サンコソ、誠ノ大勇ニハアレ。サレバ武勇ヲ尙ブモノハ、常々人ニ接ルニハ溫和ヲ第一トシ、諸人ノ愛敬ヲ得ムト心掛ケヨ。由ナキ勇ヲ好ミテ猛威ヲ振ヒタラバ果ハ世人モ忌嫌ヒテ、豹狼ナドノ如ク思ヒナム心スベキ事ニコソ。

一、軍人ハ信義ヲ重ンズベシ。凡信義ヲ守ルコト常ノ道ニハアレド、ワキテ軍人ハ信義ナクテハ、一日モ隊伍ノ中ニ交リテアランコト難カルベシ。信ハ己ガ言ヲ踐行ヒ、義トハ己ガ分ヲ盡スヲイフナリ。サレバ信義ヲ盡サムト思ハバ始ヨリ其事ノ成シ得ベキカ、得ベカラザルカヲ審ニ思考スベシ。朧氣ナルコトヲ假初ニ諾ヒテ、ヨシナキ關係ヲ結ビ、後ニ至リテ信義ヲ立テントスレバ、進退谷リテ身ノ措キ所ニ苦ムコトアリ。悔ユトモ其詮ナシ。始ニ能ク事ノ順逆ヲ辨ヘ、理非ヲ考ヘ、其言ハ所詮踐ムベカラズト知リ、其義ハトテモ守ルベカラズト悟リナバ、速ニ止ルコソヨケレ。古ヨリ或ハ小節ノ信義ヲ立テントテ、大綱ノ順逆ヲ誤リ、或ハ公道ノ理非ニ踏迷ヒテ、私情ノ信義ヲ守リ、アタラ英雄豪傑ドモガ、禍ニ遭ヒ、身ヲ滅シ、屍ノ上ノ汚名ヲ後世マデ遺セルコト、其例尠カラヌモノヲ。深ク警メデヤハアルベキ。

一、軍人ハ質素ヲ旨トスベシ。凡ソ質素ヲ旨トセザレバ、文弱ニ流レ、輕薄ニ趨リ、驕奢華靡ノ風ヲ好ミ、遂ニハ貪汚ニ陷リテ、志モ無下ニ賤クナリ、節操モ武勇モ其甲斐ナク、世人ニ爪ハジキセラルヽ迄ニ至リヌベシ。其身生涯ノ不幸ナリトイフモ中々愚ナリ。此風一タビ軍人ノ間ニ起リテハ、彼ノ傳染病ノ如ク蔓延シ、士風モ兵氣モ、頓ニ衰ヘヌベキコト明ナリ。朕深ク之ヲ懼レテ、曩ニ免黜條例ヲ施行シ、略此事ヲ誡メ置キツレド、猶モ其惡習ノ出ンコトヲ憂ヒテ、心安カラネバ、故ニ、又之ヲ訓フルゾカシ。汝等軍人ユメ此訓誡ヲ等閑ニナ思ヒソ。

右ノ五ケ條ハ軍人タラムモノ、暫モ忽ニスベカラズ。サテ之ヲ行ハムニハ、一ノ誠心コソ大切ナレ。抑此五ケ條ハ我軍人ノ精神ニシテ一ノ誠心ハ又五ケ條ノ精神ナリ。

心誠ニナラザレバ、如何ナル嘉言モ善行モ皆ウハベノ裝飾ニテ、何ノ用ニカハ立ツベキ。心ダニ誠アレバ、何事モ成ルモノゾカシ。況シテヤ、此五ケ條ハ天地ノ公道、人倫ノ常經ナリ。行ヒ易ク、守リ易シ。汝等軍人能ク、朕ガ訓ニ遵ヒテ、此道ヲ守リ行ヒ、國ニ報ユルノ務ヲ盡サバ、日本國ノ蒼生、擧リテ之ヲ悦ビナム。朕一人ノ懌ノミナラムヤ。

帝國軍人たる者の精神は皆な此の勅語に答へ奉つるの意に外ならぬ。

讀法

兵隊ハ皇威ヲ發揚シ、國家ヲ保護スル爲メニ設ケ置カルヽモノナレバ、此ノ兵員ニ加ハル者ハ堅ク左ノ條件ヲ守リ、違背スベカラズ

第一條　誠心ヲ本トシ、忠節ヲ盡シ不信不忠ノ所爲アルベカラザル事。

第二條　長上ニ敬禮ヲ盡シ、等輩ニ信義ヲ致シ、粗暴倨傲ノ所爲アルベカラザル事。

第三條　長上ノ命令ハ其ノ事ノ如何ヲ問ハズ、直チニ之ニ服從シ、抗抵干犯ノ所爲アルベカラザル事。

第四條　膽勇ヲ尚ビ、軍務ニ勉勵シ、恐怯柔懦ノ所爲アルベカラザル事。

第五條　血氣ノ小勇ニ誇リ爭鬪ヲ好ミ、他人ヲ侮慢シ、世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルベカラザル事。

第六條　道德ヲ修メ、質素ヲ主トシ、浮華文弱等ニ流ルヽノ所爲アルベカラザル事。

第七條　名譽ヲ尚ビ、廉耻ヲ重ンジ、賤劣貪汚ノ所爲アルベカラザル事。

以上揭グル所ノ外、法律規則ニ違犯シ、罪ヲ國家ニ得ルニ至リテハ、父祖ヲ辱シメ、家聲ヲ汚シ、醜ヲ後世

ニ遺ス獨リ其ノ身現在ノ恥辱ノミナラズ。況ンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲモ剝奪セラレ、世ニ立チ、人ニ接ルモ、總テ對等ノ權利ヲ得ザルニ於テヲヤ。名譽ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンズルノ軍人ニ在リテハ、殊ニ戒愼ヲ加ヘザルベカラズ。就中、陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ懲ス爲メニ、特ニ設ケラルヽモノタルヲ以テ、其ノ刑亦頗ル嚴ナリ。軍人ニシテ之ヲ犯セバ、啻ニ本分ヲ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラズ、遂ニ世人ノ信用ヲ損シ、陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等、其ノ責更ニ重シ。平素自ラ戒飾シ、決シテ違犯スベカラズ。

陸軍の現在

斯くの如くして帝國陸軍は、日に月に整頓し、二十七八年戰役當時には、僅かに七師團（近衞師團共）に過ぎなかつたものが、今は近衞師團と陸軍十八師團幷に騎兵二十二聯隊、野戰砲兵二十四聯隊、重砲兵二聯隊、（外に各地重砲兵數聯隊）と山砲兵、工兵、輜重兵數個大隊及び交通兵旅團等の常備軍を有することゝなつた。陸軍省の所轄にかゝる官署は左の如くである。

陸軍省（經理局　人事局　軍務局　兵器局　醫務局　法務局）

○東京砲兵工廠（砲兵工科學校　火藥研究所）○大阪砲兵工廠　○陸軍兵器本廠（東京、大阪、名古屋、廣島、仙臺、門司、熊本、旭川、弘前、金澤、姬路、善通寺、小倉、岡山、久留米、臺北、龍南、關東、韓國各支廠）

○陸軍技術審査部　○憲兵司令部（各地憲兵隊）

○軍馬補充部本部（三本木、白河、鍛冶谷澤、六原、高原、釧路、大山、川上、七戶、關東各支部）○築城部本部（橫須賀、基隆支部）○陸軍運輸部本部（門司、仁川、基隆、大連、元山、大泊各支部）○陸軍會計監督部　○經理學校　○千住製絨所　○糧秣本廠（大阪支廠）○被服本廠（廣島支廠）　○臨時陸軍建築部本部（東京、仙臺、名古屋、大阪、廣島、小倉、支部）

○大學校　○陸地測量部

○將校生徒常置委員　○砲工學校　○戶山學校　○騎兵實施學校　○野戰砲兵射擊學校　○重砲兵射擊學校　○士官學校　○中央幼年學校　○仙臺陸軍地方幼年學校　○名古屋陸軍地方幼年學校　○大阪陸軍地方幼年學校　○廣島陸軍地方幼年學校　○熊本陸軍地方幼年學校

東京衞戍總督部　○其他各師團旅團以下各聯隊

◉陸軍管區表（明治四十年九月十七日　陸軍省令第三號）

陸軍管區表左ノ通改正ス（別表ノ通）

附則

本令施行ノ期日ハ陸軍大臣之ヲ定ム

師團管區ニ付テハ當分ノ內陸軍大臣ニ於テ別表ニ依ラズ

臨時ノ管轄區域ヲ定ムルコトヲ得

陸軍管區表

師團管區	聯隊區	警備區	管轄區域
第一	第一	第一	東京（麴町區、神田區、日本橋區、京橋區、芝區、赤坂區、四谷區、牛込區、小石川區、麻布區、荏原郡、豐多摩郡、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡、伊豆七島、小笠原島、橘樹郡、都筑郡）
		第二	神奈川（橫濱市、橫須賀市、久良岐郡、鎌倉郡、三浦郡、中郡、高座郡、愛甲郡、津久井郡、足柄上郡、足柄下郡）
	第二	第一	千葉（東京（本鄕區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、北豐島郡、南足立郡、南葛飾郡）、埼玉（北足立郡、南埼玉郡、北埼玉郡、北葛飾郡）
		第二	山梨
		第三	長野
	第三	第一	宮城（仙臺市、本吉郡、牡鹿郡、桃生郡、登米郡、遠田郡、栗原郡、志田郡、黑川郡、玉造郡、加美郡、宮城郡）
		第二	福島（福島市、信夫郡、伊達郡、相馬郡、雙葉郡、石城郡）、宮城（柴田郡、刈田郡、伊具郡、亘理郡、名取郡）
		第三	岩手
	第四	第一	山形
		第二	秋田
		第三	青森
	第五	第一	名古屋（愛知（名古屋市、東春日井郡、知多郡、愛知郡、西春日井郡）、岐阜（土岐郡）
		第二	岐阜（岐阜市、郡上郡、加茂郡、可兒郡、武儀郡、山縣郡、稻葉郡、本巢郡、揖斐郡）、愛知（丹羽郡、葉栗郡）
		第三	三重

第三十三	三重	四日市市、桑名郡、員辨郡、三重郡	
第三十三	桑名	中島郡、海東郡、海西郡	
第三十三	愛知	安八郡、羽島郡、不破郡、海津郡、養老郡	
第三十三	岐阜	三重（津市、宇治山田市、河藝郡、鈴鹿郡、安濃郡、一志郡、飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡）	
第三十四	大阪	大阪（西區、南區、北區、西成郡、東成郡、中河内郡、東區、北區、西成郡、東成	
第三十四	堺	大阪市、南河内郡、泉北郡、泉南郡	
第三十四	和歌山	和歌山	
第三十五	兵庫	兵庫（氷上郡、多紀郡、有馬郡、川邊郡、豐能郡、三島郡、北河内郡）	
第三十五	大阪	堺市、南河内郡、泉北郡、泉南郡	
第三十五	兵庫	津名郡、三原郡	
第三十六	鳥取	鳥取（東伯郡、西伯郡、日野郡、會見郡、汗入郡）	
第三十六	島根	松江市、八束郡、能義郡、仁多郡、大原郡、簸川郡、出雲市、飯石郡、邑智郡、那賀郡、鹿足郡、隱岐國	
第三十六	岡山	岡山（岡山市、津高郡、都窪郡、小田郡、後月郡、淺口郡、兒島郡、赤坂郡、和氣郡、邑久郡）	
第三十六	廣島	廣島（廣島市、安藝郡）	
第三十六	山口	山口（吉敷郡、大津郡、阿武郡、厚狹郡、佐波郡、都濃郡、美禰郡、玖珂郡、大島郡、熊毛郡、山口縣郡、安佐郡、佐伯郡）	
第三十七	愛媛	愛媛（松山市、越智郡、溫泉郡、伊豫郡、喜多郡、東宇和郡、西宇和郡、北宇和郡）	
第三十七	高知	高知（土佐郡、吾川郡、高岡郡、幡多郡、安藝郡、香美郡、長岡郡、土佐郡、吾川郡、高岡郡、幡多郡）	
第三十八	福岡	福岡（福岡市、博多市、糟屋郡、筑紫郡、早良郡、糸島郡、那珂郡、御笠郡、粕屋郡、宗像郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穗郡、田川郡、企救郡、京都郡、築上郡）	
第三十八	佐賀	佐賀（佐賀郡、小城郡、神埼郡、三養基郡、東松浦郡、西松浦郡、北松浦郡、南松浦郡）	
第三十八	長崎	長崎（長崎市、西彼杵郡、北高來郡、南高來郡、東彼杵郡、北松浦郡、南松浦郡、下縣郡、上縣郡、對馬）	
第三十九	熊本	熊本（熊本市、飽託郡、上益城郡、下益城郡、阿蘇郡、宇土郡）	
第三十九	沖繩	沖繩	
第三十九	鹿兒島	鹿兒島（鹿兒島市、鹿兒島郡、日置郡、川邊郡、揖宿郡、熊毛郡、大島郡）	
第三十九	宮崎	宮崎（兒湯郡、東諸縣郡、北諸縣郡、宮崎郡、南那珂郡、西諸縣郡、北諸縣郡、東諸縣郡、西臼杵郡）	
第四十	札幌	北海道（札幌區、札幌郡、空知郡、夕張郡、樺戸郡、雨龍郡、濱益郡、厚田郡、石狩郡（石狩國）千歲郡、宰蘭郡、有珠郡、虻田郡（石狩國）虻田村、弁邊村、幌別郡、白老郡、勇拂郡（膽振國）沙流郡、新冠郡、靜內郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、三石郡（日高國）	
第四十	函館	北海道（函館區、龜田郡、上磯郡、松前郡、檜山爾志郡、茅部郡（渡島國）久遠郡、奥尻郡、太櫓郡、瀨棚郡、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、岩內郡、古宇郡、小樽區、高島郡、忍路郡、余市郡、小樽平郡、美國郡、積丹郡、後志國）山越郡、古平郡（虻田郡（虻田郡辨邊村ヲ除ク）（膽振國）	
第四十	釧路	北海道（根室郡、花咲郡、野付郡、標津郡、目梨郡（根室國）廣尾郡、中川郡、十勝郡、河西郡（十勝國）厚岸郡、釧路郡、河東郡、阿寒郡、上川郡、川上郡、白糠郡、足寄郡（釧路國）色丹郡、得撫郡、新知郡、占守郡、國後郡（千島國）	
第四十	旭川	北海道（上川郡、空知郡、宮良野村（石狩國）勇拂郡、占冠村（膽振國）堺毛郡、留萌郡、苫前郡、天鹽郡、中川郡、上川郡（天鹽國）宗谷郡、枝幸郡、禮文郡、利尻町、網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡（北見國）	
第四十一	青森	青森（青森市、下北郡、上北郡、三戸郡、東津輕郡、九戸郡、下閉伊郡、二戸郡）	
第四十一	岩手	岩手（盛岡市、上閉伊郡、巖手郡、紫波郡、稗貫郡、和賀郡、氣仙郡、巖手郡、紫波郡、西磐井郡）	
第四十一	秋田	秋田（秋田市、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡、南秋田郡、河邊郡、由利郡）	
第四十一	青森	青森（弘前市、北津輕郡、南津輕郡、中津輕郡、西津輕郡、鹿角郡、北秋田郡、山本郡）	

第三十九	金澤	石川（金澤市、石川郡、河北郡、石川郡、能美	
第三十九	鯖江	福井（福井市、大野郡、坂井郡、吉田郡、足羽郡、今立郡、丹生郡、南條郡）	
第四十	高岡	富山（高岡市、礪波郡、氷見郡、射水郡、東礪波郡、西	
第四十	富山	石川（珠洲郡、鳳至郡、鹿島郡	
第四十	岐阜	富山（富山市、下新川郡、中新川郡、上新川郡、婦負郡、吉城郡、益田郡、大野郡	
第四十一	姫路	兵庫（姫路市、神崎郡、宍粟郡、飾磨郡、揖保郡、和氣郡、邑久郡	
第四十一	鳥取	岡山（英田郡、苫田郡、久米郡、勝田郡、眞庭郡、鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡、東伯郡	
第四十一	福知山	京都（加佐郡、何鹿郡、與謝郡、天田郡、竹野郡、中郡、熊野郡、出石郡、朝來郡、城崎郡、養父郡、美方郡	
第四十一	神戸	兵庫（神戸市、美嚢郡、武庫郡、加東郡、明石郡、多可郡、加西郡、印南郡、加古郡	
第四十二	九龜	香川（高松市、丸龜市、大川郡、小豆郡、木田郡、香川郡、綾歌郡	
第四十二	德島	德島	
第四十二	善通寺	香川（仲多度郡、三豐郡	
第四十二	高知	愛媛（宇摩郡、新居郡、周桑郡、上浮穴郡	
第四十二	中津	大分（東國東郡、西國東郡、速見郡、宇佐郡、玖珠郡、下毛郡、日田郡	
第四十二	大分	福岡（築上郡、京都郡	
第四十三	小倉	福岡（小倉市、門司市、企救郡、田川郡、遠賀郡、鞍手郡、嘉穗郡、宗像郡	
第四十三	久留米	山口（下關市、豐浦郡	
第四十三	福岡	福岡（福岡市、糟屋郡、筑紫郡、朝倉郡	
第四十三	對馬	佐賀（東松浦郡、西松浦郡	
第四十三	長崎	長崎（上縣郡、下縣郡	
第四十四	新發田	新潟（新潟市、岩船郡、北蒲原郡、西蒲原郡、東蒲原郡、和氣郡、邑久郡	
第四十四	松本	長野（松本市、北佐久郡、小縣郡、諏訪郡、南安曇郡、東筑摩郡、北安曇郡	
第四十四	村松	新潟（長岡市、中蒲原郡、南蒲原郡、古志郡、北魚沼郡、南魚沼郡、三島郡、中魚沼郡	
第四十四	高田	新潟（刈羽郡、東頸城郡、中頸城郡、西頸城郡	
第四十四	水戸	茨城	
第四十五	宇都宮	栃木	
第四十五	高崎	群馬	
第四十五	豐橋	愛知（豐橋市、渥美郡、寶飯郡、南設樂郡、額田郡、碧海郡、幡豆郡、八名郡	
第四十五	熊谷	埼玉（大里郡、比企郡、入間郡、兒玉郡、秩父郡	
第四十五	飯田	長野（上伊那郡、下伊那郡、西筑摩郡	
第四十五	岐阜	愛知（北設樂郡、東加茂郡、西加茂郡	
第四十五	大分	大分（北海部郡、南海部郡、大分郡、大野郡、直入郡	
第四十五	宮崎	宮崎（東臼杵郡、西臼杵郡	

（属古名）	師団三第	（鎮仙）	師団二第	（京東）	師団一第
	歩津 歩名古屋 兵第三十旅団		歩山 歩仙 兵形 兵奎 第二十五旅団 第三旅団		騎野 戦砲 重機 兵第一旅団 歩東歩東 兵京 兵第一旅団
第三類 陸軍	騎同 同歩 兵 兵第三十三旅団	騎野 砲戦 兵第三十四旅団	同同 同歩 兵 兵第六十二旅団	騎同 同同 同野 戦砲 兵第一旅団	同同 同歩 兵 兵第一旅団
第一軍 陸軍	工野 戦砲 重兵 兵第三十三旅団	工山 砲戦 重兵 兵第三十四旅団	工同 砲戦 重兵 兵第三十三旅団	工同 砲戦 重兵 兵第一旅団	工同 砲戦 重兵 兵第一旅団
	輜同 同歩 重兵 兵第三十三旅団	輜同 同歩 重兵 兵第三十四旅団	輜同 同歩 重兵 兵第三十三旅団	輜同 同歩 重兵 兵第一旅団	輜同 同歩 重兵 兵第一旅団
	同同 同歩 兵 兵第三十三旅団	同同 同歩 兵 兵第三十四旅団	同同 同歩 兵 兵第三十三旅団	同同 同歩 兵 兵第一旅団	同同 同歩

第八師團（弘前）	第九師團（金澤）	第十師團（姫路）	第十一師團（善通寺）
弘前　歩兵　第四旅團	金澤　歩兵　第六旅團	姫路　歩兵　第八旅團	德島　歩兵　第十旅團
秋田　歩兵　第十六旅團	宮山　歩兵　第三十一旅團	福知山　歩兵　第二十旅團	善通寺　歩兵　第二十二旅團
盛岡　騎兵　第三旅團			
歩兵　第三十一聯隊	歩兵　第三十七聯隊	歩兵　第四十聯隊	歩兵　第四十二聯隊
同　第五聯隊	同　第三十聯隊	同　第三十九聯隊	同　第四十一聯隊
同　第十七聯隊	同　第三十六聯隊	同　第四十四聯隊	同　第四十三聯隊
騎兵　第二十八聯隊	騎兵　第二十九聯隊	騎兵　第二十聯隊	騎兵　第二十二聯隊
同　第十三聯隊	同　第十九聯隊	同　第十二聯隊	同　第十四聯隊
野戰砲兵　第二十八聯隊	野戰砲兵　第二十九聯隊	野戰砲兵　第二十聯隊	野戰砲兵　第二十二聯隊
工兵　第八大隊	工兵　第九大隊	工兵　第十大隊	工兵　第十一大隊
輜重兵　第八聯隊	輜重兵　第九聯隊	輜重兵　第十聯隊	輜重兵　第十一聯隊
秋田	金澤	姫路	德島
弘前	金澤	鳥取	鳴門
前田	高岡	福知山	善通寺
弘前	富山	姫路	丸龜
前田	金澤	姫路	善通寺
弘前	高岡	舞鶴	同
盛岡	同	同	同
前田	同	同	同
弘前	同	同	同
同	同	同	同
盛岡	同	同	同
前田	同	同	同
弘前	同	同	同
同	同	同	同
盛岡	同	同	同
前田	同	同	同

第十二師團（小倉）	第十三師團（高田）	第十四師團（宇都宮）	第十五師團（豐橋）
小倉　歩兵　第十二旅團	新發田　歩兵　第十五旅團	水戸　歩兵　第二十七旅團	豐橋　歩兵　第十七旅團
福岡　歩兵　第三十五旅團	高田　歩兵　第二十六旅團	宇都宮　歩兵　第二十八旅團	靜岡　歩兵　第二十九旅團
下ノ關　重砲兵　第二旅團			豐橋　騎兵　第四旅團
歩兵　第四十七聯隊	歩兵　第三十五聯隊	歩兵　第五十二聯隊	歩兵　第十八聯隊
同　第七十二聯隊	同　第三十二聯隊	同　第五十五聯隊	同　第六十八聯隊
同　第十四聯隊	同　第五十八聯隊	同　第六十六聯隊	同　第三十四聯隊
騎兵　第十二聯隊	騎兵　第二十六聯隊	騎兵　第二十五聯隊	同　第十九聯隊
同　第二十二聯隊	同　第十七聯隊	同　第十八聯隊	騎兵
野戰砲兵　第十二聯隊	野戰砲兵　第二十六聯隊	野戰砲兵　第二十五聯隊	同　第二聯隊
工兵　第十二大隊	工兵　第十六大隊	工兵　第十四大隊	野戰砲兵　第二十一聯隊
輜重兵　第十二聯隊	輜重兵　第十六聯隊	輜重兵　第十四聯隊	工兵　第十五大隊
小倉	新發田	水戸	豐橋
小倉	村松	宇都宮	靜岡
福岡	本田	高崎	豐橋
小倉	高田	同	濱松
同	小千谷	水戸	同
同	同	宇都宮	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同

第十六師團（京都）	第十七師團（岡山）	第十八師團（久留米）
敦賀　歩兵　第十八旅團	岡山　歩兵　第三十三旅團	大村　歩兵　第二十三旅團
京都　歩兵　第十九旅團	松江　歩兵　第三十四旅團	久留米　歩兵　第二十四旅團
歩兵　第四十一聯隊	歩兵　第四十五聯隊	歩兵　第四十六聯隊
同　第五十聯隊	同　第六十聯隊	同　第五十五聯隊
同　第六十二聯隊	同　第六十三聯隊	同　第六十四聯隊
騎兵　第二十聯隊	騎兵　第二十二聯隊	同　第二十三聯隊
同　第二十三聯隊	同　第二十四聯隊	騎兵
野戰砲兵　第二十聯隊	野戰砲兵　第二十二聯隊	同　第二聯隊
工兵　第十六大隊	工兵　第十七大隊	野戰砲兵　第二十四聯隊
輜重兵　第十六聯隊	輜重兵　第十七聯隊	工兵　第十八大隊
敦賀	岡山	大村
京都	濱田	久留米
同	松江	佐世保
京都	岡山	長崎
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同
同	同	同

（備考）

秦皇、樺太、朝鮮、滿洲ニ於ケル常備團體ハ本表以外トス

本表ノ内新設及移轉スヘキ軍隊ノ配備時期ハ別ニ之ヲ定ム

第二章　徵兵

◎徵兵

徵兵は前章掲ぐる處の大詔に依り、明治五年十二月以降、全國の壯丁を募つて、國家の干城を組織する制度である。現行の規定は二十二年一月、法律第一號の徵兵令に基き、一定の檢査抽籤の方法を採り、海軍軍人幷に陸軍歩騎砲工その他各種の兵卒を徵集し、是れに各兵科の敎育を授けて、全國各師團各鎭守府を編成して居る。茲に其の要目を擧ぐれば左の如くである。

常備兵役　陸軍は三年（但明治四十年十月發布兵役令に依り陸軍歩兵卒は二年にて歸休）　海軍は四年（陸軍は四年四ケ月（現役を終りたる者之に服す）　海軍は三年）

後備兵役　陸軍は十ケ年　海軍は五ケ年（常備兵役を終りたる者之に服す）

補充兵役　陸軍は十二年四ケ月　海軍は一ケ年（毎年所要以外の兵員之に服す）

國民兵役　第一國民兵（後備兵役及補充兵役を終りたる者之れに服す）　第二國民兵（第一國民兵役に非らざる者之れに服す）

▲徴兵令（明治二十二年一月法律第一號）

第一章　總則

第一條　日本帝國臣民ニシテ滿十七歳ヨリ滿四十歳迄ノ男子ハ總テ兵役ニ服スルノ義務アルモノトス

第二條　兵役ハ分テ常備兵役後備兵役補充兵役及國民兵役トス（二十八年法律第十五號ヲ以テ補充兵役ノ四字ヲ加フ）

第三條　常備兵役ハ分テ現役及豫備役トス

現役ハ陸軍ハ三箇年海軍ハ四箇年ニシテ滿二十歳ニ至リタル者之ニ服シ豫備役ハ陸軍ハ四箇年四箇月海軍ハ三箇年ニシテ現役ヲ終リタル者之ニ服ス（二十八年法律第十五號ヲ以テ陸軍ハ四箇年ノ下「四箇月」ノ三字ヲ加フ）

第四條　後備兵役ハ陸軍ハ十箇年海軍ハ五箇年ニシテ常備兵役ヲ終リタル者之ニ服ス（三十七年九月勅令第二百十二號ヲ以テ改正）

第五條　補充兵役ハ陸軍ニ在リテハ十二箇年四箇月海軍ニ在リテハ一箇年ニシテ其ノ年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服ス（同上改正）

第六條　國民兵役ハ分テ第一國民兵役第二國民兵役トス第一國民兵役ハ陸軍ニアリテハ後備兵役又ハ召集セラレタル補充兵ニシテ其ノ役ヲ終リタル者海軍ニ在リテハ後備兵役ヲ終リタル者之ニ服シ第二國民兵役ハ常備兵役後備兵役補充兵役及ヒ第一國民兵役ニ在ラサル者之ニ服ス（二十八年法律第十五號ヲ以テ第五條ヲ第六條トシ改正）及（同上改正）

第七條　各兵役ノ期限既ニ滿ルト雖モ戰時或ハ時變ニ際スルトキ若クハ臨時ニ演習或ハ觀兵ノ擧アルトキ若クハ航海中或ハ外國駐劄中ハ其期ヲ延スコトアルヘシ（二十八年法律第十五號ヲ以テ第六條ヲ第七條トシ第九條迄順次繰下）

第八條　重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ許サス

第二章　服役

第九條　陸軍現役兵補充兵ハ毎年所要ノ人員ニ應シ壯丁ノ身材藝能職業ニ從ヒ歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵職工及雜卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依リ當籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ（二十八年法律第十五號ヲ以テ陸軍現役兵ノ下及補充兵ノ四字ヲ加フ）

海軍現役兵及補充兵ハ毎年所要ノ人員ニ應シ沿海地方及島嶼ノ壯丁ヲ調査シ海軍ニ適スル職業ニ從ヒ水兵火夫職工及雜卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依リ當籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ但海軍志願兵徴募規則ニ依リ服役スル者ハ本令ノ限ニ在ラス（二十八年法律第十五號ヲ以テ陸軍現役兵ノ下及補充兵ノ四字ヲ加フ）

警備隊ヲ置キタル島嶼ノ壯丁（近衛師團ニ編入スル者ヲ除ク）ハ總テ之ヲ警備隊ニ充テ其地ニ於テ服役セシム但在營期限ハ一年以内トス（二十八年法律第十五號ヲ以テ割註追加）

第十條　雜卒ノ現役期限ハ其職務ニ因リ之ヲ短縮スルコトアル可シ但常備兵役ノ全期ハ之ヲ減スルコトナシ

第十一條　抽籤番號ノ順序ニ由リ其年ノ補充兵役所要員ニ超過スル者ハ國民兵役ニ服セシム（二十八年法律第十五號ヲ以テ本條追加）

第十二條　二十歳ニ至ラスト雖モ滿十七歳以上ノ者ハ志願ニ由リ現役ニ服スルコトヲ得（二十八年法律第十五號ヲ以テ第十條ヲ第十三條トシ第十四條マテ順次繰下）

第十三條　滿十七歳以上二十八歳以下ニシテ官立學校（小學校及撰科等ノ學科ヲ除ク）府縣立師範學校中學校若クハ文部大臣ニ於テ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認メタル學校若クハ文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學政治學理財學ヲ教授スル私立學校ノ卒業證書ヲ所持シ若クハ陸軍試驗委員ノ試驗ニ及第シ服役中食料被服裝具等ノ費用ヲ自辨シ豫備後備將校タル冀望ヲ有スル者ハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得但費用ノ全額ヲ自辨シ能ハサルノ證アル者ニハ其幾部ヲ官給スルコトアルヘシ（二十二年法律第二十九號ヲ以テ本項割註ヲ改正ス、二十六年法律第十五號ヲ以テ本條中二十六歳トアルヲ二十八歳ト改メ、二十八年法律第十五號ヲ以テ自辨スルヲ「自辨シ豫備後備將校タル冀望ヲ有スル」ニ改ム）

一年志願兵ノ豫備後備役年期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（二十八年法律第十五號ヲ以テ改正）

滿十七歳以上二十八歳以下ニシテ官立府縣立師範學校ノ卒業証書ヲ所持シ官立公立小學校ノ教職ニアル者ハ六箇月間陸軍現役ニ服セシム其服役ニ關スル費用ハ官給トス（二十六年法律第四號ヲ以テ改正）

前項ノ現役ヲ終リタル者ハ直ニ國民兵役ニ服セシム第三項又ハ第四項ニ依リ服役中ノ者ニシテ滿二十八歳迄ニ其教職ヲ罷ムル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ更ニ二箇年間陸軍現役及常例ノ豫備役後備役ニ服セシム但第一項ニ依リ一年志願兵ヲ志願スル者ハ此限ニ在ラス（二十二年法律第二十九號ヲ以テ本項ヲ追加シ、二十六年法律第四號ヲ以テ二十六歳トアルヲ二十八歳ト改メ、二十八年法律第十五號ヲ以テ第十條ヲ第十三條トシ第十箇年間陸軍現役及常例ノ豫備役後備役」ニ改ム）

第十四條　禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ賭博犯ニ由リ懲罰ニ處セラレタル者ハ一年志願兵タルコトヲ許サス

第十五條　現役中殊ニ勤務ニ熱シ品行方正ナルモノハ歸休ヲ命スルコトアル可シ

第十六條　豫備兵後備兵ハ戰時若クハ事變ニ際シ之ヲ召集ス平常ニ在テハ毎年一度六十日以内勤務演習ノ爲メ之ヲ召集シ又毎年一度簡閲點呼ヲ爲ス（二十八年法律第十五號ヲ以テ豫備兵ノ下後備兵ノ三字ヲ加フ）

第十七條　陸軍補充兵及ヒ海軍補充兵ハ現役兵ノ補缺ニ充テ又戰時若クハ事變ニ際シ之ヲ召集ス但陸軍補充兵ヲ以テ現役兵ノ補缺ニ充ツルハ其服役ノ初年ニ限ル

陸軍補充兵ハ平常ニ在テ百五十日以内教育ノ爲メ之ヲ召集ス其他勤務演習及簡閲點呼ヲ爲スコト豫備兵ニ同シ

第十八條　國民兵ハ戰時若クハ事變ニ際シ後備兵ヲ召集シ仍ホ兵員ヲ要スルトキニ限リ之ヲ召集ス（二十八年法律第十五號ヲ以テ第十六條ヲ第十八條トナシ第二十二條迄順次繰下ク）

第三章　免役延期及猶豫

第十九條　兵役ヲ免スルハ廢疾又ハ不具等ニシテ徴兵檢査規則ニ照シ兵役ニ堪ヘサル者ニ限ル

第二十條　左ニ掲クル者ハ徴集ヲ延期ス次年ニ於テ仍ホ徴集ニ適セサル者

ハ國民兵役ニ服セシム

第一　體格完全且强壯ナルモ身幹未タ定尺ニ滿タサル者

第二　疾病中又ハ病後ニシテ勞役ニ堪ヘサル者

第二十一條　公權ノ剝奪若クハ停止ヲ附加ス可キ重輕罪ノ爲メ訊問若クハ拘留中ノ者ハ徴集ヲ延期ス

第二十二條　徴集ニ應スルトキハ其家族自活シ能ハサルノ確證アル者ハ本人ノ願ニ由リ徴集ヲ延期ス其事故三箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ國民兵役ニ服セシム但分家又ハ絕家廢家再興ノ故ヲ以テ本條ニ當ル者其他自活シ能ハサル事故ヲ作爲シタル者ハ其願ヲ許可セス

第二十三條　第十三條第一項ニ揭クル學校ニ在校ノ者ハ本人ノ願ニ由リ滿二十八歲迄徴集ヲ猶豫ス其事故滿二十八歲迄ニ止ミ又ハ二十八歲ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ抽籤ノ法ニ依ラシテ之ヲ徴集ス但第十三條第三項ニ依リ服役スル者ハ此限ニ在ラス（二十二年十一月法律第二十九號ヲ以テ本項ヲ改正シ、二十六年法律第四號ヲ以テ二十六歲トアルヲ二十八歲ト改メ、二十八年法律第十五號ヲ以テ第十一條トアルヲ第十三條ト改ム）

韓國、露國領沿海州、露國領薩哈嗹、清國、香港、澳門以外ノ外國ニ在ル者ハ本人ノ願ニ由リ徴集ヲ猶豫ス滿三十二歲迄ニ歸朝スル者ハ抽籤ノ法ニ依ラシテ之ヲ徴集ス滿三十二歲ヲ過クル者ハ國民兵役ニ服セシム但第十三條第一項ニ依リ一年志願兵ヲ志願スル者ハ此限ニ在ラス（二十八年法律第十五號及三十九年四月法律第四十三號ヲ以テ改正）

第二十四條　餘人ヲ以テ代フ可カラサル職務ヲ奉スル官吏及市町村長助役及收入役ハ豫備兵後備兵ニ在ルトキト雖モ陸軍補充兵ニ在ルトキト問ハス勤務猶ホ

簡閱點呼ノ爲メ召集スルコトナシ（二十八年三月法律第十五號ヲ以テ「ニ在ルト後備兵」ヲ「後備兵ニアルト第一補充兵」ニ改ム）

法律ヲ以テ設立シタル議會ノ議員其開會中亦同シ

第四章　雜　則（二十八年法律第十五號ヲ以テ第四章繰）

第二十五條　每年一月一日ヨリ十一月三十日迄ニ滿二十歲ト爲ル者ハ其年ノ一月中ニ、十二月一日ヨリ同月三十一日迄ニ滿二十歲トナル者ハ翌年一月中ニ、又第二十三條第一項ニ當ル者ニシテ二十八歲迄ニ事故止ミ同條第二項ニ當ル者ニシテ三十二歲迄ニ歸朝シタル者ハ十四日以內ニ書面ヲ以テ（月主ニ非サル者ハ其戶主ヨリ）本籍ノ市町村長ニ届出可シ但二十歲未滿ニシテ現役ヲ終ヘタル者又ハ現役中ノ者ハ本條ノ届出ヲ爲スニ及ハス（二十八年法律第十五號）（三十九年四月法律第四十三號ヲ以テ改正）

第二十六條　徴集ハ本籍所在ノ徴集區ニ於テスルモノトス（同上）

第二十七條　疾病又ハ犯罪等ノ爲メ期限ニ際シ入營シ難キ者ハ翌年之ヲ徴集ス

第二十八條　兵役ヲ免レンカ爲メ身體ヲ毀傷シ疾病ヲ作爲シ其他詐僞ノ所爲ヲ用ヒ又ハ逃亡若クハ潛匿シタル者又ハ正當ノ事故ナク身體ノ檢查ヲ受ケサル者ハ抽籤ノ法ニ依ラシテ之ヲ徴集ス

第二十九條　服役年期ノ計算ハ現役豫備役補充役及海軍後備役ニ在テハ各其役ニ就ク年ノ十二月一日（第十三條第三項ニ依リ服役スル者ノ現役年期ノ計算ハ別ニ勅令ヲ以テ規定スル月日ヨリ起算ス）ヨリ陸軍後備役ニ在テハ其役ニ就ク年ノ四月一日ヨリ起算ス但第七條ニ依リ延期シタルモノト雖モ服役年期ノ計算ハ延期セサル者ニ同シ（二十八年法律第十五號ヲ以テ改正）

第三十條　第二十五條ノ届出ヲ爲ササル者及正當ノ事故ナクシテ身體ノ檢查ヲ受ケサル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條　兵役ヲ免レンカ爲メ逃亡シ又ハ潛匿シ若クハ身體ヲ毀傷シ疾病ヲ作爲シ其他詐僞ノ所爲ヲ用ヒタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第三十二條　本令ハ明治二十二年一月ヨリ施行ス但第二十五條ノ届出期限ハ明治二十二年ニ限リ三月一日ヨリ同月十五日迄トス

第三十三條　本令ハ北海道ニ於テ兩館江差福山ノ外及沖繩縣竝東京府管下小笠原島ニハ漸ヲ以テ之ヲ施行ス其時期區域及特ニ徴集ヲ免除シ若クハ猶豫スヘキモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（二十八年法律第十五號ヲ以テ本條改正）

第三十四條　本令中市町村長トアルハ市制町村制ヲ實施スル迄ノ間戶長ノコトトス

第三十五條　現今陸軍豫備役ニ在ル者ノ服役年期ハ第三條ニ依ル其後備役ニ在ル者ハ當備役年期ヲ通シテ十二箇年四箇月トス（同上）

第三十六條　舊令第十七條ニ依リ徴集猶豫ニ屬シタル者ハ徴集ヲ延期シ其事故七箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ國民兵役ニ服セシム

第三十七條　舊令第十八條第二項ニ依リ徴集猶豫ニ屬シタル者ハ徴集ヲ延期シ其事故七箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ國民兵役ニ服セシム

第三十八條　舊令第十八條第七項及第二十一條ニ依リ徴集猶豫ニ屬シタル者ハ徴集ヲ延期シ其事故七箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ國民兵役ニ服セシム

第三十九條　舊令第十八條第三項ノ生徒ニシテ第一豫備徴員ト爲リ仍ホ在校ノ者ハ該徴員タルコトヲ止メ滿二十七歲迄徴集ヲ猶豫シ其事故二十七歲ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ國民兵役ニ服セシム

第四十條　第三十六條第三十七條第三十八條及第三十九條ニ揭クル者其事故各其本條ノ期限內ニ止ミタルトキハ抽籤ノ法ニ依リ徴集ス但一年志願兵ヲ志願スルコトヲ得

第四十一條　舊令第十八條第三項若クハ第十九條ニ依リ徴集猶豫ニ屬シ在校ノ者ハ其事故六箇年以內ニ止ミタルトキ又ハ八箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ抽籤ノ法ニ依リ徴集ス但一年志願兵ヲ志願スルコトヲ得（二十六年法律第四號ヲ以テ六箇年ヲ八箇年ト改ム）

第四十二條　舊令第三十條ニ依リ補充員ト爲リタル者ハ之ヲ豫備徴役ト爲シ一箇年間（明治二十一年十二月一日ヨリ起算ス）ニ徴集セサル者ハ國民兵役ニ服セシム

第四十三條　舊令第三十一條ニ依リ第一豫備徴員ト爲リ在校セサル者及舊

令第三十二條ニ依リ第二豫備徴員ト爲リタル者ハ直ニ國民兵役ニ服セシム補充員ヨリ第一豫備徴員ト爲リタル者亦同シ

第四十四條　明治十二年第四十六號布告徴兵令ニ依リ國民軍ノ外免役又ハ平時免役若クハ徴集猶豫ニ屬シタル者ハ直ニ國民兵役ニ服セシム

第四十五條　舊令第八條ニ依リ海軍兵ト爲リタル者ノ服役期限ハ同令第三條及第四條ニ依ル

第四十六條　第三十六條第三十七條或三十八條ニ掲ケル徴集猶豫ノ者及第三十九條第四十一條ニ掲ケル徴集猶豫ノ者其事故其本條ノ期限内ニ止ミタルトキハ三日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出可シ

第十三條第三項又ハ第四項ニ依リ服役中ノ者ニシテ滿三十八歳迄ニ其教職ヲ罷ムル者ハ三日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出ヘシ（二十八年法律第十五號ヲ以テ本條改正）

第一項及第二項ノ届出ヲ爲ササル者及本令施行前舊令第三十五條第三十六條ノ届出ヲ爲サスシテ本令施行後ニ於テ發覺スル者ハ本令第三十條ニ依リ處分スヘシ（二十二年法律第二十九號ヲ以テ本條中改正追加ス）

附　則（二十八年法律第十五號）

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ於ケル第一補充兵及第二補充兵ハ前後ノ服役ヲ通算シテ十二箇年四箇月ニ滿ツル迄補充兵役ニ服セシム

本令施行ノ際第一國民兵役ニ在ル陸軍出身者ニシテ服役尚五箇年ニ滿タサル者ハ五箇年ニ滿ツル迄後備兵役ヲ終リタル者ニ在リテハ後備兵役ニ第一補充兵役ヲ終リタル者ニ在リテハ補充兵役ニ服セシム

附　則（三十九年四月法律第四十三號追加）

本法ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ露國領沿海州、露國領薩哈嗹、清國、香港又ハ墺門ニ在リテ徴集猶豫中ノ者ハ從前ノ規定ニ依リ徴集ヲ猶豫ス

▲徴兵令第二十五條前段ニ依リ届出ヘキ者及其徴集セラルヘキ者ノ出生年月日

（明治三十五年十二月陸軍省告示第十二號）

明治三十六年以後ニ於テ徴兵令第二十五條前段ニ依リ届出ツヘキ者及其ノ徴集セラルヘキ者ノ出生年月日ハ左ノ通トス

徴兵令第二十五條ニ依リ届出ツヘキ者	徴集セラルヘキ者
明治三十六年	自明治十六年二月一日生　至明治十七年一月一日生
明治三十七年	自明治十七年一月二日生　至明治十八年一月一日生
明治三十八年以後ハ明治三十七年ニ準スルモノトス	自明治十六年二月一日生　至明治十六年十二月一日生
	自明治十六年十二月二日生　至明治十七年十二月一日生

◉徴兵檢査

（明治二十五年三月陸軍省令第三號）

第一條　徴兵檢査ハ徴兵令ニ據リ兵役ニ服スヘキモノノ體格ヲ檢査シ其適否ヲ定ムルモノトス

此檢査ハ學術上諸種ノ方法ヲ施スコトヲ得

第二條　左ノ疾病畸形ノ者ハ不合格トス

一　惡性腫瘍　二　骨軟化、佝僂病　三　象皮腫、癌　四　動脈瘤　五　癩癇　六　白痴　七　顚狂　八　盲　九　耳殼若クハ鼻ノ全缺スルモノ　十　聾　十一　啞　十二　唇、齒牙、口内ノ疾病ニシテ管能ニ大ナル妨アルモノ　十三　食道狹窄　十四　脊梁、骨盤ノ畸形ニシテ運動ニ大ナル妨アルモノ　十五　歇兒尼亞　十六　關節畸形　十七　習癖脫臼　十八　支肢ノ短縮、彎曲　十九　指節ノ强剛ニシテ把握ニ大ナル妨アルモノ　二十　拇指若クハ示指若クハ二指以上ヲ失シタルモノ　二十一　蹼足　二十二　第一趾ヲ失シタル者若クハ三趾以上ヲ失シタルモノ

前項ノ疾病畸形中輕症ニシテ服役シ得ヘキモノハ合格トシ爾餘ノ疾病畸形ト雖モ服役シ得ヘカラサルモノハ不合格トス

第三條　徴兵體格ノ等位ヲ區別スルコト左ノ如シ

一　甲種　身長五尺以上ニシテ身體强健ナルモノ

二　乙種　身長五尺以上ニシテ身體甲種ニ亞クモノ

其體格比較的良好ナルモノヲ第一乙種トシ之ニ亞クモノヲ第二乙種トス

三　丙種　身長五尺以上ニシテ身體乙種ニ亞クモノ及身長五尺未滿四尺八寸以上ニシテ丁種戊種ニ當ラサルモノ

四　丁種　第二條ニ當ルモノ及身長四尺八寸ニ滿タサルモノ

五　戊種　徴兵令第二十條第一項第二項ニ當ルモノ

第四條　第三條ノ甲種乙種丙種ヲ合格トシ其甲種乙種ハ現役ニ徴スヘキモノ丙種ハ國民兵役ニ當クモノトシ丁種ヲ不合格戊種ヲ徴集延期トス

◉適齡者顧問

帝國の男子は、華士族、農工商の別なく悉く兵役に服すべきであるから、滿二十歳に達し、即ち徴兵適齡となつた者があれば、其の戶主から（其の年の一月一日より同く三十一日迄の間に於て）本籍地の市（區）町、村長へ届出をせねばならぬ。

徴兵適齡届

何府縣何郡（市區）何町（村）何番地
身分戶主何某長（二男）職業
何　某
何年何月何日生

右私（何男又ハ弟誰）儀本年何月滿二十歳ニ相成候間此段及御届候也

年　月　日　　右戶主　何　某㊞

何市（區、町、村）長何某殿

若し正當の理由なくして、此日限内に届出をなさぬ時は國法（徴兵令第二十五條）を犯したものとして、三圓以上三十圓以下の罰金に處せられる。故に戸主は勿論、適齢者に於ても深く注意して、過誤のない樣にしなければならぬ。

又徴兵適齢の届を濟した後に、戸籍上の異動を生じた場合には左の届書を出さねばならぬ。

徴兵異動届

何府（縣）何郡（市區）何町（村）何番地
身分戸主（何某長二男弟）職業
何　某
何年何月何日生

右私（何男又ハ弟誰）儀何年何月何日何府縣何郡市區何町村何番地ヘ轉住（又ハ何府縣何郡市區何町村何番地身分何某ヘ入夫或ハ養子）（又ハ何年何月何日相續）（又ハ何月何日失踪或ハ死亡）致候間此段及御届候也

年　月　日
何市（區、町、村）長何某殿　　右戸主　何　某㊞

又適齢者の心得置く可きことは、檢査を受けて入營した上は、國家の干城と成る身であるから、攝養を主として身體を大切にするは勿論、夜學なり補習學校なりへ通學して、其の身の學力をより多く備へて置くことを心懸ねばならぬ。尙ほ品行上に就ては、一層の注意を拂つて、方正の上にも方正にして、立派なる軍人たらんと云ふことを、日夕留意すべきである。

徴兵異動届

何府（縣）何郡（市區）何町（村）何番地
身分戸主（何某長二男弟）職業
何　某
何年何月何日生

右私（何男弟）儀明治何年何月何日徴兵適齢ノ時ハ何學校ニテ何ヶ年課程ヲ終ル生徒ニテ徴集猶豫相成候處何年何月何日退校致候間此段及御届候也

年　月　日
市（區、町、村）長殿　　右戸主　何　某㊞

◉陸軍六週間現役

府縣立師範學校の卒業證書を有する者が、官公立の小學校の教職に從事して居る時は、六週間現役兵として勤務するのである。其の規定は左の如くである。

▲陸軍六週間現役兵條例（明治四十一年二月十四日勅令第九號）

第一條　徴兵令第十三條第三項に依り六週間現役に服せしむべき者は教職に就きたる年又は其の翌年に於て其の在職地師管内の歩兵隊、騎兵隊、輜重隊、樺太、韓國及清國に在りては在職に編入し服役せしむ

第二條　六週間現役兵は毎年六月一日乃至十月一日の間に於て入營せしむ　但し疾病其の他已むを得ざる事故に依り入營期日より三日以内に入營し難き者は翌年に於て服役せしむ

第三條　戰時事變に際しては前二條の規定に拘らず服役せしむることを得

第四條　六週間現役兵の服役日數は入營期日より起算す

第五條　六週間現役兵の教育は聯隊長獨立大隊に在りては其の責に任ず

第六條　六週間現役兵中勤務勉勵品行方正にして第二國民兵を以て編成する部隊の幹部たるを得べき材幹ある者には聯隊長其の成績を具し順序を經て師團長又は之と同等以上の權ある長官の認可を受け國民軍幹部適任證書を授與す

第七條　六週間現役に服すべき者の身體檢査は入營せしむべき年に於て徴兵檢査規則に依りこれを行ふ

第八條　六週間現役兵にして僞病疾病の爲其の役に堪へざる者は聯隊長之に退營を命ずることを得

第九條　六週間現役兵には現役兵としての給料を給せず檢査の爲往復の旅費及入營旅費は官給とす

第十條　臺灣、樺太、韓國又は清國に在職して六週間陸軍現役に服すべき者に付ては臺灣總督府民政長官、樺太廳長官、理事廳理事官、關東都督府民政長官又は領事官をして其の調査を爲さしむることを得

附　則

本令は公布の日より之を施行す

▲陸軍六週間現役兵條例施行細則（明治四十一年二月十四日陸軍省令第三號）

第一條　六週間現役に服すべき資格を有する者は其の教職に就きたる日より二週間以内に官立府縣立師範學校長の卒業證明書及在職小學校長の在職證明書を添へ本籍地の市町村長（東京市京都市大阪市及北海道沖繩縣の地方に在りては戸長其の他區に在りては區長、町村制を施行せざる町村長に準ずべき者は以下同じ）に届出づべし

市町村長ハ前項ノ届書ヲ査覈シ之ヲ所管聯隊區司令官ニ送付スヘシ但シ島嶼又ハ郡ニ在リテハ島司郡長ヲ經由スヘキモノトス

第二條　六週間現役ニ服スヘキ者ノ身體檢査ハ教職ニ就キタル年、學校所在地ノ聯隊區内又ハ警備隊區内便宜ノ徴兵署ニ於テ之ヲ行フ但シ教職ニ就キタル期日ノ關係上其ノ年、身體檢査ヲ行ヒ難キ者ハ翌年回トス

臺灣樺太韓國及清國ニ在職スル者ハ前項ニ依ラス明治三十九年勅令第三百十八號ニ依ル徴兵身體檢査施行ノ際其ノ身體檢査ヲ行フモノトス

交通不便ノ地ニ在職スル者ニ在リテハ第一項ノ規定ニ拘ラス便宜ノ徴兵署ニ於テ身體檢査ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ地方長官ノ協議ニ依リ師團長之ヲ定ムルモノトス

第三條　官立公立小學校長ハ其ノ學校ニ在職スル者ニシテ六週間現役ニ服スヘキ者ヲ調査シ本人ヨリ徴シタル其ノ戸籍謄本ヲ添ヘ毎年四月十五日迄ニ在リテハ二月盡日迄ニ其ノ學校所在地所管ノ地方長官ニ届出ヘシ

前項ノ期日後教職ニ就キタル者アルトキハ其ノ都度前項届出ノ手續ヲ爲スヘキモノトス

第四條　地方長官前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ徴兵事務條例施行細則第一樣式ニ準シ六週間現役兵ノ名簿ヲ作リ直ニ之ヲ其ノ學校所在地所管ノ師團長ニ送付シ且本人本籍地ノ島司郡市長東京市京都市大阪市及北海道沖繩縣ノ區ニ在リテハ區長以下同シニ通知スヘシ

師團長前項ノ名簿ヲ受ケタルトキハ之ヲ査覈シ其ノ身體檢査ヲ行フヘキ聯隊區司令官ニ在リテハ檢査官ニ之ヲ送付スヘキモノトス

第五條　領事館ニ於テ身體檢査ヲ施行スヘキ者ニ付テハ前條ニ拘ラス學校所在地所管ノ領事官第三條ノ届出ヲ受ケタルトキハ之ヲ其ノ身體檢査ヲ施行スル領事館ニ送付シ且本人本籍地ノ島司郡市長ニ通知スヘシ

第六條　地方長官ハ所定ノ期日ニ於テ身體檢査ヲ受クヘキ者ヲ檢査場ニ出頭セシムヘシ

第七條　身體檢査ヲ終リタルトキハ聯隊區司令官臺灣樺太韓國及清國ニ在リテハ檢査官ハ六週間現役兵ノ名簿ニ所要ノ記入ヲ爲シ之ヲ本人本籍地ノ聯隊區司令官ニ送付スヘシ

本籍地ノ聯隊區司令官前項ノ名簿ヲ受領シタルトキハ徴集、徴集延期、徴集免除又ハ兵役免除ノ處分ヲ爲シ徴集名簿ヲ服役スヘキ諸隊ヲ統轄スル師團長ニ、徴集免除者及兵役免除者ノ人名書及徴集延期名簿ヲ學校所在地所管ノ地方長官ニ、合格者及徴集延期者ノ人名書徴集免除名簿及兵役免除名簿ヲ本籍地所管ノ島司郡司郡市長ニ送付スヘシ

第八條　本籍地ノ聯隊區司令官ハ徴集スヘキ者ニ付附錄第一樣式ノ合格證書ヲ作リ之ヲ學校所在地所管ノ地方長官ニ送付シ地方長官ハ同證書ヲ本人ニ付與スルモノトス

徴集延期、徴集免除若ハ兵役免除ニ關スル者ニハ學校所在地所管ノ地方長官之ヲ達スルモノトス

第九條　服役スヘキ諸隊ヲ統轄スル師團長ハ合格者在職地ノ遠近ニ應シ之ヲ各隊ニ配付スルト共ニ學校所在地ノ地方長官ニ通知シ且其名簿ヲ當該隊長ニ送付スヘシ

第十條　六週間現役兵ノ入營期日ハ師團長地方長官ニ協議シ條例第二條ニ規定スル時日ノ範圍内ニ於テ之ヲ定メ陸軍大臣ニ報告スヘシ

第十一條　六週間現役兵退營スルトキハ聯隊長獨立大隊ニ在リテハ其ノ隊長以下同シ

名簿ヲ本籍地所管ノ聯隊區司令官ニ送付シ聯隊區司令官ハ之ヲ島司郡市長ニ送付スヘシ

第十二條　條例第六條ニ依リ國民軍幹部適任證書ヲ授與シタル者アルトキハ聯隊長其ノ旨ヲ六週間現役兵名簿ニ記載スヘシ其ノ國民軍幹部適任證書ハ附錄第二樣式ニ依リ調製スルモノトス

第十三條　小學校ノ教職ニ在リテ六週間現役ニ服スヘキ者服役中ノ者若ハ其ノ服役ヲ終リタル者滿二十八歲以下ニシテ其ノ教職ヲ罷メタルトキハ當該學校長ヨリ他ノ小學校ニ轉職シタルトキハ轉職前後ノ各學校長ヨリ三日以内ニ其旨ヲ其ノ學校所在地所管ノ地方長官ニ届出テ同地方長官ハ之ヲ本人本籍地ノ市町村長ニ通達スルト共ニ六週間現役ニ服スヘキ者又ハ其ノ服役中ノ者ニ付テハ服役スヘキ諸隊又ハ服役中ノ諸隊ヲ統轄スル師團長ニ通知スヘシ

前項ノ届出ナシト雖地方長官前項ニ該當スル者アルコトヲ知リタルトキハ前項ノ取扱ヲ爲スヘキモノトス

第十四條　國民軍幹部適任證書ヲ有スル者懲戒處分家資分散若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ賭博犯ニ依リ處分セラレタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ本籍地ノ島司郡市長ニ届出ヘシ但シ町村ニ在リテハ町村長ヲ經由スヘキモノトス

島司郡市長前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ者ノ證書ヲ返還セシメ其ノ旨ヲ六週間現役兵名簿ニ記入シ且本籍地所管聯隊區司令官ニ之ヲ通知スヘシ

第一項ノ届出ナシト雖モ島司郡市長又ハ町村長第一項該當者アルコトヲ知得シタルトキハ前項ノ取扱ヲ爲スヘキモノトス

第十五條　臺灣樺太韓國又ハ清國ニ在リテハ本令中師團長トアルハ臺灣總督、樺太守備隊司令官、韓國駐劄軍司令官又ハ關東都督ニ、地方長官トアルハ臺灣總督府民政長官、樺太廳長官、理事廳理事官、關東都督府民政長官又ハ領事官ニ該當ス

第十三條　小學校ノ教職ニ在リテ六週間現役ニ服スヘキ者服役中ノ者若ハ天津及其ノ附近ノ地ニ在職スル者ニ關スル第四條ノ取扱ニ付テハ本令中師團長トアルハ清國駐屯軍司令官ニ該當ス

第十六條　臺灣樺太韓國及清國ニ在職スル者ハ左ノ區分ニ從ヒ服役セシム

臺灣ニ在職スル者ハ臺灣歩兵隊

樺太ニ在職スル者ハ樺太守備歩兵隊

韓國ニ在職スル者ハ韓國ニ在ル歩兵隊

關東州天津及其ノ附近ノ地ニ在職スル者ハ關東州ニ在ル歩兵隊

上海漢口及其ノ附近ノ地ニ在職スル者ハ第十二師團歩兵隊

第十七條　本令中聯隊區司令官トアルハ對島警備隊區ニ在リテハ警備隊司令官、沖繩警備隊區ニ在リテハ警備隊區司令官ニ該當ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年ニ限リ第三條中臺灣樺太韓國及清國ニ在ル者ノ届出ノ期日ヲ三月十五日トス

（樣式略之）

㊀陸軍一年志願兵

官立學校（小學校及び選科等の學科を除く）又は府縣立師

範學校、中學校若くは文部大臣の認定したる私立中學校、又は中學以上の學科程度と認定せられたる私立學校の卒業生は、私費を以て現役一箇年の志願兵と成ることが出來る。而して一年志願兵は、終末試驗の後、士官又は同相當官となることが出來る。其の手續は左の規定に依るのである。

▲陸軍一年志願兵條例（明治三十七年三月勅令第八十四號）

第一條　徴兵令第十三條ニ依リ一年志願兵ト爲ル者ハ志願兵ノ際本籍ノ在ル師管内ノ軍隊ニ於テ服役セシム但軍事上ノ必要アルトキハ他ノ師管内ノ軍隊ニ於テ服役セシムルコトアルヘシ

第二條　一年志願兵ノ兵科ハ本人ノ冀望ト軍事上ノ必要トニ依リ之ヲ定ム（四十二年三月勅令第五十號ヲ以テ但書削除）

第三條　一年志願兵出願者ニシテ左ノ各號中第一號ニ該當スル者ハ主計生、第二號ニ該當スル者ハ軍醫生、第三號ニ該當スル者ハ藥劑生、第四號ニ該當スル者ハ獸醫生タラシムコトヲ志願スルコトヲ得

一　專門學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ法律又ハ經濟ノ課程ヲ卒業シタル者

二　醫術開業免狀ヲ有シ又ハ之ヲ受クヘキ資格アル者

三　藥劑師免狀ヲ有シ又ハ之ヲ受クヘキ資格アル者

四　獸醫開業免狀ヲ有シ又ハ之ヲ受クヘキ資格アル者

第四條　一年志願兵ハ營内ニ居住セシム但シ入營後六箇月ヲ經過シタルトキハ聯隊長外泊ヲ許シ通勤セシムルコトヲ得

第五條　一年志願兵ニハ給料及入營旅費歸國旅費ヲ給セス（四十二年三月勅令五十號ヲ以テ改正）

第六條　一年志願兵ニハ所屬隊ニ於テ糧食、彈藥ヲ給シ兵器被服等ヲ貸與ス（同上改正）

第七條　一年志願兵ノ服役ニ關スル費用ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニヨリ之ヲ納付セシム（同上改正）

第八條　一年志願兵ハ現役滿期ノ後六年四箇月豫備役ニ豫備役滿限後十箇年後備役ニ服セシム但シ第二十七條及第二十八條ニ依リ豫備役ニ編入セラレタル者ノ豫備役年期ハ現役期間ヲ通算シテ七年四箇月トス（三十七年九月勅令第二百十四號ヲ以テ改正）

第九條　一年志願兵タラムトスル者ハ本籍所在師管ノ師團長ニ願出テ身體檢查及學術試驗ヲ受クヘシ但シ其ノ檢查及試驗ハ寄留地所在師管ニ於テ之ヲ受クルコトヲ得

前項出願ノ期日手續竝檢查及試驗ニ關スル事項ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第十條　本籍所在師管ノ師團長ハ合格ノ者ニハ一年志願兵認定證書ヲ付與シ不合格ノ者ニハ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第十一條　一年志願兵認定證書ヲ有スル者入營前左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ認定證書ヲ返還セシム

一　傷痍又ハ疾病ニ依リ服役ニ堪ヘ難キトキ

二　陸海軍ノ兵籍ニ編入スヘキ諸生徒候補生等ヲ命セラレタルトキ

三　本人ヲ要スルニ非サレハ一家ノ生計ヲ營メ難キトキ

第十二條　一年志願兵ノ入營日ハ毎年十二月一日トス但シ戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要ノ場合ニ於テハ之ヲ變更スルコトアルヘシ

第十三條　一年志願兵認定證書ヲ有スル者傷疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ依リ所定ノ期日ニ入營シ難キトキハ其ノ入營ヲ延期スルコトヲ得

第十四條　入營ヲ延期セラレタル者十二月三十一日迄ニ入營シ難キトキハ翌年入營セシム

前項ニ依リ翌年入營セシムヘキ者仍ホ其ノ年ニ入營シ難キトキハ一年志願兵認定證書ヲ返還セシム

第十五條　（四十一年勅令第二百六十一號ヲ以テ削除）

第十六條　一年志願兵ノ教育ハ聯隊長其ノ責ニ任ス

第十七條　一年志願兵ハ入營後四箇月一般ノ兵卒ト同一ノ教育ヲ爲シ之ニ一等卒ヲ命シ二箇月以上通常教育ノ外特別ノ教育ヲ爲シ之ニ上等兵ヲ命シ下士及士官ノ勤務ヲ練習セシム其ノ成績優秀ナルトキハ伍長ノ階級ニ進ムルコトヲ得

一等卒上等兵ヲ命シ又ハ伍長ノ階級ニ進ムルハ聯隊長ニ於テス（同上ヲ以テ命シノ下十六字削ル）

第十八條　第三條第一號、第二號又ハ第三號ニ該當スル者ハ步兵隊ニ於テ、同條第四號ニ該當スル者ハ騎兵隊、砲兵隊又ハ輜重兵隊ニ於テ六箇月間前條ニ依リ教育ヲ爲シタル後上等兵ヲ命シ之ヲ主計生、軍醫生、藥劑生又ハ獸醫生ト爲シ各專門ニ關ルス下士及士官ノ勤務ヲ練習セシム

主計生ハ師團經理部長、軍醫生及藥劑生ハ師團軍醫部長、獸醫生ハ師團獸醫部長師團長ノ認可ヲ受ケシテ命ス

第十九條　專門勤務ニ關スル教育ハ主計生ニ在リテハ隊附高級主計、軍醫生ニ在リテハ隊附高級軍醫、藥劑生ニ在リテハ衞戍病院長、獸醫生ニ在リテハ隊附高級獸醫官各其ノ責ニ任シ師團經理部長、師團軍醫部長、師團獸醫部長各其ノ教育ヲ監督ス

第二十條　專門勤務ヲ練習スル者ニシテ其ノ成績優秀ナルトキハ其ノ教育ヲ監督スル諸官ニ於テ主計生ハ三等計手ノ階級ニ、軍醫生藥劑生ハ三等看護長ノ階級ニ、獸醫生ハ三等蹄鐵工長ノ階級ニ進ムルコトヲ得但シ三等蹄鐵工長ノ階級ニ進ムルハ師團獸醫部長ノ意見ニ依リ聯隊長ニ於テスルモノトス

第二十一條　一年志願兵ハ戰時又ハ事變ニ際シ通常ノ現役勤務ニ服セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ階級相當ノ給料ヲ給シ服役ニ關スル費用ハ之ヲ官費トス

第二十二條　一年志願兵ハ現役滿期前終末試驗ヲ施行ス其ノ方法ハ師團長之ヲ定ム

第二十三條　終末試驗ヲ終リタルトキハ試驗ノ成績ト平素ノ勤務トヲ參酌シ及第者ニハ豫備役編入ノ際終末試驗及第證書ヲ付與シ各兵科ノ者ハ軍曹ニ、主計生ハ二等主計手ニ任シ軍醫生及藥劑生ハ二等看護長ノ階級ニ獸醫生ハ二等蹄鐵工長ノ階級ニ進ム

終末試驗及第證書ヲ付與セサル者ニシテ下士ノ技能アル者ハ豫備役編入ノ際各兵科ノ者ハ伍長ニ、主計生ハ三等主計手ニ、軍醫生及藥劑生ハ三等看護長ニ、獸醫生ハ三等蹄鐵工長ニ任シ主計生、軍醫生、藥劑生、獸醫生ニシテ下士ノ技能ナキ者ハ之ヲ免ス

前二項ニ依リ及第證書ヲ付與シ、下士ニ任シ下士ノ階級ニ進メ又ハ主計生、軍醫生、藥劑生、獸醫生ヲ免スルハ師團長ノ命ニ依リ主計生ニ在リテハ師團經理部長軍醫生及藥劑生ニ在リテハ師團軍醫部長其ノ他ニ在リテハ聯隊長之ヲ爲スモノトス但シ獸醫生ヲ免スルハ師團獸醫部長ニ於テスルモノトス

第二十四條　一年志願兵ニシテ傷疾疾病等ニ因リ終末試驗ヲ受ケサル者ハ現役滿期後一箇年以內ニ於テ終末試驗ヲ受クルコトヲ得

前項ニ依リ終末試驗ヲ受ケタル者ハ前條ノ例ニ依ル

第二十五條　前條ニ依リ終末試驗ヲ受ケサル者ハ第二十三條第二項及第三項ニ準シ伍長同相當官ニ任シ又ハ主計生、軍醫生、藥劑生、獸醫生ヲ免ス

第二十六條　一年志願兵ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第十七條及第十八條ノ例ニ依ラス二等卒ト爲シ一般ノ兵卒ト同一ノ教育ヲ爲シ且必要ニ應シ現役滿期ノ後每年六十一日間勤務演習ノ爲召集スルニ要スル費用ハ自辨ス（前項ニ依リ勤務演習ニ召集スル者ニハ第五條第六條及第七條ノ規定ヲ準用ス）（四十二年三月勅令第五十號ヲ以テ改正）

一　怠慢ニシテ勤務習得ノ見込ナキ者

二　軍紀ヲ紊リ、風俗ヲ害シ又ハ品行不正ニシテ改悛ノ見込ナキ者

第二十七條　一年志願兵中第十一條第三號ニ該當スル者ヲ除クノ外師團長ハ聯隊長ヲシテ其ノ現役ヲ免シ豫備役ニ編入セシム

第二十八條　一年志願兵中傷痍又ハ疾病ニ因リ役ニ堪ヘ難キ者アルトキハ師團長ハ聯隊長ヲシテ現役ニ堪ヘサル者ハ豫備役ニ編入、常備後備ノ役ニ堪ヘサル者ハ其ノ役ヲ免シ第二國民兵役ニ服セシメ永久服役ニ堪ヘサル者ハ兵役ヲ免ス

第二十九條　前二條ニ依リ豫備役ニ編入スル者ハ第二十三條第二項及第三項ニ準シ伍長同相當官ニ任シ又ハ主計生、軍醫生、藥劑生、獸醫生ヲ免ス

第三十條　本條例ニ規定スルモノノ外一年志願兵ト爲リタル者ノ士官又ハ下士ノ任官ニ關シテハ陸軍補充條例豫備後備ノ服役ニ關シテハ陸軍服役條例ノ規定ニ依ル

第三十一條　本條例中聯隊長トアルハ獨立隊ニ在リテハ其ノ隊長ニ該當ス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際服役中ノ者翌年回トナリタル者及明治三十七年出願ニ係ル一年志願兵ノ服役スヘキ兵科及衞戍地ニ關シテハ從前ノ規定ニ依ル

明治三十七年一年志願兵ヲ出願シタル者ノ身體檢查及學術試驗竝認定證書ノ付與ニ關シテハ從前ノ規定ニ依ル

本令施行ノ際既ニ官費服役ヲ許可シタル者ハ其ノ服役ノ費用ニ關シテハ從前ノ規定ニ依ル

本令施行ノ際既ニ現役ヲ終リ又ハ免セラタル者ノ服役ニ關シテハ從前ノ規定ニ依ル

臺灣總督府國語學校土語科ノ卒業證書ヲ有スル者ハ當分臺灣ニ於テ身體檢查ヲ受ケ臺灣守備步兵隊ニ於テ服役スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ本條例中師團長トアルハ臺灣守備隊司令官ニ該當ス但シ第九條ノ願書ハ本籍所在師管ノ師團長ニ差出スヘキモノトス（四十一年勅令第二百六十四號ヲ以テ改正）

▲陸軍一年志願兵條例施行細則

（明治三十七年三月陸軍省令第十三號）

第一條　一年志願兵ハ年額百八圓（臺灣ニアリテ服役スル者ニ在リテハ百二十九圓）ヲ入營スル月ノ前月晦日迄ニ所屬隊ニ納ムヘシ（四十二年三月陸軍省令第五號四十三年十月同令第十號ヲ以テ改正）

前項ノ納金ハ當該部隊ニ於テ歲入納付ノ手續ヲ爲スヘシ

第二條　前條第一項ノ納金ハ服役ニ關スル費用ノ實費ト看做シ追徵者クハ還付セス但入營前死亡シ又ハ其ノ入營ヲ翌年ニ延期シ若クハ認定證書ヲ返還セシメタルトキハ納金ノ全額、服役中陸軍一年志願兵條例第二十一條ニ依リ通常ノ現役勤務ニ服スルトキハ其ノ當月ヨリ官給期間ニ係ル既納金額月割計算法ニ依除隊若クハ死亡シタルトキハ其ノ當月以後ニ係ル既納金額ヲ本人又ハ遺族ニ拂戻スモノトス（同上改正）

第三條　陸軍一年志願兵條例第二十六條ニ依リ勤務演習ニ召集スル場合ニハ前二條ヲ準用ス但シ其ノ納ムヘキ金額ハ月割計算法ニ依リ二月分トス（同上改正）

第四條　一年志願兵ヲ出願スル者ハ其ノ願書（附錄第一樣式ニ）戶籍謄本、履歷書（附錄第二樣式）ヲ添ヘ學術試驗ヲ要スル者ニ在リテハ六月十日迄其他ノ者ニ在リテハ七月十日迄ニ本籍地ノ市町村長ニ差出スヘシ（三十九年十月陸軍省令第十一號ヲ以テ改正）

前項ノ願書ニハ徵兵令第十三條ノ學校卒業者ニ在リテハ學校長ノ卒業證明書、戶主ニ非ラサル者ハ戶主、未成年者ニ在リテハ親權者ノ服役承認書（附錄第三樣式）ヲ添付スヘシ

市町村長ハ志願者ノ身元資產及犯罪ノ有無等ヲ調查シ證面書（附錄第四樣式）ヲ製シ又他師管ニ全戶寄留ノ者ニ在リテハ其ノ師管名及寄留ノ年月日ヲ付記シ願書ニ添付シ學術試驗ヲ要スル者ニ在リテハ七月十日迄其ノ他ノ者ニ在リテハ八月五日迄ニ師團長ニ到着スル如ク島司郡長聯隊區司令官ヲ經テ差出スヘシ（同上改正）

第五條　前條ノ志願者ニシテ徵兵令第十三條ノ學校ヲ卒業セサル者ハ其ノ十月三十一日迄ニ卒業スヘキ者ニ限リ學校長ノ證明書ヲ以テ卒業證明書ニ代フルコトヲ得但シ卒業ノ上ハ直ニ學校長ノ卒業證明書ヲ添ヘ師團長ニ屆出ツヘシ（同上改正）

第六條　師團長ハ志願者中學術試驗ヲ要スル者ノ人員ヲ檢查ヲ爲スヘキ師管ニ區分シ之ヲ八月一日迄ニ陸軍將校生徒試驗常置委員長ニ通知シ他ノ師管ニ於テ檢查ヲ受クムトスル者ノ人名及必要ノ事項ヲ當該師管ノ師團長ニ八月二十日迄ニ通知スヘシ（同上改正）

第七條　陸軍將校生徒試驗常置委員長前條ノ通知ヲ受クタルトキハ試驗間題ヲ師團長ニ送付スヘシ

第八條　志願者中學術試驗ヲ受クヘキ者及徵兵檢查ニ依ラス身體檢查ヲ受クヘキ者ハ檢查期日前檢查地ニ到著シ書面ヲ以テ其ノ止宿所ヲ檢查地所管師團司令部ニ屆出ヘシ但シ檢查地ニ現住ト雖モ本文ニ準シ屆出ヘシ（四十二年三月陸軍省令第五號ヲ以テ改正）

第九條　師團長ハ軍醫ヲシテ志願者ノ身體檢查ヲ行ハシメ尙身體檢查合格者中學術試驗ヲ要スル者ハ部下ノ將校同相當官ニ試驗委員ヲ命シ其ノ試驗ヲ行ハシムト但シ其年徵兵檢查ニ於テ甲種又ハ乙種ニ合格シタル者ニアリテハ其ノ結果ニ從ヒ別ニ身體檢查ヲ行ハサルモノトス（同上ヲ以テ但

書追加）

學術試驗ヲ受クヘキ者ハ新ニ單身脫帽ニテ撮影シタル寫眞紙（手札形）ノ裏面ニ族籍氏名ヲ自書シ學術試驗ノ際試驗委員ニ差出スヘシ（三十八年二月陸軍省令第四號四十二年三月同令第五號ヲ以テ改正）

聯隊區司令官ハ徴兵檢査ニ於テ甲種又ハ乙種ニ合格シタル志願者ノ姓丁名簿寫ヲ師團長ニ差出シ他ノ師管ニ於テ學術試驗ヲ受クヘキ者ニ在リテハ尚其ノ結果ヲ速ニ當該受驗地所管ノ師團長ニ通知スヘシ（四十二年三月陸軍省令第九號ヲ以テ追加）

第十條　一年志願兵出願者ノ檢查場ハ師團司令部所在ノ衞戍地トシ其ノ身體試驗期日ハ九月四日（同上改正）學術試驗期日ハ九月五日トス（三十九年十月陸軍省令第十一號ヲ以テ改正）

第十一條　學術試驗ヲ要セサル者ハ檢查場ノ變更ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ八月十日迄ニ本籍所在師管ノ師團長ニ願出ヲ許可ヲ受クヘシ

第十二條　師團長前條ノ願ヲ許可シタル場合ニ於テ第六條ノ他師管內受驗者ノ通知ニ變更ヲ要スルトキハ八月二十日迄ニ關係師團長ニ通知スヘシ（同上改正）

第十三條　師團長ハ檢查ヲ終リタルトキハ十月一日迄ニ合格人員表（附錄第七樣式）ヲ調製シ陸軍大臣ニ報告スヘシ但シ他ノ師管在籍者ノ成績ハ學術受驗者ニアリテハ之ニ寫眞紙ヲ添ヘ同日迄ニ受驗者本籍所在師管ノ師團長ニモ通知スヘシ（同上改正）

第十四條　陸軍大臣ハ前條ノ合格人員表ニ依リ一年志願兵記錄表ヲ作リ師團長ニ通達ス

師團長前項ノ通達ヲ受クタルトキハ一年志願兵認定證書（附錄第五樣式）ヲ作リ本人ニ送付スヘシ但シ第五條ニ依リ學校長ノ證明書ヲ以テ卒業證明書ニ代用スル者ニ在リテハ卒業ノ屆出ヲ爲シタル後之ヲ付與スヘキモノトス

第十五條　他ノ師管ニ於テ服役スヘキ者ノ認定證ハ本籍所在師管ノ師團長之ヲ付與シ其ノ人名書ニ體格檢查表、又ハ姓丁名簿寫、願書其ノ他必要ノ書類ヲ添ヘ速ニ當該師團長ニ送付スヘシ（同上改正）

第十六條　師團長前條ノ書類ヲ受領シタルトキハ更ニ入營命令（附錄第六樣式）ヲ作リ本人ニ送付スヘシ

第十七條　一年志願兵ヲ各師管、各軍隊ニ配賦スルニハ左ノ各號ヲ參酌スルモノトス但シ主計士タラムコトヲ希望スル者ハ師團司令部所在地ノ步兵隊ニ配賦スルモノトス

一　軍事上ノ必要

二　志願者ノ希望

三　兵科毎ニ成ルヘク各隊ノ人員ヲ平等ニスルコト

四　特別ノ技術ヲ修メ若ハ其ノ實驗ヲ有スル者ハ其ノ技術ヲ必要トスル部隊ニ配賦スルコト例ヘハ鐵道隊工兵隊等ニハ成ルヘク土木、電氣、機械、冶金採鑛、物理ニ關スル技能アル者、輜重兵隊ニハ成ルヘク電氣、機械ニ關スル技能アル者ヲ配賦スル等（同上改正）

第十八條　師團長ハ其ノ師管內ノ軍隊ニ於テ服役スヘキ者ノ人名書ニ其ノ體格檢查表、又ハ姓丁名簿寫、願書其ノ他必要ノ書類ヲ添ヘ入營前聯隊長ニ下付スヘシ但シ近衞師團ニ於テ服役スヘキ者ニ關スル書類ハ第一師團長ヨリ近衞師團長ニ送付シ同師團長ニ於テ下付ノ手續ヲ爲スモノトス（同上改正）

第十九條　一年志願兵出願後入營迄ノ間ニ轉籍、婚姻、氏名變更、犯罪、死亡其ノ他願書及添付書類ニ記載セル事項ニ變動ヲ生シタルトキハ本人又ハ親族ヨリ認定證付與前ニ在リテハ本籍所在師管ノ師團長ニ、認定證非付與後ニ在リテハ服役スヘキ師團ノ師團長ニ屆出ツヘシ

第二十條　條例第十一條第一號ニ該當スルトキハ在職軍醫ノ診斷證書（軍醫有ラサル地ニ在リテハ區師ノ病況書）同第二號ニ該當スルトキハ學校又ハ官廳等ノ證明書、第三號ニ該當スルトキハ近隣戶主二名ノ保證書ヲ添付シ本籍地ノ市町村長、島司、郡長、聯隊區司令官ヲ經テ服役スヘキ師團ノ師團長ニ屆出ツヘシ

島司、郡市町村長ハ前項ノ病況書又ハ保證書ニ記載セル事實ヲ審查シ市町村長ニ在リテハ狀況書島司、郡長ニ在リテハ意見書ヲ作リ屆書ト共ニ聯隊區司令官ニ送付シ聯隊區司令官ハ該狀況書及意見書ニ尙其ノ意見ヲ添付シ師團長ニ通達スヘシ

第二十一條　條例第十三條ニ依リ入營ノ延期ヲ願出テムトスルトキハ願書ニ證據書類ヲ添ヘ本籍地市町村長、島司、郡長、聯隊區司令官ヲ經テ服務スヘキ軍隊所營ノ師團長ニ差出スヘシ

市町村長ハ前項ノ願書ニ證印ヲ爲スヘキモノトス（四十二年三月陸軍省令第五號ヲ以テ改正）

第二十二條　師團長一年志願兵入營前認定證書ヲ返還セシメントストキハ本籍地ノ聯隊區司令官ニ其ノ旨ヲ通知シ聯隊區司令官ハ本人ヘ其ノ返還ヲ命スヘシ

第二十二條ノ二　一年志願兵入營ノ際施行スル身體檢查ニ於テ傷痍若ハ疾病ノ爲二箇月以後ニ非サレハ教育ヲ施スヲ得ストセムルトキハ當該聯隊長

之ヲ歸鄕セシメ其ノ旨ヲ直ニ本籍地所管ノ聯隊區司令官ニ通報スヘシ（四十三年十月陸軍省令第十號ヲ以テ追加）

前項ニ依リ歸鄕セシメタル者ハ條例第十四條第一項ニ該ル者トシテ取扱フヘシ

第二十三條　聯隊長條例第二十八條ニ依リ常備後備ノ役ヲ免シタルトキハ之ヲ本籍地ノ聯隊區司令官ニ通知スヘシ

第二十四條　聯隊長ハ一年志願兵中所定ノ期日ニ入營セサル者アルトキハ之ヲ師團長ニ報告シ尙本籍地ノ聯隊區司令官ニ通知スヘシ（同上改正）

第二十五條　志願兵ハ一年志願兵人員表（附錄第八樣式）及一年志願兵總表試驗成績表（附錄第九樣式）ヲ每年一月末日迄ニ陸軍大臣ニ報告スヘシ

第二十六條　一年志願兵總表試驗及第證書（附錄第十樣式）ハ各部隊ニ於テ調製スルモノトス

第二十七條　一年志願兵認定證書ヲ有スル者入營シタルトキハ又ハ翌年回ト爲リタルトキハ十四日以內ニ本籍地ノ市町村長ニ屆出ツヘシ（四十二年三月陸軍省令第五號ヲ以テ但書ヲ削ル）

第二十八條　一年志願兵ニシテ條例第十一條第三號ニ該當スルトキハ聯隊長ニ屆出ツヘシ此ノ場合ニ在リテハ第二十條ヲ準用ス

第二十九條　本則中聯隊長トアルハ獨立隊ニ在リテハ該隊長、聯隊區司令官トアルハ警備隊區ニ在リテハ警備隊區司令官又ハ警備隊區司令官、島司又ハ都長トアルハ北海道ニ在リテハ支廳長又ハ區長、沖繩縣ノ區ニ在リテハ區長、島司又ハ都長ヲ置カサル島嶼ニ在リテハ島司又ハ郡長ニ準スヘキ者、市長トアルハ東京市、京都市、大阪市、名古屋市ニ在リテハ區長、町村長トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ町村長ニ準スヘキ者ニ

該當ス（同上改正）

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際入營延期又ハ翌年回ト爲リタル者及明治三十七年志願ニ係ル一年志願兵ニシテ當一年志願兵條例施行細則ノ規定ヲ適用スヘキモノハ從前ノ規定ニ依ル

明治三十七年志願ニ係ル一年志願兵中條例第三條第一號ニ該當スル者主計生ダラムトスルトキハ證明書類ヲ添ヘ入營一箇月前迄ニ服役スヘキ軍隊所在ノ師團長ニ願出ツヘシ

前項ノ願ヲ許可セラレタル者ハ師團司令部所在地ノ歩兵隊ニ於テ服役セシムヘシ

條例附則ニ依リ豫備ニ於テ服役スル者ニ關シテハ第五條第九條第一項第十一條第十二條第十八條乃至第二十條第二十一條第二十四條及第二十五條中師團長トアルハ豫備守備隊司令官ニ該當シ第四條ノ師團長ハ豫備混成旅團長ヨリ豫備守備隊ニ送付シ第八條ノ屆書ハ其ノ他ノ守備隊司令部ニ差出シ檢査ハ豫備守備混成旅團長ニ於テ適宜之ヲ行ヒ證定證書ハ檢査終了後守備混成旅團長ニ差出スモノトス（同上改正）

附　則（四十二年三月陸軍令第五號ヲ以テ追加）

本令ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際服役中ニ在ル一年志願兵ノ服役ニ關スル費用ノ金額ニ付本令施行以後ニ係ル分ヲ明治四十二年四月調計算法ニ依リ明治四十二年四

一何年月日何ニ於テ何何號發

一一何年月日何ニ從事ス

一一年志願兵出願ニ關スル件式ノ如シ

一未タ出願セシコトナシ

一何年何師管ニ於テ何何ノ令不採用

一何年一年志願兵認定證書ヲ受領セシモ何ノ令服役セス

一何年月日何ニ依リ役（刑）等

（右ノ外履歴ニ關スル事項ハ殊ニ本則第十七條第四號ニ掲クル特別ノ技術ニ關シテハ其ノ修學又ハ實驗等事項ヲ詳記スヘシ（三十九年十月陸軍省令第十一號ヲ以テ改正）

右之通相違無之候也

年　月　日　氏　名印

第三樣式　（用紙ハ美濃白紙）

一年志願兵服役承認書

氏　名

年　月　日生

右者一年志願兵トシテ服役ノ儀承認致候就テハ服役一年志願兵條例第二十六條ニ依リ勤務演習ニ要スル費用ハ無相違上納可致候也

本籍地　府（縣）郡（市）町（村）番地

寄留地　府（縣）郡（市）町（村）番地

戶主

年　月　日　氏　名印

二十歳未滿ノ志願者ニ在リテハ戶主及親權ヲ行フ者ノ連署ヲ要ス此ノ場合ニハ氏名ノ上ニ「親權者」ト記載スヘシ

第四樣式

身元證明書

氏　名

一貸間ニ關スル事項ハ履歷書ノ通

一戶主或ハ本人何種公債證書或ハ株券金額何千何百圓ヲ所有スル等

一戶主或ハ本人官廳或ハ會社等ヨリ受クル給料何千何百圓等

一何何ノ所得年額何千何百圓等

右相違無之ニ付一年志願兵服役中ノ費用金額ヲ自辨シ得ルコトヲ證明ス

年　月　日　府縣郡市町村長　氏　名印

（以下樣式略之）

△志願兵檢查規則　（陸明治四十二年三月三十一日陸軍省令第六十一號）

第一條　徴兵令第十二條及第十三條ニ依ル志願兵ノ身體檢查ハ本則ニ依リ施行スルモノトス

前項ノ檢查ニハ學術上諸種ノ方法ヲ施スコトヲ得

第二條　左ノ疾病畸形ノ者ハ不合格トス

一　惡性腫瘍

二　骨軟化病

三　象皮腫

四　動脈瘤

類　癩

六　白癡
七　顚狂
八　盲
九　耳殻若ハ鼻ノ全缺スル者
十　聾
十一　唖
十二　唇、齒牙、口内ノ疾病ニシテ官能ニ大ナル妨アル者
十三　食道狹窄
十四　脊柱、骨盤ノ畸形ニシテ運動ニ大ナル妨アル者
十五　歇兒尼亞
十六　關節畸形
十七　習癖脫臼
十八　支肢ノ短縮、彎曲
十九　指節ノ强剛ニシテ把握ニ大ナル妨アル者
二十　拇指若ハ示指若ハ二指以上ヲ失シタル者
二十一　蹠足
二十二　第一趾ヲ失シタル者若ハ三趾以上ヲ失シタル者

前項ノ疾病畸形中輕症ニシテ服役シ得ヘキ者ハ合格トシ猶餘ノ疾病畸形ト雖服役シ得ヘカラサル者ハ不合格トス

第三條　體格ノ等位ヲ區別スルコト左ノ如シ

一　甲種　身長五尺以上ニシテ身體强健ナル者
二　乙種　身長五尺以上ニシテ身體甲種ニ亞ク者其ノ體格比較的其好ナル者ヲ第一乙種トシ之ニ亞ク者ヲ第二乙種トス
三　丙種　身長五尺以上ニシテ身體乙種ニ亞ク者及身長五尺未滿四尺八寸ニシテ丁種戊種ニ當ラサル者
四　丁種　第二條ニ當ル者及身長四尺八寸ニ滿タサル者
五　戊種　徴兵令第二十條第一項第二項ニ當ル者

第四條　徴兵ハ前條ノ甲種乙種及丙種ヲ合格トシ其ノ甲種及乙種ハ現役ニ徴スヘキ者丙種ハ國民兵役ニ入ルヘキ者トシ丁種ヲ不合格戊種ヲ徴集延期トス

徴兵令第十二條及第十三條ノ志願兵ハ前條ノ甲種及乙種ヲ合格トシ丙種丁種戊種ヲ不合格トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
陸軍志願兵身體檢査規則ハ之ヲ廢止ス

△陸軍士官候補生諸生徒其他陸軍志願者身體檢査規則

（明治四十二年三月三十一日　陸軍省令第七號）

第一條　士官候補生、陸軍中央幼年學校生徒、陸軍地方幼年學校生徒、士官候補生、見習醫官、見習藥劑官、見習獸醫官、衛生部及獸醫部依託學生、同依託生徒及砲兵工長候補者、陸軍戸山學校軍樂生徒志願者ノ身體檢査ハ本規則ニ依リ施行ス

陸軍監獄看守其ノ他陸軍ニ從事スルコトヲ志願スル者ノ身體檢査ニハ本規則ヲ準用ス

前二項ノ身體檢査ニハ學術上諸種ノ方法ヲ施スコトヲ得

第二條　志願者身長ノ定限ハ五尺以上トス但シ別ニ定ムル所アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三條　志願者ノ體格ヲ區別スルコト左ノ如シ

一　甲種　身體强健ナル者
二　乙種　身體甲種ニ亞ク者
三　丙種　前二號ニ當ラサル者及身長定限ニ達セサル者

第四條　前條ノ甲種乙種ヲ合格トシ丙種ヲ不合格トス

第五條　丙種ト爲スヘキ者概ネ左ノ如シ

一　全身發育不全ナル者
二　精神機能ニ妨アル者及諸種ノ神經系病ニシテ急治スヘカラサル者
三　諸種ノ內臟疾患ニシテ急治スヘカラサル者
四　視力ニ障碍アル者色盲ヲ有スル者但シ主計候補生、見習醫官、見習藥劑官、見習獸醫官、衛生部及獸醫部依託學生、同依託生徒志願者ハ近視ニ限リ其ノ度ヲ斟酌シテ特ニ合格ト爲スコトヲ得
五　聽器ニ障碍アル者
六　咀嚼言語ノ機能ニ妨アル者
七　骨、軟部ノ疾患ニシテ急治スヘカラサル者
八　諸種ノ瘢痕、畸形、缺損等ニシテ醜形甚シク又ハ運動ニ妨アル者

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三章　兵營

◉兵營

兵營とは軍隊の常住する建物の總稱にて、軍人精神の涵養せらるゝ寶庫である。其の一個聯隊の中には、聯隊本部、將校集會所、下士集會所、兵舍、營兵所、醫務室、厩舍、炊事場、浴場及び縫工場、靴工場、銃工場、倉庫（兵器、被服）等がある。尙ほ其他附屬建物としては、營倉、面會所、酒保幷に彈藥庫等が置かれてある。尙ほ屯營內の模樣（第二四九頁）に於いて、詳しく說明する。

◉兵營生活

兵營生活は最も樂しいものである。　陛下の赤子たる血氣燃る如きの青年が集つて、一個の大集團を成して居るのであるから、其の勤務の苦よりも、寧ろ愉快のことが

多い。之れを一言に評すれば何となく樂しく、何となく勇ましい。且つ其の班長たる下士は慈母の如く、中隊長は恰かも嚴父の如しである。朝は起床喇叭の音さわやかに鳴響いて、各員一齊に起き、夕は點呼を濟ませた後、午後九時に至れば消燈喇叭に依つて、一齊に寢につく。其の規則正しきこと、全く想像の外である。而して午前は八時より十一時、午後は一時より四時に亘つて各種の敎練、體操、劍術の術科を行ひ、夜は一日置に學科の敎習がある。斯くして三ヶ年の勤務は、恰も一日の如く、愉快に且つ樂しき生活を送るのである。

△宣誓式と入隊式

新兵が入隊すると先、各自の着てゐた衣服を脫いで軍服に着替へ、（此時、新兵掛の敎官や助手が親切に世話をする）兎に角、軍人の姿となり次で中隊長の面前で、宣誓式を濟ささねばならぬ。夫が濟むとザツと敬禮の事や床の取り方ぐらゐを敎へられ、翌日になると、入隊式に列る。

宣誓式は帝國軍人の列に加つた以上は、飽くまでも軍紀を守り職務に勉勵するといふ事を誓ふ式典であつて、入隊式は新兵が（第一）皇威を發揚し、（第二）國家を保護すべき大任を帶びて、新に帝國軍隊の班に加つた事を歡迎する式典である。

入隊式の服裝は、古兵は皆、武裝を整へて出場し、新兵は唯、銃劍（又は刀）を帶ぶるだけである。宣誓式はどんなことをするか、中隊長が新兵一同を集めて先、讀法（軍人の守るべき諚）の七箇條を讀み聞かせ、次に其新兵を一人づゝ呼出して今、讀み聞かせた讀法の條々を堅く相守り、決して違背せぬと云ふ事を誓はせる。（通例、誓文牒に記名捺印す）。さうして此式へは其中隊附の士官や下士が、恭しく出場する。宣誓後の新兵はどんな事があつても決して讀法の箇條に背かぬは勿論、自分の此身は既に我　天皇陛下と我國家とに獻げて仕舞つたものゆゑ、つまり自分の有であつて其實、自分の有では無い。自分は唯一時　陛下より之を預つて居るものであると、必得なければならぬ。入隊式には聯（大）隊長が其聯（大）隊の新古兵を悉く整列せしめて先、軍旗を迎へ、次に各中隊の新兵をして、此式場の中央に圓列を作らしめ、聯（大）隊長が自ら此圓列の中に立ちて、恭しく勅諭（即ち　天皇陛下の御諭）を奉讀し、以て其の聖旨（即ち　天皇陛下の御思召）のある所を遍く新兵に拜聽せしめ、夫から新兵を橫隊にし（即ち二列に並べ）古兵の分列式を觀せる。

分列式とは各中隊をすつかり橫隊にして、先頭の中隊に重ならしめ、先頭中隊より順次、五十米突（約二十七間）計の距離を置いて進み、閱兵官の前面を過ぎやうとする時に其中隊長の號令に據り、列兵は一齊に頭を右にして敬意を表はし、適當の位置に至つて停止する。（或は適當の隊形を採る）。此時、步兵又は工兵なれば銃に劍を着け百乃至二百の列兵が、步調を揃へて、一糸も亂さず正しく步み、騎兵又は輜重兵なれば刀を拔き、幾百の馬蹄を整へて是れ亦、列を亂さずして馳驅し、側面より之を見て居ると、實に壯觀を極める。是れ蓋し新兵をして——あゝ見分も早く訓練を受けて、彼の古兵の如く、莊嚴なる軍旗を飜し、嘹喨たる喇叭の譜に步調を整へて、活氣凜々たる分列式を行ふ樣になつて見たい——との感想を抱かしめる爲である。扨これから兵營生活の模樣を記して往かう。

△軍　紀

軍紀とは軍事上の規律が嚴肅に、且確實に行はれ、上下の秩序が能く整頓して居る事を云ふのである。尙は之を平易く云へば、總べて軍隊の法則や命令に違背する者な

く、下たる者が上たる人に對し、絕對的の服從を敢てして、誠實に其任務を遂行することである。軍隊に若し軍紀がないとすればその軍隊は烏合の衆と同じで、全く價値のないものになる。軍紀の無い軍隊の有樣は、血氣壯んな壯丁が亂雜放漫なる生活を營んで各自、得手勝手な行動をとり、命令の行はれはる樣な事は少しもない。既に命令が行はれぬとすれば隨つて協同一致の效果を擧げ得る樣な事もなく、全く烏合の衆である。烏合の衆を以てどうして敵に打勝つ事が出來やうか、既に敵に打勝つ事が出來ぬとすれば、其軍隊は即ち價値の無い軍隊である。故に軍紀は軍隊の命脈とも云ふ可きである。軍人にして若し此軍紀に服從しないとすれば、如何に忠義一徹であつても亦、如何に武勇絕倫であつても、それは擧竟、犬の忠——虎の勇と同じで實際、何の役にも立たぬ。

△風　紀

軍隊で云ふ風紀とは即ち風儀の事を指す。軍人が各自、其容儀、品行を正しくし、決して上下の區別を紊し、又は軍人の態度を失はざる事を云ふのである。容儀を正しくすとは各自、身體を清潔にし、服裝を亂さず、言語起居、動作を注意し、例へば酩酊して仲間同士手を引合つて歩き、或は街路を往來する婦女に戲れ、或は高聲にて猥りがましい歌を謠ひ、或は市中で立喰する樣な事なく、飽までも自分の品格を重んじ、他人より少しも侮られぬ樣にする事である。軍人にして若し容儀を正しくなかつたなら、啻に其身一人の品格を墜すばかりでなく——何んだ軍人とは彼樣ものか——と世上の人に見縊られて、遂に軍人一般の面目を汚すことになる。既に軍人一般の面目を汚せば從つて、軍隊の聲價を下げ、果ては世人否外國の侮りを受ける樣になる。さすれば啻に上　天皇陛下に對し奉りて、洵に相濟まぬ理由であるのみならず、

常に名譽を以て、自分の生命と心得て居る軍人の立場は此處に全く失ふのである。故に風紀は軍紀と相俟つて最も嚴正でなければならぬ。

△屯營內の模樣

屯營內は衞門を入ると風紀衞兵といふものがあり、夫より少し離れた所に幾棟かの廣大なる兵舍が並び立ち、其の周圍に聯(大)隊本部もあれば、醫務室もあり、炊事場もあれば浴室もあり、洗濯場もあれば器械體操場もあり、酒保もあれば營倉もあり、被服庫、武器庫、彈藥庫、火藥庫、薪炭庫等の諸倉庫もあれば廐舍もあり、其要所要所には晝夜の別なく歩哨(番兵)を配置され、嚴重に營內の警謐が保たれ、且つ諸般の規則が確實に行はれる樣に仕組れてある。

風紀衞兵は通常、下士の指揮する一部隊であつて、營中一般の風紀を取締り且つ、兵營內外の警戒を掌る。而して風紀衞兵は始終、風紀衞兵所に詰切つて居る。尤も風紀衞兵は通例廿四時間毎に交代する事になつて居るが、次から次と交代し、一年中、否十年——二十年、其屯營に多少の兵員が存在する中は、只の十分間も此衞兵の衞兵所に詰合つて居ない事はない。尙ほ各要所要所の歩哨は此衞兵所から配付され、衞兵所に衞兵司令(衞兵を直接に指揮する人)幷に衞舍掛の上等兵が居て、歩哨を各要所要所に配置するのである。而して現に歩哨任務に就かざる諸兵は悉く此處に集めて置いて萬一の時、迅速な處置の採れ得る樣にするのである。聯(大)隊長、聯隊附中佐、聯(大)隊副官、主計、書記等が詰切つて居て、何れも其日其日の事務を採る所である。醫務室は、病傷兵の診斷を爲し且つ、是に治療を加ふるは勿論、身體檢査や種痘や其他、衞生一般の業務を行ふ所である。

炊事場は屯營内に住居なる下士、兵卒の食物を裝炊する所であつて、酒保は營内住居者の爲めに日用品や飲食物を販賣する所である。

營倉は懲罰に處せられた下士卒を入れる所である。然れ共營倉は地方の監獄と同じ樣なものでない。地方の監獄と同じいものは衞戍監獄と云ふて別にある。營倉は例へば惡戲をした子供を其母親が一時、懲しめの爲に入れ置く彼の押入れの樣なものである。そして此處へ入つた者は自由に飛んだり跳ねたり出來ず勢ひ、多少の淋しさと窮屈さを感じ、自分の心得違ひや不注意などに就いても自然、反省の念を起す樣になり、反省の念は延いて前非を悔改める事になるのは人情である。故に下士兵卒に過失ありし時、此改悛の情を起させる目的で、營倉を設けたのであらう。

炊事場は屯營内大隊毎に一つ宛設けてある。故に一聯隊なれば大抵、三つ宛ある。炊事は軍曹若くは伍長が炊事掛となり、十數人の兵卒を使役して、日々の食物を調理させるのである。

酒保にて販賣する日用品は、筆、墨、紙、煙草、齒磨粉、楊枝、石鹼、手拭、ハンカチーフ、手袋、靴下、郵便切手、端書等であつて、其の飮食品は、麵包、大福餅、おこし、汁粉、蕎麥、湯豆腐、煮物、酒、ラムネ、氷等である。故に酒保は簡單な小間物屋と飮食店を兼ねたる如くなるも、元來、營利を目的とする性質のものにはあらず、故に其の物品の質は良く、直段は市中商店に比べて安い。

兵舍は大抵、一中隊毎に區劃がついて居り、各中隊は兵卒給養上の便宜を計つて、之を數個の給養班(即ち居間)に別ち、一給養班に十數人乃至數十人(通例は二三十人)の兵卒を收容してある。そして中隊長、中隊附士官、特務曹長、軍曹又は伍長の爲め、特にそれ〴〵の居室(例へば中隊長室、士官室、曹長室、軍曹室等)を設けてある。

給養班長は、班内人員の多少に依り軍曹、伍長若くは上等兵之を勤め、其の職務は班内各兵卒に對する給養上一切の事柄を處理監督し、常に其班内の親睦を維持すると同時に、各兵卒をして能く諸規則を守らしめ、丁寧親切に之を撫育して行くのが重である。で給養班長は恰も一家に於ける慈母の如く、各兵卒に對する被服の支給、給料の配與、並に諸物品の保存、手入、修理、交換等の手續より服裝の整否、身體の清潔法、其他一般衞生上の注意に至る迄、一として給養班長の手を煩はさぬ事はない。

△起居

軍隊の起居は總て喇叭に依り、起床、點呼(人員檢査)、食事分配、食事、診斷、消燈等、悉く風紀衞兵所にて吹奏する號音に依り規則正しく行はれるのである。けれ共臨時、上官の命令に基いて、特別の行動を爲す時は此の限りではない。

兵卒は每朝、起床の號音にて、速かに起きて服裝を整へ、窓を開き、毛布や敷布の塵を拂ひ、之を丁寧に疊んで寢臺の上に置かねばならぬ。次で人員檢査の號音あれば、寢臺の前に立ちて、給養班長の呼名に應ずるか、或は番號を唱へて、人員の檢査を受けねばならぬ。但し起床後に行ふ人員檢査を日朝點呼と云ひ、入寢前に行ふ人員檢査を日夕點呼と云ふ。人員檢査は通例は朝夕の二回である。けれども必要ある時は不時に之を行ふこともある。此不時に行ふ人員檢査を不時點呼と云ふである。

食事分配の號音あれば、舍内當番卒(又は其他)は炊事場に行つて食事を受取り、それを舍内に運搬して、喫食の準備を爲す。次で食事の號音に依り、各自、其居室に於て、

謹粛に喫食するのである。

診斷の號音あれば、病傷者は週番下士(又は上等兵)の引卒にて醫務室に至り、醫官の診斷を受ける事に成つて居る。

兵卒の術科は毎日午前、午後を通じて、約四時間乃至六時間、庭營、練兵場又は野外に於て行ふ。又兵卒の學科は、毎日、術科を行はぬ時間か又は雨雪天の時などを利用して行ふのである。元來軍隊で規則立つたる生活を營む理由は、多くの軍人が共同生活を營む爲である。凡て共同生活を營む所にては必ず規律を要す。家に家法のあるのも、社會に法律のあるのも皆な是が爲である。此規無爲き時は人は始終、喧擾を絶つことが出來ぬ。軍隊で規則立つたる生活即ち軍紀、風紀を嚴格に維持し、以て軍隊の軍隊たる價値を飽く迄も發揮しやうと云ふのも、畢竟此理由に外ならぬ。

△兵舍内外の規定

兵舍内に在つては、退屈な時と云へども、歌を謠ふなどは嚴禁であるのみならず、高聲で雜話する事すら禁じられてある。前にも述べた通り、軍隊は多數の人が共同的生活を營むで居る所であるから、其中の一人が高聲で歌を謠へば自然他人の迷惑となる故である。

煙草は舍内所定の外で飮んではならぬ、のみならず舍外に於ても彈藥庫、火藥庫、武器庫、薪炭庫とか何でも、火害の恐れある近傍に於て飮んではならぬ。

臥床は進常、午食前に其準備を爲して置くことになつて居るが、用事さへなければ何時、寢臺についても差支ないかと云へば、否起床後、日夕點呼迄は決して就く事が出來ぬ。是に腰を掛けることすらならぬ。但し病氣等に依り、特に許された者は例外である。

兵器、器具、材料其他、官給の物品を毀損若くは遺失した時は直ちに給養班長に申出でねばならぬ。自分の不注意で爲したるものは、相當の處罰を受け、其代價の全部若くは一部を辨償せねばならぬ。

營内では用なくして炊事場、洗濯場、浴室、職工場、廐舍などへ行つてはならぬ。其他、兵舍内外で禁じられてある事は(一)室内又は廊下に痰を吐くこと、煙草の吹殼を棄つる事、其他物品を取亂し又は所定の外に持つて行く事、(二)窓、机、腰掛、其他の諸器具を汚し又は落書する事、(三)窓より流動物又は其他の物品を投棄し、窓に物を乾し或は窓の緣にて物を切る事、(四)燈火を定めの場所以外に持ち行く事等である。軍隊の生活は大層窮屈な如くなるも決してさうでない。軍隊は只、公德心が嚴しいので(此公德心は何處に在つても必要だけれど)それも慣れてさへ仕舞へば別に何ともない。反つて其規律立つた生活が愉快を感ずる樣になる。

△診　斷

兵卒中、軍醫の診斷を受けんとする者は、毎日、日朝點呼の際、給養班長に其由を申出で(不時に起つた病傷は其都度、給養班長又は週番下士に申出づ)、週番下士若くは週番上等兵の引卒にて醫務室(又は衞戍病院)に行き、軍醫の診斷を受ける。診斷を受けて、愈〻病氣と分れば、患者の種別に依り、服藥だけ施さるるものもあれば、休養室又は衞戍病院へ入れて、充分に治療を加へらるる者もある。患者の取扱上には就業、半休、全休、入院の四種があつて、病傷の原因に依り一等症、二等症、三等症、に區別されて有る。就業とは唯、服藥をさせるだけで平常の通り業務に就かしむるを云ひ、半休とは、其日の業務を免じ、舍内に休息せしむるを云ひ、全休とは、休養室(輕症者を休養せしむる所、平たく云へば病室で特別に看護を受くる所)に入りて、寢臺に就くを許さる

るのを云ひ、入院とは、病傷の重いため、衞戍病院に入り、治療を受けるのを云ふのである。又一等症とは總べて公務上より發したる傷痍又は疾病を云ひ、二等症とは自然に發したる病症、例へば肋膜炎とか、咽喉加多兒の如きを云ひ、三等症とは自己の不攝生又は不品行より發したる病症、例へば暴飲暴食に起因する胃腸病或は不品行より招く徴毒、痲病の如きを云ふのである。

三等症に罹つた制裁には時々、懲戒の處分を加へる事になつて居るのみならず、是等の不忠者は同輩一般の擯斥を受け、又是に反して一等症の患者は全く公務の爲に其身を犧牲に供した者であるから、一般に之を稱揚するばかりでなく若し不幸、不具となつて兵役を免せらるる樣なことがあつても終身、相當な恩給を受けるといふ恩典がある。

△勤　務

軍隊内では總て兵卒を使役して、種々雜多な勤務に服せしむる事になつて居る。即ち萬止を得ない場合の外は總て兵卒を使役して其用を辨ずる事になつて居る。其の勤務を大別すれば、衞兵勤務、當番勤務、從卒勤務の三種である。

衞兵勤務は風紀衞兵、衞戍衞兵の哨兵（即ち番兵）、巡察（見廻り）、斥候等に從事する。

當番勤務は上官の傳令使或は書翰使と爲り、或は炊爨其他諸物品の手入又は兵舍内外の掃除等雜役に從事する。

從卒勤務は、將校の兵器、被服等を拭淨し、又は傳令を爲し其他、公務に依り將校身邊の用向を辨ずるのである。而して從卒には通例品行方正にして學術技藝に熟達し且、務勤に勉勵するもので、主として第三年兵を用ひ、六ケ月以内に交代する事になつて居る。

然れば勤務の中で炊事當番、掃除當番の如き一見、其仕事賤しく卑つて兵卒の威嚴を落すことはなきやと云ふ者もあらん。然れど軍隊に於て、炊事或は草取、溝渡等の仕事を悉く兵卒以外の雇人を用ふれば、其軍隊は莫大に多額の費用を要するばかりでなく、戰時に於て非常に困る事がある。何んとなれば、戰時に於ける軍隊は、悉く自營生活をなすもので、賄方を置いたり何かすることが到底出來ないからである。故に平時からちやんと其賄方や、其他、種々の雜役に修熟して置くの必要がある。殊に掃除の如きは自分の家屋や庭園を自分が直接に手を下して清潔にすると思へば、賤しい事も何も無い。聞く有栖川親王殿下は英國に御修業中、軍艦内の掃除當番まで遊ばされしとか、金枝玉葉の尊き御身であつて尙ほ且つ然り、況んや庶民に於てをやである。兵卒たる者、能く此道理を辨へ、進んで下等の勞役に服すると云ふ覺悟がなければならぬ。

△檢　査

軍隊には折々檢査がある。武裝檢査、細密檢査、或は清潔檢査など度々ある。

武裝檢査は各隊長が、其部下の武裝を齊一ならしむる爲に行ふ檢査にて、細密檢査は、各隊長が必要に應じて、兵器、器具、材料、被服其の他、諸物品の清潔であるか否か又、其修理が整ふて居るか否かる細密に見る爲に行ふ檢査である。又清潔檢査とは、毎土曜日の午後、中隊附の中（少）尉又は特務曹長をして下士、兵卒の居室、兵器、器具、材料、被服其他諸物品の清潔であるか否か、又其修理が整ふて居るか否かを見せしむる爲に行ふ檢査である。

元來彈丸雨飛の間を馳驅し、生命の取遣をする程の軍人が、何故被服の修理とか、物品の手入とか云ふ些細な事に注意せねばならぬかと云ふに、軍人は一面、敵火の中

へも飛び込といふ程の大膽を要すると同時に他の一面、石橋を叩いて渡る位の小心を要する。即ち敵が猛射する機關砲の下を潜り、爆裂彈を抱いて敵壘に躍り込むと云ふ決心と剛膽とは常人の容易に出來ぬことである。然るに軍人は笑つて之を遂行するではないか。そして一方には彼の捜索斥候の如く、木の葉の動くにも氣を配り呼吸を殺し、足音を盜みて綿密に仔細に敵狀を捜るではないか。故に平常動もすれば危險を犯す位、極く大膽な演習をも行せらるゝ代りに、又此細末な檢査をも行はれる。畢竟、是れに依つて各自の嚴格な性格を養ふと共に、益軍紀風紀の振張を計るといふ必要があるのである。

△外　出

下士、兵卒の外出は日曜日、水曜日の外、下士は勤務或は演習に差支なき限り毎日、午後の演習濟より日夕點呼までで外出を許される。又兵卒は日曜日、水曜日の外、大祭祝日（其他の休業日）には外出を許される。

兵卒の外出時間は日曜其他休業日には、通例朝食後より夕食まで、水曜日は（ほんの用辨の爲めの外出故）午後の演習濟より夕食前迄である。兵卒中、外出日に勤務に當つて居る者は、無論、外出は許されぬ。然し親兄弟が病氣危篤であるとか、妻子が死んだとか、何でも情實已むを得ぬ場合は、假令、勤務中でも臨時に外出を許される事がある。

臨時外出を許される時間は（一中隊長であれば下士に十二時間、兵卒に二十四時間以內、二大隊長であれば下士兵卒共に二十四時間以內、三聯隊長（又は獨立大隊長）であれば四十八時間以內、臨時外出を許す事が出來る。

下士兵卒が外出する時の服裝は、通例第二種帽を冠り、劍、（或は刀）を帶び軍隊手牒を持ち、若し外套を携ふる時は、卷て左肩から右腕下に掛け、又雨雪泥濘の時は、

徒歩兵なれば脚袢を袴上に穿たねばならぬ。

日曜日其他、大祭祝日等に外出を許す理由は、（第一）用辨の爲め、（第二）心身の休養を計る爲めに外ならぬ。下士、兵卒にどうして心身の休養を計る必要があるか、大にある。人間は活物である。一年（三百六十五日）中、唯の一日も休息なしに働いて居たならば——即ち心身の保養も計らず、働き詰にして居たならば自然、心身の疲勞を感じて、遂に疾病を釀す樣になるかも知れぬ。否疾病を釀すに至らずとも新進の銳氣を喪つて仕舞へば智識の發達、技術の進歩、事業の進行等が總べて鈍くなり、果ては少しの進歩をも見ず、却つて漸次、退歩する樣になる。假令、軍人だからとて、同じく人間である以上は、此道理に脫れる樣なことはない。故に下士兵卒をして常に新進の銳氣を以て、事を行はしめ樣とするには、時々外出を許して、其心身の保養を計るの必要がある。外出先に於ける下士兵卒の動作は直に各自が所屬する部隊の名譽を代表する事になるから、決して軍人としてあるまじき行爲を爲し、又は軍紀風紀を紊してはならぬ。服裝、敬禮にも能く注意し、努めて世人の愛敬を受くる樣になさねばならぬ。

△呼　集

軍隊には呼集といふのがある。臨時呼集は一年に一二度乃至三四度行はれる。又非常呼集、火災呼集は滅多にはない。

臨時呼集は兵卒等が平素呼集に應ずる用意を怠つて居ないかどうかを檢査するものである。

非常呼集は營內又は營外に非常警戒を要する事件が起つた場合に兵員を呼び集めるものである。

火災呼集は營內又は屯營の近傍に火災のある時に兵員を呼び集めるものである。

總べて呼集は夜分、寢靜まつた後、不時の出來事であるから、中には寢ぼけてうろ〳〵して居る者が無いとも云はれぬ。併し慌てれば慌てる程、物事が渉らず、反つて用意が後れ勝ち故、勉めて噪がず、狼狽せず、成るべく迅速に用意を整へて、命令を待つ樣にせねばならぬ。其の用意と云へば、臨時呼集、非常呼集ならばちやんと武裝を整へて舍前に整列し、何時でも敵に當れる樣にするとか、又火災呼集ならば武器だけを携帶して、何時でも働ける樣にするとか、夫々の用意がある。

第四章　陸軍軍制

◉陸軍軍人の種別

我が帝國軍人には、陸軍軍人と海軍軍人との二種別がある。陸軍軍人には步兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、憲兵、經理部員、衞生部員、獸醫部員、軍樂部員の六兵科、四部がある。

△各種兵員の性能

步兵は小銃を用ひ、徒步にて戰鬪を爲すものにて、騎兵は馬に乘つて主に索敵の勤務に服し、或は警戒の勤務に服し、或は刀槍を振つて敵を襲撃し、以て其部隊を潰亂又は殲滅し、或は騎銃を用ひて、步兵の如く徒步戰を爲す。又砲兵は大砲を用ひて戰鬪するもので、是には野戰砲兵と重砲兵との二種あり。野戰砲兵は野砲山砲を用ひて烈しい砲撃戰を爲す。重砲兵は海岸の要所に備へてある重砲や機關砲を用ゐて、敵の軍艦を破摧したり、又小銃を用ゐて步兵の如く徒步戰を爲すものである。工兵は城堡を築き、道路を開修し、軍橋、鐵道、電信線を加設し、或は地雷を裝置し、破壞工事を擔任し、主として技術上の作業を以て、戰鬪力を增すものである。

輜重兵は、駄馬又は車輛を以て、軍隊に必要なる彈藥、糧食等を運搬するものである。憲兵は主に軍人の軍紀、風紀を取締り、兼て行政、司法の警察を宰るものである。

而して以上各兵種の中、最も目覺しい活動の出來得るものは先づ騎兵にて、此兵が一等、危險な地を侵し、非常な困難に陷る事もある代り、隨分思ひ切つた活動も出來、一兵卒でも花々しき功名を顯す事がある。又步兵は苟も人の跋涉し得る土地に於ては敏捷に運動し、勇敢に戰鬪し、最初敵と遠く離れて居る間は射撃を以て交戰するが、其の距離がだん〳〵近づいて來て、愈々勝敗を決するとか、或は敵陣に突入するとか、或は敵の突撃を防ぐとかいふ樣な場合には銃に劍を着けて、所謂白兵戰を爲す位にて、隨分目覺しい活動も出來無いことはない、が然し何と云つても徒步であるから、騎兵の樣に馬蹄で敵を蹂躙するとか云ふ樣な仕事は出來ぬ。又砲兵は、猛烈なる火藥の力で、敵の防禦物（又は軍艦）を破壞し、一彈で十數人乃至數十人の敵を粉摧する樣な壯快な活動をなすと雖も、此兵は暗夜若くは濃霧に際しては何等の事も出來ず、且つ敵前では常に他兵種の協力援護を藉ねばならぬと云ふ厄介もあり、何しろ獨立して戰鬪の出來ぬものにて、到底一騎驅の活動は覺束ない。其處へ來ると步兵は流石、軍の主兵と謂はれて居るだけあつて、少しも他兵の援助を藉らないで、能く戰鬪の目的を達し得らるゝ。尤も砲兵にも能く久しきに堪ふるといふ性能があり、假令其兵員の半ばを失ふても尙ほ、克く其射撃を續けて行け、諸兵種聯合の戰（殊に砲壘及局地の戰）に於ては戰鬪の骨幹となつて、他兵種の決戰を容易ならしめるといふ特長がある。

經理部員の職務は、陸軍の團隊、官衙、學校等に於ける

金錢又は品物の出納其他、給養上の事務を掌るものである。衛生部員は傷病軍人の治療を擔任し其他、一般軍隊衛生の事務を掌り、獸醫部員は軍馬の衛生、飼養並に病傷馬の治療等を掌り、軍樂部員は軍樂を吹奏する事を務とするものである。

△定色

各兵員及各部員の種別を識別するには被服の襟、肩章、袴の側章などの定色に據る。但し將校の被服の襟や肩章には別に定色なき故唯、袴のみに據りて之を識別る。是に反し憲兵、經理、衛生、獸獸、軍樂部員には帽子にまで、其定色を表はして一見、識別が出來る。今各兵科及各部員の被服の襟や、肩章、袴の側章の定色を掲ぐれば左の如し。

（一）歩兵―緋色、（二）騎兵―萠黄色、（三）砲兵―黄色、（四）工兵―鳶色、（五）輜重兵―藍色、（六）憲兵―黒色、（七）經理部員―銀茶色、（八）衛生部員及獸獸部員―深綠色、（九）軍樂部員―紺青色。

◉團隊の編成

平時に於ける一師團の組織は、歩兵二旅團、騎兵一聯隊、野戰砲兵一聯隊、工兵一大隊、輜重兵一大隊を以て組織され、夫に師團には師團司令部、各旅團には旅團司令部、各聯隊には聯隊本部、各大隊には大隊本部があつて、何れも其部下の各隊を統轄して居る。但し近衛師團と第一師團だけは騎兵が一旅團、野戰砲兵も、亦一旅團ある。又近衛師團と第四師團には以上の外、軍樂隊が各々一隊づつある。

歩兵一旅團は二聯隊より組織され、一聯隊は三大隊より組織され、一大隊は四中隊より、一中隊は三小隊より組織されて居る。

其他騎兵聯隊は三中隊より組織され、野戰砲兵の一聯隊は二大隊より組織され、一大隊は三中隊より組織され、輜重兵の一大隊は工兵の一大隊は三中隊より組織され、輜重兵の一大隊は二中隊より組織されて居る。

又騎兵旅團は三聯隊より組織され、一聯隊は五中隊より組織され、砲兵旅團は四聯隊より組織され、一大隊は三中隊より組織されて居る。

而して師團長は中將、旅團長は少將、聯隊長は大佐若くは中佐、大隊長は少佐、中隊長は大尉、小隊長は中（少）尉が務める。又我國の陸軍は全體にて、平時は近衛師團一箇と、衛戍師團十八箇と總計十九師團ある。尚ほ第二百二十二頁の別表（配備表）に依つて各師團の配置が詳しく分る。

△一師團の編成

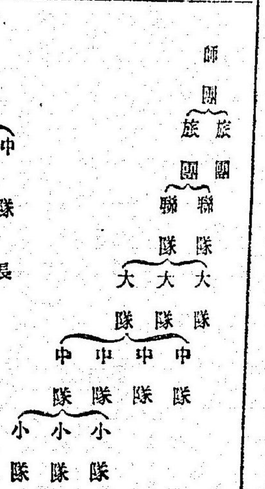

◉陸軍軍人の階級

陸軍軍人の階級を大別すれば將校、准士官、下士、兵卒の四階級がある。將校とは將官、佐官、（又は上長官）、尉官（又は士官）を含み、准士官とは特務曹長を指すのである。下士とは曹長、軍曹、伍長を云ひ、兵卒とは上等兵、一等卒、二等卒、輜卒、助卒等を云ふのである。

而して將官とは大將、中將、少將を云ひ、佐官とは大佐、中佐、少佐を云ひ、尉官とは大尉、中尉、少尉を云ふことになる。

經理部員、衞生部員は、是れ亦將校相當官、准士官相當官、下士相當官、兵卒相當級の四階級に大別され、各階級に夫々の區別がある。

兵卒相當級のものは（一）砲兵科の砲兵輸卒、砲兵助卒、（二）輜重兵科の輜重輸卒、（三）衞生部の看護手、看護卒、（四）經理部の縫工卒、靴工卒、（五）軍樂部の樂手補、軍樂生等である。砲兵輸卒は野戰砲兵隊に在つて砲卒を助け、主に彈藥の運搬に從事するもので、砲兵助卒は重砲兵隊に在つて、砲兵を助け、是れ亦、主に彈藥の運搬に從事するものである。輜重輸卒は輜重兵隊に在つて駄馬又は車輛を用ひ、主に軍用品の運搬に從事するもの、看護手は上等兵と同樣の待遇で、傷病兵の看護に從事するもの、看護卒は戰時に當り、傷病者の看護に從事するもの、縫工卒は主に軍服、軍帽等の調製、修繕に從事するもの、靴工卒は專ら軍靴の新調、修繕に從事するもの、樂手補は上等兵同樣の待遇で（外泊を爲し）、軍樂隊に從屬するもの、軍樂生は樂手補たるべき修業生を指す。士官候補生は下士兵卒の階級に在りて修業し、將來將校たるべきもの、一年志願兵は志願によりて一年間だけ、現役に服するもの、見習士官は士官候補生又は一年志願兵（其他、士官適任證書を所持する准士官又は下士）で、士官勤務見習中の者を云ふのである。

◉兵卒の昇進

初めて入營する新兵は總て二等卒である。其の中品行正しく、學科、術科に習熟し、且つ常に勤務を勉強して居れば、入營後一ケ年で一等卒に進む。

上等兵になる者は多少讀み書の力があり、品行も正しく、勤務を勵み且、勇壯活潑な資性を備へて居て、優に他兵の模範となる樣なものでなければならぬ。斯かる模範兵が選ばれて、先上等兵候補者となり、特別の敎育を受けて、愈々下士上等兵たるの資格を備へる樣に至つて、成績の良いものより漸次、上等兵に採用せられるのである。

上等兵となるに、何故下士の資格を備へなければならぬかと云へば、上等兵より漸次下士に昇進して、敎育掛の助敎とか、給養班長とか或は給養掛とか、武器掛とか其の他、衞兵司令とか分隊長とか云ふ樣な榮職を務めねばならぬからである。故に一兵卒でも其本人の心懸げと、學力と、才智とに依つては准士官或は士官にまで成れる。

尤もそれには餘程、學力がなければらぬ、先普通學が多少出來、普通の讀み書きが出來て其上、數學又は理化學、それから地理、歷史の大體の素養があれば夫で可い。外國語などを知つて居れば尙ほ〳〵結構であるが、これは必ずしも知つて居なければならぬと云ふ譯ではない。軍事學を修めるについて、普通學の力がないと、如何しても充分な事が分らぬ。夫に將校は素より准士官、下士でも、內は其部下に對し、外は社會一般に對し、自分の品格と體面とを保つて行かねばならぬ（兵卒も同じ事だが）。其處で普通學の素養が必要である。

又現役期間中、二等卒で居るものは、讀み書の力がないので、軍事敎育を受けても人並に會得が出來ぬとか又は平素、怠慢けて居て、甲斐々々しく任務を果さぬとか、或は品行が修らないで、常に法則を犯して居る樣な者は、假令古參兵（初年兵の兄分）となつても、依然二等卒で居なければならぬ。夫故軍人と爲りて、立派に其任務を盡し、何事も人に後れぬ樣にしたいと思はゞ何でもかでも多少の學力を備へねばならぬ。即ち少くも普通の讀み

書が出來なければならぬ。

兵卒から立身しやうとするにはその外、憲兵上等兵とか、看護手とか、又は樂手補とかになる特別進級の徑路がある。憲兵上等兵になる者は、憲兵志願の兵卒で、二ケ年以上現役に服し、年齡二十二歳以上の者にして、三ケ年以上憲兵上等兵の勤務に必要な學術を修習し、補充檢査に合格しさへすれば可い。看護手となるには入隊後概ね六ケ月間、軍事敎育を受け、更に六ケ月間、看護學を修めれば可い。樂手補となるには陸軍軍樂學校を卒業しなければならぬ。樂手補の現役年限は五ケ年。憲兵上等兵の現役年限は前服役を合せて六ケ年である。又現役年限が滿ちても尙、再服役の志願も出來る。（第一）憲兵上等兵や樂手補は現役滿期の後、現役定限年齡（四十歳）に滿つるまで、一ケ年ヅヽ數次、再服役を爲すことが出來、（第二）歩、騎、砲、工、輜重兵卒又は看護卒であり下士たるの技能を有つて居る者は（現役滿期の後）三ケ年を一期として、數次再服役を爲すことがある。長期下士とは是等の再服役者にして、下士に任ぜられたる者を云ふのである。

◉下士卒の服裝

下士、兵卒の服裝には正裝、軍裝、略裝の三種がある。正裝とは第一種帽に前立を裝して冠り、絨衣袴（羅紗服）を着し、下襟を用ひ、靴を穿つ（徒歩兵なれば脚袢を袴上に穿つ）。軍裝とは第二種帽を用ひ、絨衣袴を着し（徒歩兵なれば脚袢を袴上に穿ち）、水筒及び雜嚢を携帶し、外套、携帶器具、豫備靴、飯盒を着けた背嚢を負ひ、銃器を携へたのである。略裝とは平常着用するもので、水筒、飯盒、豫備靴などを除けば軍裝と同じである。而して軍裝を用ふる場合は（一）衞戍勤務に服する時、（二）戰時或は非常出兵の時、（三）檢閲又は武裝檢査の時等に限る。正裝にせよ、但しは又、略裝にせよ、着裝が正しくないと、何だか見苦しい。服裝は元來、自身の品格を表はし、風采を示すものであるから、もし着裝が正しくなかつた時は、實に見苦しいばかりでなく、自ら其品格を墜し、果ては軍隊の威嚴を損する樣になる。故に軍人は何時も服裝を整へて、姿勢を正しくし、以て其威容を保たなければならぬ。

◉兵卒の給料

兵卒の給料は一、二等卒五十二錢、上等兵六十五錢で十日目〳〵に給與され、存外、薄給であるけれど我國の兵卒は元來、必任義務兵であつて、給料の爲に服從するものではない。國家の爲め全く獻身的の服從を爲して居るものである。故に給料と云ふよりも寧ろ手當金と云ふ方が適當である。

而して將校は大抵、多少の家族を有し、各自任意の生活を營んで居るから、其身分に相當する程の給料を與へなければならぬ。是に反して下士兵卒は、軍隊に於て、被服、糧食等を不足なく給養され、此給食外に些末な物品を買ふだけの手當金があれば宜しい。夫で澤山と云ふ譯ではないが、贅澤するに際限がない。國家の經費は豫め際限があつて、物價は年々に騰貴し、兵卒一人に要する額もなか〳〵容易ではない、故に兵卒たるものは成べく不自由を堪へ、以て堅忍不拔の志を養はねばならぬ。

第五章　軍事敎育

◉下士以下の敎育

各兵卒は入營と共に軍隊的敎育を受けるのである。初め

は先づ徒手體操に依つて、軍人としての姿勢を作り、次には自然行進の教習に進み、更に各個教練を習得し、進んで野外教練、射撃、銃劍術等を修める、是れが即ち術科である。其他雨天または夜間には學科を修め、而して一人前の軍人となる。又騎兵、砲兵、工兵、輜重兵等、各々各科專攻の學科及び術科を修め、順次に其の奥に進む。又下士と成る者は、入營後模範兵として選抜を受け、一般兵卒と異なる處の特別の教育を受け、上等兵に進み、滿期後志願に依つて下士と成るのであるから、其の教育は、兵卒に比して餘程周到である。以下教育の大綱を學科、及び術科に分ち、其の梗概を述て軍事教育の初歩を闡明することゝしやう。

◎學科教育

△勅諭

勅諭とは　天皇陛下が軍人を御諭しになつた畏き詔であつて、種々有難い御言葉もあるが、就中（第一條）軍人は忠節を盡すを本分とすべし、（第二條）軍人は禮儀を正しくすべし、（第三條）軍人は武勇を尚ぶべし、（第四條）軍人は信義を重んずべし、（第五條）軍人は質素を旨とすべしとの、此五ケ條は、肝に銘じて寤寐にも忘れてはならぬ。

軍人は忠節を盡すを本分とすべしとは、軍人たる者は天皇陛下の御爲をなすこと、又此の國家の利益を計る事を以て、根本の務とせねばならぬとの意味である。

軍人は禮儀を正しくすべしとは、軍人たる者は敬禮を嚴格にし、又行儀を正しくし、決して上下の區別を紊し、軍人の態度を失つてはならぬとの意味である。軍人は武勇を尚ぶべしとは、軍人たる者は常に猛く、勇ましい心で居なければならぬとの意味である。

軍人は信義を重んずべしとは、軍人たる者は人に對して、信實と義理とを何處までも立通さねばならぬとの意味である。

軍人は質素を旨とすべしとは、軍人たる者は質朴と儉約とを主とし、決して華美な風を眞似たり、奢侈に流れたりしてはならぬとの意味である。

以上の五ケ條は軍人の精神で之を行ふには一の誠心が大切である。何故なれば心が誠で無かつたならどんな嘉言も善行も皆な表面の裝飾で、何の用にも立たぬからである。故に五ケ條は軍人の精神であつて、一つの誠心は又五ケ條の精神と云はねばならぬ。

△讀法

讀法とは軍人の常に守り行はねばならぬ法規であつて、七ケ條より成つて居る。

第一條には誠心を本とし　天皇陛下に忠義節操を盡し、苟にも僞り事や不忠の所爲をしてはならぬと示してある。第二條には上の人を敬ひ、友達に信實と義理を盡し、手暴き事や傲り高ぶる樣な事をしてはならぬと示してある。第三條には上官の命令は其事柄の善惡を問はず、直に之を守り行ひ、決して是に抵抗たり背いたりしてはならぬと示してあり、第四條には膽力を練り、軍隊の務を勵み、苟にも卑怯未練な行ひや臆病な所爲をしてはならぬと示してある。第五條には血氣の小勇に自慢して喧嘩を好み、他人を馬鹿にしたり、世間の人より忌み厭はる樣な所爲をしてはならぬと示してある。第六條には人の人たる道を修め、何事も身分相應にして、浮華文弱に流れたりしてはならぬと示してある。第七條には名譽を尚び、恥を恥と思ひ、賤しきことや汚はしき行爲があつてはならぬと示してある。

以上は皆諳記せねばならぬが、一時に之を諳記するので

なく、幾日も幾日もかゝつて一つ宛之を覺え、覺えたら直ぐ之を實行して行かねばならぬ。故に諳記するにさう心配はない。寧ろ其實行に心を注がねばならぬ。

△軍　旗（聯隊旗）

軍旗は聯隊の最も重んずべき旗章であつて、畏くも我天皇陛下が優渥なる勅語と共に、御手づから各聯隊に授け賜つたもので、聯隊の名譽と精神とを表はす所の章となつて居るのみならず、其竿頭には菊花の御紋章を附け、旗の旭日章と共に皇室の稜威を表はしてある。故に軍人が此軍旗を見れば丁度　天皇陛下の臨御ましますものと心得るものであるから、聯隊の最も重んず可きものとして有る。故に軍人は軍旗と死生を共にする覺悟を有たねばならぬ。即ち軍旗の向ふ所、假令彈丸は霰の様に降り注がれ、劍は林の様に突立られても、決して夫を恐れたり、厭ふたりしてはならぬ。軍旗と共に働くは丁度　天皇陛下の御馬前で働くも同じだと覺悟して、勇往邁進力限り、精一杯、奮戰し若し不幸、己れは敵彈の標的となるか、或は敵刃に斃るる事があつても、軍旗だけは決して敵の手に渡さぬ様、どこまでも之を保護せねばならぬ。然し乍ら死を以て之を保護しても、もう保護しきれぬ場合には已むを得ぬから涙を呑んで、之を破るか或は燒いて仕舞つた方が可い。可いこともないが敵の手に渡すよりも自分で之を滅した方が比較的可いのである。

天皇陛下より軍旗を御授けになる時、下し賜つた勅語の御主意は、聯隊の編制が成立つたにつき今、軍旗一旒を授ける、依つて汝軍人等、互に力を合せ、心を一つにして益々、我軍隊の威光を揚げる様にし、さうしてどこまでも我が日本帝國を保護せよと斯ういふ御主意である。此勅語に對し、各聯隊長が奉答した意味は、謹んで勅語を戴き奉りました。依つて私共一同、必死となつて、

必ず此日本帝國を保護いたしまする――と斯う云ふ意味である。

△勳章と記章（附　感狀）

軍人の名譽は（第一）　陛下よりの勅語、（第二）勳章並に賜金、（第三）軍司令官又は部隊長より與へらるる感狀に依つて表彰されるのである。

勳　章

勳章は國家に功を建て、績を顯はした者を賞する爲めに下賜さるる名譽の飾章であつて、菊花章、旭日章、瑞寶章、金鵄章、寶冠章の五種別がある。

菊花章は偉大な勳功を建てた人に賜はるもので、是れには大勳位菊花大綬章と大勳位菊花章の二種ある。旭日章は勳功の著しい人に賜はるもので、是れには勳一等旭日桐花大綬章、勳一等旭日大綬章、勳二等旭日重光章、勳三等旭日中綬章、勳四等旭日小綬章、勳五等雙光旭日章、勳六等單光旭日章、勳七等青色桐葉章、勳八等白色桐葉章の九種ありて、旭日桐花大綬章は旭日大綬章よりも上位である。又瑞寶章は積年の勳勞ありし人、又は戰時に於て勳功に次ぐ勳勞ありし人に賜るもので、勳一等より勳八等までの區別がある。金鵄章は武功拔群の軍人に限り賜はるもので、是れには功一級より功七級までの區別があり、寶冠章は勳勞ありし婦人に賜はるもので、勳一等より勳八等迄の區別がある。

勳章を拜受した者は啻に其の人終世の名譽たるのみならず、又其家門の名譽となり、之を佩用する者は國家並に私人より特別の待遇を受ける場合が多い。

從軍記章

從軍記章は外國征戰又は外寇防禦に從軍した軍人並に軍屬一般に凱旋の後賜はるもので、勳章の様に勳功の有無を問はず、又將卒の區別に關らず何でも從軍者一般に同

じいものを下賜される。此の點が勳章と大違ひである。故に從軍記章は嚴格に云へば名譽の表彰とは云はれぬ。然れど光榮ある戰役に從ふたといふ名譽は、之を認めなければならぬ。

從軍記章には我國に制定してあるものに(第一)明治七年の臺灣役、(第二)明治二十七八年の役、(第三)明治三十三年の清國事變、(第四)明治三十七八年の戰役の四種類ある。

感狀

感狀は戰場で武功拔群の働きありし部隊、又は將卒に其軍司令官又は獨立せる團隊長より直に附與せらるる書狀で、金瑪勳章と同じ價値のあるものである。

△尊稱と稱呼

軍隊では自分より目上の人に對し、○○さん、○○君等と云ふてはならぬ。總て尊稱を用ゐなければならぬ。

尊稱とは下級の者が上級又は古參の人を敬ふて稱へる言語であつて、是には　陛下、殿下、閣下、殿の四ッの區別がある。

陛下と稱し奉る御方は　天皇並に　皇后の兩陛下である。殿下と稱し奉る方は、皇太子並に皇太子妃殿下を始め、其他一般の皇族方に限る。又閣下と稱する人は將官並に其相當官である。殿と稱する人は上長官(即ち佐官)並に其相當官以下の上官及古參兵一切である。で直接其人に對した時と間接(即ち他人に對して)、上官の名を呼ぶ時と、其尊稱の仕方に相違がある。(第一)直接其人に對した時は、例へば(一)皇族の方々なれば單に殿下——と尊稱し、(二)將官なれば大將閣下或は少將閣下——と尊稱し、(三)上長官以下なれば大佐殿、少佐殿或は大尉殿、特務曹長殿、上等兵殿と尊稱し、敢て其姓名を呼ぶの必要はない。(第二)間接に(即ち他人に對して)上官の名を呼ぶ時には例へば(一)皇族の方方なれば○○(有栖川)親王殿下と尊稱し、(二)將官なれば○○(山縣)大將閣下、○○少將閣下と尊稱し、(三)上長官以下なれば○○中佐殿、○○少尉殿、○○曹長殿、○○軍曹殿と尊稱し、其人の姓と官とを稱へねばならぬ。其他、場合に依りては職名を以て名を呼ぶ事もある。例へば師團長閣下、旅團長閣下、聯隊長殿、中隊長殿、參謀長殿、副官殿——と呼ぶ樣なものである。

△敬禮

軍人は總て目上の人は勿論、自分より古參の人、否同輩間でも互に敬禮を交換せねばならぬ。敬禮を行ふのは其の人(寧ろ官職)に對し、尊敬の意を表はす爲めに行ふものに違ひない。夫故殊更に容姿を正しふして、眞心より敬禮を行はねばならぬ。

陸軍の敬禮法は大體、(一)室内の敬禮、(二)室外の敬禮とに區別してある、室内の敬禮とは、其敬禮を受ける人に對し、正面になると同時に、姿勢を正し、身體の上部(即ち腰から上)を少しばかり前に傾け、さうして其敬禮を受ける人の眼に自分の眼を注ぐ樣にする仕方の敬禮である。(但し銃や刀槍を持つて居る時は別)又室外の敬禮とは、所謂擧手注目の敬禮である。先づ、姿勢を正し右手を擧げると同時に、指を揃へて伸して其食指と中指とを帽の前庇の右側に當て、掌を外面に向け、肘を肩の高さと同じにし、敬禮を受ける人の眼に自分の眼を注ぐ樣にする仕方の敬禮である。室内とは居室、事務室、應接所等を指すのである。廊下や庖厨などは敬禮法上、室外と認めてある。

敬禮は其敬禮を受ける人より通常、五六歩隔つた所で行へば可い。但し室内等で五六歩の距離がない時には三四歩でも構はぬ。但し五六歩隔つた所では其上官より書類を受取つたり又は秘密に屬する命令を聞いたりすること

は出來ぬから、さう云ふ場合には最初五六歩距つた所で、敬禮を行ふた後、適宜に前に進んで其書類を受取るか又は其命令を聞くかする。そして用事が終れば初に敬禮を行ふた所に引退つて、再び敬禮を行ひ、廻れ右か右向け右、或は左向け左を行ふて立去らねばならぬ。

室内で敬禮を行ふ時、若し帽子や外套を持つて居たら夫は、脫がねばならぬ。脫いだ帽子は其前庇の所を右手に摘みて自然に之を下げ、さうして帽の內部を右股に當てた儘、外套は外套懸に懸けるか、又は左脇に挾んだ儘、敬禮を行へば可い。（但し、銃や刀槍を持つて居る時は別）軍人が途中で、行幸（即ち　天皇陛下の御通り）又は行啓（即ち皇后陛下、皇太子及皇太子妃殿下の御通り）に行遇ふた時は、前驅（即ち馬に乘つた御先拂ひ）の通る少し前より道路の側に停つて、（若し車や馬に乘つて居れば夫より下りて）、正面に爲り居り、車駕の六歩前に近づかれた時、嚴肅に敬禮を行ひ、六歩過ぎられるまで、其姿勢を保つて居れば可い。（但し、銃や刀槍を持つて居る時は別）

軍旗に行遇ふか又は其傍を通過する時は所屬團隊長に行遇ふた時と同じ敬禮の仕方をすれば可い。但し軍旗に上覆してある時は敬禮を行はないでも可い。所屬團隊長とは自分の屬して居る師團長、旅團長、聯隊長、大隊長、中隊長並に中隊付士官を指すのである。所屬團隊長と其所屬外の將校とに對し、敬禮の仕方が違ふ。所屬團隊長に行遇つた時（又は其の傍を通過する時）は約、六歩前より姿勢を正し、三歩程の所に停り、其敬禮を受くべき人（即ち團隊長）の方へ正面になつて擧手注目の敬禮を行はねばならぬが、所屬外の上官に對しては停止することなく、只頭を其上官の方へ向けて、擧手注目の敬禮を行へば可い。即ち停ると停らぬとの違ひがある。下士以下に對しては所屬と所屬外とに拘らず、總て所屬外の將校に對すると同じ敬禮を行へば可い。

軍人が若し、上官又は古參の人に對して敬禮を缺いたらば其時は懲罰令に照して處分される。何故なれば總て軍隊は軍紀に依つて成立つて居るものである。故に若し下級の者が上級（又は古參）の人に對して、敬禮を缺く樣なことでもあれば上下の秩序が紊れて、忽ち軍隊の價値を落して仕舞ふ。夫故に敬禮を嚴重に致さねばならぬ。

△懲罰

軍隊で罰せらるる事柄は、皆懲罰令で、ちやんと決めてある。其事柄は大略イ規則や命令を守らなかつたり又は規則や命令を誹謗したりするもの、ロ上官又は古參の者に缺禮した者、ハ外出して歸營時間に後れた者、ニ罵言侮慢又は喧嘩したりする者、ホ亂暴又は脅迫したりする者、ヘ猥りに劍を拔いたりする者、ト酒に醉ふて前後を忘れたりする者、チ虛言を吐いたり詐僞を働いたりする者、リ病氣又は用事に虛托けて勤務や演習を免かれやうとする者、ヌ服裝法に違ふ者、ル官から渡された物品の手入法を誤つたり、又は怠つたりする者、ヲ軍人にあるまじき卑劣な行爲を爲す者、ワ品行の修らぬ者等である。

懲罰令とは軍人を懲戒する爲に設けた法則であつて、其懲戒の方法には重營倉と輕營倉との二種あるが是は唯、取扱上（即ち待遇上）の區別に過ぎないのである。重營倉の取扱は營倉に入れて寢具をも給せず、食物は唯、飯と鹽と水とを與ふるのみにて、演習の外一切の勤務をも差止め、其自由を減殺することになつて居る。輕營倉の取扱は、重營倉の如く營倉に入れて演習の外、一切の勤務を差止める。けれども寢具や食事は平常の通りに與へる事になつて居る。此の點のみが重營倉と違ふのである。重營倉にせよ輕營倉にせよ、罰人の自由を殺いで其身心を苦しめるのは一の手段に過ぎぬのである。畢竟

の目的は罰人の心を悔い改めさす事にある。故に重營倉に處せられた者でも、七十二時間中、二十四時間は輕營倉に移すことになつて居る。是れは罪其モノを憎んで、人其モノを憎まぬ理由にも因る。けれども心身に苦痛を與へるのが目的でない事は、是に依りて證據立てられるのである。況んや禁足、苦役の制度を設けてあるに於てをやである。

禁足とは、勤務演習の外は一切、營外に出づることを禁せられるのを云ひ、苦役とは、勤務演習の外は一切、營外に出づる事を禁せられ、且つ、雜役を執らしめるのを云ふ。禁足と苦役との區別は、たゞ雜役を執ると執らぬとが違ふだけである。故に下士上等兵の重、輕營倉に處せられた者は時として禁足に代へられ、一等卒以下の重、輕營倉に處せられた者は時として苦役に代へられる。重、輕營倉を禁足又は苦役に換算するには、重營倉一日を禁足又は苦役三日に、輕營倉一日を禁足又は苦役二日に換へられる。禁足や苦役は營倉へ入れられぬだけ、身體の苦痛は少ない。けれども自分（のみならず敎官又は隊長）の名譽を汚すことは同じであるから、軍人たる者は常に能く注意して、毫末も過失のない樣に勉めねばならぬ。

△戰　術

總　論

戰術とは所謂兵を戰場に指揮する術にして、基本戰術と應用戰術との二種ある。基本戰術とは諸兵種の性能又は基本隊形、諸運動等を講究し、所謂應用戰術の基礎を定むるものである。應用戰術とは基本戰術の應用を云ふ。

戰鬪の種別

戰鬪には本來、標準の立方に依りイ火戰、白兵戰、ロ遠戰、近戰（接戰とも云ふ）、ハ攻擊戰、防禦戰、遭遇戰等の區別がある。火戰とは火器を用ふる戰鬪で、元來（砲兵の如く）靜止の性質を有つて居るものであつて、白兵戰とは白兵（即ち刀劍）を用ふる戰鬪で、元來（騎兵の如く）活動の性質を有つて居るものである。又遠戰とは遠距離より敵を殺傷挫折する、所謂火戰の事であつて、近戰とは敵に密接して互に衝突する、所謂白兵戰のことである。而して攻擊戰とは敵を攻めかける戰鬪を云ひ、防禦戰とは、敵の攻め來るのを喰止める戰鬪を云ふ。又遭遇戰とは、不意に敵と出會して起つた戰鬪である。

火戰の目的とする所は、白兵戰を準備したり、又は之を援助し、或は追擊射擊に依つて勝利の成功を全ふしたりする事にて、白兵戰の目的とする所は短時間にして雌雄を決し、活動に依りて敵地を略取し、敵を其位置より驅逐殲滅する事である。

戰鬪の勝敗は軍隊の精粗、士氣の振否、指揮の巧拙、土地の形狀、天候、時刻の適否、兵力の多寡、豫期し難い事變（即ち天運）等に依つて決せらるゝ。

戰鬪隊形

遠戰及び接戰（又は近戰）を爲すには密集隊次と散開隊次の二種を用ひ、密集隊次とは各兵が橫隊（二列に重つて橫に並んだ隊）或は縱隊（四人並んで縱に重つた隊）に密集した隊形を云ひ、散開隊次とは各兵が一列になつて、各兵の間隔を一步乃至二步に開いた隊形を云ふ。而して密集隊形の特長はイ狹い地域に多くの兵を集めることが出來るから之を指揮統御するに非常な便利がある。故に全體の氣勢を合し、心志を協せ、機に臨み變に應じて、正々堂々の戰を爲すことが出來る。夫のみならず、ロ多くの兵を一擧に用ゐらるゝので、攻擊には壓倒の勢力が最も強くあり、防禦の際には抵抗力が最も堅いと云ふ特長がある。又散開隊次の特長は各兵が地形を利用し、前面又は比鄰の兵に射擊を妨碍せらるゝことなく且つ、敵

火に對する目標が小さいので、我が火力を充分に發揚すると同時に敵火の効力を著しく減殺し、尙ほ運動を自在にし、進退を迅速にするの特長がある。散開隊次及び密集隊次の適當なる場合は、遠戰には專ら散開隊次が適し、密集隊次は多く接戰の場合に適する。然し現今は、散開隊次を以て戰鬪を開始し、同じく散開隊次を以て、戰鬪を完結することが多い。殊に步兵に在りては此の散開隊次が主要な戰鬪隊形である。

攻擊と防禦

攻擊には原則上、遭遇戰（即ち不意に敵と出會して起つた戰鬪）と、豫め防禦準備を爲せる陣地の攻擊とに區別してある。敵を防禦するには高地、森林、村落、隘路（即ち橋、堤又は谷、水田間に通ずる道路）等に依つて出來得る限り其陣地を堅固にし、然して火器の効力を充分に發揚するに限る。高地に據れば、展望が便利で、能く敵を監視し、敵の擧動を察知することが容易であるのみならず、其後方には部隊を掩蔽すると云ふ利益があるからである。又森林に據れば、林緣（即ち森林の緣の方）に據りて、敵の前進を阻碍（邪魔）し得るのみならず、林中に部隊を掩蔽することが出來るからである。隘路は攻者が一條の狹隘なる通路を前進する爲め、其正面を減縮するに際し、優勢な射擊を集注するの利益があるからである。

戰術上、攻擊の利とする點は、（一）味方の士氣を振起する反比例に敵軍の士氣を挫折するといふ利がある。さうして其功擊の疾速なると、敵の意表に出づると、我勢力の猛烈なるとに應じて、愈々其利を多くする事。（二）動作の地點と時期とを自在に撰定（先制）し得ること、即ち我が思ふ通りの地點と時期とに於て、我思ふ通りに兵力を以て本攻を施したり、或は是に由つて敵を欺騙し、其兵力を分割せしめたり、或は又、之をして無要の地點に兵力を徒らに消耗せしめたりする事、（三）決勝の成果を收め得る事等である。

戰術上、防禦の利とする點は（一）能く地形を利用し且つ、其土地を堅固（築堡）にして我が武器の効力を發揚し、敵火を遮蔽する事、（二）守者は靜止するが故に運動する所の攻者に對し、火効を增大するを得、且つ彈藥の補充が容易に出來る事、（三）戰場の地形を詳知する事等である。攻防兩者の得失は守者は元來、天工人爲の險に據り、精銳の火器を利用し、逸を以て勞を擊ち、寡を以て能く衆を制する事が出來る。けれども進取の銳氣に富み、且つ先制の勢を逞ふするは戰術上に於ても、亦攻者の利とする所である。故に攻擊の利は士氣に屬し、防禦の利は物體に屬す。そこで決勝の成果を收めやうとする防禦に在つては早晩、必ず攻擊に移らねばならぬ。尤も戰鬪は其時の狀況、任務、目的、地形等に依つて攻守何れかに

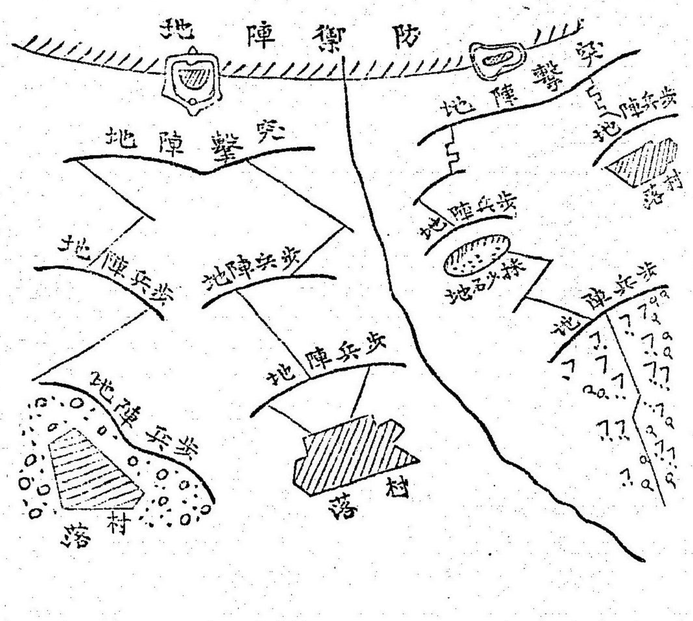

力を備へる樣な危殆に陷らせたりする事、（三）決勝の成果を收め得る事等である。

戰術上、防禦の利とする點は（一）能く地形を利用し且つ、其土地を堅固（築堡）にして我が武器の効力を發揚し、敵火を遮蔽する事、（二）守者は靜止するが故に運動する所の攻者に對し、火効を增大するを得、且つ彈藥の補充が容易に出來る事、（三）戰場の地形を詳知する事等である。攻防兩者の得失は守者は元來、天工人爲の險に據り、精銳の火器を利用し、逸を以て勞を擊ち、寡を以て能く衆を制する事が出來る。けれども進取の銳氣に富み、且つ先制の勢を逞ふするは戰術上に於ても、亦攻者の利とする所である。故に攻擊の利は士氣に屬し、防禦の利は物體に屬す。そこで決勝の成果を收めやうとする防禦に在つては早晩、必ず攻擊に移らねばならぬ。尤も戰鬪は其時の狀況、任務、目的、地形等に依つて攻守何れかに

決すべきものであるから、一概に攻勢のみを取ると云ふ譯に行かぬが、攻守何れにしても爲し得る場合には攻勢を取るに限る。

△射撃學理

彈丸は射距離と照尺(又は表尺)さへ一致して居れば理論上狙つた所へ(即ち照準した點)へ命中せねばならぬ筈だが、何しろ彈丸が銃口を離るゝや、絶えず重力及び空氣の抗力其他、彈丸の自轉動彈薬天候等に依り、どしても多少の偏倚を生ず。彈道が曲線狀を成すのも是れが爲である。彈道とは彈丸の空中を經過する線路の事である。射距離とは銃口より其命中點に至る距離を云ふ。照尺とは距離を表示せる照準機の一つで照準機とは照尺と照星を總稱した名である。重力とはどんな物體でも地球の引力を以て、下へ引着けやうとする力で、空氣の抗力とは物體が空中を飛行するのを遮る空氣の力である。彈力の自轉動とは長圓形の彈丸が飛行中、常に其尖頭を前方に維持して其長軸の周圍に自轉動(キリ〳〵廻ひ)を起す狀態を云ふのである。自ら廻轉するのは銃身内に腔綫(右へ轉じた線)を施してあるからである。

歩兵射撃

歩兵射撃には一齊射撃と各個射撃との區別がある。一齊射撃とは部隊が其隊長の號令に依り、一齊に打出す射撃で、各個射撃とは各兵が個々別々に打出す射撃である。一齊射撃と各個射撃と何方が利益であるかと云へば先は雙方共、一利あれば一害ありで、容易に優劣を判斷する譯に行かぬ、又優劣を判斷する程の必要もない樣である。要は唯、時機に應じて夫々の利を發揮すれば足りる。一齊射撃にはイ射撃の指揮が容易である。ロ時機に先つて無益の彈丸を費す樣なことはない。ハ射撃を隨意に緩急することができ、一齊射撃の利とする所は照準が自在で、各兵が適當と認むる時、精密に迅速に、且自由な姿勢で發射し得ることである。各個射撃の害は射撃の緩急を制したり或は射撃を中止したりする事が困難で、且射撃の精否を察することが出來ず、兵隊の動搖は發射毎に增加し、彈丸を浪費することである。

砲兵射撃

砲兵射撃には着發射撃と曳火射撃との二種ある。着發射撃とは彈丸に着發信管を裝し、一旦地上或は物體に衝着して後、彈丸を破裂せしむると云ふ方法の射撃で、曳火射撃とは、彈丸に曳火信管を裝し、目標の前方空中に於て破裂し、其彈内に塡する彈子と破片とに據て効力を顯はすと云ふ方法の射撃である。で着發射撃には(一)彈着に由て距離を測定する事も出來、(二)家屋、橋梁、牆壁、阻障等に對して非常の破壞力を有し、(三)我兵を超越して發射するに適し、さうして其使用が簡易を云ふ利がある。曳火射撃の利は(一)着發彈は標的前方の土地が柔軟であれば破裂の効力を減殺する。然し曳火彈は土地に關係する樣な事はない。(二)掩蔽物の背後にある所の敵を射撃するに一方ならぬ利がある。(三)破片の數が多い故其距離さへ明かであれば軍隊人馬に對して最も効力がある。曳火射撃と着發射撃とは雙方共に各々利益があつて、俄に優劣を決める譯に行かぬが、要するに遠距離の射撃或は人馬に對しては曳火射撃が利であり、破壞又は試射の爲めには着發射撃が利である。砲兵射撃に使用する彈丸には榴彈と榴散彈の二種があり、榴彈とは主に彈底信管に由り、

着達した後に爆裂する彈丸で、榴散彈とは複働信管に由り、地上に着發して破裂したり、或は空中に於て破裂したりする彈丸である。

砲彈の達する距離は野砲にありては二里弱、山砲にありては一里半許の遠くへ達するが、其有効なるは概ね野砲にて三十町前後、山砲にありて二十町前後である。野砲と山砲と斯く違ふ譯は、野砲は砲身が長く、山砲は是が短いからである。

△兵語

兵語は軍隊一般の通用語である。其の概要を擧ぐれば左の如くである。

前面	部隊の位置する前方の土地を云ふ。
正面	兵卒又は部隊の位置する前幅の面を云ふ。
背面	部隊の後を云ふ。
側面	部隊の脇の方を云ふ。
右側	部隊の右側を云ふ。
左側	部隊の左脇を云ふ。
右翼	部隊の右の端を云ふ。
左翼	部隊の左の端を云ふ。
先頭	隊の先端を云ふ。
後尾	隊の後端を云ふ。
縱隊	部隊の前後に重なるを云ふ。
横隊	部隊の左右に並ぶを云ふ。
整列	軍隊の正しく並ぶを云ふ。
行軍	軍隊の甲地より乙地に行くを云ふ。
駐軍	軍隊の一地に止まるを云ふ。
前衛	本隊の前方を警戒して行進するを云ふ。
後衛	本隊の後方を警戒して行進するを云ふ。
側衛	本隊の側方を警戒して行進する隊を云ふ。
連絡	部隊又は歩哨の互に繋を取るを云ふ。
前哨	休止の軍隊を安全ならしむる爲敵を警戒する隊を云ふ。
本隊	前哨の主部となり敵を警戒する隊を云ふ。
斥候	敵の樣子を候ふを云ふ。
掩護	我が隊を安全に護るを云ふ。
遮蔽	敵の視望に對して我を匿すを云ふ。
徵候	敵の樣子を推察するに足るべき事柄を云ふ。
偵察	敵情又は地形等を探偵するを云ふ。
戰闘	現に敵と鐵砲を交ふるを云ふ。
會戰地	敵地の一部で、兩軍の相會すべき地を云ふ。
傳令	上官の使をするを云ふ。
戰地	戰闘を交ふべき地域を云ふ。
戰場	會戰地の一部で、兩敵の戰を接する地を云ふ。
支隊	本隊より分れたる隊を云ふ。
豫備隊	必要の時機に使用する爲め後方に殘し置く隊を云ふ。
歩哨	見張を爲す番兵を云ふ。
警戒	敵の不意撃を警むるを云ふ。
展望	敵方を見渡すを云ふ。
敵情	敵の有樣を云ふ。
開進	縱長の隊形より横廣の隊形に移るを云ふ。
退却	退くを云ふ。
防禦	敵を防ぐを云ふ。
牽制	敵を欺いて或一地點に兵力を縛り置く事を云ふ。
攻撃	敵を攻むるを云ふ。
散開	敵彈を避くる爲各人の間を開くを云ふ。
散兵	戰を交ふる爲め散開したる兵を云ふ。
迂回	敵の右左又は背後に廻るを云ふ。
襲歩	突撃に移る歩調を云ふ。
吶喊	大聲疾呼するを云ふ。
決戰	勝敗を決する戰を云ふ。
逆襲	攻者の迫るを俟つて撃ち戻すを云ふ。
突撃	敵陣へ突き込むを云ふ。
躍進	驅歩にて一進一止するを云ふ。
包圍	敵を圍むを云ふ。
追撃	敵を追ひ撃つを云ふ。
接戰	敵に近づき戰ふを云ふ。
拔隊	散兵線を援助する隊を云ふ。
展開	集合、收縮の隊形より密集部隊の横列に排開するを云ふ。
追躡	敵の行衛を失はぬ爲め跡を附ける事を云ふ。
急襲	敵の備へなきに乘じて其不意を襲ふことを云ふ。

敵襲	敵兵が襲ふて來る事を云ふ。
勝敗	勝ち負けを云ふ。
陣地	戰鬪の爲め占領する場所を云ふ。
地區	地面上の一定地域を云ふ。
波狀地	波の如く高低ある土地を云ふ。
開濶地	遠く見透の付く土地を云ふ。
凹道	窪みたる道路を云ふ。
山腹道	道路の一側が高く昇傾斜を爲し一側が低く降傾斜を爲す者を云ふ。
十字路	四つ辻を云ふ。
三叉路	三條集りたる道路を云ふ。
險路	橋、堤、又は谷、水田間に通ずる等の道路を云ふ。
頂界線	山の頂きの線を云ふ。
生籬	竹又は樹木の垣を云ふ
右岸	川下に向つて右の岸を云ふ。
乾田	或季節の外いつも乾いて居る田地を云ふ。
屯營	兵隊の屯在せる所を云ふ。
武器	銃及び劍等を云ふ。
砲車	大砲を載せたる車を云ふ。
繫駕	馬を車に繫ぐを云ふ。
馬匹	馬を云ふ。

奇襲	不意に襲ふことを云ふ。
殲滅	敵を皆殺しにすることを云ふ。
占領	一地を我有にするを云ふ。
地物	土地の上に現存する諸物を云ふ。
平坦地	平なる土地を云ふ。
陰蔽地	見透不便なる土地を云ふ。
凸道	堤の如き道路を云ふ。
隧道	地中を穿開して通ずる道路を云ふ。
丁字路	丁字形の道路を云ふ。
交叉點	道路の相會する所を云ふ。
橋梁	橋を云ふ。
斜面	土地の傾きたる面を云ふ。
森林	樹木の多くある所を云ふ。
左岸	川下に向つて左の岸を云ふ。
水田	いつも水のある田地を云ふ。
點呼	人員を檢査するを云ふ
武裝	武器を取り裝具を着くことを云ふ。
砲撃	大砲を撃つを云ふ。
彈藥車	彈藥を載せたる車を云ふ。

蹄鐵	馬の爪に嵌める鐵を云ふ。
糧食	人馬の食物を云ふ。
積載	荷物を車馬に積むを云ふ。
架橋	橋を架するを云ふ。
作戰計畫	作戰の爲に畫定する劃策を云ふ。
作戰目標	作戰上、我軍の達すべき目標を云例へば敵の軍隊又は首府の樣な者
策線	策源より作戰目標に通ずる主要な連絡線を云ふ。
充員	人馬及資財の現員を增し何時にても出戰の出來る樣にすることを云ふ。
車輛	車を云ふ。
捆包	諸物品を荷造りするを云ふ。
搭載	人馬、荷物等を汽車船舶に載するを云ふ。
軍橋	軍隊を渡す爲の橋を云ふ。
作戰	作戰計畫の施爲を云ふ。
策源	軍隊が其需用を仰ぐ所の背後の地域を云ふ。
兵站線	軍隊より策源に通ずる交通路を云ふ。
召集	充員、補充、派遣、教育等の爲在郷軍人又は國民兵を集めるを云ふ。

◉術科教育

△各個教練

各個教練とは名人の姿勢動作をして悉く一個の模型に當嵌め、以て軍人の姿勢と心情とを作り、部隊教練に於て、各人悉く同一の動作を爲さしめ樣とする、所謂基本教練である。軍人の姿勢とは軍人が或戰鬪的又は禮式的の動作を爲す前後に於て、自分の威嚴を示す爲めに（通例●●●氣を付けの號令の時に）必ず採る處の不動の身構へである。故に之を不動の姿勢とも云ふ。何故なれば軍人が一度、此の姿勢を取つた以上は、假令百千の銃丸が其處へ飛んで來て、左右の者を瞬間に射倒さうが、又假令百雷の樣な砲彈が落て來て、身邊の者を悉く吹飛さうが、少しもビク附かず、嚴然と其の姿勢を保つて行かねばならぬからである。各個教練には徒手教練と執銃教練との二種あるが、（一）徒手教練では轉回、右轉回、行進、

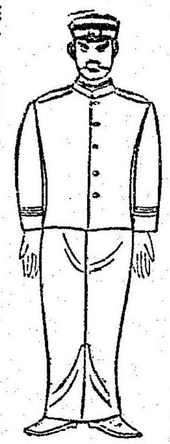

退歩、駈歩、足踏、行進間の轉回、斜行進等。(二)執銃教練では以上の外、銃の操法射撃の姿勢等を教へられる。

轉回とは右(又は左)の方へ向く事で、號令は『右向け右』或は『左向け左』動作は(一)●●左向け——の豫令で、左足尖と右足とを少しく上げ、(二)●右の動令で、踵にて右に廻り、同時に(三)右踵を左踵に着ける。右轉回とは背面へ向を變ずることで、號令は『廻れ右』、動作は(一)右足を其方向に引き、同時に(二)足尖を左踵の後方に置き、次に(三)兩足尖を少しく上げ腮を屈せず、兩踵で後方に廻り、次に(四)右踵を左踵に引き着けるのである。又行進とは前へ歩を進めることで、號令は『前へ進め』、動作は(一)●前へ——の豫令で、體の重みを右足に移し、(二)●進めの動令で、左脚を輕く屈めて前に出し、(三)足先を少し下げ、且上體を少し前に傾け、(四)右足より七十五珊知米突(二尺五寸弱)の所に足を伸ばしながら輕く踏付け、同時に(五)體の重みは全く踏付けた足の上に移し次に(六)右足を左足の要領で前に踏み出し、續いて行進し、さうして七兩肘を廻さず、(八)頭を眞直にし、(九)兩肘を自然に振る樣にする。退歩とは後へ進むことで、號令は『後へ進め』。動作は(一)速に左足を後方に引き、(二)輕く腮を屈め、(三)前足より約半歩の地に置き、次に(四)右足にて同じ動作を爲し續いて退歩するのである。駈歩とは走る事で、號令は『駈歩進め』、動作は(一)駈歩●——の豫令で、兩手を握つて、腰の高さに上げ、肘を後方にし、(二)●進めの動令で、左脚を少し屈めて僅に膝を上げ、足尖より下して地に着け、次に(三)左脚の要領に依り、右脚を前に出し、サウして(四)常に踏付た足の上に體の重みを移し、(五)兩肘を自然に振り、續いて行進する。足踏とは進むことなく、膝を少し屈めて、交々兩足を踏付け調子を取ることである。又行進間の轉回とは行進中に左(又は右へ)向を變ずることで、號令は『右

(又は左)向け前へ進め』動作は左足を前に踏付けて、體を左に廻し、右足を新方向に踏出し、續いて行進するのである。斜行進とは斜に右、或は斜に左へ向つて行進する事で、其號令は『斜に右へ進め——又は斜に左へ進め』とかける。

全體各個教練は兵卒に極めて必要である。蓋し各個教練は部隊教練の基礎である。夫故各個教練が完全でなければ、完全な部隊教練を要求することが出來ないのみならず、各個教練の教授に當つて感染した弊習は常に固着して、兵卒の服役間に全く之を除去することが出來ず、亦部隊教練に由て補綴することも出來ないからである。故に教官は一名(又は二三名)毎に兵卒を呼出して、最も懇切に各々運動の要領を教授し、幾回も幾回も同一運動を繰返さるゝのみならず、最も綿密に其短所を矯正せらるるのである。各個教練に對する兵卒の覺悟は(一)教官の訓言を守り、常に制式通りの動作を爲すに止らず、(二)常に士氣を興奮して、活潑敏捷なる動作を爲し、以て軍隊の要求を滿すと云ふ覺悟がなければならぬ。

△部隊教練

部隊教練とは各兵をして悉く一致の運動を爲さしめ、一指揮官の思ふ通りに其部隊を動さんとするもので、部隊教練では(一)橫隊の整頓、轉回、行進、方向變換、(二)側面縱隊の行進、行進間伍の分解及び重複、(三)行進間の轉回及び左轉回、斜行進、解散及び集合等のことを教へられる。橫隊とは兵卒の身幹の順序に從ひ、一列或は二列に並べた隊形を云ふので、其の時の注意は第二列の兵(後列兵は)第一列兵の兵(前列兵)の背若くは背嚢より自分の手を伸した丈の距離を隔てゝ正しく第一列兵に重り、同じ方向に位置せねばならぬ。(此前後二列に重つた二人を伍と云ふ)又各兵卒の間隔は左手を腰に當て、肘を側

方に張つた時、輕く左隣兵の右肘に觸るゝを度とせねばならぬ。整頓とは横隊を或一線に整頓せしめ、列兵（列中の兵）に少しの凹凸も無い樣にする動作で、是に就ての各兵の心懸は各兵は頭を整頓翼（右へ準つた時は右、左へ準つた時は左が整頓翼）に向くるに當り、右（左）眼を以て右（左）隣兵を目視し、他眼を以て全線を微に通視するを得る樣に心懸ねばならぬ。轉回、左轉回、行進中の右（左）向、斜行進等は各個敎練で個人々々にて爲る運動を、部隊敎練では大勢一緒に爲るだけである。

各個敎練に於ける動作は唯、自分一個の事のみに最も精密なる注意を要し、敢て隣兵に顧慮するの必要はない。が部隊敎練に於ては部隊の齊一を計る爲め、最も能く隣兵に顧慮せねばならぬ。其の代り個人々々の短所に就て敎官の方でもさう〳〵綿密に留意する譯に行かぬ。隨つて其の短所を補足する事も出來ぬ。但し火器の威力を熾にし敵火の効力を減殺すると云ふ原則は各個敎練に於ても部隊敎練に於ても少しも違つた點はないのである。部隊敎練に於ける兵卒の覺悟は甲の運動に熟達して、乙の動作に拙劣だと云ふ樣な事なく、各自協同一致して一に全體の整正を望み、指揮官をして其部隊全體の心を掌握して、丁度自己の手足を動かすが如く神速輕妙に集合、解散及び隊形の變換等を爲しめるの覺悟が必要である。何故なれば現今の火器は非常の進歩を爲し、其殺傷力も、亦隨つて非常に增大して來た、故に敏捷なる運動を以て敵に多大な損害を與へると共に、我は成るべく其損害を減殺せねばならぬからである。

△散兵敎練

散兵とは散開隊次に於ける兵卒即ち敵と戰ふべく散開した兵卒を云ひ、其の行動は散兵の行進する時は、銃に彈丸を込め（即ち裝塡し）て之を提げ、歩度を伸ばし（大股で早めに歩き）、自由姿勢を採るし共に其停止する時は銃の最大威力を顯して、且身體を遮蔽し得るの位置を撰み、成るべく耳目を活動し、全力を盡して瞬間に判斷し、獨斷以て事を決しなければならぬ。其理由は密集隊次に於ける各兵は全く指揮官の手裡に掌握されて居るから、總て其號令に基いて、全體一齊の動作を爲すことが出來る。然れど散開隊次に於ては往々〳〵指揮官の號令が行屆かぬことも有故、各兵卒は出來得るだけ指揮官の擧動に注意して、輕捷勇敢に立働き武器の使用、地形の利用を巧にして行進し、停止し、射擊し、全力を盡して各自の職務を盡さねばならぬのである。地形の利用を巧にするとは土堤とか畔とか（小高い所）又は樹木とか塀とか、何でも第一に武器の効力を發揚し、第二に自分の身體を掩蔽する地物を巧に利用することである。けれども地物を利用するのは唯一時の方便であつて、戰爭の眞の目的でないことを忘れてはならぬ。即ち戰爭の眞の目的は、假令我が損害はどんなに多くとも諸種の抵抗物を排除して、敵に多大の損害を與へ、以て我望を達することにあるを忘れてはならぬ。

其の他散兵の銘心すべきことは、(一)敵に背を見せぬこと。(二)火線にありて、我と同じ困難を嘗めて居る敵に對し、忍耐力の大きなものが常に勝利を得ると云ふ事である。敵に背を見すれば、敵は我をドン〳〵射擊するに反し、我は敵を射擊する譯に行かぬからである。即ち勇猛果敢なる攻擊は、常に成果を得るに反し、退走は常に自滅に陷るから惡いのである。

△體操

體操とは身體を大きく、且强健ならしめ、諸關節の運動を自在にし、進退屈伸輕捷にして、諸種の障碍物を容易に通過し、尙ほ百難に打克つ勇氣と自信力とを養成する

目的で、身體を自由自在に操る法であつて、徒手體操、器械體操、應用體操の三種別がある。

徒手體操とは體力を發達せしめ、健康を保全し、各機關の機能を完全にし、成育の不正を矯正して軍人の姿勢を得せしめ、且動作を敏活ならしむると云ふ目的を以て、

(一)頭を右左に旋したり、或は頭を前後左右に曲げたり、

(二)肘を右左(又は上)に動したり、或は肘を前(後)より旋したり、前腕を平に動したり、肘を屈げて前に伸したり、肘を前より曲げたり、(三)體を右左に旋したり、又體を右左に曲げたり、或は體を前後に曲げて臂を上に動したり、(四)踵を上げたり、脚を前に屈げたり、脚を前(或は右左)に上げたり、脚を前(後より)旋したり、脚を前に伸したり、脚を前より後に伸したり、踵を上げて脚を屈げたり、脚を屈げて肘を平に動したり、何しろ頭の運動、肘の運動、體の運動、脚の運動を規則正しくやる事である。器械體操とは筋力を強くし、身體を輕捷ならしめ、且活潑勇敢の氣象を養成する目的にて鐵棒、横木、棚、跳越臺、跪下臺、跳繩、楷梯、弔鐶、弔棒、梁木等に於て、種々の運動を爲すことである。應用體操とは各種の地區、地物に出遇つても踟躕することなく、諸種の方法を應用して容易に之を通過し得る樣にする目的で、

(一)銃を携へて跳下臺より跳下りたり或は跳繩を跪越したり、夫から(二)生籬、壕、低石壁を跳越したり、圓木橋又は堡壘を通過したり、(三)高石壁、板塀、木柵を超過したり、其他(四)野外に於て諸種の障碍物を通過したり、人梯を行ふたりすることである。

以上、運動の異なるに隨ひ、種々の特色がある。例へば

(一)駈歩は身體を強壯にし、進退を神速にし、心臟を靭強にし、忍耐力及び持久力を養成するとか、(二)跳越は身體を輕捷にし、脚力を增進し、壕や溝の跳越を容易ならしむるとか、夫から(三)跳下も亦脚力を強健にし、身體を輕捷にし、膽力を養成し、斷絶地の行進をして危害を受くる事なく、容易に前進する事が出來るとか、種々の特色がある。

△劍術

劍術には軍刀術と銃劍術の二種ある。軍刀術とは帶刀(刀を持つ)本分の下士兵卒に軍刀の使ひ方を敎へられるもので、是には斬擊、突擊、返擊、防拂、進退等、種々の方法がある。銃劍術とは執銃(銃を持つ)本分の下士卒に銃劍(銃に劍を付けた名稱)の使ひ方を敎へられたもので、是には突擊、脫突、下突、防拂、繰突等、いろいろの方法がある。劍術の目的は巧みに白兵(軍刀或は銃劍)を使用して、敵を斬突すると同時に自分を扞衞し、且身體を強壯にし、剛銳敢爲の氣象を養成するにある。

劍術を行ふ時、(一)構備姿勢の良否は自分の威嚴と進退攻防に大關係を及ぼす、故に最も整正確實にすること、(二)着眼を嚴正にする事、(三)上體(腰から上)を眞直にして身體の重點を正しく腰の上に保つ事、(四)膝の屈曲と關節に過不足のない樣にすること、(五)足尖の方向は、進退突進に大關係を及ぼし、就中後足尖を右の方に開くのは最も害がある、故に大に之を戒しむること、(六)試合の時は自分の斬突が功を奏したと信じても、尙敵の返擊に應ずる爲め、猥りに構備姿勢を解いてはならぬこと、(七)總て斬突は活潑にして、確實、快速に施行し若し一度の斬突で功を奏せないでも、其氣勢を變せずして、尙敵を壓伏する氣力を以て、再び斬突すること、(八)敵に先んずるは、勝を制するの要訣であるから、敏捷に敵手の意思を察知し、其乘すべき機を失はぬ樣にする事、(九)敵手が斬突して來た時、若し之を防拂するの餘裕が無かつたらば寧ろ自分を捨て斬突する事等は最も注意を

要する點である。敵手が斬突して來た時、之を防拂しなかつたら自分が先に斬突されて仕舞から、道理で云へば手後に違ない、然し其氣勢の如何に依ては敵手の斬突を躊躇せしめ、反つて自分の斬突が功を奏する樣な事もある。

△射撃演習

總說

元來擊射は、敵を殺傷するのが目的である。故に兵卒には敵前、常に射擊の效力を發揚して（即ち敵を多く殺傷して、敵を殲滅（皆殺し）して仕舞ふ覺悟が必要である。是が取も直さず敵前に於ける兵卒の任務である。此任務を全ふしやうとするには、平素より能く射擊の學理を辨へ、又能く射擊の演習に精神を注ぎ、只管射擊に熟達する（即ち上手になる）やうに努めねばならぬ。何故ならば若し射擊に熟達して居なかつたならば、當に射擊の効力を發揚して、敵を殲滅する事が出來ぬのみならず、反對に味方が敵の爲めに殲滅されて仕舞ねばならぬからである。射擊の巧拙は砲兵及び歩兵に在りては、全く戰鬪の勝敗に關係する。故に射擊に熟達せねばならぬ。射擊に熟達する要訣は、小銃射擊に於ては（一）銃の重量を殆ど感じない樣になる事、（二）彈丸を填めてあつても之を意に介せず、丁度空擊を爲すと同樣になる事、（三）沈着心を養成する事、以上の三件である。是さへあればキツと射擊は上手になる。

射擊演習の種類

射擊演習には本來種々ある。けれども其中最も肝要なのは敎練射擊と戰鬪射擊である。敎練射擊とは士官、下士、兵卒をして諸種の姿勢に於ける銃の用法又は射擊の修正を熟知せしめ、之をして射擊に熟達せしめると同時に、其熟達を維持せしめる性質の射擊である。戰鬪射擊とは敵に對する射擊動作に慣れさす目的で、成るべく實戰に近い狀況を以て行ふ射擊である。敎練射擊と戰鬪射擊とは何れも肝腎である。けれども射擊演習中、戰鬪射擊が最も重きを置かれて有る。何故なれば敎練射擊の最後の目的は、單に戰鬪射擊の準備に過ぎないからである。

小銃射擊の姿勢

小銃射擊の姿勢には、伏姿、膝姿、立姿の三種別がある。伏姿とは伏して射擊する姿勢であり、膝姿とは座つて、片膝を立て射擊する姿勢、又立姿とは立つて射擊する姿勢である。伏姿、膝姿、立姿とも、各々得失があつて、一概に何れが有利だと論斷する譯に行かぬ。併し敵彈を避けて命中を確實ならしむるには伏姿が第一で、次は膝姿、又其次は立姿である。手速く裝塡して烈しく射擊しやうとするには立姿が第一で、次は膝姿其の次は伏姿である。但し何れの姿勢を問はず、命中效力を第一とし、身體の遮蔽を第二とし能く沈着に發射せねばならぬ。

△距離測量

距離測量とは距離を測定する事である。距離を誤つた射擊は、彈丸を費しても更に其效果がないから、距離測量は兵卒に極く必要である。距離測量にも種々あるが、歩兵は多く歩測と目測とに依り、砲兵は多く試射に依つて知る。歩測とは歩數で距離を測る法である。即ち通常の歩み方で、百三十歩乃至百四十歩を以て一百米突と定める法であつて、目測とは目分量で距離を測る法である。試射とは、試に一二發打つて見て、夫に依り確實な距離を測る法である。以上三種の中、歩兵には目測が一番必要である。若し下士兵卒にして此の目測に熟達しなかつたならば、如何に優秀な射手であつても、最後の目的たる戰鬪射擊に於て、良好な成績を收める事が出來ぬ。此の目測法に上達するには諸種の地形に於て、諸種の機會

を利用し、斷へず、此の演習を繼續するのが上策である。即ち間斷なき實驗に依つて、視力を養成し、且之を維持するのが最も上策である。音響を利用して距離を測定することも時期に依つては出來る。之を音響測量と云ふのである。即ち音響は一秒時間に大約三百三十三米突達するから敵火の硝烟を見てより、音響の我が耳に到達する迄の時間を計り、夫に依つて距離を測定するのである。

△野戰築城

總說

築城とは土地に種々の防禦工事を施し以て其地形を堅固にする事である。野戰築城とは野戰（又は要塞間の戰鬪）中、肩墻、散兵壕、掩蓋、野堡等を構築することである。野戰築城の目的は、軍隊の戰鬪力を保持增進し、之をして寡少な兵力を以てして、能く靭強な抵抗を爲す事の出來る樣にし、又是に依つて節約し得た兵力を決勝地區に使用の出來る樣にする事である。此目的を達するには總て巧飾に渉らず、專ら實用に適し、且指揮の目的に合する樣に工事を施さねばならぬ。又指揮未だ確定もせぬ中に、工事を始めたりしては、運動の自由を拘束し、反つて指揮を妨げる樣になる。

步兵の防禦工事

步兵の防禦工事は通常、散兵壕と掩壕と、夫から野堡である。散兵壕とは散兵を配布する壕で、是れには膝射散兵壕と立射散兵壕との二種がある。膝射散兵壕とは膝射（即ち片膝を立て、射擊する）の姿勢を執れる散兵壕を云ひ、立射散兵壕とは立射（即ち立て射擊する）の姿勢を執れる散兵壕を云ふのである。

掩壕とは散兵壕の後方に於て掩隊、豫備隊の爲めに築設するもので、略散兵壕に類似したものである。けれども射擊設備は一切之を廢し、掩體を全身の高さにして、其兩端に階段を設けるか或は斜に坂を作つて置く、是れは前進の爲めである。野堡は胸墻を以て小地域の全部若くは其大部を圍んだものである。野堡は往々、遠方より認められ、夫が爲敵の砲火を誘致する患があるのみならず、此狹隘な地域に集團する守兵は散兵壕の長延な線に在る者よりも、砲彈の危害を避くる事が困難である。故に大きな陣地に在つては支撐點に野堡を用ゐるよりも寧ろ散兵壕の集團を設け、之を連絡するに障碍物を以てした方が有利である。

膝射散兵壕の圖

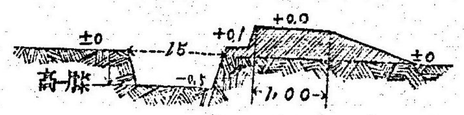

立射散兵壕の圖

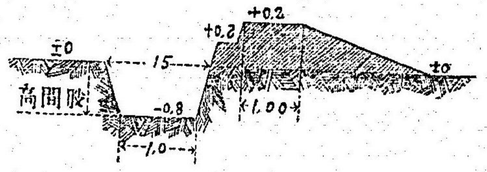

强固な散兵壕の圖

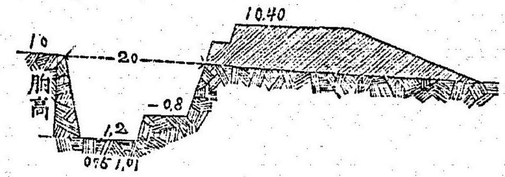

野戰砲兵陣地

野戰砲兵陣地は（一）射界が廣濶で、（二）地幅が充分で、（三）正面は首要な射線に直交し、能く其近距離の土地を掃射することが出來、（四）各砲車の位置は平坦堅硬で、中隊長の通視を妨ぐる事なく、（五）觀測と彈藥補給とを容易ならしむる土地を撰ばねばならぬ。先土地の撰擇が出來たなら、其處へ最初に先掩體を作り、夫より時間及び情況さへ許せば掩壕を掘開すると同時に、外壕を掘開して肩墻を構築する。掩體とは肩墻の前方にある土堤の事で、掩壕とは掩體の後方にある壕の事で、外壕とは胸墻の外にある壕のことである。

野戰砲兵の掩體を作るは（第一）人員の掩護をなし、（第二）砲車の掩護を爲す目的で作るのである。然し完全なは、通常要塞戰又は長き陣地戰に於てのみで、其他は構築しない。

胸墻の圖

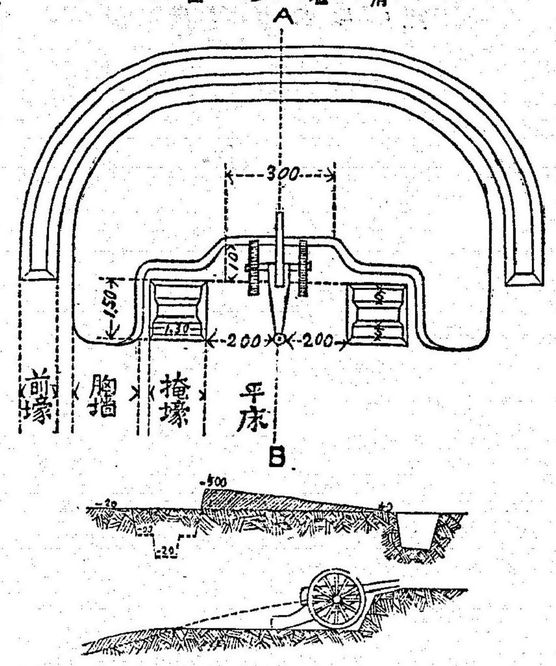

徒歩砲兵の掩體

徒歩砲兵の掩體は概ね野戰砲兵の掩體に準じて構築する。但し堅固な砲座を設ける事、敵に隱蔽する事、漸次增築を爲し得る事、夫から砲車の近傍に極めて安全な彈藥置場を設くる事は最も緊要である。

障碍物

障碍物とは敵の奇襲に對して、我が軍隊を掩護し、且敵を最も有效なる射擊距離内に抑留する爲に設くるものであつて、是には種々ある、けれども人工障碍物中、最も多く野戰に應用するものは鹿砦と鐵條網である。鹿砦とは樹幹又は大きな樹枝を重ねて地上に固定したもので是には樹幹鹿砦と樹枝鹿砦の二種ある。樹幹鹿砦とは圖に於て見る如く木の幹を其儘用ゆるもので、樹枝鹿砦とは圖の如く木の枝を用ひて作るものである。鐵條網とは植立した杭又は天然の樹幹を支點とし、諸方面に鐵線を張つたものである。

樹幹鹿砦の圖

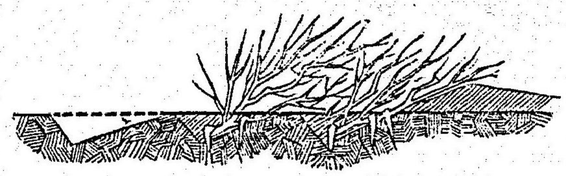

樹枝鹿砦の圖

△行軍

總說

軍隊が或一地より他の一地へ轉ずる爲に運動することを行軍と云ふ。軍隊で行軍を屢々行ふ譯は、戰時軍隊の爲べき動作の大部分が行軍であるのみならず、行軍は續いて作戰の基礎を成すもので、其實施が確實でさへあれば、何でも計畫通りの結果を得る原因となるからである。何しろ一の軍隊が時機を誤らずに指示せられた地點に到著し、其戰備を整へて在ると否とを見て、既に勝敗の決が判ると云ふ位であるから、行軍は戰畧上なか〳〵重要なものである。行軍の目的を達するには、行軍軍紀を至つて嚴くし、被服裝具を正しく着し、衞生に注意せねばならぬ。行軍々紀とは行軍中の規律である。例へば（一）行軍中、各兵が勝手に隊列を離れて水を飲みに走つたり、或は人家に立寄つたりせぬこと、（二）各兵が恣に服裝を紊したり、又は裝具中に定例外の物件を收容したりせぬ事、（三）部隊間に適當の距離を保つ事、（四）道路が廣ければ常に其一側を空虛にし、他隊の通過に便ならしむる事等を云ふのである。

行軍の種類

行軍には警戒を設くると否とに依り、旅次行軍と戰備行

軍（又は警戒行軍）の二種に區別され、又常行軍、急行軍、強行軍、輸送行軍等に分たれてある。旅次行軍とは全く敵に出會の虞のない時に行ふもので、警戒法を設けず、且疲勞を減ずる爲め行進途上、適時に休憩を行ひ、時期を違へずに豫定の地點へ到着するを目的とするものであつて、戰備行軍とは敵に出會するの虞ある時に行ふもので、前進には前衞、退却には後衞を備へ、又側方に危險の虞のある時は側衞を出す等、必要な警戒法を設けて行進するものである。

警戒行軍の隊形

前衞とは本隊を掩護する爲め、其前方に在つて行進するものである。又後衞とは本隊の退却を安穩ならしむる爲め、其後方に在つて行進するもので、側衞とは本隊の側面を掩護するが爲め、其側面に在つて行進するものである。前衞は前衞本隊と前兵、夫から尖兵等に區分さる。後衞は後衞本隊と後兵、夫から後衞尖兵に區分される。側衞は概ね前衞と同じである。又小部隊では前兵、前衞本隊等は出さぬ。一中隊ばかりの小部隊ならば通常單に尖兵を出すだけである。尖兵とは前兵などの力を借らないで、廣く捜索を行ふ任務を有つて居るものである。

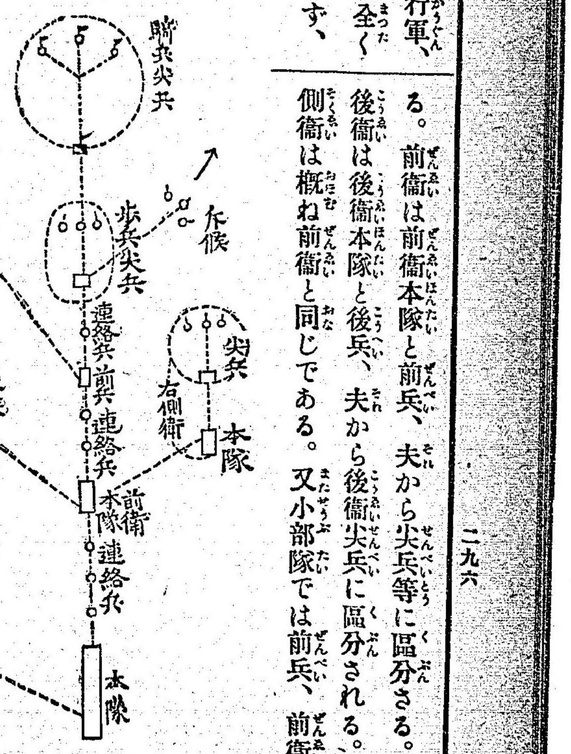

△宿營

宿營とは軍が一地に宿泊して、人馬の休養を爲す事を云ひ、舍營、村落露營、露營の三區別がある。舍營とは軍隊が家屋内に宿泊することで、是には尋常の舍營と警急舍營の二種があつて、尋常の舍營には、敵を遠隔しある時、各兵何れも武裝を解いて、人家に宿泊することを云ひ、警急舍營とは敵の近傍に在りて必要な時、人家内に一中隊又は一小隊（或は一分隊）づゝ一團となりて宿泊し、下士卒は何れも服を脱せず、武器や背嚢を身邊に置き、いざと云はゞ何時にても戰鬪を爲し得る樣にして宿泊する事を云ふのである。

村落露營とは一部の者は人家に入り、一部の者は露天に宿泊する事を云ふのである。

露營とは全く露天に於て宿泊するか、或は急造の掩蔽内に宿泊する事を云ふ。露營を爲す場合は、敵に接近した時が或は避地で舍營すべき人家のない時か又は夜間、戰術上の顧慮より一地に駐在しなければならぬ時に之を行ふ。村落露營を爲す場合は、是れ亦敵軍に接近した時か、或は數個隊を稠密に集合するを要する時か、又は其の地方に舍營すべき人家の不足した時に之を行ふのである。舍營と露營の優劣はと云ふに、舍營は戰鬪の準備が露營の樣に容易く出來ない。然しながら風雨を障蔽して人馬を休養したり又は需用品の補充調理や、裝具被服の補修に便利だから、休養上より云へば極めて悪い舍營でも尚、露營に優る事萬々である。

△傳令勤務

傳騎（又は傳令使）の役目は口演又は筆記の命令や報告を傳達する事にある。傳騎（又は傳令使）の注意すべき事は（一）出發前に當りて、先命せられた通りを復誦する事、（二）此命令（又は報告）は何れの道を進んで、誰に傳達すると云ふ事、（三）速度、（四）傳達し終らば何處に歸る（又

は止る）と云ふ事、（五）筆記の命令或は報告を、途中敵に奪はれさうであつたら自分で、之を破毀消滅して仕舞ふこと、（六）筆記の命令或は報告を傳達し終れば其封筒に受領の證を記入して貰ふ事である。傳騎（又は傳令使）の速度には並、急、至急の三種ある。並とは速歩と常歩を混じ、平均一吉羅米突（九町十間）を七分間に通過するもの（徒歩兵は速歩）を云ふ。急とは速歩を用ひ、平均一吉羅米突を五分間に通過すべきもの（徒歩兵は駈歩と速歩とを混せた速度）を云ひ、又至急とは馬力の及ぶ限り（徒歩兵は脚力の堪ゆる限り）の速度を云ふ。

筆記の時の速度は、狀袋の（十）、（十十）、（十十十）、の符號の消されないものを以て識別するのである。即ち（十）は並、（十十）は急、（十十十）は至急である。

遞騎とは野戰電信等の設けなき遠路に、命令又は報告を迅速に傳達せんが爲めに、一里半乃至二里毎に騎兵の下士卒若干を配置するものである。

△前哨勤務

前哨とは敵の情況を捜索し、且休止する軍隊を警戒するの任務を有するものである。前哨の區分は通常、前哨本隊、前哨中隊、前哨騎兵、（騎兵のあるとき）の三部に區分されて居る。前哨騎兵とは歩兵前哨の前方に在つて警戒を爲すものである。前哨中隊とは前哨本隊の前方に在つて警戒を爲す中隊で、通例小哨及び獨立下士哨を出し、小哨及び獨立下士哨より更に下士哨及び歩哨を出す事になつて居る。小哨とは前哨本隊又は本隊より出ることもあるが、通常主として前哨中隊より出で、歩兵前哨の最前線に在つて警戒を擔任するものである。獨立下士哨とは前哨中隊若は、尙其後方部隊より出す下士哨を云ひ、下士哨とは小哨又は獨立下士哨より出され、歩兵前哨の最前線に在りて、敵を見張する番兵（即ち哨兵）の事である。然して二人の歩哨を復哨と云ふ。小哨の人員は通例、一小隊（或は半小隊）である。但し小哨長は中少尉（士官缺乏の時は下士の最も材力ありて、其勤務に堪ゆる者）が是に當る。

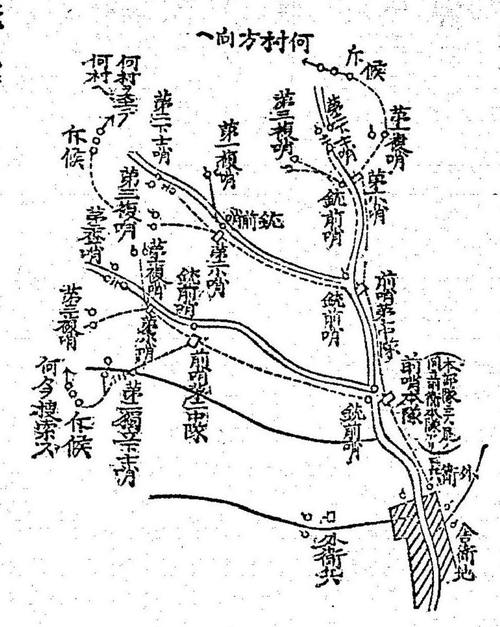

前哨の配置方は其時の形勢に由て大に違ふ。（一）行軍中隊が夜間、一地に宿營し、翌日再び行進しやうとする時等は、通常前哨配置に使用する時間が少ないのみならず敵も亦、我配置の空虚を探知して、是に乘ずるの時機も無からうから其配置は簡約なる方法を以て足る。即ち宿營地の直接警戒の外、敵方に通ずる首要な道路を守備するが爲め、前方に若干の哨所を備ふるだけで十分である。けれども（二）兩軍永く相對する時又は敵に近接する時は警戒及び戰鬪に準備を至つて嚴しくせねばならぬ。斯う云ふ場合には前哨の各部は距離間隔を短縮し、以て其連絡を確實ならしめ、且つ敵方に通ずる、諸道路を悉く占領する事が緊要である。又（三）敵に觸接して決戰の期が迫るか或は日の暮れた爲め、一時戰鬪を中止し明朝、更に戰を繼續しやうとする樣な場合には全隊、戰鬪準備の隊形に展開して露營し、其前方は唯、歩哨を以て警戒するだけで、特別に警戒部隊を出す樣な必要はない。

△步哨勤務

步哨には絶えず敵方を監視し、後方軍隊の爲めに警戒する最も重大なる任務がある。步哨が若し敵兵を發見したには、前哨より出る斥候、行軍間の斥候、戰鬪間の斥候等の區別がある。前哨より出づる斥候とは前哨より前方或は側方へ派遣さるゝ斥候を云ひ、行軍間の斥候とは行軍中に前方或は側方へ派遣さるゝ斥候を云ふ。又戰鬪間の斥候とは、戰鬪中、特に危害の憂ある側方へ派遣さるる斥候を云ふのである。

斥候の銘心すべき件は、斥候の價値は時機を失はずに報告する事と、其活動の如何は直ちに、戰鬪の勝敗に大關係を及ぼすことである。時機を失はずに報告することが、何故そんなに必要であるかと云ふと、完全なる報告も時機を失せば徒勞に屬するのみならず、時としては是が爲に本隊をして、不慮の危害に陷らしむる事があるからである。故に報告は巧妙なるよりも、寧ろ少々不完全でも

斥候とは敵情又は地形等を捜索して、其指揮官に報告するの任務を有し畢竟、軍の耳目たるべきものであつて是り、或は怪むべき徴候を認めた時は、直に後方部隊（小哨或は獨立下士哨）へ報告する。但し複哨なれば一人が報告に行く間、一人は必ず其位置にあつて監視を繼續せねばならぬ。急に敵襲でもあつて報告の暇のない時は、急射撃を以て報告に代へねばならぬ。其他步哨の射撃しても可い場合は（一）敵の斥候が己に近づいた時、（二）自己の危害を防衞する時、（三）降參人が逃亡しやうとする時、（四）步哨線に近づく者を誰何して我命に從はざる時等に限る。其他は滅多に射撃を行ふてはならぬ。何故なれば敵に我步哨の位置を悟られるばかりでなく、我が後方部隊を騷がすからである。

△斥候勤務

迅速なのが可いとしてある。斥候の活動如何は何故に、戰鬪の勝敗に大關係を及ぼすかと云ふに、斥候が機敏に立働いて、敵の兵力及び目的を察知する事が出來れば、我は夫に應じて適宜の方略を取り、以て我目的を達するは容易であるけれども。斥候の活動が鈍ければ反つて敵に圍られ、不慮の災禍を蒙る事になるからである。

△檢閱

檢閱とは軍隊に於ける、軍紀の張弛、服務の景況、敎育の精粗、出戰準備の整否等を、點檢査閱せらるゝことである。檢閱には、其檢閱官の如何により、特命檢閱、師團長檢閱、兵監檢閱等の區別がある。特命檢閱とは勅命を奉じた將官が檢閱使となつて、一師團又は數師團の軍隊、官衙、學校等を檢閱せらるゝを云ひ、師團長檢閱とは師團長が毎年、定期或は臨時に其部下各團隊を檢閱せらるゝのを云ふ。但し是には定期閱檢（又は敎育檢閱）と臨時檢閱の二種ある。定期檢閱（又は敎育檢閱）とは、每年敎育期の終りに於て行ふものを云ひ、臨時檢閱とは定期檢閱に於て悉さなかつた所を臨時に檢閱するものを云ふのである。兵監檢閱とは、各兵監が臨時に一師管若くは數師管を巡回し、當該兵科の聯隊若くは大隊を檢閱せらるゝを云ふ。敎育檢閱の目的は軍事敎育を奬勵して、其進歩を齊一ならしめやうとするもので、其の時期は各隊に依り多少の相違がある。

◉士官の敎育

陸軍士官を養成する學校は、陸年地方幼年學校、並に中央幼年學校である。而して陸年地方幼年學校は、仙臺、名古屋、大阪、廣島、熊本の五市に置かれてある。同校にては年齡滿十三歳より十五歳に至る男子にして、高等小學卒業程度（又は中學一年卒業程度）の者に入學を許

す。其の教科目は國語、漢文、作文、地理、歷史、理科、數學、圖畫、習字、倫理、外國語（獨、佛、露の中一國語）體操及び軍事上に必要なる訓育（軍事上の初步）等にて、滿三ケ年を以て終業とし、進んで中央幼年學校（東京）に入る。同校は國語、漢文、作文、歷史、理科、數學、地學、論理、倫理、外國語（同上）の外に訓育（軍事上の中等程度）體操等の諸學科を教授して、滿二ケ年を以て終業とする。以上の課程を履んで後（爾後官費修業）、士官候補生として六ケ月は聯隊に入り、親く軍隊の實況を會得し、更に陸年士官學校（東京）に入り、戰術學、地形學、築城學、交通學、兵器學、數學、語學等、高等の軍事教育を受け、一ケ年半を以て卒業し、見習士官となつて聯隊其他に勤務すること六ケ月、茲に始めて少尉に任ぜられるのである。

又中學校卒業生にして、士官となる者は士官候補生として一ケ年軍隊に就き、而して後に陸年士官學校に進む。其他將校の特別教育機關としては、戶山學校、砲工學校、砲兵射擊學校、騎兵實施學校、陸軍大學校等があつて、何れも特殊の軍事高等教育を施すのである。

第六章　戰術

◉意義及區別

戰術とは交戰法のことで、兵を戰場に操縱する實地の術である。而して戰略と似て居つて、高等戰術と成れば、戰略と區別を立つることが困難である。夫で戰術は定規戰術と、應用戰術とに區別する。定規戰術とは應用戰術の基礎と成るべきものであつて、諸兵種の性能、規定の隊形、諸運動及び戰術上の諸定則に關することを云ひ、應用戰術とは、定規戰術の應用を云ふのである。

◉攻防の利害

攻擊とは進んで戰を爲すこと。防禦とは駐つて戰を防ぐことで、各其の利害がある。今其の攻擊の利とする所を掲ぐれば

（イ）敵の勇氣を沮喪せしむることが出來る。夫には第一素早いこと。第二不意に出づること。第三猛烈なること。此の三つのものが揃つて居れば居る程、敵の士氣を挫くことが出來る。

（ロ）戰鬪動作の時期と、地點とを敵に先じて撰定することが出來る。從つて我に在りては撰定したる地點に在りて最も良き時期を以て、敵の目を眩まし、敵の兵力を或は分割し、或は集合せしめ、敵を飜弄することが出來る。

（ハ）戰鬪最後の勝利は、是非とも攻擊に依らざるを得ないのである。

又防禦の利とする所を掲ぐれば

（イ）地形を上手に利用して、其の地點を堅固にし、我が兵器の効力を充分に出すことが出來る。

（ロ）靜止して居るものから、運動して居る攻者に對して銃砲の効力比較的大なるばかりでなく、彈藥の供給が容易である。

（ハ）詳かに戰場の地形を知ることが出來る。

以上の如く攻擊にも防禦にも、各其利はあるけれども、若し攻擊、防禦何れにても爲し得る場合に於ては、必ず攻擊を爲すべきものである。要するに攻擊の利は人にあり、防禦の利は物にある。併ながら前に述たるが如く、いざ雌雄を決せんとする場合は、是非とも攻擊に依らなければならぬのである。

◉戰鬪の種類

(一)陸戰、海戰　陸戰とは陸地の戰、海戰とは海上の戰を云ふ。

(二)野戰、要塞戰　野戰とは、原野に於ける戰、要塞戰とは、要塞に於ける戰を云ふ。

(三)火戰　火戰或は遠戰とも云ふのであつて、遠距離にあつて火器に依り爲す所の戰である。是は白兵戰の準備を爲し、又は白兵戰の援助を爲し、又は敵の退却する後から追撃を掛けて、勝利の効力を完全ならしむるものである。而して戰鬪の大部分は是に屬する。砲兵は最も火戰に適する兵種である。

(四)白兵戰　白兵戰或は近戰とも云ふのであつて、近距離にあつて白兵を使用し、爲す所の戰である。是は士氣を鼓舞する點に於て最も有力なるもので、短時間に雌雄を一擧に決し、敵を陣地より驅逐して其の地を略取する効力がある。而して是には騎兵が最も適する兵種である。

◉隊形

戰術上隊形なるものは、最も大切であつて、戰術の根本であり、且つ骨幹である。此運用に依つて攻撃、防禦の戰鬪法となり、又此戰鬪法を種々に活用して、益々戰術の妙を發揮するのである。夫で此隊形は時代武器の變遷に伴ひ、一の時代區劃があつて、二つに大別することが出來る。即ち火器採用以前に在つては、白兵戰のみであつた故に、隊形も密集隊形に依つて、白兵戰の効力を完からしめたが、火器採用以後に在つては、白兵戰のみでなく、寧ろ戰鬪の大部は火戰に屬するのであるから、從つて隊形にも一大變化を來して、散兵隊形に依ることと成つた。

密集隊と散兵隊との利害

火器の益々發達するに從つて、散兵隊を用ゆる場合が、益々多く成るのは勿論であるけれども、尙ほ全く白兵戰を廢することは出來ぬのであるから、密集隊を用ゆる場合もある。今密集隊の利益を掲ぐれば

(一)一處に集つて居るから、指揮するに甚だ便利であつて、司令の思慮は部下に普く及ぶことが出來る。從つて軍紀を維持し、能く其の順序を守ることが出來る。

(二)團結したる衆多の兵力を一時に用ゆることが出來るから、其の壓力が多大である。

(三)攻撃に在つては、士氣を旺にし、防禦に在つては抵抗を固くすることが出來る。

故に密集隊は、白兵戰には最も適して居る。併ながら火戰には敵の目標と成り、損害を蒙むること大なるが故に、火戰には甚だ不適當である。之に反して散兵隊の利益とする所を掲ぐれば

(一)地形を隨意に利用することが出來て、掩蔽及び武器の使用に便利である。

(二)掛引が自由自在で、從つて其の進退を速に爲すことが出來る。

(三)敵火に對して、密集隊に比し目標を甚だ小に爲すことが出來る。

故に散兵隊形は火戰を主とする砲兵には適當である。歩兵は密集隊と散開隊とを併用しなければならぬ。

戰鬪隊形の要件と任務

戰鬪隊形に缺くべからざる要件は

第一　成るべく多數の小銃を備へ、且つ其火力を逞ふすること。

第二　成るべく敵火の被害を減少すること。

第三　戰鬪を持續するに足るべき兵力、即ち豫備隊を後方に置くこと。

此の第一要件を充す爲に多くの兵を備へ、散兵線を密ならしめば、第二要件たる敵火の被害を減ずることは困難である。又第二要件たる敵火の被害を減せん爲に兵を少く、散兵線を薄くすれば、第一要件を缺く譯であるが、素戰鬪の目的は敵に損害を與ふることが主眼であるから、夫を第一とし、我が損害を減ずることは第二に置かなければならぬ。第三の要件も亦缺くべからざることであつて、散兵線の空隙を補ひ、又は敵の不意に備うる爲である。此の三要件を具備したる戰鬪隊形は、下圖の如く、散兵線、援隊、豫備隊の三線より成るものである。

第一線の任務は

戰鬪を開始し、終局まで戰鬪を續け、其の行ふ所は、正面攻擊であつて、且つ概ね突擊を準備するのである。

第二線の任務は

第一線の缺くるに從つて之を補ひ、又掩護なき第一線

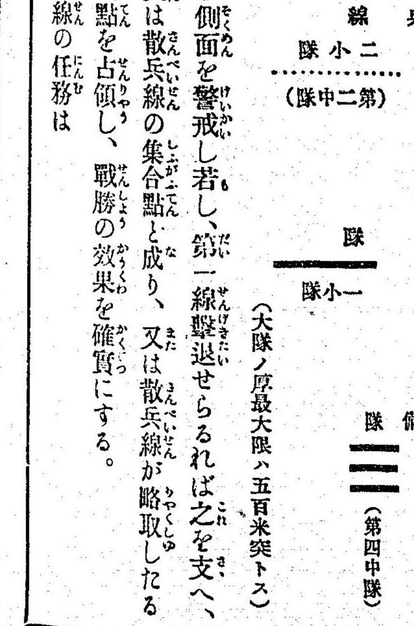

の側面を警戒し若し、第一線擊退せらるれば之を支へ、又は散兵線の集合點と成り、又は散兵線が略取したる地點を占領し、戰勝の效果を確實にする。

第三線の任務は

成るべく他に關係することの無いやうにし、諸種の機變に應ずるに備ふ。或は逆襲又は側面攻擊を爲し、若くは敵の行ふ此種の收擊に抵抗し、或は退却線を保護し、戰不利なれば敵兵を遮止するのである。

◉歩兵隊形

橫隊々形　橫隊々形とは、隊伍の橫廣に整列したるを指す、是は諸種の隊形を作る基礎であるが、此利益は火戰に於て多くの火器を排列するを得るのみならず、縱深小なるが爲め、砲火の損害を被むることが少い。併ながら此害は縱隊に比すれば運動が容易でないのと、死傷を多く出せば、全隊動搖する憂がある。夫に運動が困難であるから、方向變換を爲す時の如き、多くの時間を費し、地形不利なるとき、又は敵火の中に在つて潰亂する虞がある。

縱隊々形　縱隊々形とは、隊伍の縱長に重複したるものことである。是も亦諸種の隊形を作る基礎と成るのである。其の利益は運動が容易く、集合も狹小の地面に爲すことが出來、方向を變換するも容易であり、司令の指揮に便利にして一隊の團結力強きが故に、攻擊力も強く、側面の抵抗力も多い譯であるが、其の害は火器の排列に不便なるのみならず、縱深大にして、敵火の害を被むることが多いのである。

方陣　今我操典に於ては、之を採用して居らぬけれども、往古に在つては、此の方陣に依つて戰鬪を爲したものである。而して方陣は我に在ては射擊の限界狹小なる爲、一方面に衆多の火器を使用することが出來ないのみでなく、敵に取りては重大の目標と成り、多くの敵火を受るの不利がある。

戰鬪隊形　現今の戰術は、橫隊、縱隊執れにも偏するこ

となく、互に之を用ひ、兩々相援助するのである。夫故に散開線のみの戰鬪を爲すこともなく、密集隊のみの戰鬪を爲すこともない。互に其の長ずる所を利用して初めて戰鬪の功果を奏するのである。

大隊の密集隊形　一人の號令にて充分に指揮し得る密集隊形は、大隊が最大限度である。夫以上の聯隊、旅團等に在つては、到底一人の號令にて屆くものでない。夫で大隊の密集隊形に於ては大隊縱隊、縱隊橫隊の規定があつて、橫隊の規定は無いのである。今大隊縱隊及び縱隊橫隊の用處を掲ぐれば

◎大隊縱隊は狹長なる地形の集合隊形に適し、又行軍の集合には速に開進して休憩し、速に途上縱隊に移ることが出來る。正面が比較的狹小にして、運動が容易であるから、戰鬪前縱長を短縮するに及ばざる間の運動には、屢々用ひらるゝのである。

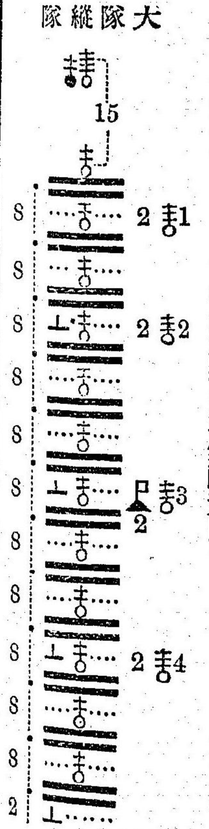

◎縱隊橫隊は各々其の長所を併用したものであつて、各中隊間の間隔は、各中隊に運動の餘裕を與へ、橫隊に於ける運動困難の害を少からしめ、縱隊の薄きは敵火の害を減し、各中隊の正面は橫隊の利益があつて、各中隊の側面は縱隊の利益がある。此隊形は射撃界内の運動にも用ひられ、又戰鬪準備の隊形或は、縱長よりも正面の廣きを要する場合等にも用ひられ、戰鬪後の集合に在つても、此隊形を用ひらるのである。

歩兵大隊の密集隊形圖

（隊合隊及び旅團の集く省を之形隊は）

大隊長　中隊長　副官　小隊長　旗手　大隊旗手長　喇叭手

◉騎兵隊形

橫隊隊形　とは騎兵襲撃の隊形であつて、其の利益とする所は、諸部隊同時に敵に衝突し、多數の白兵を使用することが出來るのみならず敵火の害を蒙むること少なく、又隊面廣きが故に、攻撃に際して敵を包圍することが容易である。又一直線の前進運動には、其の速力を增大することが出來る。故に方向を變換するの憂なきとき、敵を襲撃する場合に用ひらるゝのである。

縱隊　橫隊

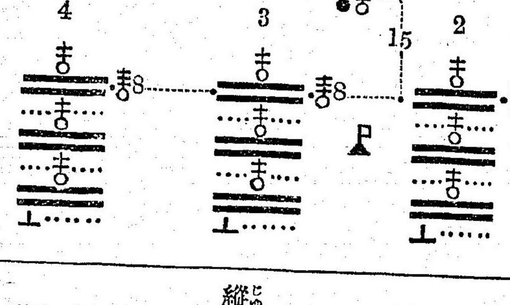

梯隊々形　梯隊とは、前後に位置する軍隊の配布であつて、此隊形は橫隊の變形で、特別の場合にのみ用ひらるゝものである。即ち隘路を過ぎて直ちに展開するとき、又は集團の隊形が急に襲撃に展開するとき等に用ひられ、否されば歩兵襲撃の場合に用ひらるゝのである。

縱隊々形　是は諸方向に運動すること容易にして、行進方向及び正面を變更すること自由である。又地形に適應せしむることも容易く、指揮容易にして結合力强く、攻撃線を側面に編成することも容易である。併ながら敵火を蒙むる虞もあり、又正面が廣くないから、敵に

包圍せらるゝ危險もある。

散開隊形　是は衝突力微弱にして、騎兵には適せざるが如くなれども、其の運動は極めて迅速に且つ敵火を蒙むる損害少きが故に、砲兵又は散開せる歩兵を襲撃するに用ひられ、殊に敗兵を追撃するには、最も適當なる隊形である。

騎兵聯隊の密集隊形圖

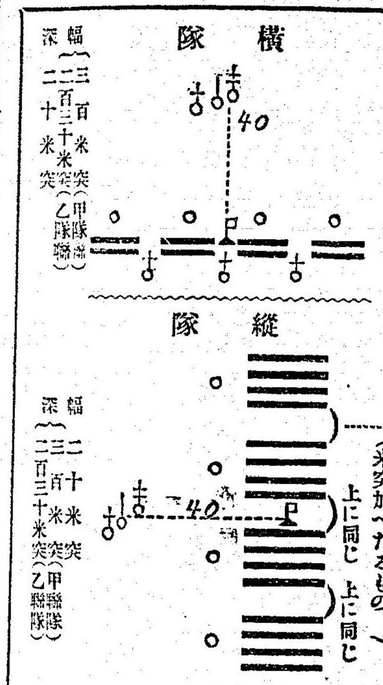

縦隊横隊　縦隊は運動に便利にして、且つ地形地物を利用して、敵の射撃を避くるに適し、横隊は射撃に便利にして、且つ戰鬪の開始に適す。

縦隊横隊

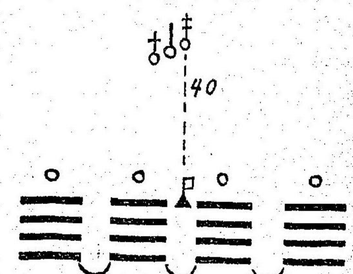

縦隊々形　砲兵隊形は、十分の間隔を有する横隊々形が最も良い。けれども大部隊に成ると、正面が大きく運動に不便であるから、縦隊々形も用ひらるゝのである。即ち縦隊の利とする處は、地形の影響を受けないのと、地形地物を利用することも容易である。尚又開豁なる地形に在ても、方位及地形の關係に於て、敵に我所在を認識せしめぬことも出來る。森林、村落等の前方に於て側方運動を行ふ時に、砂塵を起さゞれば、敵をして其の認識は益々困難ならしむることが出來る。又各砲車同時に放列を側面に布置することも出來る。

横隊々形　間隔を有する多きものに在つての利は、縦深淺きが爲め、敵火に對し目標を數個の小部に分ち、從つて損害を受くること少く、又或砲車に敵彈命中し、擾亂を生することも直接に他砲車に影響せぬ。又各砲車は轉回並に前車の彈脱等に便利にして、且つ戰備迅速にして、運轉甚だ便利である。間隔を有する少きものに在ての利は、狹小の地域に集合することも出來、且つ其指揮が甚だ容易である。間隔を有する多少に拘はらず、横隊は縦隊に比し敵火の損害少く、又砲車は、同時に放列を前面及び後面に布置することが出來る。

戰鬪隊形　普通の土地に於ける砲兵中隊の戰鬪隊形を圖示すれば左の如し。

野砲中隊の戰鬪隊形

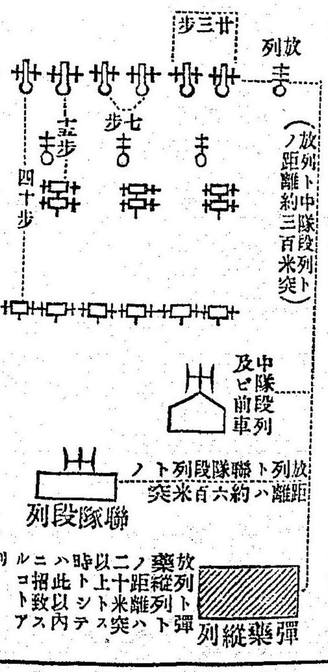

山砲中隊の戰鬪隊形

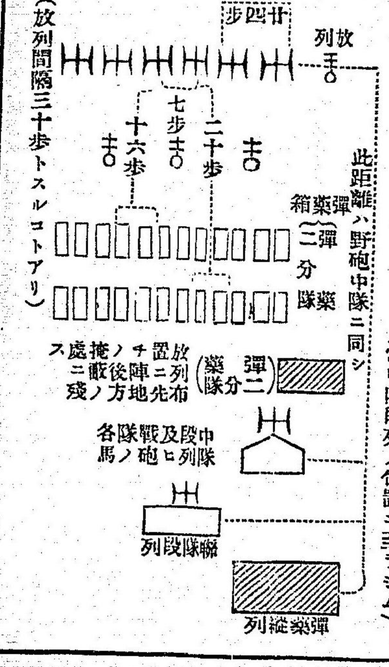

此第一線は放列に備へたる砲車隊、及び彈藥小隊より成り。第二線は中隊段列にして、此位置は力めて放列に接近し、敵彈の危害少き翼に在つて蔭蔽し、放列との交通は容易にして、其の進退自由なるを要す。第三線は聯隊段列にして、或は一處に集め、或は前後に兩分して梯置す。此位置は敵彈を蒙むること無く、靜肅に彈藥補充を爲し得る限り、力めて放列に接近し、交通自在にして、容易に之を發見し得べく。又道路狹隘中に在るを避けて、其の隊形は能く遮蔽物を利用し得る如く定むるのである。彈藥縱列は、戰鬪が開始されれば、總指揮官之を招致し、砲兵隊長に通知す。砲兵隊長は、部下に報告し、此の處に至りて彈藥の補充を受しむるのである。

◉步兵戰鬪

現今步兵の主要なる戰鬪法は、散開戰なり。是れ時代の然らしむるものにして、密集戰は既に過去の時代に屬せり。然れども密集隊の射擊も、亦時としては用ひらるゝ。即ち騎兵の襲擊を受けたる時、又は散兵線中に存在する適當の地物に據りて、猛烈に射擊し得る時に用ひらる。而して步兵射擊は、其の射擊法に由つて一齊射擊と各個射擊との二種に區別せられ、又射擊の速度に由つて、並射擊、急射擊の二種に區別せらるゝのである。夫で各得失あつて、一齊射擊も動作を確實にし、精神を沈着ならしむれば、能く其の目的を達することが出來る。けれども亂雜なる一齊射擊は、却つて害がある。各個射擊も精密に且つ迅速に好機を見て、數多の銃丸を發射する利益があるけれども、不規律の隨意射擊となれば、遂に銃丸を浪費するの弊害がある。並射擊、急射擊も時と處とに應じて、其の必要を考へなければならぬ。遠距離に於ては多く並射擊を用ひ、近距離に於ては多く急射擊を用ひるのであるが、要は射擊の緩急よりも照準を精確にし、射擊の效果を全ふするにある。故に步兵戰術に在ては常に敵に優るの銃器の多數を備ふることが第一の要訣である。

展開　步兵の戰鬪は射擊の效力に依つて決するものであつて、散兵部隊の展開を以て戰鬪を開始する。夫で初め幾干の散兵を展開すべきやと云ふに、一般は少くとも敵の不意の襲擊を豫防し得るの兵力を展開するのであるが、初めより何れの點に決戰の發現すべきやを先見し得ることは稀である。故に先づ以て通常粗薄なる散兵部隊を展開し、愈々決戰を求めんとするときには、出來得る限り多數の散兵部隊を展開すべきものである。

散開　戰は散開に始まるのが通例であつて、敵火の有效地内に在つては、密集部隊は、唯掩護物の後方に於てのみ進出することが出來るのであるからして、掩護物を去れば直ちに散開しなければならぬ。其方が充分に兵器の效力を發揚する利益がある。散開に於ては、敵と接觸を求むることゝ、我動作の自由を求むることゝに注意し、成るべく其兵力を節約し、輕忽にしてはならぬ。併ながら若も敵に先を制せられ、不意に敵火を受けたる場合は、我も亦速に敵の射擊と匹敵すべき兵力、又は出來得べくんば之に優る兵力を散開して之に當り、我動作の自由を求むべきものである。

散兵線の運動　步兵操典にあるが如く、散兵線の運動は、敵前に於て施行するものであるから、極めて單一なるを要し、而して敵火の效力微弱なる間の運動は、秩序と連繫とを維持することを主要とし、其の效力著しきに至れば、捷路を經て敵に接近するを主要とす。是

れ敵火の效力を減じ、我火力の效果を發揚せしむる爲である。

駈足或は疾驅を用ゐる場合　此運動は靜肅に行ふことは困難なるのみでなく、射擊を爲さんとする前には、氣息奄々として、爲に銃火の命中を阻害することを考へなければならぬ。是を用ゐる場合は、陰蔽地を出で、若くは射擊位置を去つて、他に之を求むるが爲に、敵の有效射程內に於て、開豁平坦の地域を通過するときか、又は散兵突擊を爲すとき、迅速の集合を要するとき、稀有の時期に在つて、運動中に火線を作り、又は之に增員を爲すときに用ひらるゝのである。

躍進　射擊の距離を短縮せんが爲に、火戰中射擊の有效距離に在て、露身して前進を要するときに用ひらる。而して其の距離及び時は、敵の射擊力の如何に依つて定めなければならぬ。而して之を實行するに當つては、

掩護物を出で、前進すべきことを兵卒に要求するの度數、愈々多きに從つて、愈々其實行困難であるから、出來る限り度數を減少し、之を開始すれば、成るべく長い距離を躍進せしむべきものである。躍進距離の長短は、各々其の利とする所があるけれども、各國に於て定めて在る躍進一回の長さは、獨逸に於ては八十米突、墺國に於ては四十五乃至六十米突、露國は七十一米突、伊太利は七十五米突、佛蘭西では一掩護物より他の掩護物までと定めてある。素躍進なることは、實際の必要より生じたる一種の補助法であつて、平坦地を過ぎて前進する爲に用ゆる攻擊方式ではないのである。

散兵線の增加　之は損害を受けたる散兵線の火力を維持すべきとき、又は更に火力を增大すべきとき、前進を奬勵すべきときに行はるゝもので、此方法に延伸增加と伍間增加の二法があり。延伸增加は、命令實施並に指揮に便利であつて、且つ散兵線濃密ならざるが爲め、被害少く、各兵は銃の使用自由なるの利益あるけれども、比隣部隊の爲め或は地形不利なるが爲め、又は危殆の點に向ひ、迅速に增加を要する爲め等の事由に依つて、往々行はれない事がある。伍間增加は多くの場合に行ふことが出來る。けれども部隊の混雜、戰線稠密なる爲め、喧騷を生じ、爲めに彈藥を浪費する傾と成り、却つて敵の照準を容易ならしむる害がある。

散兵の集合併合　散兵の集合は攻擊に在つては、追擊射擊を終へたる後に於て之を爲し、其の時の狀況を考へて適當の置位に在るべきものである。退却の場合には敵の追擊を受けざるに至りて、初めて之を爲し得べきものである。

散兵の併合　は、騎兵の襲擊に對して、或地物の背後に集團し防禦するとき。又は小なる正面より多數の銃火を用ひんとするとき。又は敵の射擊を受けざるとき。或は掩蔽物に依つて隊伍を整頓する爲め一時之を行ふものである。

銃劍突擊　前に述べたるが如く、現時火器の發達益々盛んにして、步兵戰鬪の大部を占むるものは、火戰であるけれども、敵に接近すること百五十米突乃至二百米突に至り、攻擊點に對して火力を集注するも、尙ほ敵兵を驅逐し能はざるときは、更に躍進して其火力の熾盛を極め、轉じて速に銃劍突擊に移るのが利益である。素より此場合に於ては、死傷者を生ずることも多く、又隊伍の混淆を來すことも免かれないことである。けれども雌雄を一擧に決し、敵兵を驅逐するには外に取るべき手段がないのである。此の時は一に勇敢なる士卒の士氣に待つべきのみで、各國共此銃劍突擊を廢し

たる所なく、彼の露國の如きは、寧ろ之を奬勵する。スワロフの如きは彈丸を魯鈍の女子なりとし、銃劍を勇壯なる少年なりとして居る。ドラゴミロフは勇悍を以て聞ゆる將官なるが、彼は「兵卒銃劍を愛玩し、巧みに之を使用せば、對抗するものなかるべし」と云ひ、又「敵を奇襲すべき時間を射撃の爲に失ふが如きは、策の得たるものにあらず」と云つて居る。白兵戰亦無用の業にあらず。而して白兵攻撃を爲す最も適當なる隊形は、密集隊即ち縱隊であるが、是は敵の火力衰へたる後でなければ用ゆることは出來ない。迅速に銃劍突撃を爲すには、多く散兵線の突進、又は援隊の横隊攻撃を以てするのであるが、全勝を決するには尚衆圍突撃を要することが多い。銃劍突撃の奏效を期する秘訣は、先づ火戰を以て敵の勢を挫き、迅速に好機に投じ、果敢斷行すること、目的點の遠隔せざることは勿論である。一旦突撃に移り躊躇して、又再び火戰に轉ずるが如きは、其の結果必ず失敗するものである。故に攻者に在りて勝算明かなるを見、一と度銃劍突撃に移れば、勇往邁進、白兵に依つて以て敵を鏖殺するの覺悟なかるべからず。若も白兵戰利あらずして、撃退せらるれば、唯速かに付近掩蔽物の背後に退却し、集合すべきものである。斯かる時に於ては敵火を蒙むること殊に多い。

◉騎兵戰鬪

騎兵戰鬪は白兵攻撃の一法あるのみで、馬上の火戰は效力少く、徒歩の火戰は變則である。騎兵は防禦に適せざる兵種で、眞個の攻撃兵種である。馬匹は進退迅速にして、敵に向つて突進するには適當であるけれども、敵火の中に駐まることは至難であり、且つ騎者の射撃も亦

不適當のものである。つまり騎兵は勝敗極端の兵種で、襲撃に當つては、全力を竭して一擧に勝敗を決するのである。

歩度　是は常歩、速歩、駈歩、襲歩の四種があつて、常歩は一分間に九十米突、速歩は二百十米突、駈歩は三百米突、襲歩は馬匹の馳走力の限度を極むるものであつて、是は襲撃の時に用ひ、駈歩は展開、開進或は襲撃戰に用ひ、速歩は戰鬪間の運動に用ゆるのである。

密集部隊　騎兵は前に逃ぶる如く、勝敗を一擧に決すべき性質のものであるから、其の戰鬪隊形も、勢ひ密集部隊と爲さなければならぬ。けれども現今火器の進歩著しき時に當つて、尚且つ此の密集部隊に依るを得るや否やは、實に講究すべきことである。今に於ては殆んど騎兵の白兵戰を爲し得るは、僅かに歩砲兵の彈藥を消盡したときか、又は銃砲火の援護なき騎兵に對するときの外は、其の性能を發揮することが出來ない。故に現今では騎兵を戰鬪よりも寧ろ警戒、捜索の任務に當らしむるに至つた。之れも一に火器の進歩著しきが爲である。

騎兵の武器　騎兵本來の目的は、襲撃であるからして、是に携帶せしむべき武器は、殊に精鋭なるものを撰ばなければならぬ。而して騎兵に刀、鎗何れを利とするかは、各國に於て軍事上講究しつゝあることで、或は刀を利とし、或は鎗を利とする。鎗を利とするものは、第一進軍の場合に於て鎗の效用は刀の如き比にあらずとし、第二追撃の場合に於ても、鎗の效用は著しきものありとて其利を說き。刀を利とするものは、之に反對して、鎗は捜索及び徒歩の場合に於て不便であり、且つ接戰の場合に於ても亦刀よりも不便なるのみならず、刀を携帶するに比較し、中隊に於て徒歩し得るも

の丶數を減ずる不利ありとし、各國とも或は刀を使用し或は銃を使用して居るのである。

乘馬戰　乘馬戰に於ては攻守何れに拘はらず白兵を以て襲撃する一法あるのみ。前に述べた如く、火器の進歩に從ひ、騎兵襲撃の效力は減少せられたけれども、場合に依つては犧牲と成つて、襲撃を實行しなければならぬこともある。殊に警戒、捜索等の任務中、敵騎と衝突するに當りては、此襲撃を用ひなければならぬ。夫ゆゑ全然襲撃を廢することは、今日尙ほ不可能である。

△襲撃の要訣

一　兵隊は能く指揮官を信頼して、大敵を恐れず小敵を侮らず。指揮官は能く地形と時機とを察し、勇斷果決、突貫に當つては、一意勇悍に進撃すること。

二　敵騎に對して機先を制し、我より先づ襲撃を爲すこと。

三　攻撃點の撰定を誤らずして、團結鞏固に、攻撃力猛烈なれば、我に優れる敵騎なりとも恐るゝに足らざること。

四　敵の不意に出づること。

五　好機會に投ずること。例へば行軍中の歩兵であるとか、展開戰又は展開しつゝある騎兵、射撃の準備なき砲兵等を襲撃すること。

六　鋭鋒を避け側面とか、背面のやうな弱部に向つて襲撃を爲すこと。

七　捜兵を前面、側面に出して、警戒を怠らざること。

八　展開は最も其時を選ぶべきこと。早過れば敵に知られ、遲過れば好機を逸す。

九　逐次兵力の增加は、前に逃べたるが如く、雌雄を一擧に決する騎兵の本旨に協はぬのであるから、初めより勝利に必要なる兵數を使用するは勿論であるが、尙後方に豫備隊を置き、攻撃を續行することを圖り、攻撃を中斷せしめざること。

△襲撃の種類

密集襲撃　是は密集隊形を以て、敵を襲撃するのであつて、敵の騎兵又は歩兵の密集部隊を蹂躙潰亂せしむるが爲に用ひらる。騎兵に在つては、兵數少くとも、密集隊形に依れば、散開隊形に於ける優勢の敵に對して勝利を制することが出來る。

密集襲撃に最も適切なるは横隊である。縱隊隊形と爲すは特種の場合である。即ち敵の一點に向つて猛烈に之を蹂躙せんとするとき。又は攻撃點の正面狹小にして、横隊を以て實撃することの出來ぬとき。數回に一點を攻撃せんとするとき。横隊に展開することの出來ぬとき。人馬の疲勞したるとき等である。

梯隊襲撃　是は其の各梯隊の距離適度ならざれば、其の效力がない。此の距離は五十歩から百歩の間を良とする。小に過れば、第一梯隊效を奏せざるとき。後續梯隊も亦敗滅し。大に過れば、第一梯隊效を奏したるとき、其の勝利を收むる機を失する虞がある。是は横隊の變形であつて、特種の場合に用ひられる。即ち横隊に展開するに要する時。又は餘地なきとき。又は敵線の一點を衝かんとするとき。連續敵を脅かし、恐怖の念と擾亂を來たさしむる目的を以て歩兵に對するとき等である。

散開襲撃　是は横隊より爲すものであるが、急速を要するときは、縱隊より爲すこともある。是は衝突力薄弱であるけれども、其の運動が迅速であつて、敵火を被むることが少いから、砲兵又は散開せる歩兵を襲撃するに用ひ、又追撃にも之を用ゆるのである。而して

接觸を保つべきか間隔を置くべきかは、我指揮の難易と敵火の效力如何に依つて定むべきものである。

追撃　最初の衝突なり、又は接戰後に於て敵が敗退したならば、直ちに追撃を爲すべきものである。隊形は密集隊形なり、或は散開隊形なり、其の時に應じて行ふべきものであつて、成るべく敵をして再び反抗せしめぬやうに、又敵の損害を多からしむるやうに、敵の背後より急進すべきものである。併し十分の注意を拂はないと、時には敵の反撃を受け、却て勝利の効果を沒するのみでなく、敗北するやうなことにもなる。

集合　接戰には追撃後に於ては、逸早く之を行ひ、戰況の許すときに於て、其固有の編成及び序列に復すべきである。

△徒歩戰

之れ已むを得ざるときに於て用ゐるものであつて、普通防禦の時に於て之を用ゐる。即此の法に依らざれば騎兵が其の目的を達するに、他の手段なきときに限るのである。騎兵が徒歩と成れば、是れ歩兵の變形たるに過ぎぬのであつて名實相協はぬやうなものであるけれども、歩兵に比して運動が迅速であるから、敵の豫想せざる地點に於て不意に戰鬪を開くことが出來るのみならず、不利と見れば再び乘馬して之を避るに早く爲し得るのである。其の携帶彈藥は、僅少であるから、成るべく短時間に成功するやうに動作しなければならぬ。

徒歩戰の區分　徒歩戰は中隊を以て單位とし、徒歩戰を爲す部隊、手馬、戰鬪斥候、馬上豫備隊に區分し、而して徒歩戰を爲す部隊は、凡て歩兵と同き要領にて戰鬪を爲す。此の兵數は戰鬪の目的及び手馬の行動を要すると否とに依つて相違がある。手馬を行動せしむべきか、停止せしむべきかは、戰鬪目的に從つて定まるもので、是は將校又は古參の下士に指揮せしめて、敵の射撃と通視とを避る位置に在る樣に爲し、常に散兵と連絡して散兵が前進行動を爲せば、適宜運動に從つて其の位置を轉じ、散兵が再び乘馬するときは、速かに馬匹を供すること緊要である。戰鬪斥候は通常乘馬するもので、徒歩戰鬪部隊及び手馬の爲に側面の警戒に任ずるのである。若し地形が乘馬にて動作することが出來なければ、徒歩の騎兵を用ゆることもある。

馬上豫備隊は、歩兵戰を準備する間、及び其の戰鬪中は、常に敵を警戒し、手馬を掩護し、又は好機に乘じ襲撃を行ひて徒歩戰の効果を收め、又は徒歩部隊再び乘馬するときに際り、敵の逼るあれば逆襲して之を撃退する。

◉砲兵戰鬪

戰の勝敗は敵を戰場より驅逐するにあるが、砲兵のみにては其の勝敗を決することが出來ない。砲兵は戰鬪を持續するのであつて、敵を驅逐するは他兵の任務であるが、他兵は亦砲兵の援助を藉らざれば、能く其の効果を收むることは出來ぬのである。

砲兵射撃　速射野砲は、着彈距離六千米突、速射山砲は四千米突の遠きに達すれども、觀測上最も有效なる距離は、速射野砲に在つて四千米突、速射山砲に在つて二千米突である。砲兵射撃は彈種及び速度、其射角の異同に依つて區別されてあるが、速度や射角の異同に依る區別は略して、彈種に關する說明を爲やう。是亦着發射撃、曳火射撃、霰彈射撃の三種に區別され、着發射撃は、着發する信管を裝し、彈着の激突に依り、

信管發火し、彈丸を破裂せしめ、其の破片及び彈子の爲に效力を現はすものであつて、榴彈、榴霰彈共に用ゆる。是は破壞力强大にして、且つ爆烟多く着彈を知るに容易であるから、距離を測定する等試射に適し、又家屋、橋梁、墻壁等に對して、之を破壞するに適す。又我兵を超越して發射するにも適し、必要があれば、堅硬の土地に於て霰彈射擊に代用することも出來るのである。曳火射擊は曳火する信管を裝置せる榴霰彈を以てし、目標の前方空中に於て破裂せしめ、其の破片と彈子とに依りて效力を現はすものである。此の利とする所は目標前方の土地の堅硬柔軟に關係せざると。掩蔽物の背後に居る所の敵を射擊するに適し、破片の數が他のものより多いから、射擊距離の分明なるときは、其效力著大なるものである。霰彈射擊は速射砲に在つては用ひないのであるが、是は砲口より直ちに彈子の束簇を生じ、恰かも獵銃の彈子の如き效力を有するのである。夫故近接せる敵に對し、防禦の用に供するものであつて、大概五百米突以內の距離に於て用ゆるのであるが、是は土地の堅硬柔軟に因て其效力を異にする。併し是は使用簡便で迅速なる利がある。

凡そ戰鬪の初めに當つては、敵砲兵を目標とし、最も我に害あるものを先に射擊すべきものであるが、時に依りては最も撲滅し易きもの、又は密集せる步兵部隊を射擊する方が良いこともある。步兵に對する射擊法は先づ其の前線を射擊するのが通例である。散兵を射擊するときには、其の全線を覆はしむるやうに射彈を廣くする。三十米突以上の幅があれば、砲火を分つのであるが、若し前線に大影響を及ぼすべき密集せる大部隊があつて、然かも夫が打よき場合は、前線を射擊せずして無論其の大部隊を射擊すべきものである。騎兵に對しては、集團せるときに限り、遠距離に於て射擊すべきものである。騎兵が來襲したならば、砲兵は迅速に然かも冷靜なる體度を以て、急射擊を以て之を擊退すべきものである。又總て掩護物のある敵に對しては、斜方向より射擊すべきものである。是等は普通の場合であるけれども、時に依りては高等司令部、輕氣球、觀測所、機關銃、探照燈などを射擊し、又夜間射擊の必要を生ずることもある。夫故に夜間陣地に止まるべき砲兵は、目沒前其の準備を爲し置くべきものである。

陣地の選定　是は砲兵戰術中の主要なることである。此の選定如何に依つて、其の效果に大影響を來たし、從つて全軍の勝敗にまで關係を及ぼすものである。夫故砲兵は戰鬪の初に於て、各兵に先ち其の陣地を選定しなければならぬ。陣地撰定に就て必要なる條件は、展望自在なるべきこと。成るべく敵に向ひ緩斜を爲せる高地等にして、敵を瞰制し得ること。砲車間隔を充分ならしむる爲に地幅を相應に有つべきこと。近距離の地をも掃蕩し得るやう、成るべく射界の廣濶なるべきこと。砲車の位置は平坦にして且つ堅硬なるべきこと。是れ砲車の傾斜したり、動搖することは甚だ不利なるが爲である。指揮上の便を得る爲に砲車の位置を通觀し得べきこと。成るべく放列正面が射線に直角となるやうな位置を撰ぶべきこと。我に差支ない限り、敵をして其の射彈觀測を困難ならしめ、且つ我陣地を認識し難き地點を撰ぶべきこと。成るべく進退に容易なるべきこと。觀測に便利なるべきこと。段列は砲兵の戰鬪力を持續し、其の彈藥を供給するのであるから、安全にして、且つ距離の遠からざる適當の地點を撰ぶべきものである。

攻撃の要領　砲兵の攻撃を開始するは、歩兵の攻撃に先だち、全砲兵をして守者の敵砲兵を撃砕せしむるのが通則である。而して敵砲兵を萎靡せしめたる後は、我攻撃點を射撃し、歩兵攻撃の準備を爲すのであるが、時には陣地を轉じて、歩兵の火戰を援助し、其の前進を誘導することもある。夫で愈々敵と我との歩兵が接近して、我攻撃點に向つて射撃を爲すことの出來ないときにも、尙敵砲兵又は其の後續部隊、又は豫備隊に向つて射撃すべきものであつて、敵が退却すれば、之を追撃するに、前方の地點を撰び、陣地を轉じて攻撃を續行すべきものである。此場合に射撃を中止するは甚だ不利である。我歩兵若し退却すれば、砲兵は之を收容する任務を有するのである。

防禦の要領　砲兵の防禦は、敵の展開を妨害するが爲に、是非初めに戰闘を開始し、若し敵主力の來るべき方向が最初分明ならざるときは、砲兵の一小部が之に當り、大部は豫備とすべきものである。又一と度砲戰開始せられたならば、攻撃のときと同じく、全砲兵は猛烈に射撃を行はなければならぬ。若し位置、砲數等に於て、敵が我に優ること明にして、砲戰を爲すの不利なる場合に於ては、敵の砲撃を避けて敵歩兵の近くを待ち、之を射撃し粉碎すべきものである。而して準備火戰の間は、常に敵砲兵に對し、攻撃實施の間は敵歩兵に對して射撃すべきものである。敵が近付たならば、零分劃の榴霰彈、又は霰彈を以て小銃射撃を援助し、敵が退却したならば、其密集部隊に砲火を集中し、其隊伍を擾亂するやうに力むべきものである。是に反し戰不利にして退却を要する場合に於ても、砲兵は其の命令の下るまでは、陣地に駐りて退却部隊を援護したる後、常歩を以て退却運動を爲すべきものである。併しなが

ら後方に收容陣地を占領すべきとき、又は士氣沮喪の虞なきときは、速歩に依ることもある。退却に際り我軍をして能く整頓し行軍縱隊に移らしめ得るものは、實に砲兵の力である。此場合に於ては彈藥を要すること、殊に夥多なるが故に、其の補充を顧慮し、且つ退却に際つては、側方最も危險なる故、側方には殊に注意すべきものである。

第七章　軍馬

◉軍馬心得

△緒言

凡そ戰爭になくて叶はぬものは馬である、敵と戰ふは勿論、兵器彈藥被服糧食等の如き、戰場に必要なる物品は、悉く皆馬に依て運ばるゝのである。夫れ故に騎兵は勿論砲兵の如きも、馬なければ其任務を盡すことは出來ないのである。又輜重兵の如きも其輓馭馬は幾千人の敵を殺し得る彈藥か、若くは幾百の人馬の生命を繋ぐ大事の糧食を運搬しつゝあることを思ひ、且此彈藥や糧食が、戰場に現在と缺乏とが、如何に戰闘の勝敗に關係するかを考ふれば、吾々馬を取扱ふ軍人は、深く馬の大切なることを忘れてはならぬ。扨此馬には元より生れ立ち善惡はあるが、此馬を使ふ上に就ては、人間の取扱が最も大切で、其取扱に由ては如何なる良き馬でも充分の働は出來ず、又劣等の馬でも取扱次第では隨分立派に使用せらるゝのである。であるから馬を使ふものは、此の馬の良否よりは先づ自分の取扱方に心懸けねばならぬ。

馬に對する凡ての心得は、各種の場合を別ち以下に記載

した事柄は、別段困難なる事や面倒な事ではない。何人にも一度見れば直ぐに解かる事柄である、併し唯解つた計で、之を實際に行はねば何にもならぬ。從來馬の事は能く承知しながら實行しない事が多い、本書を繙く者は眼に見たばかりでなく必ず手に之を實行する事を忘れてはならぬ。偖其實行は如何にしたら出來るであらう。夫は外でもない。心から馬を大切にすると云ふ事になれば可いのである。

△一般の取扱

緒言にも云た如く、馬の使用に堪ゆると否とは一に其の取扱に依るものであるが、就中其性質の善惡に至つては、全く取扱の良否によるものである。日本馬の性質が惡い、馬添が惡い、人を蹴る、馬を咬む、暴れる驅ぐと云ふ事は、皆日本人の取扱が善くないからの事である。其の證據には、同じ馬でも軍馬は、地方人民の馬に比べると其の性質が餘程柔順だ、是は馬が違のふではない、其取扱が違ふからである。一體日本人は甚だ殘念ながら、動物の取扱が粗暴で困る。此の粗暴なる結果が、現在の地方馬の如き恰も猛獸同樣な馬が出來たのである。

地方人民が一頭づゝ使用するのには猛獸でもよいが、多數集つて使用せらるゝ軍馬には、如何に馬が上等でも、其性質が溫順でなければ、全く役に立たぬ。其處で此の馬と人との間柄は、丁度世間で云ふ嫁と姑の關係と同じで、一方が柔順なれば一方も可愛がる、一方が可愛がれば一方は益々柔順になる。夫故馬を扱ふ人間は姑の位置に立ち、假令嫁たる馬が不柔順なことが在ても、無暗に是に粗暴な取扱をせず、又少しにても溫和に服從するときは、能く能く之を賞める樣に仕向けたいものである。

何にせよ理屈も云はずに勞役に服する此の可憐な動物には、何處までも慈愛を以て向ふのが、物の道理でもあり、又實際必ず效驗があるのである。偖て取扱上最も甚しき惡例の一二を擧ぐれば、箒其他の得物を以て、馬體を打つこと、足にて馬體を蹴ること、銜を以て口に當る等である。其他食物を與へぬとか、左なくとも之を減すとかに至りては、是は論ずる限でない。斯の如く形の上に顯れることは云ふ迄もないが、假令外から見えぬ迄も、其取扱の親切と不親切とは、永い間に馬の氣質と體力とに關係することが、實に多いと云ふ事を能く考へねばならぬ。

以上は馬の性質に付いて述べたのであるが、取扱の不注意は、唯性質許りではない、馬體に不時の怪我を起さしめ、病氣に罹らしめ、其體力を衰弱せしむる等、終には其馬を廢物にする樣なことに爲るのである。

前にも述た如く、微發馬の中には、折々人馬を蹴る癖の馬がある。是等は、取扱に注意して、漸次矯正せねばならぬが、其癖を矯正までの間に、多くの人馬を損傷する如き事があつてはならぬ。之を防ぐに、最も便利な方法は、人馬に危險なる馬には、其尾毛に見易き布片を結び附け置くのである。斯の如くすれば、何人も直に其馬の危險なることを知り、其傍を通行する時に、能く注意する故、自然蹴られる等の事が無い樣になるのである。併し、斯の如くするからと云ふて、惡癖のある馬を平氣で、其儘にして置く樣な事があつてはならぬ。朝に夕に之を矯正すると云ふ心懸は何處迄もなければならぬ。

△手入

手入の效用

馬の手入は、唯外觀を作るが目的でない。衞生上一日

も缺くことの出來ぬものである。若し手入を怠るときは、身體凡ての機能が弱り、其發育を妨げるのみならず、垢が附いた爲に、種々の皮膚病や外傷が起る。其外傷、疾病等に就ては、後に詳しく說明するが、要するに馬の手入は、外觀を飾る爲だから戰地等では決して叮嚀にする必要はないと云ふが如きは、大なる誤りである。人間は戰地等では隨分長い間、入浴をせぬことがあるが、身體に衣服を着て居る故、直接に身體に塵が附かぬ、又顏や手は朝に晚に自分の手で洗ふ、夫に襦袢や袴下を時々洗濯すれば宜しい。併し馬は全身裸體であるから、種々の汚物は直接身體に附着する故、日々之を取去らねば、到底身體の淸潔を保つことが出來ぬ。夫であるから戰地等では、殊更日日の手入を、充分にするの必要があるのである。

手入の際の注意

手入の際に一つ大切な注意がある夫れは外でもない、馬の體を仔細に檢査することである、偖ての病氣や

大なる外傷等は、行軍途中等でも、直に發見することも出來るが、馬は自分の口で訴へることが出來ないから、些少の苦痛や外傷は、馬體に就いて能く〳〵檢査した上ならでは、發見が出來ぬものである。夫故朝夕手入の際は、手入を始める前、先づ頭の先から蹄の先まで、能く能く仔細に檢査せねばならぬ。唯體を見る計ではない、呼吸や其他全體の馬の樣子に、注意することが大切である。馬體の異常は多くは此時に發見される。若し此檢査を怠つて、故障を發見せず、其儘一夜を明すか、若くは其儘出發する時は、益々大患となり、終には翌日勤務に就くことが出來ないか、或は其日途中に於て動くことも出來ずして、己れ一人途中に取殘される樣な目に遭はねばならぬ。取殘された者は夫でよしとしても、途中俄に馬一頭を缺く爲に、其軍隊に及ぼす不都合は、決して少くない。左れば此檢査程大切なものはない。

次に以上の檢査を終つた後、綿密に蹄鐵を檢査せねばならぬ。此檢査を怠ると、出發の後途中にて落鐵し、一時動くことが出來なくなる。此檢査の方法は、「蹄鐵」の處で詳しく云ふから、此處には唯檢査を行はねばならぬと云ふこと丈を注意して置く。

尙一つ手入の際に、大切な事がある。夫は此時に於ける取扱である。馬に惡い癖を覺えさせるのも、馬の性質の惡い、即ち惡い癖等を矯正するのも、皆此時である。殊に其毛附主と馬との交情を親密にするのは、此時が一番である。又徵發した馬の中には、手入に慣ない爲め、之を嫌ふ馬が時々ある。是等も日々の手入の時に、漸次に馴して行かねばならぬ。尙徵發馬の中には、隨分惡い馬、即ち例の猛獸同樣の馬がある。是等を矯正して行くにも、手入の時に限る。右樣の譯であるから、手入の際には、一層取扱に注意せねばならぬ。偖て其取扱法

に就いて、一二の例を擧ぐれば、左の如くである。

(い)、先づ青草、干草、麥等何にても、有合の食物を持ち居る事が大切である。馬が自分の命令に服從した時には、溫言を加へつゝ、直に些少の食物を與へる事が、必要である。凡て食物を以て、馬を自分に馴かすと云ふ心懸を持つが、一番効が多い。

(ろ)、馬が若し命令に抵抗したりする時は、音聲を以て威し、馬の眼を見詰めるが可い、打たり蹴たりするとは少しも効がない許でなく、却て馬に反抗心を起さしむるのである。

(は)、若し草一本食物を得られない時に賞める爲めには、手の平を以て輕く馬の平頸を叩き、溫かなる音聲を以て慰めて遣るが可い。

(に)、萬一馬が甚く抵抗するやうな時が在ても、之を懼れて遠ざかる樣な事は宜しくない。一體馬が抵抗するのは、多くは人間に手向ふのではなく、人を恐れて如此なるものであるから、決して恐れることはない。臆せずに馬に近づいて、之を靜める樣にせねばならぬ。

凡そ馬に近づくときは、必ず聲を掛くることを忘れてはならぬ。軍隊の馬には少ないが、徴發馬には時として、人間に危險なものがある、是等の爲に慮らず負傷をする、是等は大概手入の時、殊に聲を掛けずに馬に觸る時に多い。夫故兵卒は此樣な馬に手入する時は、能く用心せねばならぬ、人間が馬の爲めに負傷するのは、(落ちるのは別として)多くは注意の足らず、即ち迂濶から來ると云ふ事を記憶せねばならぬ。

朝の手入

朝即ち出發前には、多くの場合、手入の時間が勤少である。夫故最も肝要の部分を、充分に手入することが肝要である。朝の手入に、平頸を毛櫛で永く擦するなどは、

最も不必要なことである。偖大凡の順序を云ふなら、先馬體概査の後、

(い)、糞を以て全體の塵埃を拭い取ること。

(ろ)、糞を以て四肢及蹄を摩擦し、就中管、(前肢は膝より下、後肢は飛節より下)腱、繋を叮寧に摩擦すること。

(は)、脊及び帶徑を摩擦すること。

(に)、蹄の裏を掘ること。

(ほ)、以上を終し、尙時間あれば、前記の場所を、鐵櫛及び毛櫛を以て通常の如く手入し、最後に雜巾を以て、眼鼻を拭ひ、蹄に油を塗る。

蹄に油を塗るには、蹄壁(蹄の外廻り)と蹄裏とに、充分に塗らねばならぬ。兎角蹄の外にのみ塗て、裏に塗らぬことが有り勝であるが、是は大なる誤解で、外面よりは裏の方が却つて、大切なのである。

以上の順序で見れば、朝の手入は、多くは糞を以てする事が多い。然るに此糞が、何時何處でも、必ず得られるものとは云へない。其無い時には、黍稈や粟稈等を用ひねばならぬ。是等の物は、糞の如く手入に便利のものでない、又行軍途中休憩等の場合には、無論得られるものでない。尙宿營地に到着した時の如きも、直に藁の間に合ふ事は少いのである。夫故藁の手に入た時には、必ず一つの束藁を各自に造り、終始離さぬ樣にし、新しき藁を得る毎に、新しき物を造り、古き分を捨てると云ふ方法を取るが宜しい。此束藁さへあれば、如何なる場所にても馬の手入は出來るのである。

束藁の作り方は、藁を束ねて、繩束子の如くするのである。此束藁を使用する時は、此藁の切口を、柔軟にした後が宜しい。又藁の長さは、少くも五六寸はなければならぬ。此束藁は、旅嚢の中に入れて置くが宜しい。行軍

途中等で使用するのに便利である。

行軍途中の手入

行軍途中と雖も、時の狀況に依り、手入を爲し得る場合がある。最も此手入は、宿營地に於てするとは違ひ、馬裝の儘、道端等で行ふのであるから、其方法も自然に違はねばならぬ。今其の一二を擧ぐれば、

(い)、風烈しく土砂を吹き飛ばす如き天候には、雜巾を以て（其近傍に河、池等あれば成可濕し）眼、鼻、口等を拭へば、大に疲勞を回復し得るものである。

(ろ)、道路泥濘の場合には、鐵篦を以て、蹄裏を掘ること、

(は)、束藁を以て成可く、四肢を摩擦すること、是は泥土の附着した許りではない。假令晴天の時でも行ばならぬ。此摩擦と云ふ事は、泥土を取る許りが目的ではない、四肢の血行を能くし、從つて歩を輕くするのに、大なる效驗がある。

宿營地到着後の手入

宿營地到着後に於ける手入は、朝出發前の時と違ひ、多くの場合、較充分の時間のあるものである。夫であるから手入も先づ規則通り行はれる。其處で二三の注意を左に述ぶれば、

(い)、馬體の手入中最も必要なる部分は

一、項、此の部の不潔は擦傷の原因となる。

二、顏凹、同上。

三、鬐甲、同上。

四、帶徑、同上。

五、脊、同上。

六、腰角、此部の不潔は、痒味を生ずる爲め、馬自から物體に擦付け、擦傷を起す。

七、繫、此部の不潔は繫癆（後に詳しく說く）の原因となる。

八、蹄、此部の不潔は凡て蹄の病を惹起す。

(ろ)、汗を澤山に發したる時は、先づ藁若くは束藁を以て汗の乾くまで摩擦が必要である。此汗の乾き方が不充分なるときは、其乾き際に寒氣を覺え、終に感冒に罹ることがある。

(は)、垢を取るには鐵櫛を充分使はねばならぬ、兎角鐵櫛を使はずして、毛櫛のみを長い間使ふ癖がある。毛櫛は唯鐵櫛で浮した垢を拭ひ去るので、毛の心にある垢を取ることは出來ぬ。若し鐵櫛で浮した垢を、全く取り去らぬ間に、手入終りとなり、爲に毛の上の垢が殘て居ても夫は構はぬ。上から見た所許り垢が見へなくても、肝心の毛の中に澤山の垢が在ては、何にもならぬのである。

(に)、雨天の時や、道路の泥濘の時に、尾に着いた泥土を取るには、其の乾いた時、掌で尾毛を揉むが宜い。水で洗ふのも惡くはないが、洗つた後餘程能く水氣を取らないと、尾根を腐らすことがあるから、先づ止めた方が宜しい。

(ほ)、體驅よりは四肢の方をよく手入することが肝心である。肢在つて始めて馬が役に立つのであるから、肢に故障の出來ぬ樣にする心懸が第一である。

(へ)、蹄の手入は又充分にせねばならぬ。何故ならば、蹄在て肢が働くのであるからである。蹄に僅かの故障が在ても、其馬は最早働きが出來なくなる。で蹄の手入には先づ第一に能く土を取去り、殊に蹄裏を叮寧に掃除し、且爲し得れば、毎日一回は水で洗ひたい。此水で洗ふと云ふことは、不潔物を取去るのみの目的でなく、蹄を濕らす爲である。天氣續きに堅き石道などを毎日毎日運動する時は、蹄は乾いて脆くなり、且、漸次小形となり、終には裂けたり、或は缺たりする。其

處で先づ水で洗ひ、一應拭ひ去つた後、其全く乾かない間に、蹄油を蹄の内外に充分塗り置くのである。水で蹄を洗ふ時には、繋まで濡さぬ注意が肝要である。若し繋を濡らした時は、藁を以て全く水の乾くまで拭はねばならぬ。

以上手入の際、先づ馬體其他馬の樣子に注意して、異常の有無を檢査すること、幷に蹄鐵の檢査に付ては、出發前の手入の所で述べたと同樣であるが、尙一層充分にせねばならぬ。殊に蹄鐵の檢査は、此手入時間に於て、充分遺漏なく行ひ、若し釘緊め或は改裝等の必要があれば、如何に時間が遲くなるとも、必ず當夜の中に行ねばならぬ。

△飼養

飼養品

戰時出戰軍馬一日の定量は次の如くである。

品目	員數	代用品（中一品）	品目	員數
大麥	五升	玄米。大豆	二升五合	一貫匁
		燕麥	七升五合	
		粟。小麥。蜀黍。	三升	
		麩	八升五合	
干草	一貫匁	生藁。	四貫匁	一貫五百匁
		大豆稈	七百匁	
		麥藁	一升	

兵卒は飼養品に付て、次の如き注意を持たねばならぬ。

分配せられたる馬秣は、必ず能く點檢して、若し泥土、塵埃の附着して居つた時は、能く之を取り去りたる後に與へねばならぬ。例へば麥の中に塵埃、砂礫等を見るか、或は藁の根に土の附着して居た時の如きは、出來る丈けの手段を盡して、之を取り去て後、與へるのである。

△飼與

水與

水は馬に取て寶に缺くべからざるものである。水が充分に與へられぬ時は、馬は著しく疲勞する、夫故水には其分量に制限がない。馬の欲がる丈け何程でも飲まして宜しいが、唯此處に一つの大切な注意がある。夫は夏極暑い時に、馬が勞働して未だ呼吸が靜まらず、體溫が常溫に復くさぬ時は、一度に澤山の水を與へては善くない。斯樣な時は、最初少し飲ましめ、程經て呼吸も體溫も常に復してから、充分に飲まさねばならぬ。又如斯時には堀井戸の酌み立ての水や、山間の清水のごとき冷たい水は宜しくない。時によると疝痛を起すことがある、で成る可くは流河の水が宜しい。若し堀井戸の水なら酌んで後十五六分の後に與へるが安全である。

宿營地に於て水を與へる時、水與場に牽き行くには、必ず野繋の轡を喰まさせねばならぬ。此場合には馬は多く空腹であるから、急ぐ爲め騷いで、他の馬を蹴たり、飛出したりすることがある。此時に若し轡を喰まして置かなければ、之を制することが出來ぬ。

寒中殊に朝は水を飲まぬ馬がある。併し此の場合は直ぐに牽き歸てはならぬ。先づ手を以て水を動し、馬の口に水を注ぎ遣るが可い。斯くする時は若干の水を飲むものである。又水面に麩、切藁又は糠等を撒布のも大に効用がある。又如何な場合でも決して、氷又は雪を與へては

ならぬ。次に馬が水を飲み、中途口を水より離し、頭を上げて丁度飲み終つたかの様な容子をすることがある。此時にも直に牽き歸てはならぬ。馬が頭を上ぐれば暫時其儘置き、後馬の口を水に引き付くる樣にすると、再び水を飲むものである。再三如斯するも頭を上げて水を飲まざれば、此時始めて牽き歸るがよい。若し牽き歸らんとするとき、馬が肯なければ尚水を欲がる徴であるから、決して無理に牽き出してはならぬ。要するに馬の水を飲む時は、氣永に待つが宜しいのである。

水槽若くは樽等で水與をする時は、數多の馬が同時に其周圍を圍繞く。夫故水與への濟んだ馬は、其場で直に後へ廻はさずに、二歩三歩眞後へ退げ、其後廻さすが宜しい。

飼與

馬糧の定量は前に示して置いたが、燕麥及び干草等は此定量以上與へても差支ない。（例へば戰友の馬が殘したる物の如き）併し大麥、玄米、裸麥、豆等の類は、假令他に不用の物が在つても、猥りに與へてはならぬ。是等の穀類を多量に與へる時は、危險な病氣に罹ることがあることを記憶せねばならぬ。

麥を與へた時は可成馬の脇に附添ふて居るが宜しい。左もなくば麥袋を頭から脫したり、麥を覆したりするものである。

飼付中に馬の後方に近づくことは注意せねばならぬ。徴發馬などには往々蹴るものがある。夫故大なる音聲を以て慰撫しつゝ、近づくべきである。飼食の遲き馬は、時には出發の際に尚麥を殘しあるものがある。如此場合には其殘麥は無駄に捨てずに、其儘麥袋に容れて携行き途中休憩等の折を利用して與へるが宜しい。

寢藁は人間の臥床と同じである。又其の藁の一部は彼の食物である。夫故決して粗略に思ふてはならぬ。若し終日の疲勞を慰める爲め此臥床が不具合であつたならば、彼馬は如何に不愉快であるであらう。其處で、寢藁を容れる時には、先づ藁束の穗先の方を握り、其根の方を地上に撞着て藁の莖を折り、若くは根の方を柱或は樹木の幹に打ち付け、能く藁を柔かにしたる後、平に撒布せねばならぬ。

△馬裝

馬裝の良否は馬體に大なる關係がある。外傷の多くは大概馬裝の不良から來るものである。夫のみならず馬裝の不完全は、物品を落失する原因ともなる。夫故此の馬裝には充分の注意を要するのである。今乘馬、輓馬、駄馬の何れにも必要なる馬裝法の概略を次に述べる。

諸兵種共通の馬裝

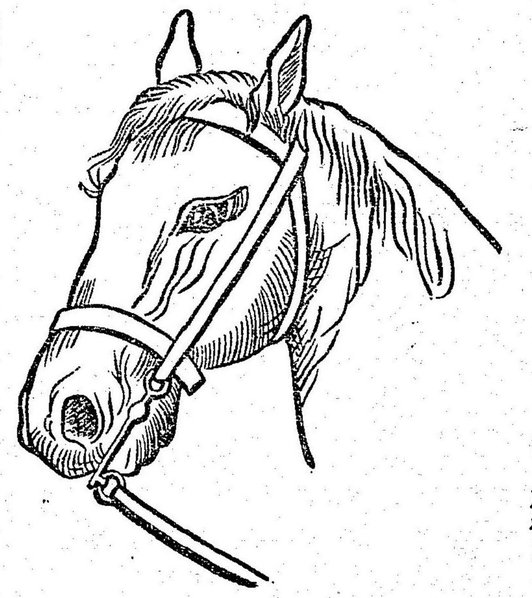

（い）、頭革の長度は、水勒なれば其銜身は輕く口角に接り唇を甚く壓へぬこと。

大勒なれば其銜身は牙齒に觸れず口角に觸れざること。

（ろ）、咽革の長度は、咽革と咽との間に一拳を容れ得ること。

（は）、轡鎖の裝法は、充分撚回て平にし、正しく頤凹に位置して、鎖の中央の太き部は頤凹の中央に在り、其長さは衙枝を馬口に併行し（圖の如く）あるとき、指二本を容れ得るを適度とす。

（に）、鞍下毛布の置き方は、隅々を揃へて正しく四つ折とし、其中央を馬の背線に合はせ、適當なる位置よりも稍々前方に置き、後毛並に後方に退けて適當の所に置き、一度置いた後を其儘式右へ動かさないが宜しい。

（ほ）、鞍の置き方は、鐙及び肚帶を上に懸け置き、肩より僅に後方に置き左右に傾かざる如くする。

（へ）、肚帶の緊め方は、正しく帶徑に在る如く、且つ毛の逆立たざる樣に、肚帶の撚れざる樣にし、最初緩く緊め徐かに一孔づゝ緊むべし、決して俄に緊む可からず。緊めたる後左右兩手の食指と中指とを肚帶の間に挿入し、上より下に擦り下すべし。

肚帶の度合は此指を挿入して甚だ窮屈なく上下し得るを適度とす。

（と）、鞍具及駄馬具の裝法上注意すべき肝心な點を次に示す。

砲兵（輜重兵）鞍馬具

（い）、緩喉革　水平にして其下緣は肩端の少く上に在を可とす。

（ろ）、首革　轅稈を殆ど水平ならしむる如く定むべし。

（は）、袴革　平長革と共に一直線に爲し、其の後端は臀部の稍下方に在りて水平なるを要す。又袴革と臀部との間には一拳を入れて稍自由に動かし得るを適度とす。

（に）、鞦　鞍の前へ出るを防ぐ爲に非ずして、袴革或は袴革釣革等を適度の高さに維持するものである。其の適度は鞦と尻との間に一拳を、又鞦の尾圈と尾根の下端との間に約三指を入れ得るにある。

（ほ）、「ホルトレー」（輜重兵）（になし）　緩喉革、鞍革及び平長革をして其の位置を保たしむるものであるから、其の長さは頸上革及び鞍革釣革等と相待て、鞍革及び平長革を一直線ならしむる如く定るを要するのである。

（へ）、駿馬轡（輜重兵）（になし）　其の長さは牽轡を控え駿馬をして、收縮の姿勢を執らしむるも、尚は馬の頭及び頸は眞直でなければならぬ。鞍重兵鞍馬の控へ轡に於ける注意も亦右に同じである。

（と）、前馬、中馬及び後馬を繋駕して輓曳（ひく）の姿勢に在るときは、各〻馬の鞍革、鞍索は各馬毎に方向の異ることなく、前馬の鞍革の頭より後馬の鞍索の端に至るまで、成可く一直線の樣になるのが宜しい。

砲兵（輜重兵）駄馬具

（い）、駄載物の重さは一方に偏ることなく、极褥の前後左右に平等に分配せねばならぬ。

（ろ）、緩喉革の位置は鞍具と同樣で、馬が輓き出すときは緩喉革托鐶の一邊垂直と爲り、駐るときは緩喉革と馬體との間に一拳を入れ得るが適度である。

（は）、袴革は後方へ少しく傾斜するやうに臀部の稍下方に裝き、袴革と臀部との間には一拳を入れ得るが適度である。

（に）、鞦の度合は鞍具と同じである。

（ほ）、轡は牽轡を控へ、馬に收縮の姿勢を執しめたとき、少しく弛むが適度である。

尚は諸裝方に付注意す可き事は次の如きものである。

（い）、鞍下毛布は最初正しく折目を付け屢々折返さぬが宜しい。徐り度々折り直すと、何時も折目が異る爲め毛布の落付が惡く、終には皺が出來るに至るものである。但し汗の爲めに毛布の濕れたる場合には、乾きたる面を馬體に接する爲に必ず折返すべし。

（ろ）、鞍下毛布には塵埃のなき樣吳々も注意が肝心である。若し馬の背に觸れる部に塵を附け置くときは、是が爲に馬の背を傷けることがある。

（は）、肚帶の度合は極めて大切である。緩過ぎれば鞍が動き易く、堅過ぎれば帶徑を傷つける。

（に）、帶控革や其他の革條の端が、鞍の下に挾み込まれぬ樣に能く心付けねばならぬ。

（ほ）、肚帶を緊めるときに甚しく肚を膨脹する馬がある。如此馬は一度に肚帶を緊めずに牽き出して後更に一度緊めるが宜しい。

（へ）、旅嚢の中に容れる物品は、可成平に容れ凹凸のなき樣にせねばならぬ。殊に馬體に接する側は此注意が必要である。旅嚢の中に容れ在る物品（例へば鐵櫛の如き）の凸出し居たる爲め、馬の體を傷けたることは、是迄屢々實例がある。

（と）、雜巾、麥袋等を規定の場所に納むるを怠り、假りに鞍の下などに挾み置き、而して出發の際之を取り方附るを忘れる者があるが、是等は求めて馬を傷ける樣な者であるから必ず止めねばならぬ。

△運動

宿營地の出發

肚帶の緊め方に就ては、前に馬裝の所で述べて置いた通り、馬繫場で緊める時には、腹を膨らして能く緊められない馬がある。

夫故整列した時、更に一度肚帶を檢査して緊め置くことが必要である。

朝出發の時は馬は元氣が壯んであるから、動もすると騷擾し易いものである。隨て其時に不慮の怪我等が出來る、夫故馬に乘る者も馬を牽くものも、出發後三四十分の間は能く萬事に注意せねばならぬ、其注意すべき例を擧ぐれば。

（い）、乘馬兵は騎乘や、先づ右鐙に力を入れて鞍の位置を直し、（此事は何時でも馬に跨る時に行ふのである）馬を沈靜し、步度を齊一し、各伍の距離間隔に特に注意すること、馬の元氣に任して、急速の步度を執るが如きは嚴禁である。

（ろ）、馬を牽く者も概ね乘馬者と同じく、先づ馬を沈靜して、其步度を正しくし、各伍の距離を嚴く保つことが必要である。徵發せし駄馬等の中には、己れの臀部に他馬の觸る時は、直ぐに蹴るものがある、或は前に行く馬の後足を踏みて傷つけることもある。併し是等を恐れて距離を餘計にすることは、是亦嚴禁である。要するに距離を適當に保つと云ふことは、馬が沈靜せざれば望ことが出來ぬのである。

行進

何れの兵種を問はず、後方の者は己れの直ぐ前に在る人馬に對し、其服裝、馬裝其他馬匹の狀態等に注意するの義務があると思はねばならぬ。但二伍以上の列を爲す時は、蹄鐵に限り己の斜前の者即ち隣の兵の直前の者の馬に就て見るが宜しい。何故なれば己の直前の馬の蹄は能く見ることが出來ぬのである。而して此蹄鐵を互に注意し合ふと云ふことは極めて必要で、若し自分の外に誰も注意して呉れなければ落鐵した場合にも、下馬する時までは知ずに裸足のまゝ乘り、終には馬の蹄を崩し、再び裝鐵することの出來ぬ樣になる。能く心懸ねばならぬ事である。

騎手の姿勢は最も正確でなければならぬ、姿勢が亂れて來ると、必ず重量に片重が出來る。片重が出來れば、重みの多く加はる馬體の部分に故障を起すのである。偖此

の騎手の姿勢は、騎手が疲勞するに從つて亂れ勝である。伸した腰は漸次屈む、上體は前に傾く、上體の重量は左右何れかに片重する、兩手は鞍頭に置かれて韁が遊ぶ、膝の附着は弛む、終には馬上で居眠をして、馬を倒すと云ふ樣な事になる。是等は誰も故意に遣るのではない。疲勞の結果が知らず知らず此に至のである、左れば騎手は徐程の勇氣を以て、之を防がねばならぬ、敵の彈丸に對する勇氣よりは、或る場合には寧ろ困難かも知れぬ。要するに非常の勇氣と堪忍とを以て、始終嚴正な姿勢を保たねばならぬ。

行進途中の步度は、最も齊一でならねばならぬ、此事は出發の際の注意として前に大要を述べて置た、抑々行進中の步度の不正程、馬を疲勞させるものはない。併し此步度は先頭に在る指揮官が極めて行くものであるから、列中にある兵卒は別段の注意は要ぬ樣に考へるものがあるが、是は大なる間違である。指揮官の正しい步度に習て行進すると云ふことが中々困難で、唯馬の行くに任して置いては、決して適當には步めない。其處で各騎手が各個に騎乘する考へで、其步度を整正せねばならぬ。又各人の步度の不正よりして距離が伸縮した場合に、此距離を恢復する爲めに步度を變換するは極緩徐にせねばならぬ。之を急遽にするときは益々距離を不同にし列中に混雜を來すことになる、詰り步度の不正は距離を不同にし、距離の不同は益々步度を不正にする、斯くして雙方相待て益々馬を疲勞さすることになるのである。

行進途中馬の蹄に石が挾まる事がある、此時には直に上官に報告し、列外に出で下馬し、馬の肢を擧げて他の石を以て蹄鐵の擴がつた方へ向け叩くが宜しい。

炎暑の候には、駄馬の如きは馬の頭を木の葉を以て蓋ふて遣るは大に利益がある、又暫時駐止る時等は列を甚く亂さない限り、少しにても樹陰に置くことを注意せよ、馬體全部を置く能はざれば頭だけでも宜しいのである。

極寒の時而も馬の發汗したる時、永く寒風に吹かして駐止る事は頗る惡い、併し任務上動くことの出來ない場合は無論特別なれども、若し許すならば並步の牽運動をするが大切である。

休憩

出發後四五十分の後、多くは第一回の小休止がある。此休止は馬の爲に最も大切なものである。何故と云へば、此休止は出發後僅かの後であるから、馬裝其他に惡い事があつても、未だ馬體を甚く傷けるまでにならぬ、夫故其時に是を發見し是を矯正したならば大なる害を免れるからである。又出發の際取急ぎ殊に夜明前暗黑の時に裝附した馬裝等には、兎角過失の多いものである。左れば此休止を利用して馬裝其他を充分檢査し矯正せねばならぬ。其檢査の順序は

(い)、蹄鐵（檢査の方法は後に詳し）同時に馬の四肢
(ろ)、鞍の位置
(は)、鞍下毛布の位置、就中鞍の前橋の部分
(に)、肚帶
以上の外頭絡其他全般の馬裝及鞍具の位置等に就いて、仔細に點檢するは言ふまでもない。次に檢査の方法に就て二三の注意を擧ぐれば

(い)、後蹄の檢査には、可成隣兵と申合せ轡を持合すが宜い。但し馬が極めて柔順なれば是に及ばざれど、徹發馬の如きは、後蹄の檢査中隣馬と咬合ふ如きことがないとは云へぬ。

(ろ)、鞍下毛布を檢査する時は、鞍の前橋の部分が能く引き昂り居るや否やに注意し、若し毛布が鬐甲を壓る如き場合には肚帶を解き毛布を引上ぐべし。

（は）、鞍の位置正しくとも、肚帶の度合は必ず檢査せねばならぬ。

此休止は通常短く、多くも二十分を超へざるものなれば、凡ての檢査は最も迅速、而も見落なくせねばならぬ。總て此休止は人馬の放尿と其裝附の檢査を爲すために與ふるので、人間が烟草を喫て、勞を慰める爲めの休憩ではないのである。

行軍中に於ける其他の休憩に就いては、概略前述したものと變りはない。此處に一つ注意したいことがある。夫は休憩の間に殊に投宿前の休憩に若し許せば可成若干の水を與へることである。但し此水は決して多量に與へてはならぬ。夫故大勒を脫ずに飮水せしむるのである。殊に炎暑の候には多量を忌むものである。偖て此少許の水が如何に馬の元氣を恢復するかは、吾々人間が夏期徒歩旅行をして渴に堪へぬ時、一杯の水を飮んだ心持と同樣推測が出來るであらう。若し一杯の水も得られぬ場合には、害のない木の葉又は青草を與へても大に利益がある。休憩時間と行軍中とを問はず、少しにても馬に異狀を認めた時は、直に分隊長若くは小隊長等直屬してゐる上官に、報告することを忘れてはならぬ。

△蹄鐵

四肢あつての馬、蹄あつての四肢と云ふことは既に前にも述べたが、此蹄は蹄鐵が在つて始めて蹄の役をするのである。左れば以上を云ひ直したら、蹄鐵在つて始めて馬が使へると云ふことになる。是で蹄鐵が如何に大切なるものであると云ふことは分るであろう。如此大切のものがあるから特に此處に蹄鐵の事を述べるのである。

蹄鐵の製造法、蹄の削り方等は無論大切のものであるが、是は專門の蹄鐵工卒にのみ必要の事であるから此處に述べぬ。以下書く所のものは、一般兵卒の爲に蹄鐵に關する凡ての注意である。

（い）、蹄鐵は通常六本に釘で蹄に附着されて居る。故に此釘が拔けると蹄鐵は落ちて仕舞ふ。故に落鐵せぬ樣にと思へば、始終此釘を完全に保たねばならぬ。

（ろ）、釘は蹄壁に顯はれた部分を下に屈げて持してある。此釘の屈げてある部分が伸びるか或は折れることがある、如此釘は最早遠からず拔けるものであるから、其釘を拔いて更に打替ねばならぬ。

（は）、釘は別段異常がなくても釘の弛むことがある、此時も無論釘を打替ねばならぬ。

（に）、釘は六本完全に在つても、蹄鐵全體が弛るんで蹄と鐵との間に隙が出來ることがある、此時には釘を緊め直すか若くは釘を打替ねばならぬ。

（ほ）、蹄鐵が磨滅、蹄尖部が擦り切れて蹄が直接に地に着く樣になることがある、此時には是非共蹄鐵を改裝せねばならぬ。

（へ）、蹄鐵が折れることがある、無論改裝を要する。蹄鐵の檢査が始終能く行屆たならば、途中で落鐵すると云ふことは決して無いと云ふことを記臆して居るがよい。

蹄鐵を檢査する時には、能く土を取り去り仔細に點檢するを必要とす。尙鐵篦を以て蹄鐵の着地部を叩き見るときは、往々釘の弛めるを發見することがある。

以上は凡ての釘鐵に適用せられるのである。右の外氷上蹄鐵には尙特別の注意がある、即ち先づ其構造の概要と其注意の一二を掲げて置く。

（い）、氷上蹄鐵には滑らない爲めに四個の鐵臍と云ふ物がある、此鐵臍は第一圖の如きもので、螺旋を以て蹄鐵に箝着されて居る、側面より見ると第二圖の如くなる。

（ろ）、此鐵臍は能く堅く蹄鐵に箝着されて在ねばならぬ、

若し弛んで居た時には、螺旋廻しを以て堅く緊めるが宜しい。

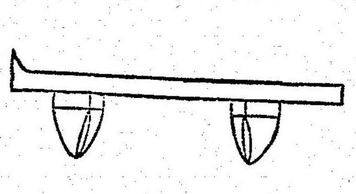

(は)、鐵臍は必要のない時は脱して置き、必要の時之を箝めることが出來る。其箝める時に鐵臍の孔に土砂、塵埃等が塡實して居るときは、先づ水を注ぎて後螺旋廻しの端末に在る螺子部を蹄鐵の孔に差込み數回旋回して土砂等を除き、然して後鐵臍を螺着るべし。

(に)、鐵臍は一個の蹄鐵に對して三組づゝ準備されてある。夫故鐵臍の尖が磨滅して圓くなり、鐵臍の用を爲さぬ樣になつた時には、上官の檢査を受けたる後、豫備の鐵臍と交替るが可い。猥りに自分で取換へる事は不可ぬ。萬一鐵臍の數不足するときは、前の二個よりは後の二個も取替ふが宜しい。

(ほ)、鐵臍が根本から折損することがある。假令一本折れても其儘にしてはならぬ。其時には工卒の手で蹄鐵を脱し鐵臍を着け直して後、更に裝鐵して貰はねばならぬ。

△野外に於ける馬匹の疾病及び外傷

馬匹疾病の治療は隊附獸醫の職務ではあるが、大凡そ馬を取扱ふ兵卒は一通りの病氣の事を心得て居らねばならぬ。何故なれば馬は人間の如く自分の病氣を訴ふることが出來ないから、之を取扱ふ人間が之を發見して處置せねばならぬ。隊附獸醫は多數の馬を一々見て廻ることは出來ぬから、各兵卒が之を發見せねばならぬのである。

凡て少しにても異りたる樣子を見たるときは、猶豫なく直に上官に報告することが必要である。

馬の不健康なるを知る法

定量の飼料を食殘すは多く不健康の徵である。

馬繫場に在て頭を垂れ如何にも元氣なく人が其中に入り行くも依然頭を擧げざるは病氣の徵である。

吸呼は靜な時は一分間に七八位である。馬繫場に在て運動せざる時、此呼吸の遽しきは病氣の徵と知るべし。

呼吸の數は脾で見るか又鼻孔に手を當てゝ知るべし。

鼻孔内の甚しく乾きて紅なるか、又は鼻汁を流すは、共に病氣の徵である。

咳をするは凡て病氣の徵である。

長時間脱糞のなきは熱のある病氣の徵である。故に堪へず、脱糞に注意が必要である。糞塊中に多くの麥粒の混り在るは、不消化の徵、又糞に光澤なく崩れ易き、及び下痢は、疲勞若くは消化器の病と知るべし。

尿の清澄して黄色を呈し其射出力強きは健康の徵、是に反し尿混濁て力なく恰も油を滴らす如きは疲勞又は病の徵と知るべし。

運歩重く屢々追突するは疲勞の徵なり。

蹄は平素冷きものである。其熱するは蹄の病の徵である。

駐止間後肢を後方に蹈張り恰も放尿する如き姿勢を爲す時は、疲勞甚だしきの徵である。

前肢を以て地を叩き腹を見ては幾度も伏臥するときは、疝痛の徵である。

涙を流し眼脂を出し眼を半閉にする等、多くは眼病の徵である。

口角より涎を出し銜換を嫌ふは舌に創傷ある徵である。

頭絡を裝するとき若くは項に手を觸る時、頭を擧げて是を嫌ふは項に擦傷のある徵である。

馬體の一部に手を觸るるとき、其部を震動するのは疼痛のある徴なり。

跛行するは其脚に故障あるの徴である。

以上の外擦傷、皮膚病、刺創等は一見直に是を知ることが出來るのである。

馬の病氣は一々其名稱を擧げたならば隨分澤山あるが、軍馬に最も多くあるもの丶種類は大要次の如きものである。

疾病の種類

(い)疝痛、感胃の如き內科病。

(ろ)馬具若くは鞍具の爲め馬體を傷けたる凡ての擦傷。

(は)眼病。

(に)舌創、(銜を以て舌を截たるもの)。

(ほ)運動の劇しきか又は打撲、捻挫等の爲め起る四肢の病。

(へ)冠膝、(躓きて膝を破りたる傷)。

(と)皮膚が不潔其他の原因より來る皮膚病即ち繋皺(繋に垢切れの如きもの丶出來る)の如き。

(ち)運動の劇しきが爲め若くは不潔より來る蹄の諸病。

(り)蹴傷若くは咬傷。

疾病の原因、豫防及び救急法

疝痛

(原因)甚しき寒氣の時殊に雨雪天の時長い間運動をせずに居るか若くは食滯から起る。

(豫防)食物の分量と運動を適度にするが宜しい。

(手當法)獸醫の診斷を待ち間に伏臥せしめず、藁を以て腹部を充分に摩擦し毛布を着せて後曳運動を行ふ、此病は手當が少しく遲れると其儘死ぬことがある。最も恐るべき病である。

(原因)氣候の劇變及び極寒又は運動して發汗後俄に冷氣に遭ふ等より起る。

(豫防)右原因を避くるの外途がない。

(手當法)馬繫場內に於ては毛布等を着せ、可成風に當ぬ樣溫め遣るが宜しい。

馬具鞍具等より生ずる擦傷

(原因)馬具鞍具等の手入不良なると、其裝附法の宜しからざると、騎手の姿勢不良等が原因である。

(豫防)原因を避ける外脫鞍後能く馬背を按摩るのは大に豫防に效能がある。

(手當法)水を以て能く冷却す。

眼病

多くは自然に發するものなれば原因、豫防として特に示し置くものはない、其手當は淸水を以て輕く是を洗ひ能く冷却するが宜しい。

舌の傷

(原因)恐怖し易き馬、反る癖の馬等が銜を裝て繫がれたる場合、若くは騎手が烈く馬口に當りたる時等に於て生ずるものである。

(豫防)前に述べたる如き馬を繫ぐには、可成野繫の銜を脫して繫ぎ、殊に其馬の前を多く馬が通行せぬ樣な場所に繫ぐが宜しい、騎手が自で以て馬口に當るが如きは前に取扱の所で述べた通り無論嚴禁である。

(手當法)乾草を避け成可青草を與ふべし、麥を出來得れば穀等に混せ練り飼にして與ふが宜しい。

打撲、捻挫

是等は凡て不慮の事より起るものなれば、其豫防として特に示し置くことはなし。

手當法として唯冷却するの一法あるのみである。

冠膝

（原因）　全く騎手の不注意より起るのであつて、他に原因はない。

（豫防）　唯轡を引張る許りでは役に立たぬ、第一膝及び脚を能く馬體に附着して、騎坐を正確にすることが最も大切である。馬の蹉跌たるときは轡を控ると同時に膝、脚を以て馬を抱き起す如くせねばならぬ。重き冠膝に罹つた馬は縱令全快するとも、將來前肢が弱くなり、蹉跌き易き馬となるが故に注意を要する。

（手當法）　直に下馬し局部を能く檢査し、清水を以て洗ひ土砂等の創口に殘らざる樣にし、繃帶其他清潔なる布等を以て卷き置くがよい。宿營地到着後は速かに治療を受くべし。

皮膚病

皮膚病は多くは皮膚の不潔より生ずるものなれば、平素の手入を充分に爲さねばならぬ、皮膚病の中軍馬に最も多くあるものは繫鞁である。故に今繫鞁に付て述べて置かう。

（原因）　一つは蹄鐵の打方から起るのもあるが、多くは繫の部分の手入不良から、此部の皮膚が荒れて人間の垢切れの如きものが出來るのである。此病は中々治り難く、又重くなれば全く歩行が出來なくなる。

（豫防法）　先づ第一に繫を最も清潔にし、且つ濕氣のない樣にせねばならぬ。雨雪天の時等には僅かの休憩の間にも、其部の手入を心懸け、藁でも草でも得られる程の物を以て水氣を拭き去るが宜しい。濡れた儘寒風に曝して置くのが最も惡いのである。又醜しとて此部の毛を刈ることは嚴禁である。

（手當法）　此部を清潔にするは勿論なれども、既に一旦繫鞁に罹つた以上は、手入の際最も軟和に取扱はねばならぬ。其他の事は凡て獸醫の指揮を受くべし。

蹄の病

蹄葉炎

（症狀）　蹄に熱を持て稍重症のものは歩行に堪へない。

（原因）　堅き石道等を長時間急速の歩度を以て騎行したる時、若くは玄米、麥等の穀類を過量に食ひたる時等に於て起る。

（豫防）　原因を避ける他途がない。

（手當法）　直に冷却し獸醫の診斷を受くべし。

蹄叉腐爛

（症狀）　蹄叉の中より鼠色の汁を出し惡臭あり。重症に至れば蹄叉落脫す。

（原因）　裝蹄法の不良より、又は蹄の手入を怠るより生ずるなり。

（手當）　蹄叉を能く水にて洗ひ、蹄叉の中へ食鹽水に浸したる布片を詰め置くべし。

蹈創

（症狀）　跛行するを以て知る。

（原因）　言ふ迄もなく釘其他竹片等の蹄裏に刺込まれたるものにして、森林、竹藪、等を騎行したる際多く生ずるものである。

（豫防）　前記の原因に注意するの外途なし。

（手當）　蹄裏を細密に點檢し、蹈創したるを認めたらば直に其物體を拔取るべし。

蹴傷咬傷

（原因）、（豫防）　云ふ迄の事はない。

（手當法）　其局部を清水にて洗ひ、繃帶等にて卷ける部分は可成卷き、冷水を以て能く冷却すべし。

△宿營

到着時

凡て上官の指揮に依て動作するは勿論であるが、尚個人として次の如き注意を要するのである。

(い)、馬繫場に就て其周圍に樹木の枝、假厩舍なれば釘の頭若くは木材の切口等、凡て馬體を損傷する如き物體有無を仔細に檢査することが必要である。此事は直に行はねば僅の間に馬體を損傷することがある。又地面の凸凹、石の有無等にも注意し、是等のことを自で始末せねばならぬ。

(ろ)、雪の中に馬を繫ぐ時は先づ雪を取除くべし。

(は)、寒中殊に風の强き時は樹枝等を以つて風蔽を造るべし、假令僅の事でも馬の爲めには大なる利益があるものである。

(に)、馬を繫ぐには最初は可成高く且つ堅固に繫がねばならぬ。

(ほ)、馬を繫ぎたる後は、別に命令なくとも先づ肚帶を弛め馬の脚を手入するものである。

(へ)、脫鞍の後は馬の背を平手で充分叩き或は按摩するべし。

馬具の始末

(い)、馬具は手入の後は、規定の場所に整置するは勿論なるも、鞍下毛布は其馬の背に觸れる部分を上に爲し置くべし。斯くするときは汗に濡れたるを能く乾かすことが出來る。併し鞍を露天に置くときは毛布は多く下敷になるを以て、其際は反對に馬の背に觸る丶部を中に疊み込むべし。

厩當番卒の注意

厩當番卒は終始馬繫場を巡視して次の事に注意せよ。

(い)、馬が肢を寢張綱に懸ることがある。是は直に繫の部分を擦り、繫轡の如き病氣に罹るを以て、發見次第其肢を取り除けて遣らねばならぬ。

(ろ)、寢藁を前肢にて掻き前方に藁の無い樣な馬がある。是等は時々直して遣らねばならぬ。

(は)、寢張綱が時々解けることがある。是等も注意を要する。(三十七年陸軍省公布に依る)

第八章　禮式

陸軍禮式

(明治四十三年九月二十一日　軍令陸第五號)

第一編　總則

第一條　本令ハ陸軍軍人、軍隊ノ敬禮及陸軍軍人ノ儀式ヲ定ム

第二條　本令中禮式ト稱スルハ敬禮及儀式ヲ總稱ス

軍人ト稱スルハ陸軍ノ制服ヲ著用シタル將校、同相當官、准士官、下士卒及兵卒ヲ謂フ

將校ト稱スルハ特ニ規定アルモノヲ除クノ外將校相當官ヲ含ム

上官ト稱スルハ官等等級ノ上ナル軍人ヲ謂フ

獨隊長ト稱スルハ獨立隊長及之ヨリ以上ノ軍隊ノ長ヲ謂フ

軍隊ト稱スルハ引率者アル軍人ノ隊伍ヲ謂ヒ隊長ト稱スルハ軍隊ヲ引率スル者ヲ謂フ

衛兵ト稱スルハ衛戍衛兵及風紀衛兵ヲ謂ヒ步哨ト稱スルハ野外勤務以外ノ步哨ヲ謂フ

野戰砲兵ト稱スルハ野砲兵(騎砲兵ヲ含ム以下同ジ)及山砲兵ヲ謂フ

第三條　皇后、太皇太后及皇太后ニ對スル禮式ハ天皇ニ對スル禮式ニ準ス

前項以外ノ皇族及天皇ノ御名代ニ對シテハ公式ノ場合ニ限リ前項ニ準シ禮式ヲ行フ但シ特ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條　外國ノ元首及皇族ニ對シテハ公式ノ場合ニ限リ其ノ時時ノ命令ニ依リ前條ニ準シ禮式ヲ行フ

第五條　武官タル皇族ハ官等相當ノ禮式ニ從フ

第六條　將校ニシテ上級ノ職務ヲ執リ又ハ之ヲ代理スル者ハ其ノ本官相當ノ禮式ニ從フ但シ上級ノ職務ヲ執リタル場合ニ於テハ其ノ部下ニ限リ職務相當ノ禮式ヲ行フ

第七條　准士官及見習士官(見習主計、見習醫官、見習藥劑官、見習獸醫官ヲ含ム)ハ將校ノ禮式ニ從フ

第八條　士官候補生及主計候補生(見習士官、見習主計ヲ除ク)ハ其ノ階級ニ應シ下士又ハ兵卒ノ禮式ニ其ノ他ノ陸軍諸生徒ハ兵卒ノ禮式ニ從フ上等兵及上等看護卒ニシテ下士勤務ニ在ル者ハ下士ノ禮式ニ從フ

第九條　重砲兵隊中繫駕スルモノハ野戰砲兵隊ノ禮式ニ徒步スルモノハ步兵隊ノ禮式ニ準ス

第十條　皇室ノ祭儀及禮典ニ際シ特ニ行フヘキ禮式及近衞守衞隊ノ禮式ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第十一條　軍人海軍所屬ノ經艇ニ乘組ミ又ハ公然訪問スル場合ニ於ケル特種ノ禮式ハ海軍所定ノ禮式ニ依ル

第二編　敬禮

第一章　通則

第十二條　軍人ハ特ニ規定アル場合ヲ除クノ外上官ニ對シテ敬禮ヲ行ヒ上官ハ之ニ答禮シ同級者ハ互ニ敬禮ヲ交換スヘシ

敬禮ヲ行フトキハ通常受禮者ノ答禮終ルヲ待チ舊姿勢ニ復スルモノトス

答禮ノ場合ニ依リ帽ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケ且注目スルコトヲ以テ擧手注目又ハ刀ノ禮ニ代ウルコトヲ得

第十三條　軍人席アル場合ニ於テ「君カ代」ノ奏樂ヲ聞クトキハ其ノ間姿勢ヲ正スヘシ

第十四條　軍人職務上皇族又ハ上官ニ隨從スルトキハ通常敬禮ヲ行フコトナシ

第十五條　官等等級ノ識別ニ困難ナル場合ニ在リテハ先後ヲ論セス互ニ敬禮ヲ行フヘシ

第十六條　軍人單獨ノ敬禮ハ區識アル上官ニ對シテハ其ノ著眼ノ如何ニ關セス之ヲ行フヲ禮トス

第十七條　海軍軍人、軍隊及和親國ノ陸海軍將校ニハ陸軍軍人、軍隊ニ對スルト同一ノ敬禮ヲ行フヘシ

第十八條　二人以上ノ上官ニ對スル敬禮ハ特ニ規定アル場合ヲ除クノ外軍隊ニ在リテハ最高級ノ人ニ對シテ之ヲ行ヒ軍人ニ在リテハ先ツ最高級ノ人ニ對シテ之ヲ行ヒ次ニ他ノ上官一同ニ對シテ之ヲ行フヘシ

前項ノ場合ニ於テハ最高級ノ人ノミ答禮スルヲ例トス

職務上皇族又ハ上官ニ隨從スル軍人ニ對シテハ敬禮ヲ行フコトナシ

第十九條　軍旗ハ天皇ニ對スルトキ及拜神ノ場合ヲ除クノ外敬禮ヲ行フコトナシ

旗手、軍旗衛兵及軍旗中隊ハ軍旗ノ敬禮ヲ行フ場合ヲ除クノ外敬禮ヲ行ハス

第二十條　天皇ニ對スル儀式及祭典ノ爲整列シアル軍隊ハ天皇ニ對スル場合ヲ除クノ外敬禮ヲ行フコトナシ

一般ノ觀兵式ニ整列シタル軍隊ハ天皇及觀閱者ニ對スル場合ヲ除クノ外敬禮ヲ行ハス

儀仗服務中ノ儀仗兵竝會葬ノ儀仗兵ハ特ニ規定アル場合ヲ除クノ外敬禮ヲ行フコトナシ但シ儀仗衛兵ノ歩哨ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條　軍人及軍隊行進間ノ敬禮ハ速歩（乘馬ノトキハ常歩）ニ於テ行フモノトス但シ軍人ニシテ武器ヲ携持セサルトキハ歩調ヲ取ルコトナク敬禮スルモノトス

前項ノ者至急ノ用務ヲ帶フルトキハ其ノ旨ヲ告ケ駈歩（乘馬ノトキハ駈歩若クハ速歩）ノ儘敬禮ヲ行フモ妨ナシ

第二十二條　軍隊及衛兵停止間ニ於テ敬禮ヲ爲スニハ目迎目送ヲ行フヘシ

右（左）ニ向ケ受禮者ノ眼又ハ敬禮スヘキモノニ注目シ立銃、肩刀等ノ動令ニテ頭ヲ正面ニ復シ立銃、肩刀等ノ儘若ハ姿勢ヲ正シテ敬禮ヲ行フ場合ニハ「頭右（左）」ノ號令ニ依リ目迎目送ヲ爲シ「直レ」ノ號令ニテ頭ヲ正面ニ復スルモノトス

位置ノ關係ニ依リ目迎目送ヲ爲ス能ハサルトキハ頭ヲ敬禮ヲ受クヘキモノニ向ケ注目ヲ爲スヘシ

第二十三條　大隊以上（騎兵ニ在リテハ聯隊以上）ノ軍隊敬禮ハ停止間ニ在リテハ大隊（騎兵ニ在リテハ聯隊）毎ニ行進間ニ在リテハ中隊毎ニ之ヲ行フヲ例トス

第二十四條　軍隊及衛兵ノ敬禮ハ特ニ規定アル場合ヲ除クノ外夜間之ヲ行フコトナシ

第二章　軍人ノ敬禮

第一節　最敬禮

第二十五條　天皇ニ拜謁スルトキ室内ニ於テハ最敬禮ヲ行フヘシ

最敬禮ハ不動ノ姿勢ヲ取リ先ツ天皇ニ注目シ次ニ體ノ上部ヲ前約四十五度ニ傾ケ頭ヲ正シク上體ノ方向ニ保チ帽ハ右手ニテ其ノ庇ヲ摘ミ之ヲ右股ニ接シテ提ケ帽ノ内部右ヲ股ニ對セシム刀ヲ佩フルトキハ柄ヲ後ニシ左手ニテ鎺部ヲ握ルモノトス

第二十六條　前條ノ最敬禮ハ玉座ヲ距ルコト約六歩ノ所ニ於テ之ヲ行フモノトス但シ此ノ場合ニ於テハ先ツ御室ノ外ニ於テ敬禮シタル後御室ニ入リテ直ニ敬禮ヲ行ヒ更ニ進ミテ最敬禮ヲ爲シ最敬禮終リタルトキハ退歩シ御室ノ出口ニ於テ敬禮シ御室ヲ出テ更ニ敬禮ヲ行ヒタル後退去スヘシ

前項ノ敬禮ハ最敬禮ヲ除クノ外總テ體ノ上部ヲ前約十五度ニ傾ケ頭ヲ正シク上體ノ方向ニ保チ帽ノ内部右ヲ股ニ對セシム刀ヲ佩フルトキハ柄ヲ後ニシ左手ニテ鎺部ヲ握ルモノトス

第二十七條　賢所參拜其ノ他拜神ノトキハ拜禮ヲ行フヘシ

拜禮ノ方法ハ神璽ニ對シ最敬禮ト同一ノ方法ヲ以テ行フモノトス

第二節　室内ノ敬禮

第二十八條　室内トハ居室、寢室、事務室及應接所等ヲ謂ヒ衛兵所、廊下、炊事場及厩等ハ室外トス但シ行幸、行啓アリタルトキニ限リ廊下モ亦室内ト看做ス

第二十九條　室内ノ敬禮ハ體ノ上部ヲ前約十五度ニ傾ケ受禮者ノ眼又ハ敬禮スヘキモノニ注目スルノ外最敬禮ニ同シ

室内ニ入ラムトスルトキハ室外ニ於テ脱帽スヘシ

下士兵卒銃又ハ槍ヲ携フルトキハ前二項ニ依ラス室外ノ敬禮ヲ行フモノトス

將校ニシテ下士兵卒ノ室内ニ入ルトキハ脱帽セサルモ妨ナシ此ノ場合ニハ室外ノ敬禮ヲ行フモノトス

第三十條　參内及參殿ノ節ハ昇殿ノ際ヨリ脱帽スヘシ

賢所參拜其ノ他祭典ニ參列スルトキハ賢所正門又ハ祭場ニ入ルトキヨリ脱帽スヘシ

第三十一條　上官ノ室内ニ入ルトキハ上官ニ面シ入口ニ於テ敬禮ヲ行フヘシ其ノ室ヲ去ルトキハ亦同シ

第三十二條　上官ヨリ書類其ノ他ノモノヲ受ケ又ハ上官ニ之ヲ呈セムトスルトキハ敬禮ノ後適宜前進シ帽ヲ左脇ニ挾ミ右手ヲ以テ之ヲ受ケ又ハ呈シタル後壽位ニ復シ再ヒ敬禮ヲ行ヒ退去スヘシ但シ銃又ハ槍ヲ携フルトキハ左手ヲ以テ之ヲ受ケ又ハ呈スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ返簡若ハ受領證ヲ受クヘキトキハ適宜ノ位置ニ退キ之ヲ待ツヘシ

上官ヨリ書類ヲ受ケ其ノ場ニ於テ披見ヲ要スルトキハ左手ヲ副ヘテ披見スヘシ但シ銃又ハ槍ヲ携フルトキハ之ヲ體ニ托シ右臂ヲ以テ之ヲ支ヘ（騎銃ニ在リテハ銃身ヲ右ニシ負革ヲ右臂ニ懸ク）右手ヲ副ヘテ披見スヘシ

上官ヨリ官記、位記、勳記、功記及辭令書、賞狀等ヲ受クルトキハ其ノ場ニ於テ拔帽スルヲ例トス

命令、訓示等ヲ受ケ又ハ報告ヲ爲サムトスルトキ亦前項ニ準ス

第三十三條　上官室內ニ來ルトキハ立チテ敬禮ヲ行ヒタル後各其ノ業務ニ服シ上官其ノ室ヲ去ルトキハ再ヒ立チテ敬禮ヲ行フヘシ但シ上官ニ應答スル者ハ其ノ問起立スルモノトス

下士兵卒ノ室內ニ將校來ルトキハ前項ニ拘ラス最初之ヲ認メタル者「敬禮」ト呼ヒ其ノ室ニ在ル者皆其ノ場ニ立チ敬禮ヲ行ヒ將校ノ許可アリタル後各其ノ業務ニ服スヘシ但シ檢査、點呼等ノ場合ニ在リテハ高級ノ者號令ヲ以テ一般ニ不動ノ姿勢ヲ取ラシメ敬禮ヲ行フヘシ

講堂等ニ於テ授業若ハ作業中ニ在リテハ教官若ハ監視者ノ敬禮ヲ行ヒ前二項ノ敬禮ヲ省略セシムルモ妨ナシ

第三十四條　勅使ニ對シテハ上官ト同一ノ敬禮ヲ行フヘシ

第三十五條　廢アル宴會ニ於テ上官ト同席スルトキハ上官ヨリ先ニ椅子ニ倚リ又ハ食卓ニ就キ若ハ之ヲ離レ又ハ喫煙スルコトナキヲ禮トス

上官ヨリ廢アル宴會等ニ招カレ其ノ參著及退散ノトキハ帶刀(劍)シテ挨拶スルヲ例トス

第三節　室外ノ敬禮

第三十六條　室外ニ於テハ特ニ規定アル場合ヲ除クノ外擧手注目ノ敬禮ヲ行フヘシ但シ右手ヲ擧ルコト能ハサルトキハ其ノ儘受禮者ニ注目シ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾クヘシ

擧手注目ノ禮ハ姿勢ヲ正シ右手ヲ擧ケ其ノ指ヲ接シテ伸ハシ食指ト中指トヲ帽ノ庇ノ右側ニ當テ掌ヲ稍外方ニ向ケ肘ヲ肩ノ方向ニテ略其ノ高サニ齊クシ頭ヲ向ケテ受禮者ノ眼又ハ敬禮スヘキモノニ注目ス

第三十七條　將校拔刀ノ場合ニ於テ天皇又ハ軍旗ニ對シ敬禮ヲ行フトキハ其ノ他特ニ規定アル場合ニハ刀ノ禮ヲ行ヒ其ノ場合ニ在リテハ肩刀ニテ姿勢ヲ正シ頭ヲ向ケテ受禮者ニ注目シ禮ノ上部ヲ少シク前ニ傾クヘシ但シ將校相當官ハ刀ノ禮ヲ行フコトナシ

下士兵卒銃若ハ槍ヲ携ヘ又ハ拔刀シタル場合ニ於テ敬禮ヲ行フトキハ天皇又ハ軍旗ニ對シテハ著劍捧銃(騎兵、輜重兵ニ在リテハ著劍セス)捧刀又ハ捧槍(乘馬ノトキハ立槍以下同シ)ヲ爲シ目迎目送ヲ行ヒ上官ニ對シテハ行進間ニ在リテハ正規ノ步法ヲ取リ頭ヲ向ケテ受禮者ニ注目シ停止間ニ在リテハ將校ニ對シテハ捧銃、捧刀又ハ捧槍ヲ爲シ目迎目送ヲ行ヒ下士兵卒ニ對シテハ姿勢ヲ正シ立銃、肩刀又ハ立槍ヲ爲シ頭ヲ向ケテ受禮者ニ注目シ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾クヘシ

下士兵卒喇叭ヲ手ニスルトキハ其ノ持方ヲ變スルコトナク銃、刀又ハ槍ニ關スル動作ヲ除ク外前項ニ準シ敬禮スルモノトス

第三十八條　野外ニ於テ天皇ニ奏上スルトキハ玉座ヲ距ル約六步ノ所ニ至リ敬禮シ適宜ノ距離ニ進ミテ奏上シ奏上終リタルトキハ玉座ヲ距ル約六步ノ所迄退步シテ敬禮ヲ行ヒ退去スヘシ

第三十九條　送上ニ於テ行幸ニ遇フトキハ前驅ノ稍前ヨリ道路ノ一側ニ於テ車駕ノ通路ニ面シテ停止シ(乘馬者ハ其ノ儘乘車者ハ下車)車駕約八步前ニ近ツクトキ敬禮ヲ行ヒ約八步過去ル迄其ノ姿勢ヲ保ツヘシ

汽車、汽船等ニテ通御ノ際亦前項ニ準シ敬禮ヲ行フヘシ

第四十條　行進間ニ於テ軍旗(上置ヲ附セサルトキ以下同シ)若ハ上官ニ行遇ヒ又ハ其ノ傍ヲ通過スルトキハ將校ニ在リテハ其ノ儘敬禮ヲ行ヒ下士兵卒銃若ハ槍ヲ携ヘ又ハ拔刀シタル場合ニ於テ敬禮ヲ行フトキハ其ノ儘敬禮ヲ行ヒ其ノ他ノ場合ニ於テハ敬禮ヲ行ヒタル後各其ノ業務ニ服シ上官其ノ室ヲ去ルトキハ再ヒ立チテ敬禮ヲ行フヘシ但シ上官ニ應答スル者ハ其ノ問起立スルモノトス

下士兵卒ノ室內ニ將校來ルトキハ前項ニ拘ラス最初之ヲ認メタル者「敬禮」ト呼ヒ其ノ室ニ在ル者皆其ノ場ニ立チ敬禮ヲ行ヒ將校ノ許可アリタル後各其ノ業務ニ服スヘシ但シ檢査、點呼等ノ場合ニ在リテハ高級ノ者號令ヲ以テ一般ニ不動ノ姿勢ヲ取ラシメ敬禮ヲ行フヘシ

講堂等ニ於テ授業若ハ作業中ニ在リテハ教官若ハ監視者ノ敬禮ヲ省略セシムルモ妨ナシ

第三十四條　勅使ニ對シテハ上官ト同一ノ敬禮ヲ行フヘシ

第三十五條　廢アル宴會ニ於テ上官ト同席スルトキハ上官ヨリ先ニ椅子ニ倚リ又ハ食卓ニ就キ若ハ之ヲ離レ又ハ喫煙スルコトナキヲ禮トス

上官ヨリ廢アル宴會等ニ招カレ其ノ參著及退散ノトキハ帶刀(劍)シテ挨拶スルヲ例トス

第三節　室外ノ敬禮

第三十六條　室外ニ於テハ特ニ規定アル場合ヲ除クノ外擧手注目ノ敬禮ヲ行フヘシ但シ右手ヲ擧ルコト能ハサルトキハ其ノ儘受禮者ニ注目シ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾クヘシ

擧手注目ノ禮ハ姿勢ヲ正シ右手ヲ擧ケ其ノ指ヲ接シテ伸ハシ食指ト中指トヲ帽ノ庇ノ右側ニ當テ掌ヲ稍外方ニ向ケ肘ヲ肩ノ方向ニテ略其ノ高サ

兵卒ニ在リテハ軍旗若ハ所屬團隊長(獨立隊內ニ於ケル大隊長、中隊長竝教導(生徒)隊ヲ有スル學校長タル將官、佐官及教導(生徒)隊長、同隊中隊長ヲ含ム)ニ對シテハ之ニ面シテ停止シ其ノ他ノ上官ニ對シテハ行進ノ儘頭ヲ受禮者ノ方ニ向ケテ敬禮ヲ行フヘシ

前項ノ團隊長ト他ノ上官ト同行スル場合ニハ下士兵卒ハ停止シ第十八條ニ準シテ敬禮ヲ行フヘシ

第四十一條　停止間ニ於テ上官其ノ傍ヲ通過スルトキハ之ニ面シテ敬禮ヲ行フヘシ

上官ノ許ニ至ルトキハ適宜ノ距離ニ於テ之ニ面シテ停止シ敬禮ヲ行フヘシ

第四十二條　上官ノ後方ヨリ進ミテ之ヲ通リ過キムトスルトキハ其旨ヲ告ケテ通過スヘシ

第四十三條　途上ニ於テ勅使ニ遇フトキハ行進ノ儘敬禮ヲ行フヘシ

第四十四條　途上ニ於テ軍人ノ葬儀ニ遇フトキハ官職ノ如何ヲ問ハス其ノ柩ニ對シ敬禮ヲ行フヘシ

第四十五條　上官ノ引率スル軍隊ニ行遇ヒ又ハ其ノ傍ヲ通過スルトキハ隊長ニ敬禮ヲ行フヘシ

第四十六條　軍隊ヨリ敬禮ヲ受クタルトキハ其ノ隊長ニ答禮スルモノトス

第四十七條　室外ニ於テ上官ノ寫眞ヲ通過スルトキハ之ニ面シテ敬禮ヲ行フヘシ室內ニ於テ寫眞外ニ在ルヲ認メタルトキハ敬禮ヲ行フヘシ

第四十八條　一、二等卒及之ト同級ノ者ハ步哨ニ對シ敬禮ヲ行フヘシ

第四十九條　汽車、電車、馬車、人力車及船等ニ乘リタルトキ上官ニ行遇ヒ若ハ其ノ傍ヲ通過シ又ハ船、車內ニ於テハ上官ニ遇フトキハ乘座ノ儘姿勢ヲ正シ敬禮スルモ妨ナシ但シ船、車內ニ於テハ軍旗若ハ所屬團隊長(獨立隊內ニ於ケル大隊長、中隊長竝教導(生徒)隊ヲ有スル學校長タル將官、佐官及教導(生徒)隊長、同隊中隊長ヲ含ム)ニ對シテハ之ニ面シテ停止シ其ノ他ノ上官ニ對シテハ行進ノ儘頭ヲ受禮者ノ方ニ向ケテ敬禮ヲ行フヘシ

前項ノ團隊長ト他ノ上官ト同行スル場合ニハ下士兵卒ハ停止シ第十八條ニ準シテ敬禮ヲ行フヘシ

第四十一條　停止間ニ於テ上官其ノ傍ヲ通過スルトキハ之ニ面シテ敬禮ヲ行フヘシ

上官ノ許ニ至ルトキハ適宜ノ距離ニ於テ之ニ面シテ停止シ敬禮ヲ行フヘシ

第四十二條　上官ノ後方ヨリ進ミテ之ヲ通リ過キムトスルトキハ其旨ヲ告ケテ通過スヘシ

第四十三條　途上ニ於テ勅使ニ遇フトキハ行進ノ儘敬禮ヲ行フヘシ

第四十四條　途上ニ於テ軍人ノ葬儀ニ遇フトキハ官職ノ如何ヲ問ハス其ノ柩ニ對シ敬禮ヲ行フヘシ

第四十五條　上官ノ引率スル軍隊ニ行遇ヒ又ハ其ノ傍ヲ通過スルトキハ隊長ニ敬禮ヲ行フヘシ

第四十六條　軍隊ヨリ敬禮ヲ受クタルトキハ其ノ隊長ニ答禮スルモノトス

第四十七條　室外ニ於テ上官ノ寫眞ヲ通過スルトキハ之ニ面シテ敬禮ヲ行フヘシ室內ニ於テ寫眞外ニ在ルヲ認メタルトキハ敬禮ヲ行フヘシ

第四十八條　一、二等卒及之ト同級ノ者ハ步哨ニ對シ敬禮ヲ行フヘシ

第四十九條　汽車、電車、馬車、人力車及船等ニ乘リタルトキ上官ニ行遇ヒ若ハ其ノ傍ヲ通過シ又ハ船、車內ニ於テハ上官ニ遇フトキハ乘座ノ儘姿勢ヲ正シ敬禮スルモ妨ナシ但シ船、車內ニ於テハ

第三章　軍隊ノ敬禮

第五十條　演習中上官ニ行遇ヒ又ハ其ノ傍ヲ通過スルトキハ敬禮ヲ行フコトナク單ニ其ノ旨ヲ告知スヘシ

第五十一條　上官ト同行スルトキハ上官ノ行進ヲ妨ケサル如ク其ノ左側(二人以上ナルトキハ兩側ニ分レ)又ハ後方ニ就キ上官ノ步調ニ合ハスヲ例トス

第五十二條　下士兵卒集團シ又ハ同行スルトキ上官ニ行遇ヒ又ハ上官其ノ傍ヲ通過スルトキハ其ノ他敬禮ヲ行フヘキ場合ニ於テハ最初之ヲ認メタル者要スレハ「敬禮」ト呼ヒ注意スヘシ

第五十三條　演習中上官ニ行遇ヒ又ハ其ノ傍ヲ通過スルトキハ敬禮ヲ行フコトナク單ニ其ノ旨ヲ告知スヘシ

第三章　軍隊ノ敬禮

第一節　停止間ノ敬禮

第五十四條　天皇ニ對シテハ車駕ノ通路ニ正面（騎兵、野戰砲兵、輜重兵ニシテ途上縱隊ナルトキ已ムヲ得サレハ其ノ儘以下同シ）シテ隊列ヲ正シ武裝（軍裝若ハ略裝ニテ武器ヲ携帶スルモノ以下同シ）シタルトキハ歩兵、工兵ハ著劍捧銃ヲ行ヒ騎兵ハ捧銃、捧刀、捧槍若ハ立槍シ野戰砲兵ハ姿勢ヲ正シ輜重兵ハ捧銃若ハ捧刀シ駄馬又ハ車輛ヲ牽ク部隊ハ姿勢ヲ正シ當該部隊ニ屬スル將校ハ刀ノ禮ヲ爲シ喇叭「君カ代」ヲ吹奏スヘシ

前項ノ敬禮ハ車駕隊列ヨリ約三十歩ノ所ニ來ルトキ之ヲ始メ隊列ヲ去ルコト約十五歩ノ所ニ至ルトキ之ヲ止ム

汽車、汽船等ニテ通御ノ際亦前項ニ準シ敬禮ヲ行フヘシ

第五十五條　將官ニ對シテハ之ニ正面シテ隊列ヲ正シ武裝シタルトキハ立銃、肩刀、立槍等ノ儘敬禮ヲ行ヒ隊長將校ナルトキハ刀ノ禮ヲ爲シ下士兵卒ナルトキハ捧銃、捧刀、捧槍若ハ立槍ヲ爲シ目迎目送ヲ行ヒ左ノ區分ニ從ヒ喇叭「海行カハ」（ウミユカハ）ヲ吹奏スヘシ

一、元帥、陸軍大臣、參謀總長、教育總監、陸軍大將及特命檢閱使タル將官　三回

二、陸軍中將　二回

三、陸軍少將　一回

前項ノ敬禮ハ受禮者隊列ヨリ約八歩ノ所ニ來ルトキ之ヲ始メ隊列ヨリ約八歩過キ去ル迄其ノ姿勢ヲ保ツヘシ

受禮者突然隊ノ左翼ヨリ來ルトキノ如キハ中隊各箇ニ敬禮ヲ行フモ妨ナシ又喇叭ハ受禮者ノ職名ヲ知ルコト能ハサルトキハ官等ニ應スル回數ヲ吹奏シ若シ官等ヲモ識別シ得サルトキハ單ニ一回吹奏スルモノトス

佐尉官ニ對シテ喇叭ヲ吹奏セサル外前項ニ同シ

第五十六條　勅使ニ對シテハ之ニ正面シテ隊列ヲ正シ武裝シタルトキハ立銃、肩刀、立槍等ノ儘敬禮ヲ行ヒ隊長將校ナルトキハ刀ノ禮ヲ爲シ下士兵卒ナルトキハ捧銃、捧刀、捧槍若ハ立槍シ目迎目送ヲ行ヒ敬禮スルモノトス

第五十七條　他ノ軍隊ニ對シテハ隊列ヲ正シ隊長將校ナルトキハ刀ノ禮ヲ行ヒ下士兵卒ナルトキハ第三十七條ト同一ノ方法ヲ以テ互ニ敬禮シ喇叭「皇御國」（スメラミクニ）一回ヲ吹奏スルモノトス

軍隊相互ノ敬禮ハ其ノ隊長ノ階級下ナルモノヨリ先ツ之ヲ行ヒ同級ナルトキハ先後ヲ論セス之ヲ行フモノトス

第五十八條　軍旗ヲ有スル軍隊ニ對シテハ隊列ヲ正シテ敬禮シ隊長ハ軍旗ニ對シ第三十七條ノ敬禮ヲ行ヒ喇叭「足曳」（アシヒキ）一回ヲ吹奏シ軍旗ヲ有スル軍隊ハ之ニ對シ答禮シ喇叭「皇御國」（スメラミクニ）一回ヲ吹奏スルモノトス

第五十九條　軍隊ニシテ武裝セサル場合ノ敬禮ハ銃、刀又ハ槍ニ關スル動作ヲ除クノ外武裝シタル場合ノ敬禮ニ準ス但シ隊長ハ擧手注目ノ禮ヲ行ヒ喇叭ヲ吹奏スルコトナシ

武裝シタル軍隊ニシテ武裝セサル軍隊ニ對スルトキ亦前項ニ同シ但シ隊長ハ第五十七條ト同一ノ敬禮ヲ行フ

將校相當官及各部下士兵卒ノ引率スル軍隊ノ敬禮ハ武裝セサル軍隊ノ敬禮ニ同シ

第六十條　軍隊ノ軍人ニ對スル敬禮ハ其ノ隊長ヨリ上級ノ者ニ非サレハ之ヲ行フコトナシ

將校相當官、各部下士及其ノ引率スル軍隊ニ對シテハ軍隊ノ敬禮ヲ行ハス隊長ノミ敬禮若ハ答禮スルモノトス

第六十一條　將校ノ引率スル軍隊ハ下士兵卒ノ引率スル軍隊ニ對シテ軍隊ノ敬禮ヲ行ハス隊長ノミ答禮スルモノトス

第六十二條　儀仗隊ヲ附シタル軍人ノ葬儀ニ遇フトキハ官職ノ如何ヲ問ハス隊長ハ柩ニ對シ敬禮スルモノトス

第六十三條　軍隊拜神（クンシン）ノ禮ハ神前ニ整列シ天皇ニ對スルト同一ノ敬禮ヲ行フ但シ喇叭ハ「國ノ鎭メ」一回ヲ吹奏スルモノトス

第六十四條　軍隊行軍又ハ教練間隊列ヲ解キ一地ニ休憩シアルトキハ敬禮ヲ行ハサルヲ例トス其ノ他ノ場合ニ於テ隊列ヲ離レタル軍人ハ單獨ノ敬禮ヲ行フヘシ

第二節　行進間ノ敬禮

第六十五條　天皇ニ對シテハ先驅ノ稍前ヨリ道路ノ一側ニ沿フテ停止シ第五十四條ニ準シ敬禮ヲ行ヒ鹵簿隊列ヲ過キ去リタル後再ヒ行進ヲ始ムヘシ

汽車、汽船等ニテ通御ノ際亦前項ニ準シ敬禮ヲ行フヘシ

第六十六條　軍旗、上官又ハ他ノ軍隊ニ對シテハ行進ヲ停止セス「頭右（左）」ノ號令ニテ軍旗、受禮者又ハ隊長ニ注目シ隊長將校ナルトキハ刀ノ禮ヲ行ヒ下士兵卒ナルトキハ頭ヲ向ケテ受禮者ニ注目シ前節ノ規定ニ準シ喇叭ヲ吹奏スヘシ但シ將官ニ對スル喇叭ハ「海行カハ」（ウミユカハ）一回トス

勅使ニ對シテハ喇叭ヲ吹奏セサル外前項ニ準シ敬禮ヲ行フヘシ

前二項ノ敬禮ハ其ノ隊ノ先頭受禮者ヲ距ルコト約八歩ノ所ヨリ始メ隊列ヲ過キ去リタル後「直レ」ノ號令ニテ頭ヲ正面ニ復セシムヘシ

第六十七條　軍隊整列シタル衞兵ノ前ヲ通過スルトキハ他ノ軍隊ニ對スルト同一ノ敬禮ヲ行フヘシ但シ將校ノ引率スル軍隊ハ下士以下ノ司令タル衞兵ニ對シ軍隊ノ敬禮ヲ行ハス隊長ノミ答禮スヘシ

第六十八條　第五十八條乃至第六十二條ハ軍隊行進間ノ敬禮ニ準用ス

第六十九條　途歩行進間（徒歩兵ニ在リテハ「途歩」）其ノ他ニ在リテハ「休メ」ノ號令ヲ行ハス隊長ノミ敬禮ヲ行フ但シ軍旗、軍隊及高貴ノ人ニ遇フトキハ成ルヘク唱歌、喫煙等ヲ止メ靜肅ニ行進スヘシ

軍隊時宜ニ依リ市街ニ於テ途歩行進中敬禮ヲ爲サムトスルトキハ先ツ速歩行進（徒歩兵ニ在リテハ「速歩」其ノ他ニ在リテハ「氣ヲ付ケ」ノ號令アリタル場合）ニ復シテ之ヲ行フヘシ

第三節　教練間ノ敬禮

第七十條　天皇練兵場ニ親臨アリタルトキハ其ノ場ニ在ル最高級ノ將校ハ喇叭手ヲシテ「氣ヲ付ケ」ヲ吹奏セシメ車駕ヲ奉迎シ各隊教練ヲ止メ其ノ位置ニ於テ敬禮ヲ行ヒ各團隊毎ニ其ノ最高級ノ將校ハ駈歩ニテ車駕ノ許ニ至リ敬禮ヲ行ヒ教練ノ次第ヲ奏上シ勅命アルカ又ハ車駕練兵場ヲ去ル車駕練兵場ヲ去ルニ際シテハ軍隊ハ其ノ位置ニ於テ敬禮ヲ行ヒ其ノ場ニ在ル最高級ノ將校ハ車駕ヲ奉送スヘシ

第七十一條　元帥、陸軍大臣、參謀總長、教育總監、陸軍大將及特命檢閱使タル將官練兵場ニ臨場シタルトキハ最初ニ之ヲ認メタル隊長先ツ喇叭手ヲシテ「氣ヲ付ケ」ヲ吹奏セシメ各隊教練ヲ止メ其ノ位置ニ於テ敬禮ヲ行ヒ各團毎ニ其ノ最高級ノ將校ハ駈歩ニテ臨場者ノ許ニ至リ敬禮ヲ行ヒ